DS 895 .F7 T135 1920 Jan.–June

臺灣時報

Japanese BP Library of Congress 068098 1952

EAST ASIA ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO., LIMITED FEB 1920

大正九年

一月號

要目

新年の辭
柴軍司令官を歡迎す
大正九年度豫算
臺灣の恙蟲病
臺灣刑事政策の實行
鐵道は何を爲て居るか
改造問題と教育
國勢調査に就て
購買組合に就て
大なる日本と同化問題
石炭の需給と臺灣炭
官場十有八年の回顧
臺灣の森林及其利用
對蘭印米通商發展策
本島地方事情
漢文、法令

臺灣總督府內　臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行所役員氏名（イロハ順）

評議員長

法學博士 下村宏

評議員

醫學博士 稻垣長次郎
池田常吉
石坂荘作
市來半次郎
服部仁藏
羽鳥精一
原鶴次郎
新元鹿之助
西川利藤太
醫學博士 堀内次雄
富島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
農學博士 大島金太郎
大越大藏
大竹勝一郎
小畑駒三
岡田重久

渡邊英太郎
渡邊啓太
賀來佐賀太郎
川崎卓吉
簡阿牛
顏雲年
加福豐次
菅野善三郎
川中子安治郎
數田輝太郎
吉川卯三郎
醫學博士 高木友枝
工學博士 高橋辰次郎
田村武七
田村藤四郎
高田元治郎
法學博士 谷野格
高山仰
曾田孝一郎
津田毅一
永田綱明
永田隼之助
中村啓次郎
中島榮吉
長尾景德
内藤正太郎
武藤針五郎
宇野英種
梅谷光貞

隈本繁吉
草鹿砥祐吉
楠正秋
工學博士 山形要助
山移定政
松岡富雄
增田高頼
丸田治太郎
牧山清砂
松江春次
小松吉久
吳昌才
小松楠彌
辜顯榮
古賀三千人
枝德二
鄭拱辰
相川茂郷
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照郷
麻生誠之
櫻井鐵太郎
坂本素魯哉
佐々木紀綱
齋藤愛二
柵瀨軍之佐

佐田武彦
蔡蓮舫
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
御厨規三
三村三平
三好德三郎
南新吾
庄田藤治
白荘司芳之助
平山寅次郎
平高寅太郎
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣

編纂委員

石井光次郎
池田幸甚
男爵 井上清純
服部武彦
豐田勝藏
農學博士 東郷實
片山秀太郎
鎌田正威

瀧原三郎
田坂千助
角田廣次
長島八郎
長尾景德
草野義一
前田稔靖
古山榮三郎
藤井恭敬
小西恭介
阿部嘉七
菊池武芳
水越幸一
守屋德夫
農學博士 鈴木眞吉

常務員

編輯係 鷹取田一郎
同 拓大雄
同 中野顧三郎
同 小森德治
同 秋澤次郎
同囑託 池田壯太郎
同 小野眞盛
同 杉山秀
庶務及會計係 伊藤憐之助

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

謹賀新年

臺灣時報

評議員長

評議員一同

編纂委員一同

常務員一同

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年　一月號目次

口繪寫眞◉柴軍司令官閣下

新年の辭……一

柴軍司令官閣下を迎ふ……二

■論　說■

大正九年度豫算に就て……總務長官法學博士　下村宏……六

臺灣の恙蟲病……防疫醫官　羽鳥重郎……八

臺灣に於ける刑事政策の實行……檢察官　上内恒三郎……一二

鐵道は何を爲て居るか……鐵道部運輸課長　白勢黎吉……三〇

改造問題と教育……總督府臺北中學校長　松村傳……三七

國勢調査に就て……內務局地方課長　水越幸一……四二

購買組合に就て……財務局會計課長　阿部嘉七……四六

◉榕蔭閑話◉……五四

■講　演■

大なる日本と同化問題……高等商業學校長　隈本繁吉……五五

東洋に於ける石炭の需給と臺灣炭の將來……三井物產支店石炭部長代理　北村敏……六四

◉明治三十四年の臺灣文武官◉……八三

■叢　談■

官場十有八年の回顧……臺灣電力會社長醫學博士　高木友枝……八六

◉領臺二十五年誌……九二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■調査報告■

臺灣の森林及其利用……林業試驗場長 金平亮三……九四

蘭領東印度に對する米國の通商發展策……(商工課調)……一〇三

◎花影半簾◎……一〇九

■地方事情■

本島各廳の狀況……(各廳報告)……一一〇

◎官吏に對する惡口◎……一四一

■研究資料■

日本民族の古代思想に顯はるゝ原稻神話の發展……蕉鹿夢……一四二

海峽植民地立法會議に於ける總督の演說……越村生譯……一四四

◎海南側評◎……一四八

■記錄■

臺灣教育界彙報……守屋德夫……一四九

臺灣に於ける鰻……(水產課調)……一五二

◎茶烟竹榻◎……一五七

■統計■

臺北手形交換所手形交換月表◎臺南手形交換所手形交換月表◎臺灣銀行劵發行高竝準備保證高◎各銀行放資額◎預金貸出金◎臺北物價指數表◎信用竝信用兼營組合事業一覽表◎各銀行內外爲替取組高表(以上財務局調)◎臺灣貿易統計の一◎臺灣貿易統計の二(以上稅關調)……一五八

■雜報■

◎臺灣商況(商工課調)◎運輸概況(鐵道部調)◎正誤◎臺灣日誌◎人事消息◎任命……一六七

■漢文欄■

◎田總督施政訓示◎就大正九年預算而言◎迎歲之詞◎實行遵奉正朔◎物價昂騰數倍◎惡性感冒又興◎應募醫專加多◎庚申雜誌◎實事小說……一七六

■法令■

◎高等官々等俸給令中改正外二十五件(大正八年十一月分)……五五

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行規定

第一條　政事、時事、農事、工事、商事、學術、技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況竝に南支那南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す

第二條　臺灣總督府內に臺灣時報發行所を設置す

第三條　臺灣時報發行の爲め左の役員を置く

一　評議員
二　編纂委員
三　常務員

第四條　臺灣時報は每月一日之を發行す但し必要に依り臨時增刊を發行することあるべし

第五條　臺灣時報に掲載すべき事項は之れを左記の要目に分つ

一　論說
二　講演
三　談叢
四　調查報告
五　地方事情
六　研究資料
七　統計
八　記錄
九　雜報
十　法令
十一　廣告

第六條　委員長は每月一回委員を會して編纂上の協議を爲すべし

第七條　臺灣時報の原稿は每月十日迄に發行所に送付せらるべし

第八條　臺灣時報は他の依賴に應じて廣告を掲載することを得

第九條　臺灣時報の代價及び廣告料等は別に之れを定む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣軍司令官陸軍大將柴五郎閣下

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Japanese B.S.
a.26.4.2
(1920)

新年の辭

洪鈞一轉、爰に大正八年の舊春秋を送つて、更に大正九年の新天地を迎ふ。歲星正に庚申に次つて森羅萬象、悉く靑帝の惠風に光被し、九天閶闔、遠く赤城の霞を靆かせ萬國笙歌、特に文明の盛を耀さんとす。

今斯の新年を迎へて熟々世界の大勢を達觀するに、歐洲戰亂は昨年を以て漸く其の局を結ひ、平和の光明は天地に充滿せりと雖も、世態の變遷は殊に甚しきものあり。產業は到處に勃興し、科學は益々進步し、世界の文明は將に新なる修飾を加へて爰に漸く頭角を現はし、世界を通して多事多艱ならんとす。要するに銃砲彈藥の戰爭は去つて智識の戰爭は將に酣ならんとする也。此の戰爭や實に是れ世界に共通する者にして蓋し如何なる國と雖も其の局外に中立するを許さす。豈に夫れ我か臺灣のみ海外に孤懸するの故を以て、何ぞ獨り超然として其の戰線の外に晏如たるを得ん。

從來我か臺灣は世界の別天地を以て目せられたり。地理上誠に別天地たる也。單に地

理上に在つて然るのみならす。社會上の形相に於ても亦た聊か別天地なるかの感無き能はさりし也。今爰に新年を迎へたる臺灣は、全く從來の儀型を脱却し、始めて文官を戴きて其の閫府と爲し、別に將帥を置きて以て南藩の雄鎭を定め、其の制度の根本を改めて、漸次時代の要求に應する最新最善の統治を行はんとせる也。是れ又た世界に於ける智識の戰爭を傍觀する能はされは也。

舊時の所謂別天地をして更に文明の絢爛たる別天地と爲し、工藝技術に於ても、文學道德に於ても、乃至產業賈估に於ても、亦た世界の夫れに比して更に遜色を認めさる特有の地步を占め、更に進んで智識の戰爭に向つて健闘するを得は、吾人か斯の新年に處するの意義始めて明なりと謂ふべし。

「斯文逢盛世。景祚啓昌期。」とかや。直に此の十字を將つて新年を頌讚するの辭と爲し、謹て讀者諸君と倶に聖壽の萬年を祈らん。

柴臺灣軍司令官を迎ふ

臺灣は帝國の西南に位せる孤島にして雲濤萬重我か本土と隔絶し、却つて一衣帶水を以て支那本土に接近す。其の兩岸相臨む處に至つては、殆んと呼へは應んとするの間に在り。然かも此の臺灣海峽は文明東漸の門戸にして、第十六紀の時代より西歐の文物財貨は此の門戸に向つて輸送せられ、明末の豪雄も亦た水軍を此に練る。所謂南門の鎖鑰なる者は是れ也。

自然の狀貌は斯の如し。臺灣守備の意義、夫れ大なりと謂はさる可けんや、昨年八月廟議特に臺灣軍司令部を設置するに決し、之れに托するに臺灣防衛の事を以てせらる當時故明石臺灣總督其の軍司令官に任せられたるも不幸にして騎鯨仙去の恨あり、是に於て乎、陸軍大將柴五郎閣下忽ち大命を拜して旌節を授り、始めて專任臺灣軍司令官として厥職に蒞まれたり。是れ實に客臘初九日なりき。

吾人柴將軍の盛名を耳にするや久し。曾ては我か臺灣に來つて兵站の役務に從事され

たることあり。復燕京に駐紮して鴻臚館に淹留すること年あり。殊に彼の北清拳匪の事變に際しては、列國軍隊の間に折衝して常に其の攻謀布陣の事を司り、列國使臣及ひ其の居留民を濛々たる戰雲の間に救護し、同時に清帝蒙塵後の燕都を綏撫し、以て其の安寧秩序を維持し、雄名を列國に耀かされたるは今猶ほ吾人の耳目に新なり。若夫れ麟閣の圖書を把つて將軍の舊勳を閲し來れは殆んこ復た枚擧に遑あらさるへし。然れこも吾人は將軍の功名を僂指して漫に其の脚色を盛にせんこする者に非らす、寧ろ我か臺灣軍司令官こして其の最も適當なる材幹を前述の舊勳に由つて立證せんこするのみ。闔境の人民仰いて將軍を崇敬する所以のもの亦た蓋し此に在らむ。

實に我か柴軍司令官閣下は東洋の名將なり。その温乎たる風丰は宛然古の君子にして胸中復た兵甲を貯ふるの人に非らさるか如し。然れこも天資英邁、識量宏遠にして機略縱横殆んこ鬼神の如きものあり、所謂威あつて猛かからさるの態度は、彪題黑齒の兇蕃こ雖こも尙ほ能く自然に悦服し、劍を棄て、欵を献し以て其の愛撫に就かさる可からさるものゝ如し。此人にして今旌節を把つて此に來る。縱令三軍統制の權之れ

を電光石火に運用するの時無しと雖も、屏翰森嚴として侮を禦き、山河草木悉く其の羽儀の重を仰かんとす。寔に盛なりと謂ふ可き也。

惟た思ふ臺灣は其の位置、熱帶圈に入れるか爲めに、之れを彼の燕京に較ふれは氣候の變化著しきものあり、我か帝都に比するも亦た然り。「柳營日暖春試馬。虎帳月明夜談兵。」冀くは閣下但た夫れ斯の如くあらんのみ。果して然らは天下は自から泰平なり何そ獨り臺灣の安寧のみならんや。謹んで閣下の健康を祈るといふ。

臺灣時報
大正九年一月號

論説

大正九年度豫算に就て

總務長官　法學博士　下村　宏

臺灣の財政も時勢の進運に伴うて漸く增大し、領臺の當時即ち最初の豫算年度たる明治三十年度の豫算は僅かに千四百八萬餘圓なりしが、時運の進步と共に遞增して止む處なく、殊に時局勃發以來著しき膨脹を來し、大正八年度に於ては前年に比して千萬圓、又大正九年度に於ては實に二千萬圓に近き豫算の增額を見るに至り。今や一億萬圓に垂んとする歲計を編成するの時期に到達せり。

歲計の數字の增進は一面通貨の膨脹に起因するものあり。又物價勞銀の騰貴に因る收入の增加は即ち支出の增加にして官業殊に收入の最も多き專賣收入の如き、一方に收入額の增加を示すと共に、一方に原料の買入費又は補償金等の增額に依り又た支出の增加を免れざるものあり。而も特種の財源たる戰時利得稅の如き今や之を失はざるべからざるに至れるに係はらず、支出は時局前の狀態に復舊せざるのみならず、却て增加の趨勢を示し、特に對人經費は俸給・給料・宿舍料・旅費・其の他諸手當に於て屢々增率を餘儀なくせられ、又從來の繼續費は何れも多大の追加を要するもの多く、此等各種の支出の膨脹は勢ひ純收入の比率を低くし、新規の事業の計畫

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に對し、其の多きを望むの甚だ困難なるを感ずるに至れり。

大體に於て殖産興業の見地、殊に食糧問題の點より觀て、或は官佃溪の灌漑事業、或は土地改良調査、鹽田面積の擴張製鹽奬勵、農業倉庫の奬勵補助、其他各般に通じて相當計畫する所あり。特に官佃溪埤圳工事に至りては、曾文溪及濁水溪の水を引き、嘉義・臺南兩廳下約十五萬甲歩の土地を灌漑せんとするものにして、此事業竣功の曉に於ては、蓋し南部地方の農産上全く面目を一新するに至るべしと信ず。

島內經濟界の異常の發展は、之を新設會社調査に徴するも大正八年一月以降十一月迄の新設會社は、臺灣電力株式會社を始め其數實に百二十四、其公稱資本金一億二百五十六萬四千九百圓、拂込資本額三千八百四萬八千四百圓に達し、臺灣銀行の紙幣發行正に四千五百萬圓に達せんとす。如此各種事業勃興の機運は、旅客の輸送貨物の集散に非常なる繁忙を來し、之が爲め交通機關の整理擴張亦た一層の急を告ぐるに至れり。理蕃の意味を兼ねたる蕃界道路は勿論、平地に於ても道路計畫を樹て、都鄙交通の途を圖り、又鐵道通信等財政の許す限り相當の方途を講じ、一方基隆の築港は再び第二期工事の繰上け擴張に着手するの必要を見るに至れり。又思想界の問題としては、既に敎育令公布の前後を通じて新設擴張せられたる各種學校の整備を期すると共に、社會政策の意味に於て住宅問題其他各種の問題に就ては、國庫及地方稅兩豫算に於て之が施設に留意したり。

今日經濟狀態の好況を呈するは誠に喜ぶべきと共に、社會の狀態は一起一伏常に波瀾あるを例とす。現時の好況に續いて來るべき反動、蓋し其數を免れざるべきと同時に、反動亦必ずしも之を非觀するの要なし。而かも此の際上下を通じて勤儉貯畜の美風を涵養し、驕奢を謹しみ荒怠を戒むることは何れの意味に於ても甚だ必要なり。物價は昂騰して止まる處を知らず、世態の變遷は又頗る激甚なるものあり、現時手當給與等の增加は、回を重ぬる毎に其都度、物價の昂騰を促進するの勢を馴致せるの感あり。如此の現象は一臺灣の問題に限らずと雖も、到る處上下相自省して緊縮を加へざるべからず。之れ誠に刻下の急事なり。

今や平和克復後の世態の變遷誠に急にして、國民擧げて一層の覺醒努力を要するものあり。臺灣の地又一般經濟界の問題は固より各般の文物制度を通じて幾多施設改良すべきもの亦少からず。吾人新を競ひ奇を衒ふは固より之を避くべきも一面膠柱守株を許さず。固陋滋滯の弊は一層之を忌ますんはあらず。況んや大正九年は實に初めて文官總督を迎へたる新年なるをや。吾人は大正九年の多事にして而も多幸ならんことを祈りて止まざるものなり。

臺灣恙蟲病

防疫醫官　羽鳥重郎

岩つぼにたゝふばかりの山の井の
　つゝがなくても世をすゝがばや（新六帖）

恙。噬蟲、能食人心、古者草居多被此害、
故相問勞曰無恙。（風俗通）

蟲病は古來越後信濃川・阿賀野川、羽後雄物川等沿岸の一定の地帶に限局して發生する地方病にして、夫等の地點に發生する恙蟲即赤蟲又（島蟲、毛蝨、砂蝨等の名あり）の刺螫によりて發し、人の最も恐怖する所たるは普く世の知る所なり。距今九十年前、秋田縣入間川の漢方醫大友氏父子深く之を研究し毛蝨を以て南支地方にある砂蝨となし之が豫防を説けり、その烱眼と熱心とに敬服すべし。山形縣にても維新前まで最上川沿岸に本病ありて後熄滅せしが、明治四十一年頃より再び下流谷地町附近に發生を見るといふ。當時發疹チフスと疑はれたりと。

如上病竈地北越兩羽を南に距る極めて遠き臺灣に、本病亦た古く未開地方に廣く存せしならん、其發見確定せられたるは大正三年なりとす。是より先、特殊の風土病として最初に注意せられたるは、明治四十一年の秋、花蓮港廳下バトラン方面隘勇線前進行動の際なり。當時木瓜溪沿岸地帶に於て、一種の發疹性熱性病發生し、常に之に腺腫を伴ふこと、公醫指宿氏の實驗にかゝれり。次て鳳林附近の平地處女林に入るもの、亦如上の熱性病に罹るもの多し。故を以て同地方にては木瓜熱・バトラン熱・鳳林熱又は不明熱など呼べりき。明治四十二年、臺東鐵道測量隊員が鳳林方面にて鳳林熱に侵さるゝや、余之れが調査をなしたるも、適當の患者に接せず、研究上得る所なかりき。後吉野村其他に官營移民の事あるや、之に罹るもの漸く多かりしが、又隘勇線警備員等亦之に犯され、加之之が爲め命を殞すもの稀ならず、其病性の研究は益必要に逼れるものあり。偶々大正三年太魯閣蕃討伐の事あるや、余警察隊に從ひ花蓮港に至り、木瓜溪方面に進出せる討伐隊員の、所謂木瓜溪熱にかゝれるもの、蓍萊醫院に收容せるあり、又鳳林・吉野村・林田等にて數多の例を親驗するを得たり。當時病原的檢査は徒勞に歸したりと雖も、多數の新鮮なる患者を實驗し、研究上大に得る所ありき。

當時余の第一に攻究せるは、本病毒は如何にして人體に侵入するやを確定するにありき。卽病毒の侵入門は呼吸器又は消化器にあらずして、皮膚なるべしとの見解を懷き、偶二三の新發患者を精査するに、病毒侵入門と認むべき皮膚潰瘍の存在を發見せり。而て該潰瘍は一種微小にして、被螫者の注意を惹かさる如き蟲類の刺螫に因り形成せられたるものにし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て、該蟲こそ病毒を人體に輸入する猶は內地に於ける恙蟲の如きものにして、之れ地方性に本病の發生する所以ならんと推定せり。當時余は新城に在り、警察官某氏に囑し、鼠を捕獲し之を檢したるに、偶然にも該鼠耳に多數の赤蟲の吸着を見たれば、更に進んで壽村・鳳林・吉野等の有毒地にて、各種の鼠族を檢するに又赤蟲を證明し、終に鳳林にて農民の體表より取れる赤蟲を得、是等を比較するに皆同一種なり、依て余は花蓮港地方に在る特殊の熱性病は、赤蟲の刺螫により病毒の侵入に原因するものにして、內地の恙蟲病と約一致するものと認め、取り敢へず之を發疹性腺腫熱と命名せり。爾來引續き各種の方面より本病に關し研究中にして、大正七年度內地各有病地を視察し、又諸大家の研究の模樣をも窺ふを得たり。而して臺灣に於ける本病は、內地の恙蟲病に一致するものたるは疑を容れざる所なり。

恙蟲病は恙蟲卽赤蟲の刺螫に因するものにして、赤蟲なければ固より本病の發生あるなし。而て本島に於ける赤蟲の分布は精査せられずと雖、今日まで本病發生の知られたる地方を擧げんに、第一に花蓮港廳下にては木瓜溪・荖溪沿岸・鯉魚尾附近・鳳林平地林及其附近豐田・壽・吉野・賀田・馬里橋の各村等最も本病を以て知られ、三笠・清水山・玉里附近公埔地方にも又知らる。タッキリ溪沿岸地方にも稀に發生あり、グークッ方面は未だ之を詳にせず、就中林田村及吉野村の內十五戶部落の開始當年の如き、本病患死者續發の慘況を呈せる今尙は記憶に新なり。之に次ぐを宜蘭廳下南澳方面とし、其本病なるは又大正三年始めて知られたり。大正七年土木局道路隊專賣局樟木調查隊及び救濟團腦丁等多く赤蟲の害を蒙むり、數十名の患者を出せるあり、南澳支廳所在地附近南溪・北溪・鹿皮方面に赤蟲多し。桃園廳下にては大正七年長谷川警部角板山にて之に罹れるあり、因て調查の結果ラハウに赤蟲の發生を知れり。新竹廳下にてはシャカロー方面にて發患せる例あり。嘉義廳下にては夙に嘉義醫院長たりし加藤氏佐野氏等相次て阿里山方面にて感染せる發疹性病の數例を報告せるあり、之本病に外ならざるものと認むべく、殊に達邦方面にも定型的の恙蟲病に罹れる一例を見たり。依て是等地方に赤蟲を產するや疑なし。臺南廳下にては近頃二層行溪上流地帶に入り漁撈をなしたるもの重症に罹り臺南醫院に入り恙蟲病と診斷せる一例あり、噍吧哖地方にても本病なりしやに聞く。阿緱廳下にては阿緱街附近より萬丹新庄仔內埔方面に瀰り屢本病の發生あり、蕃地北葉附近、四重溪附近に亦之あるを證せり臺東・南投・臺中各廳下にては未だ本病の發生を聞かず。此の如く本病は花蓮港宜蘭兩廳下のみならず、廣く分布せるを知るべし。殊に今後山地方面の開拓發展に伴ひ、本病の知らるゝ益ゝ多きを加ふるなるべし。

余の調查によれば、大正二年より同六年に至る五年間に本病にかゝれるもの六百三十三人中、六十三人の死亡あり、死亡比例は患者百人につき九人九分に當る。之れを山形地方の死亡比例が約五〇%內外なるに比し著しく輕きを見る。概して本病は新來の內地人、主として之に犯され、本島人には少なく、蕃人の如き殆んど全く之れに罹らず。南洋方面に亦本病に似同のものあり「スマトラ」及び濠洲「タウンスヴキル」附

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

近より報告せらる。之が死亡比例は一―三%なりといふ。

内地にて本病の有毒地即赤蟲發生地は一定河流の沿岸又は中洲に限局し、年々洪水の害を蒙むる箇所にして、赤蟲を宿す野鼠(Microtus montbelli)夥く之に棲息するを常とす。ベルツ氏の如き本病を日本洪水熱と名づけ、一たび瘴氣性のものとなしたる所なり。然るに本島にては阿緱方面に於けるが如き平野にあるあれども、多くは蕃地又は未開山脚地にして、其溪流に沿ふも必ずしも洪水の侵害を被むるにあらず。要は土壤の性質・草木の發生、殊に雨量等の關係より赤蟲及其宿主の棲息繁殖に適する所即有毒地たるべし。

本病を傳搬する赤蟲即恙蟲とは、蜘蛛類中蟎(ダニ)族に屬する Trombicula akamushi Brumpt の幼蟲にして其體極めて微小にして橙赤色を呈す、肉眼にては明視し易からず、六脚を有し行走活發なり、有毒地の草間地上にあり、人之に入れば忽ち被服皮膚に附屬し、漸く體表軟部を襲ひて之に吸着し、翌朝頃に紅疹をなす點を按觸すれば著く苛辣の感あり、蟲眼鏡(ルーペ)を以て檢せば中心に赤蟲を見るべし、放置すれば二三日にして自から離脱す。此の如き赤蟲は、通例各種の鼠族の耳の内面に無數群をなして吸着するを見る。その他余の調査によれば有毒地の雉子・三班鶉(ミフウヅラ)等の頭部及翅前緣に夥く吸着を見る。家鷄にも亦同じく發生を見るあり(雛雞の腹部翅内面の瘤内に見るは恙蟲と其種を異にす)其他犬猫加之二代獸醫によれば水牛にも亦之を見ることありと。余吉野村にて一二の鹿及猪を檢したるも赤蟲を見ざりき。此等の赤蟲は充分吸液したる後は宿主を離れ土中に入り、蛹化して所謂活動蛹(ニムフ)となり、之より進んで成蟲となる。

赤蟲の成蟲は從來不明のものたりしが、大正六年に及び發見せられてより之が發育圈は明となれり。赤蟲の成蟲は其形特異にして瓢箪形又は8字形を以て形容すべし。體長一ミリメートル内外に出でず。毛を以て被はれ、體色は微に紅色を帶べる白色なり。其特點とするは完全の眼を有せざることなり。常に土中に潜む、吉野村にて赤蟲の故に放置せる荒地一坪の表土より九十六隻の成蟲を得たるなり、多く薄(スヽキ)其の他の根株に在り、又甘蔗株にも見る。母蟲は卵を生む、之より孵出せる幼蟲は地上乃至草木に在りて温血動物を襲ひ吸潮するなり臺灣にて赤蟲の發生は初夏及秋季の二回に於てするもの丶如く、從て患者の發生亦之に伴ひ、通例五六月の交及十月頃に多しとす。内地にては七八月に流行するなり。此の如き赤蟲母蟲ある原野に猿を數時間繫留し置けば、赤蟲多數寄着し、腺腫を來たし、發熱し、本病の感染を徴するあり。

恙蟲病の病毒は赤蟲の刺螫により人體に入ると雖、該病原體たる未だ詳ならず、學者各說を異にし一人一說の槪あり、故緒方博士は一種の微菌を以て病原體なりと主張せられ、長與博士は別に一種の菌を培養報告する所あり、林博士はピロプラスマ類の原蟲を發見して病原體となし、又川村博士は超顯微鏡的微生體なりとなすが如き之なり。余は今日まで未だ一定の病原體を視認し得ず、即最後の說に贊せんとす。要するに恙蟲病原體は學者研究の焦點となれる所なるが、類似の發疹チブス・ロッキー山蟲熱又はデング熱等の病原體と共に闡明せらるべく、其解決を見るの日亦遠きにあらざるべしと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

信す。

赤蟲は總て病毒を含存するにあらず、偶數十隻の刺螫を受くることあるも其無毒のものなりせば毫も發病せざるなり。之に反し、極めて少數の赤蟲にても、其の有毒なるものなるときは刺點の紅疹は潰瘍をなし、腺腫を繼發し、發熱を見るに至るべし。此の間卽潜伏期は四五日より十日內外に至る差あり。熱は急に又は徐に昂騰し、次て稽留し又は弛張し散灣し又は速に下熱するあり。發病後數日にして顔面胸部四肢等に著しく發疹するなり、又之を缺くあり、淋巴腺腫は初め過敏にして他側、殊に同側の他腺も亦た犯さる。眼結膜充血し角膜亦た犯さるゝことあり。患者頭痛を訴へ又腦症狀の著しきものあり、そは通例解熱と共に輕快するも爾後なほ持續するものあり、又多く氣管支炎を合併す。輕きは十日、重きは三週間以上に及ぶありと雖、通例二週日內外の經過を以て免熱す。一旦本病を耐過せるものは多少免疫性となるは事實なりとす。但し數年の後に及び免疫性の減失せるものは、時として重く再感することあり。

本病は熱の外皮膚潰瘍・淋巴腺腫及發疹を主要とし、診斷に難からずと雖、皮膚の潰瘍證明し難き場合少なからず。發疹亦輕症には之を缺くあり、其有毒地方に在るものゝ如きは自から本病たることを告ぐるものあり。

本病の治療に緒方博士は沃土加里を稱用し、林博士は免疫血淸を試用し良効を收めたりといふの外特効藥として擧ぐべきものなし。サルヴァルサンの如き又見るべき効なきが如し

本病豫防の第一義は毒蟲に刺螫されざるを期するなり、卽(イ)赤蟲を以て知られたる危險地帶に入らず(ロ)若は比較的安全なる時期に於てす、卽十二月頃より三月までの間に測量開墾其他の作業をなすを可とす。(ハ)上の如くなる能はずして危險時期に有毒地域に入り作業せんとするときは、可成緻密なる地質を以て特別に調製せる豫防衣又は一般の作業衣を以て全身を緊包するを可とす。作業終りて歸宅せば此等の用ひたる被服其他の全部を戶外にて取除き入浴し石鹼を以て體を淸洗し被服を更むべし。入浴をなし得ざるときは赤蟲の好襲部卽ち脚下・陰部・內腿等にデシン水・石炭酸水・樟腦油等を塗り、殺蟲を圖るべし。(ニ)作業衣其他一切は赤蟲附着の虞あるを以て、決して之を戶內に入れず、直ちに熱湯を注ぎ又は殺蟲液中に浸漬し、若くは硫黃を以て薰蒸すべし。又は石炭酸水・デシン水を充分叮嚀に撒霧するも可なり。

第二に上の如くするも尙ほ蟲刺を受けたるや否を撿すべし卽ち當日又は遲くも翌朝腋下・陰部等の好襲部位は勿論全身を按觸し試み、苛辣の感ある箇所の有無を叮嚀に搜索すべし若しあらばルーペを以て檢し、赤蟲の有無を確むべし。赤蟲を檢出せば針を以て抽取し、又は鋏剪刀を以て剪除すべし。之に活土丁幾水銀軟膏の類を塗布し、絆創膏を貼附すべし。速かに以上の處置をなすに於ては、よく本病を未發に防止するを得べし。

本病に對する豫防上の知識の普及を圖ると共に有毒地方の部落團隊又は業主等に於ては豫防衣の調製・浴場・洗濯所及硫黃燻蒸室を兼ねたる設備・ルーペ其他の備用等を必要とす。次に進んで赤蟲の剿滅を圖ること肝要なり。本島にては內

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地に於ける如く有毒地域限局せずして、極めて廣大なるを以て赤蟲の剿滅を期するは全く困難といふべし。然れども各開墾地域の如き必ず先づ林野焼拂をなして後、伐採開墾をなすを可とす。之にて土中にある母蟲は悉く死滅せざるも著しく減ずるは事實なりとす。耕耘除草等の操作を反覆するにより有毒の荒蕪地を變して良圃となすを得べし。又畑を變して水田となさば赤蟲の害を減じ得べし。新潟縣にては鼠チブス菌を用ひて有毒地の野鼠驅除を行ひつゝあり、本島にては赤蟲を宿すは主として各種の鼠族及鶉鷄類の禽類なり。有毒地帶にては之が驅除に努むべし。是等は赤蟲をして繁殖せしむるのみならず又恙蟲病毒を保有し。又はその虞あるものなればなり、尤も赤蟲は其病毒を母より子に遺傳するものと認めらる。

恙蟲病殊に該病原體の研究は、內地諸大家の最も努力を效す處にして、之が研究に理化學研究費の支給多大なるものあり本島に於ても地方病調查委員會にて研究の外、曩きに鹽水港製糖會社長槇氏の臺灣醫學會に之が研究費を提供せらるゝあり（後者は主として試驗用動物殊に猿を購入するに供す、其南洋より輸入したる猿は本病研究に適當ならざるを遺憾とす）是等の研究は長足の進歩にあらずとするも、必ず歩一歩光明の彼岸に向つて進みつゝあるものなるを信ず。今茲に本病に關する一班を掲げて大方の參考に資せんとするのみ。

臺灣に於ける刑事政策の實行

檢察官　上內恒三郎

第一節　概說

刑事司法實務家は常に刑事政策の實行に付て研究し努力せねばならぬ職責を有して居ることは言ふまでもない。余は微力ながらも司法の實務に從事してより常に此點に付て研究を繼續して居るのであるが、世の進歩變遷に伴ひ年を追ふて犯罪は益々增加する事實に鑑み、刑事政策の實行に付ての研究の益々緊切なることを感ずる次第である。余は去大正五年、從來聊か研究せる結果を冊子に編纂し、刑事政策の實行上最も緊要と認めたる刑事司法政策の實行に付て卑見を公にしたのであるが、余の淺學短識なる所說の未だ以て世人の注意を喚起するに足らざるは余自ら遺憾とし且つ恥づる所である。然れども余は司法實務家として刑事政策の實行に付て努力し且つ研究するの責務あることを自覺すると同時に該研究に付て深き趣味を感ずるものであるが故に、常に其研究に沒頭し之を以て一の娛樂として居る次第である。依つて茲に臺灣時報の需に應じて余の主張を繰返すを憚らぬ次第である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

刑事政策は犯罪を減少せしめ（余は特に犯罪の減少と言ひ世の學者の如く犯罪の撲滅又は絶滅と言はざるには自説あるが爲なり拙著刑事司法政策論第三論中犯罪增加の原因參照）若くは犯罪の發生增加を豫防するを目的とする以上は、司法實務家は現在の犯罪狀態を常に調査するの必要あること勿論である。依つて頃に失するの嫌あれども先づ現時臺灣に於ける犯罪の狀態は如何であるかを見んが爲めに左に最近九年間の犯罪人員の統計を示し、次節以下に於て刑事社會政策、刑事立法政策及刑事司法政策を如何に實行すべきかの大要を說述して見ようと思ふ。

▲臺灣に於ける處罰犯人總數（第一表）

年度	刑法犯			特別法犯			合計			人口一萬人に對する刑法犯の割合	人口一萬人に對する特別法犯の割合	人口
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
明治四十二年	七、一四五	五〇二	七、六四七	五、六四四	六〇五	六、二四九	一二、七八九	一、一〇七	一三、八九六	二四・一	一九・三	三、一六八、二〇五
四十三年	八、六四二	六四四	九、二八六	五、七七九	六四七	六、四二六	一四、四二一	一、二九一	一五、七一二	二八・八	一九・四	三、二二九、一一一
四十四年	一〇、〇九二	九〇一	一〇、九九三	六、三四九	七八四	七、一三三	一六、四四一	一、六八五	一八、一二六	三三・[illegible]	二一・六	三、二八八、八七九
大正元年	一一、一三八	八四九	一一、九八七	六、九一〇	九八四	七、八九四	一八、〇四八	一、八三三	一九、八八一	三五・七	二三・五	三、三五三、九四三
二年	一一、七一三	八八八	一二、六〇一	八、四四一	九六八	九、四〇九	二〇、一五四	一、八五五	二二、〇一〇	三六・八	二七・五	三、四一八、二七〇
三年	一一、二六七	八八七	一二、一五四	八、四〇八	九三三	九、三四一	一九、六七五	一、八二〇	二一、四九五	三五・〇	二六・九	三、四六八、七一九
四年	九、八六九	八二三	一〇、六九二	八、六一一	八四九	九、四六〇	一八、四八〇	一、六七二	二〇、一五二	三〇・七	二七・一	三、四八三、二六六
五年	一一、九二三	一、〇〇九	一二、九三二	七、九〇三	九四五	八、八四八	一九、八二六	一、九五四	二一、七八〇	三六・八	二五・二	三、五一〇、一一〇
六年	一三、五九五	一、一六八	一四、七六三	七、八三九	一、〇四八	八、八八七	二一、四三四	二、二一六	二三、六五〇	四一・四	二四・九	三、五六〇、〇五〇

本表の犯人數は臺灣總督府犯罪統計書に依つたのであるが、該統計書中には臺灣違警例違反及拘留十日以內科料二圓以下の處罰犯人を計上して無いから、本表の犯罪人員中には此程度の處罰犯人員を含んで居ないのである。

本表を見るに刑法犯にあつては明治四十二年に七千六百四十七人であつたが、其後年を追ふて增加し大正六年には一萬四千七百六十三人に達し九箇年間に約二倍に增加して居る。又特別法犯にあつては明治四十二年に六千二百四十九人であつたが其後年を追ふて增加し大正六年には八千八百八十七人に增加して居る。尤も大正五年六年の二箇年間の犯罪人員は大正二年、三年、四年の三年間の犯罪人員に比し各六百人餘を減じて居るが、之れは不起訴人員が增加した結果であつて犯罪實數の減少したものではなく、犯罪實數は依然として增加して居ることが事實である。又刑法犯及特別法犯人員の合計を見るに明治四十二年に一萬三千八百九十六人であつたが、其後年を追ふて增加し大正六年には二萬三千六百五十人に達し約一萬人を增加して居る。今之を人口一萬人に對する割合より見ても人口增加の割合に比し犯罪人員は尙ほ年々增加の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事實を示して居る。即ち試みに人員一萬人に對する犯罪人の割合を見るに明治四十二年には刑法犯及特別法犯を合せて四十三人餘であつたのが大正六年には六十六人餘に増加して居る。是れ實に驚くべき増加率である。

尙試みに前記犯罪人員中刑法犯中の主なる罪種別人員及特別法犯中の阿片令犯人員を示せば左表の通りてある。

▲主なる罪種別處罰人員（第二表）

年度	窃盗	詐欺	恐喝	横領	文書僞造	賭博	阿片
四十二年	一、七〇三	二五八	四〇	一四六	一九	三、八二五	二、三二九
四十三年	一、八九七	三一九	三一	一六一	四二	四、七九二	二、七一五
四十四年	二、一九九	三九七	四三	一八七	三九	五、七三四	三、〇〇八
大正元年	二、二九五	五二五	五六	一八八	四一	六、五三八	三、一六二
二年	二、四三六	五七八	五六	二〇八	六四	六、九三五	三、九八九
三年	二、一五一	五八九	五〇	二〇八	四九	六、九三九	三、六九九
四年	二、〇五三	四九八	五四	一八四	六六	五、八三五	三、二七五
五年	二、三〇一	四四九	六四	二二四	一五七	七、四八七	四、一〇〇
六年	二、三八一	五七二	五六	二五六	九三	九、一三四	四、〇六五

本表を見るに窃盗犯處罰人員は九箇年間に約七百人を増加して居る。新刑法實施後は微罪と認むる犯罪の多くは不起訴處分に付するもの著しく増加せるに拘はらず、尙且つ處罰犯人員は著しく増加して居るのてあるが犯罪實數は尙遙かに増加して居るのである。詐欺處罰人員は九箇年間に二倍以上に増加して居る。賭博犯・及阿片令違犯も亦著しき増加を示して居る。横領犯、恐喝犯及文書僞造犯は共に人員に於て少數なるも年を追ふて増加せるの事實は顯著なるものである。尤も文書僞造犯は處罰人員の統計は少數なるも、詐欺犯若くは横領犯と併合罪に係る分は詐欺犯又は横領犯の處罰人員中に計上せるを以て、其實數は本表に示す員數に比し遙かに多數にして少くとも三倍以上に達するであらふと思ふ。

次に更に前表に示す處罰人員と檢擧人員との比較を示して見よう。

▲臺灣に於る犯罪檢擧人員と處罰人員との割合（第三表）

年度	檢擧人員			檢察官處分人員		有罪人員			有罪人員の檢擧人員に對する割合
	即決の分	檢察官檢擧分	計	起訴	不起訴	即決言渡の分	判決言渡の分	計	
四十二年	九、三一四	一〇、〇八三	一九、三九七	四、八二九	五、二三六	九、三一四	四、五八二	一三、八九六	〇・七一
四十三年	一〇、五〇一	一二、九二一	二三、四二二	五、五一八	七、三九五	一〇、五〇一	五、二一一	一五、七一二	〇・六二
四十四年	一一、九九〇	一四、六三七	二六、六二七	六、四三五	八、二〇二	一一、九九〇	六、一三六	一八、一二六	〇・六八
大正元年	一三、八二六	一四、八四三	二八、六六九	六、三八七	八、四五六	一三、八二六	六、〇五五	一九、八八一	〇・六九
二年	一五、四九三	一六、九九一	三二、四八四	六、八三六	一〇、一五五	一五、四九三	六、五一八	二二、〇一〇	〇・六八
三年	一五、五六八	一六、六四七	三二、二一五	六、一八〇	一〇、四六五	一五、五六九	五、九二六	二一、四九五	〇・六六
四年	一三、三〇一	一七、二五七	三〇、五五八	七、二二〇	一〇、〇三七	一三、三〇一	六、八五〇	二〇、一五一	〇・六六
五年	一五、〇四一	一八、五〇五	三三、五四六	七、〇九六	一一、四〇九	一五、〇四一	六、七三九	二一、七八〇	〇・六五
六年	一六、四一一	一九、一九三	三五、六〇四	七、五三八	一一、六五五	一六、四一一	七、二三九	二三、六五〇	〇・六六

備考　判決言渡有罪人員は第一審判決の分のみを示す

本表に依れは檢擧人員總數は明治四十二年に一萬九千三百九十七人であつたが、其後年を追ふて増加し大正六年には三萬五千六百四人に達し一萬六千人を増加して居る。然るに此檢擧人員中不起訴處分に付したものが約三割四五分を占めて居るのであるが、不起訴處分人員中には起訴猶豫處分に付した

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

もの、微罪の爲に處罰を必要とせぬものが比較的多數を占めて居る。又實際犯罪者であつても僥倖にして證據の擧からぬ爲に罪を免かれた者もあれば、又僥倖にして檢擧を免かれた者もあるから、是等の犯罪者を加ふれば犯罪實數は本表に示す起訴人員若くは處罰人員より遙かに多數であつて、少くとも處罰人員の二倍内外に達することは疑を容れぬ所である。前述の如く臺灣に於ける犯罪は其實數に於て年々著しき增加の一方のみである以上、刑事司法の實務に從事する者は勿論、苟も經世の任に在る者は適當なる刑事政策の實行方法を研究し、以て犯罪豫防の目的を達することに努力せねばならぬ次第である。

第二節　刑事社會政策の實行

社會政策が完全に實行されれは人民は生活の安定を得るから犯罪の如き罪惡を敢てするものの減少するは疑を容れぬことである。刑事社會政策と言ふは卽ち一般社會政策の事項中犯罪豫防に密接の關係ある政策事項を指すに外ならぬのであつて、一般社會政策と刑事社會政策との間に確然たる性質上の區別がある譯ではないと思ふ。余は此趣旨に依り臺灣に於て犯罪豫防上是非共實行を要する刑事社會政策事項數點を指摘して見やう。

第一　**教育の奬勵**　道義心・廉恥心の向上は完全なる精神教育の力に賴らねばならぬことであるが、現在の臺灣人三百三十餘萬人中女子は言ふまでもなく、男子にても正式の教育を受けた者は極めて少數である。我領臺後二十餘年間に公學校・國語學校等にて正式の教育を受けた少年は學齡兒童中の極めて小部分に過ぎぬのである。大正五六年頃には就學兒童は學齡兒童の一割内外に過ぎなかつたのであるが、二三年後の現時に於ても尙二割内外を超過することはないと思ふ。此事實に徵しても臺灣人の兒童教育か如何に不十分であるかが知れるであらう。老壯者にても自己の姓名を書き得ざる者十中七八を占めて居る。現に犯罪處罰者中に付て見るに普通の文字を讀み書き得ざる者七割内外を占めて居る。相當の教育を受けた者でも犯罪を敢てするものが少なくないのであるけれども、無教育者には道義廉恥の觀念の乏しきが爲に犯罪行爲を容易に決行するに至る者多きは疑なき事實である。前節に述べた樣に臺灣人の犯罪人員が人口に比し甚た多數であるのは無教育者の多數なるに因ることは疑を容れぬ。余輩の實驗によれは中流以下の無教育なる臺灣人は男女長幼の別なく頗る頑迷固陋であつて道義心廉恥心に乏しく、公衆の面前にて傍若無人の言動を爲し、虛言を吐いて毫も恥づる色なきには驚くの外はない。道義心廉恥心の缺乏は犯罪の主因であるから刑事政策の方面より見て學校教育及社會教育の普及を奬勵するは犯罪豫防上最大急務であると考へる。

第二　**風俗慣習の改良**　弊風惡習に因る行爲は其行爲自體が犯罪を構成することもあれば、又之に原因して他の犯罪を誘發することもある。臺灣には改良を要する此種の弊風惡習か少くない。玆に其主なるもの二三を指摘して見やう。

（一）射倖心の抑壓　臺灣人は一般に貪利性の旺盛なる結果と

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して射倖心・投機心が甚だ旺盛である、臺灣人が男女老幼の別なく賭事を好み相場の如き投機取引に熱中するが如きは其性格の一班を示して居るのである。前節に示した樣に賭博犯は其實數に於て最も多數を占めて居るのであるが、微罪にても假借なく檢擧し嚴罰に處するにも拘はらず年を追ふて驚くべき增加率を示して居る。賭事に耽溺する者は賭金を得んか爲に或は竊盜・詐欺・橫領・恐喝等の犯罪を行ひ或は賭事に原因する爭論の結果殺傷の慘劇を演ずるに至るを免かれぬ。卽ち賭博盛んに行はるれば他の惡性の犯罪を誘發し、其弊害は實に寒心に堪へざるものがある。此種の弊風は刑罰制裁の外に教育の普及産業の奬勵其他射倖心を抑制すべき適當なる社會政策の實行によつて矯正を要する重要問題である。

(二)嫁娶及葬祭の改良　臺灣に於ては中流以下の人民の婚姻は事實上純然たる賣買婚であつて、婚姻の成否は全く婦女の身價金の多寡によつて決するのである。婚姻は男女相愛の情によりて成立するのが普通の人情であること勿論であるが、賣買婚の行はるゝ社會では男女の相愛及容貌の如きは第二の問題であつて、如何なる劣等の地位身分を有する男子にても多額の聘金を出し得る者は相當の婦女を娶ることが出來るのである。婦女の親權者及長老者は皆男子の人物地位身分等を詮索することは頗る冷淡であつて、先つ聘金の多寡に着眼して婚約を決するのである。嫁すべき婦女に於ても古來の因襲に馴致せられ、夫たるべき者の人物地位身分等を選擇するの念慮なく、一に親權者又は長老者の意に從ふを普通の習俗として居る。從つて婚姻當初に於て夫婦たるへき男女相互の戀愛關係は毫も成婚の條件とはならぬのである。要するに賣買婚は卽ち强制婚であるから婚姻後に於ては妻に於て夫を嫌厭するに至るの事例が甚だ多い。離婚訴訟の十中九分九厘まで原告が妻であるの事實は此消息を十分に證明して居る次第である。

臺灣に於ける婚姻が事實上賣買婚なるの結果として、男子が可及的多額の聘金を調達して美貌の婦女を娶らんとするは人情である。又如何なる階級にても全く聘金なくしては終生妻を娶ることは出來ぬのであるから、貧民にあつては妻を娶らんが爲に老年に至るまでも稼がねばならぬ。從つて若し聘金の資を得ること能はざる者は終生獨身にて世を送らねばならぬのである。然れとも婚姻は人生の最大事であつて何れの男子も熱望する所であるから聘金を調達するの資なき者は竊盜・詐欺・橫領・賭博・恐喝・强盜等の犯罪を敢てして聘金を調達するに至るのである。又妻は金錢を以て賣斷せられ出嫁を强制せられたるの結果、夫に對して眞の愛情なきか爲めに情夫を容れて姦通を爲すに至るは自然の結果である。臺灣に於て姦通犯の實數甚だ多きは之に原因すること疑を容れぬ。又夫婦和合を缺くの結果として殺傷の犯罪を誘起することも少くない。要するに賣買婚の習俗は犯罪を誘發するの一原因を爲すものであることは疑なき事實であつて、此習俗は教育其他の社會政策の實行によりて改良せねばならぬ事實である。

次に臺灣人は祖先崇拜の思想及一種の宗教的迷信等よりし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て葬祭を重んじ之が爲には莫大の費用を投ずるを惜まない富有なる者は父母祖父母の葬祭の爲めに數萬金を費すものも少くない、數千圓を費すもの亦た毫も珍しきことではない、斯の如き習俗なるが故にたとへ貧民にても葬祭の爲には資產不相應の費を投ずるを普通の例として居る。貧弱なる葬祭を行ふは甚だ不名譽とするのであるから虛榮の爲にも強ひて不相應の費を投じて葬祭を行ふに至る。玆に於てか資產なき者は葬祭の資を得んが爲に窃盜・詐欺其他の犯罪を敢てするに至るの事例は少なくないのである。故に刑事社會政策の要求に從へば葬祭を質素にすることも亦犯罪豫防上甚だ必要のことであると考へる。

(三)阿片煙吸食の防壓　阿片煙の密吸食者に對しては毫も假借することなく阿片令を適用して嚴重に處罰して居るのであるが、而かも密吸食者が年々增加する一方であることは前節に示したる第二表に徵して明かである。斯の如く嚴罰を行ふて尙且つ密吸者の年々增加するは全く臺灣人が未だ一般に阿片の害毒の猛烈なることを理解せざるに因ると思ふ。試みに阿片煙め密吸食を爲したる犯人に對して「何故に阿片煙を密吸したか」と問へば彼等悉く腹痛●胸病其他一時的の疾病を癒する爲てあると答へるのである。即ち彼等は阿片吸食を以て醫藥又は賣藥を服用すると同樣に心得恐るべき害毒の爲めに自己の身體を害することを意に介せぬのである。否な此種の衞生的思想を有せぬのである。然るに公學校以上の學校にて正式の敎育を受けた者は阿片烟を密吸するが如きことは殆んどない點から見れば、一般密吸者は全く阿片の害毒の恐るべきを理解せぬが爲に密吸するのであること明かである。されば學校敎育を受けざる多數の人民に對しては講演、活動寫眞其他適當の方法によりて社會敎育を施し、一般民衆をして阿片の恐るべき害毒を周知せしむるの必要があると思ふ。

斯の如く阿片烟密吸食者が多數なる所から不正の利を貪らんが爲めに阿片煙膏を密賣する者が出來るわけで、阿片令違反者中密賣買の犯罪者が頗る多數を占めて居る。密賣者は如何にして阿片煙膏を手に入れるかと言ふに阿片吸食特許者にあつては自己の指定吸食量を幾分節約し之を貯蓄して密かに密吸食者に賣ることもある、又特許鑑札及購買通帳を僞造變造して阿片請賣業者を欺いて購買することもある、或は阿片請賣業者と結托して多量の阿片煙膏を一時に高價に密賣して暴利を貪ることもある、斯の如くして阿片烟膏は斷へず民間に散布せられ密吸食者の手に渡るのである、此等の密賣者は發覺次第毫も假借なく處罰を加へて居るのであるが、貪利性の旺盛なる臺灣人及支那人は幾度處罰を受けても矢張り其犯行を敢てする者が多いのであつて實に寒心に堪へざる次第である。併し密賣者の橫行するは畢竟密吸食者の增加するに因るのであるから、結局は敎育及處罰等の手段によつて阿片の害毒を周知せしめ、以て密吸食を絕つ樣にするの外良法はないのである。然るに余は一の根本問題として是非共言及せねばならぬと考へるのは阿片烟膏製造量の問題である。前述の如く阿片煙膏の密賣買密吸食の盛んに行はるゝは、阿片烟膏が吸食豫定數量

以上に供給さるゝに因ることは疑を容れぬ。故に阿片烟膏の過剰供給を防がんが爲には先づ以て吸食豫定數量以上の阿片烟膏を賣下げぬこと、次には吸食豫定數量以上に阿片烟膏を製造せぬことにして、總督府當局に於て之を勵行することが第一の緊要問題である。尙此外に外國よりの密輸入又は密製造を嚴重に取締ることは勿論である。然るに專賣局に於ては吸食豫定數量以上に阿片烟膏を製造し、且つ吸食豫定數量以上に之を民間に供給して居る事實が認めらるゝ。試みに公表せられた統計書（臺灣第十二統計摘要）を見るに、阿片吸食特許者の最も多數であつた明治三十三年の吸食人員總數は十六萬五千七百五十二人であつて、同年度の阿片烟膏製造高は五萬五千九百六十貫百十匁であるから一箇年一人宛平均量は三百三十七匁六分餘である。今同年を基點として大正五年迄の同上平均量を算出すれば左の通りである

明治三十三年	三三七・六匁
同　三十四年	二二二・〇
同　三十五年	二〇一・〇
同　三十六年	三〇五・〇
同　三十七年	二八三・七
同　三十八年	三四二・五
同　三十九年	三五七・九
同　四十年	三二三・一
同　四十一年	三〇六・八
同　四十二年	三六四・〇匁
同　四十三年	二二六・五
同　四十四年	二八三・九
大正元年	三五九・〇
大正二年	三四二・一
同　三年	三二九・〇
同　四年	三二七・八
同　五年	四二八・七

右平均量を見るに大正五年を除いては明治四十二年が最も多量であることを示して居る。今假りに同年以後の分のみに付て製造及供給狀態を見るに同四十二年四十三年の兩年度は四十二度に比して遙かに減少して居る、是れ恐らく四十二年度の過剰量を翌年翌々年に持越した爲に四十三年と四十四年とは製造を控へた爲であらふと思ふ。大正元年には其前年に比して製造高遙かに增加して居るが大正二年以後は漸次減少して居る。然るに大正五年度に於ては俄かに非常の增加を爲し從來に其比を見ざる最高量の四百二十八匁七分餘に達して居る。之を大正元年の平均量三百五十九匁に比すれば六十九匁七分卽ち約七十匁の增加である。大正二年・三年・四年の間は順調に平均量が減少に傾いて居るのであるから大正五年に至つて俄かに其前年に比して百匁餘の增加製造を爲すの必要ないと思はるゝ。今假りに大正元年を標準とすれば大正五年には四千六百七十九貫餘の過剰製造を爲した勘定であり、又大正四年を標準とすれば大正五年には六千六百八十四貫餘の過剰製造を爲した勘定である。然るに此過剰製造量は勢ひ阿片取次人及阿片請賣人の手を經て民間に過剰供給せらるの結果となるのである。其供給夥多なれば勢ひ密吸食者を多數增加するに至るを免かれぬのである、尤も單に財政上より見れば前記の如き過剰製造に依る阿片烟膏の代金收入は莫大のものであるけれども、阿片制度は元來財政上の收入を目的とするのではなく、臺灣人の阿片吸食を漸減するを唯一の目的とするにある以上は收入の多寡は固より眼中に置くべき筈のものではない。されば阿片制度の目的を達せんとするには是非共製造高を嚴に限定せねばならぬ次第である。

尙新聞雜誌に公表せられたものを見るに、阿片吸食特許者

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は明治三十三年に十六萬餘人であつたのが最近に至つて六萬六千餘に減じたのは非常の好成績なるかの樣に記載してあるが、二十餘年間には多數の死亡者がある譯であり殊に阿片癮者の如きは概して病弱者であるから其死亡率は普通の非吸食者に比して高いのは當然である。故に二十餘年間に阿片癮者十萬餘を減じたからとて一箇年平均五百人の死亡數に過ぎぬから何の不思議はない。若しも阿片癮者の實數が減じたとすれば甚だ慶すべき次第であるが、既定の阿片癮者が年を經るに從ひ死亡又は廢烟の爲に減少するは當然のことである、之を以て阿片制度の効績と認むる譯には行かぬと思ふ。然るに實際に於ては阿片密吸食に因る癮者は年を追ふて增加の一に方であることは掩ふべからざる事實である。此點は阿片令違犯者の年を追ふて增加するの事實に徵して明白である。檢擧の困難の爲に實際上檢擧を免かれて居る密吸食者の數は甚だ多數であることは疑を容れぬ然るに阿片令違反者檢擧の爲には全島内の警察官は全力を注ぎ、其檢擧の爲に非常の苦心を背めつゝあるに拘はらす他方に於ては督府當局は收入の多きことにのみ熱中して阿片烟膏の過剩供給を爲し、阿片令犯人の年を追ふて增加せるの事實をば全然無視して居る樣である。是れ即ち一面に於て防疫の事業に努力しながら、他面に於ては盛んに病毒を散布すると同樣であつて是れ程矛盾したことはないと思ふ。余輩は日日阿片令を適用して假借なく犯人を檢擧處罰して居るのであるが、他面に於て盛んに犯人を製造せる者あるを見ては公人として之を默過するに忍びぬ次第であ る此點に付ては總督府當局は大に猛省して斯る矛盾の政策を實行することを止めて貰ひたいのである。

(四)水葬を止むること　臺灣人には嬰兒の死體を池沼河溪等に投棄するの弊風がある。是れ明かに死體遺棄罪を構成するのであるが、村落の人民は之を甚しき非行不倫の行爲とは考へて居らぬ樣である。此種の蠻風は敎化及刑政の實行によつて矯正せねばならぬことである。

(五)私刑を止むること　臺灣人には現今に於ては尙私刑を行ふの弊風がある。殊に色情に關する非行者に對しては往々私刑を科することがある。私刑には種々あるが糞尿を飮ましめ、耳朶を切斷し、眼球を抉出して失明せしめ、陰部を傷つけて生殖を不能ならしめ、其他頗る慘虐なる蠻行を爲すのである。斯る私刑の實行は固より犯罪を構成するのであるが、臺灣人の下層社會に於ては此種の私刑は隱密の間に常に行はれて居るのであるから速かに矯正すべき弊風の一である。

第三　**救濟事業の振興**　刑事政策上實行すべき救濟事業は多々あるであらふが貧民救助、不良少年の感化及免囚保護事業の三は其主なるものである。

(一)貧民救助　犯罪者の大多數は中流以下就中下層社會の貧民なるは明白の事實である。輕微なる竊盜橫領詐欺等の犯人に就て其犯因を探究するときは貧困に原因するもの最も多數を占めて居るのである。犯罪統計書に示せる犯因中には貧困を犯因とするものは比較的少數であるが、是れ全く調査の不十分なるが爲に外ならぬのであつて、慾心を犯

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

因とするもの丶内大部分は貧困の部に入るべきものであると思ふ。

此の如く財物に關する犯罪就中窃盜犯の如きは貧困に原因するものが多數を占めて居ることは疑なき事實である。實際貧困にして生活難の爲に犯罪を爲した者に對して嚴罰を科するは情に於て忍びざる所である。故に貧困疾病の爲に犯した微罪に對しては起訴を猶豫し、將來を戒むるの方針を取つて司法處分を實行して居る次第である。刑事政策上より見るに、生活難に陷り飢餓を免かれんが爲め眞に止むを得ずして犯罪を犯した者を處罰するときは、之れが爲に其家族は更に甚しき生活難に陷るの結果是れ亦止むを得ずして犯罪を敢てするに至るを免かれぬ。是れ全く一人を處罰して却つて多くの犯人を製造するの結果を生ずるのであるから司法實務家は深く此等の事情に意を用ひねばならぬことである。

要するに犯罪は生活難に原因するもの多數を占むる以上は國家は犯罪豫防の方策として刑罰を用うる前に先づ以て人民の生活に安定を與ふるの方法を講せねばならぬ次第である。當面の方策としては自活すること能はざる貧民を救助して生活せしむるの道を講ずるの外はない。最近新聞の報ずる所では貧民救護法案が帝國議會に提出せらるゝとのことであるが、一般人民が生活難に困める現時に於て此種の立法は刑事政策の要求より見て極めて機宜を得たものである。臺灣に於ても貧民救護の方策を立つることは刑事政策上緊要のことであるを疑はぬ。

(二)不良少年の感化　何れの地方にても不良少年は年々增加の一方である。滿十四歳以上の少年犯人に對しては刑罰を科することを得るけれども、思慮不十分なる二十歳未滿の青少年を處罰するは却れつて彼等をして一層惡化せしむるの結果を生ずるのである。故に輓近の刑事政策にては青少年に對しては主として感化の方法を講ずるを良策と認むるに至つた次第である。然るに臺灣に於ては感化院としては臺北廳管內に西本願寺の經營に係る一の感化院(成德學院と稱す)あるのみであつて、全島の不良少年を感化するには其設備は甚だ不十分である。故に臺北・臺中・臺南等の都會地には適當の設備を施したる感化院を公設するは刻下の急務であると信ずる。

(三)免囚保護事業　出獄後直ちに生活難に陷る者は再び犯罪を累ぬるに至るを免かれぬ。刑餘者は普通人に比し就職に困難なるは言ふまでもない事で、出獄後賴るべき家なく就くべき業なく飢餓に迫つた結果、少許の財物を窃取し又は詐取したが爲に忽ち捕へられて再び獄に投せらるゝが如きは實に慘酷の極である。是れ全く人に餓死を强ゆるものであつて人倫上より見て不倫の甚しきものである。此種の可憐の窮民は國家又は公衆の力を以て救護すべきものである。卽ち免囚保護事業は實に重要なる使命を帶ぶる事業であるが、此種の事業は全く慈善事業であつて現實の物質的利益なきものであるから常に人の看過する所である。臺灣に於ては臺北・臺中・臺南の三監獄の監理の下に一新舍・再生舍・累切舍と稱する三免囚保護場あつて免囚を收容して其

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

居るが、固より經費僅少なるか爲に十分に免囚保護事業の目的を達することは出來ぬのである。故に將來は益擴張して一層の効績を擧ぐることを期すべきである。此事業の擴張は最も緊切のことであるから國家は勿論一般民衆に於ても此事業に盡力するを要する次第である。

第三節　刑事立法政策の實行

前節に例示したる如き刑事社會政策を完全に實行するには固より立法の手段によつて之を强制するを要する政策事項の尠からぬことは勿論であるが、政策事項の性質目的によつて自ら其實行上に緩急の別あることも亦勿論である。又既に法規となつて實行されて居るもの丶改廢を行ふべきものも多々あるであらふ。されば玆に各種の政策事項に涉つて論述することは容易の業でないから、本篇に於ては唯余の本篇を草しつ丶ある間に心付きたる事項の内主として現行法規の改廢に關する二三點を指摘するに止むることゝする。

第一　**煩瑣なる罰則の改廢**　臺灣に於ても領臺既に二十有餘年を經たること故、殖産、交通、衞生、教育、治安其他行政上の取締規則にして罰則を附したものが甚だ多いのである。臺灣に於ては内地に於ける行政事項の外に臺灣特有の事項が少なくないから、寧ろ行政上の罰令は内地に比して多いかも知れぬと思ふ。保甲制度に關するもの、戸口調査に關するもの、製糖取締に關するもの、蕃地取締に關するもの等の如き煩瑣なる罰令は其主なるものであらふ。然るに此等の罰令中には往々現時の時勢民情に適合せぬものも少なくないと思はるゝ。戸口及保甲に關する規則若くは製糖取締に關する規則等の中には改正を要するものが少なくない樣である。元來臺灣人は不規律無秩序の特性を有する人民であるから、之に對して戸口及保甲に關する煩雜面倒なる規則を嚴重に適用するときは罰則違反者は踵を接して續出し、犯罪者の增加するは當然のことである。試みに犯罪即決事件數を一瞥するに、最近に於ける即決件數(人員にあらず)は毎月五千件内外に達し、本年七月分迄の累計件數は前年の同月分迄の累計件數に比して六千三百餘件を增加して居るのである。而して此即決事件の大多數は行政諸規則犯であつて、就中戸口及保甲の規則及輕微なる阿片令違警例等に違反したものが其多數を占めて居ることは疑を容れぬ。固より臺灣人の如き無秩序不規律なる人民に對しては法規を嚴重に適用することも、其遵法的性格を養成する一方法であらふが、煩瑣なる法規の遵行は下層民の能く堪へ得る所ではない。遵法思想は主として教育の力によつて養成するを本則とせねばならぬ。要するに法規は當代社會の民度に適合するを要する以上は立法上大に注意を要することであると考へる。妄りに煩瑣なる立法を爲して犯罪者を製造するは政策上忌むべきことである。故に戸口及保甲に關する手續の如きは寧ろ簡單にして可成人民の實行し易き様にし、戸口及保甲取締は專ら保甲役員及警察官の職責として之を遂行せしむるの方針を以て立法することが寧ろ機宜に適することゝ考へる。

明治三十一年の制定に係る保甲例を見るに、其第二條に「保及甲の人民をして各連座の責任を有せしめ其連座者を罰金又は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

科料に處することを得」又其第三條に「保及甲に於ては各其規約を定むべし其規約中には褒賞及過怠金の法を設くることを得、前項の規定は地方長官の認可を請ふべし」と規定し、刑は一身に止まるとの刑罰法の原則に反する古代の連座法を採用して居る。保甲條例施行規則を見るに其第一條第二條に甲は大凡十戸を以て編成し、保は大凡十甲即ち百戸を以て編成することゝし、保に保正、甲に甲長を選擧して保甲の事務に當らしむることゝして居る。故に連座法は十戸乃至百戸の者に適用せらることゝなるのである。更に明治三十六年の發布に係る保甲條例施行細則標準第二十七條には「甲内住民中重罪の刑に處せられたる者あるときは甲内各家長を十圓以下の罰金に處すること」と定め、又同第二十八條には犯罪者と思料する者あるとき其屆出を爲さざる家長を十圓以下の罰金に處するを得ることを規定し、地方長官即ち現時の廳長に此の罰則附の規則を制定するの權限を附與して居る。十圓以下の罰則の制定權を廳長に附與するは適當であるとしても、連座法を認むるは如何にしても時勢に適合せざる立法と言はねばならぬ。又同條によれば他所の者を宿泊せしめ又は自家の者一泊以上旅行するとき及宿泊人出發し又は旅行の者歸來したるときは家長は直ちに之を甲長に報告せねばならぬことになつて居る。若し其報告を怠つたときは同第二十八條に依つて家長は十圓以下の罰金に處せらるゝのである。此規則に基く罰令は各廳に於て實施せられて居るのであるが、甚しく人民の居住移轉の自由を拘束したものである。尤も此規則は治安警察上必要と言へば必要であらふが、實際上に於ては此規則を遵奉することは人民にとつて其煩に堪へぬことであつて、甚た迷惑の事であるから自然違反者が多數出でるのである。此等の規定は寧ろ甲長又は保正の職務上の責任として其職務を勵行することに改正するが適當であると考へる。又保甲規約中に過怠金の制裁を設くることは過怠金の少額なる場合は大なる弊害はないとしても、其金額の多額に及ぶときは人民は事實上其負擔に苦しむ譯である。然るに現行の保甲規約には過怠金は百圓迄徴收することになつて居るのである。而して其過怠處分及過怠金の徴收は保正の職權となつて居るのであるが、實際上に於ては保正は往々其職權を濫用して人民より不當の過怠金を徴收し私腹を肥すの實例少からぬのである。甚しきに至つては保正と下級警察官と結托して些細の過怠に藉口し人民より過怠金を徴收し、之を宴會其他娛樂の爲に浪費するが如き事實あるやの風說を耳にすることもある。其眞僞は別問題として保正が其職權を濫用して過怠金の不當徴收を爲し得るの機會あることは疑を容れぬ。假りに過怠金の額を壹圓以下の少額に止むるとせば實際上に於て大なる弊害はあるまいと思ふ。百圓の過怠金徴收を保正に許すは甚だ不當と認めねばならぬ。尙保甲内の人民にして犯罪の爲に處罰せらるゝ場合に於て、若し法院の言渡刑輕きに失すると思料するときは、警察官の干涉により更に多額の過怠罰を科するが如き事實は吾人の往々聞知する所である。此の如きは國法を蔑視し裁判官を輕侮するの行動であつて甚しき不當のことである。要するに余は現行保甲條例は以上略述する點より見ても大いに改正すべきものと信する。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又明治三十八年府令製糖場取締規則に依れば、製糖場の原料採收區域を限定し、其區域內の甘蔗は臺灣總督の許可を受けずして其區域外に搬出することを禁じ、之に違反した者は二百圓以下の罰金に處せらるゝことになつて居る。此規則は固より糖業奬勵の目的にて制定せられたものであるが、現時に於ては斯くまで耕作者の自由を拘束し、其利益を犧牲に供してまでも製糖業者を保護するの必要はないと思ふ。各耕作者には自作の甘蔗を高價に買ひ取る者あるときは何時にても自由に之を賣却せしむるが至當である。若し此自由賣買の爲に一部の製糖業者に不利益を來すことありとするも、そは自然の成行に任すべきである。此の如き農民の自由勞働の效果を無視することは現時の時勢に適合せぬものであると思ふ。故に余は此規則中の甘蔗採收區域の制限に關する規定は之を廢止すべきものであると思ふ。刑事政策上より見れば此規則の存續は徒らに犯則者を增加するの弊害あるのみであつて、經濟上より見ても將來之を存續するの必要ないものと考へる。

右に述べた所は唯一二の例示に過ぎぬが、要するに國家行政の大局より達觀して實益なき法規は之を改廢すべきは當然である。余は此見地よりして煩累に失する罰則は可及的之を改廢し、以て犯罪者を減少せしむる立法方針を執ることが刑事政策の實行上必要のことであると考へる。

第二　浮浪者取締規則の廢止　浮浪者取締規則は刑式上は強制就職を目的とするのであつて刑罰法規ではないが、其實質は刑罰中最も恐るべき無期刑を規定したる罰則である。故に茲に刑事政策事項と見做して論議するも妨げないと思ふ。現行法にては浮浪者は臺東廳下の加路蘭及火燒島に在る浮浪者收容所に送り、強制的に或勞働に服せしむることになつて居るのである。該規則に依れば所轄廳長に於て浮浪者に對して一旦定住又は就業の戒告を爲したるも、其戒告を遵行せざるときは之を浮浪者收容所に送致し、就業を強制するの處分を爲すことが出來る。若し戒告を爲すも其効なしと認むるときは戒告を爲さずして直ちに右の處分を執行することが出來るのである。而して其執行は全く無期である。唯一箇年を經過した後に將來強制の必要がないと認めた場合には其強制處分を解除することが出來ることになつて居るが、其解除の認定は全く所轄廳長の自由裁量であるから、一箇年經過の後何年を經過して解除せらるゝかは全く豫想が付かぬのであつて、事實上無期流刑である。少くとも三年や五年は拘束せらるゝことになるのである。硬骨漢にして收容所取締員に對して理屈を言ふ樣な者はとても容易に處分を解除せらるゝの見込はないのである。所謂浮浪者とは一定の住居又は生業を有せずして公安を害し又は風俗を紊すの虞れありと認めらるゝ者（規則第一條）を言ふのであつて、臺灣にも此種の浮浪者の存することは事實であるが、實際上に於ては如何なる程度の浮浪者に對して此規則を適用すべきかは頗る疑問である。要するに浮浪者と認定する程度の標準がないのである。從つて廳長又は其所屬官の私情に左右せられて此處分を受くるに至る者もあるであらふ。例へば下級警察官の非行を摘發せんとし又は之に反抗的態度を取る比較的純良にして硬骨なる者、或は地方官と平素親密の交際關係ある有力者又は富豪に對抗し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て自己の權利利益を主張し、若くは義俠的に他人の爲に其權利利益の主張に助力するが如き場合に於ては、地方官は往々地方の有力者又は富豪の言を偏信し、其反對者を以て無賴漢と速斷し、之に浮浪者取締規則を適用するに至ることがある。吾人は夙に此種の弊害あることを認めて居るのであるが、此處分は當該官憲の絶對の認定權に依るのであるから、職權濫用と認めらるゝ證據なき限りは如何ともすることは出來ぬのである。而して此處分は全く被告の辯明を許さず、全く當該官憲の獨斷裁量であるから、此規則の適用に對して何等の救濟の方法はないのである。斯の如くして一定の住居を有し生業を有する憐むべき善良なる浮浪者は悲慘の淵に沈み、其家族も亦飢餓の窮境に陷り、遂には犯罪を敢てして生活難を免かれんとするに至るのである。余は斯の如き適用に困難なる且つ慘忍なる法規は宜しく之を廢止するがよいと考へる。若し存置するの必要あるものとせば强制就業期間を一年以下とするとか、定住又は就業の命令は臺灣總督の發すべきものとし、且つ被告側の辯明を徵し其手續を愼重にすることに改めねばならぬと考へる。

第三　**臺灣阿片令の改正**　現行阿片令の規定は頗る複雜であつて、其適用上甚だ面倒である。從つて其適用に往々過誤を生じ、之れが爲に司法實務上無用の手續を累ぬることがある。殊に近時上告審を設けたる結果として法規の適用上違法の點あるときは、檢察官及被告共に上訴の手續を爲さねばならぬ勢となるから、實益なき複雜なる規定は之を簡明にするの必要があると考へる。此趣旨よりして現行阿片令第八條乃至第十五條の罰則規定は之を二三箇條に概括し、極めて簡明の規定に改むるの必要がある。

又同令第十六條の價格徵收に付ての規定も之を改訂するの必要があると思ふ。本條は規定の表面より見れば單に消費したる阿片烟膏其他の物品の價格を算定し之を徵收するの言渡を爲し、其徵收を爲すに過ぎぬのであつて、其手續は甚だ簡單の樣であるが、其實頗る面倒の手數を要するのであつて、極めて少額の價格を算定して其徵收の言渡を爲し、其言渡を執行するが爲に徵收の手續を爲すことは實に其煩に堪へぬのである。尙又實際上に於ては此價格追徵の言渡を往々遺脫することがあるのである。然るに此規定の存する以上は例へ數錢の價格にても其追徵を言渡さねば違法であるから上告の理由となるのである。微罪に對して一々上訴の手續を爲すは實益のないことである。故に此規定は追徵すべき價格に一定の制限を設くるか、若くは唯營利の爲に受授した場合に限るとするか、若くは一刀兩斷に全く此規定を廢するか、何れにしても之を改訂するの必要があると考へる。又消費なる文字は曖昧であるから、之を自ら吸食し又は他人に讓渡し又は毀滅したる者と言ふが如き具體的の文字に改むるがよいと思ふ。

次に同令第十七條は全く削除するがよいと思ふ。蓋し此規定は換刑處分を以て被告の權利と解せらるゝ餘地あるを以て、法院の判例にても從來換刑の申立ある場合には常に之を許して居るのである。然るに阿片烟膏の賣買讓渡を爲し莫大の利益を得たる被告人にあつては、此換刑處分を希望するが故に縱令懲役刑を言渡しても直ちに金員を以て贖ひ懲役刑の執行

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を免かるゝのであつて、無恥なる被告は毫も痛痒を感せぬのである。換言せば刑罰の效力は毫も發揮することは出來ぬのである。一年內外の懲役刑及數百圓數千圓の追徵金を判決言渡と同時に現金を提供して換刑を申立つるが如き事例もあるのであるが、此種の被告は阿片の密賣買に因り莫大の利益を得て居るので、犯行發覺すれば唯不法の利得を吐き出しさへすればよいと覺悟して再三再四犯行を累ぬるのである。是れ全く此規定の存するが爲であるから、斯の如き法律及刑罰を蔑視する結果を生ずる規定は速かに廢するの必要があると考へる。

又第十八條の獄舍留置の規定も之を削除し、普通刑法の規定に從ひ勞役場留置處分に付すれば足るのである。殊に本令には此規定あるに拘はらず、同令施行規則の罰則には之れと同樣の規定なきが爲に、施行規則違反の場合には普通刑法の規定に依るも本令違反の場合には之に依ることが出來ぬことになるのであつて矛盾の結果を生ずるのである。

第四　**犯罪即決例の改正**　現行の犯罪即決例に依れば臺灣の廳長及其代理官たる警部は、三圓以下の懲役又は百圓以下の罰金に處すべき賭博罪、暴行罪及行政諸規則違反罪に付き即決處分權を有して居るのであるが、內地の即決官は唯警察犯處罰例違反罪に付拘留科料を言渡すことを得るに過ぎぬのである即ち臺灣の即決官の處分權は內地の即決官の處分權に比し甚だ廣大である。司法機關の設備不十分なる時代にあつては警察官に廣大なる即決權を有せしむることも必要であらふが、司法機關の設備普及せる現時及將來に於て益其設備を擴張せんとする場合に於て斯の如き廣大なる即決權を認むるの必要はない。即決權は結局違警例犯の範圍に止むるが當然である。蓋し警察官は日常人民に直接の交涉多きを以て、自然愛憎の念に驅られて處分を爲すに至るを免かれぬ。是れ自然の人情であるから警察官に廣大の即決權を與ふるときは不知の間に之を濫用するの弊に陷ゐり、極めて微罪にても比較的重罰に處せられ公正を缺ぐに至るを免かれぬ。又下層の愚民は正式裁判を申立つるの手續を知らず、又其手續を爲すの機會を失ふか爲に違法の處分にても遂に泣寢入となることもあるのである。要するに警察官の即決權の廣大と人民の利害休戚とは極めて密接の關係を有する次第であるから、刑事政策の實行警察官の即決權根は之を縮少し、單純なる違警例犯及拘留科料を以て處罰すべき犯罪に止むることに改むるの必要があると考へる。

第五　**罰金及笞刑處分例の存廢に付て**　朝鮮及關東州に於ては笞刑を廢止するに至つたのであるから、其例に倣ふときは臺灣に於ても亦笞刑を廢止すべきであるかも知れぬ。笞刑廢止の理由は笞刑は直接に身體を傷害するの刑であつて、蠻刑であるから世界の文明思潮に適合せぬと言ふにあるであろふと考へる。果して然りとせば其理由は人道上より見て一應至當のことゝ思はる。然れども余輩は人道上より見ても笞刑を必ずしも人道に反する刑罰とは認むることが出來ぬ。若しも笞刑を蠻刑として排斥するとせば、死刑は蠻刑の最も甚しきものであるから、死刑を存しなから輕微なる笞刑を廢すると言ふは甚だ矛盾であると思ふ。成る程刑は直接身體の一部を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

傷害するのであるから一見慘忍の樣ではあるが、其苦痛を輕減するには笞具の改良又は執行方法の改良によつて如何樣にも寛和することが出來るのである。適度の笞刑は長期の自由刑に比して其苦痛は寧ろ甚だ輕きものである。若しも單に慘忍と言ふ方面のみより言ふときは、虛弱なる囚徒に對する長期の自由刑執行ほど慘忍のものはあるまい。笞刑の執行は短時間の一時的苦痛に過ぎぬのであるが、長期の自由刑は眞綿で首を絞めて死に致すが如きものであつて、寧ろ悲慘であると言ふべきであらふ。又笞刑の執行は短期間に終るから受刑者の家族に對して生活難其他悲慘に陷ゐるの惡影響を及ぼすことなきに反し、長期の自由刑の執行は時として受刑者の家族をして救ふべからざる悲慘の境遇に陷らしむることを免かれぬのである。日本にても支那にても父兄は家庭に於ける懲戒方法として、子弟に對し輕度の鞭撻を加ふることは普通であつて、之を以て適當の懲戒法と認めて居るの事實もある。此の如きは惡習慣であるとするも笞刑は此慣習的懲戒手段の稍强きものに外ならぬので、見方によつては決して慘忍の蠻刑と言ふことは出來ぬと思ふ。而して刑罰の效果より見れば笞刑は短期自由刑に比して優つて居ることが認めらるゝ、故に刑事政策の要求に從へば余は臺灣に於ては笞刑を存するの必要があると考へる。尙又笞刑は臺灣人及支那人のみに科するのであるから一視同仁の趣旨に反するが如くなるも支那及臺灣にては古來間斷なく笞刑を用ひ來つたのであつて笞刑は支那人の民族性に適合した刑罰なることが認めらるゝのである。刑政も民族の社會思想の反映に外ならぬのであるから、臺灣人には其民族性に適合する刑罰を科するは寧ろ刑政上其機宜を得たものであると考へる。殊に現時に於ける刑事司法事務の實際より見て、年々增加する犯罪者を悉く自由刑に處するとせば、第一に現在の監獄の外に更に少くとも約千人を收容するに足るべき三個の監獄を設立するの必要があるが、其設備は容易のことではないと思ふ。故に此實狀に鑑みても當分笞刑を廢することは出來ぬと思ふ。

第六　匪徒刑罰令の存廢に付て　匪徒刑罰令は極めて峻烈の刑罰法であるから、若し之を常時適用すること他の普通の刑罰法と同樣であるならば、現時の時勢に照して峻烈に失するの嫌があるから之を廢止すべきものであると思ふが、該令は常時適用することなく、偶々稀に發現する所の特種の匪徒に對してのみ適用するのであるから、罰則其ものが峻烈なるの故を以て俄かに之を廢止するの必要はないと思ふ。大正三四年に全島を振動せしめた羅俊江定等の如き大匪徒に對しては、匪徒刑罰令を假借なく適用せねばならぬ。臺灣に於ける下層の無智なる人民は頑迷にして時勢の如何を解せず、迷信癖强きが爲に不逞の徒の煽動に乘じ易い性格を有して居るのであるから、將來に於ても如何なる暴擧を敢てするやも測り難いのである。故に峻嚴なる法の威力を以て匪亂罪を豫防することが甚だ必要である。余は此目的よりして本令は當分存置するの必要あるものと考へる。

第四節　刑事司法政策の實行

刑事司法政策の本義及其實行方法に付ては、拙著臺灣刑事司

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法政策論の諸論及第三編に於て論述した所であるが、本節に於ては拙著論述以外に別に新しく記述することはないのである。故に玆に說述する所は拙著の拔萃に外ならぬのであるが極めて大要のみを揭ぐるに止めて置く。若し篤志の讀者諸彥に於て唯一頁にても拙著を繙き下さるならば余の光榮之に過ぎぬのであります。

余の刑事司法政策と稱するのは、廣義に於ては刑事政策の一部門に過ぎぬことは勿論であるが、余の考にては刑事司法政策は刑事立法政策及刑事社會政策と相對して、獨立して實行するを要する刑事政策の一部門であると信ずるのである。而して余の所謂刑事司法政策は犯罪を豫防するが爲に司法實務家が現實に司法處分を實行するに當り執るべき政策を謂ふに外ならぬのである。刑事社會政策が完全に實行せられて社會に犯罪を絕つことを得るとせば論はないが、社會に犯罪を絕つことが不能である限りは、先づ刑事立法政策の實行によつて犯罪を豫防するの方策を立つるの外はない。然るに如何に刑事立法が完備しても、之を運用し活用する司法處分にして其宜しきを得ぬとすれば、刑事立法の目的は達し得られぬのである。されば刑事立法政策は刑事司法政策の完全に實行せらるゝに依つて始めて其目的を達することが出來る譯である果して然らば刑事司法策の完全なる實行は刑事政策の實行中最も緊要のことと言はねばならぬ。玆に於てか刑事司法政策の權威は十分に認めねばならぬ次第である。

然らば刑事司法政策の要求する所は如何なることであるかと言へば大凡三個の要求があると思ふ。其第一は完全なる司法機關及行刑機關の設定及其機關を組織する司法實務家の養成である。是れ卽ち審理を愼重にし、人民をして法の威力及裁判の公正に信賴し、且つ刑の執行に悅服せしめ、以て自省せしむるが爲である。其第二は刑罰を最も適度に裁定することである。適度の刑罰とは犯罪人の罪責及罪情に應じて刑罰の一般的及特別的の効力を十分に發揮するに適合する刑罰の分量を指すのである。卽ち刑量の裁定を適度にすることは刑事司法政策の主要の目的である。其第三は適當なる免刑處分である。免刑處分とは起訴猶豫處分、刑の執行猶豫、刑の免除及假出獄處分、恩赦處分等を指すのである。然るに右第一の要求に付ては玆に別に說明するまでもなく、刑事司法政策の實行上極めて必要のことであつて、何人も異存なき所と思ふから之を省略し、玆には唯第二及第三の要求に付て略述するに止むる考である。

第一　**刑量裁定**　刑罰の輕重を定むるは卽ち刑の分量を裁定するに外ならぬのであるから、余は之を刑量裁定と稱して居るのである。而して刑事司法政策の實行上に於て、刑量裁定は實に其骨髓とする所であるから、余の刑事司法政策の實行に付ての研究も亦此刑量裁定に全力を注いで居る次第である拙著臺灣刑事司法政策論第三編に於て論ずる所の大部分は、卽ち悉く刑量裁定の問題に關するものである。約言せは如何なる程度の刑罰が最も刑罰として其効力を發揮し、犯罪豫防に効果あるや否やの問題である。然るに裁判官の言渡すべき刑罰の種類及刑期の長短、金額の多額は明かに刑罰法規中に規定しあるから、裁判官は其範圍內に於て自己の信ずる所の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

刑量を裁定して言渡せは足るべく、別に司法政策の問題として深く論究するにも及ばぬではないか、又裁判官は法定の範圍内に於て刑量裁定するものであるとすれは、其間に毫も政策を施すの餘地はないであらふ。從つて刑量裁定は刑事司法政策の要求事項として擧くべきものではない、と論ずる人もあるかも知れぬ。若し斯樣の考を持つ人があるとすれば、是れ實に刑事司法の重大任務を解せず、刑罰の執行を輕視し、國家及人民の利害休戚を慮からざる者と言はねばならぬ。若し國家及人民の利害休戚を慮るときは、刑量裁定は實に難事中の難事であることを發見するであらふ。仍て余は玆に此二點に付て其大要を說明して置かうと思ふ。

現行刑法の法定刑の範圍を見るに、自由刑は一日以上二十年以下のものと無期のものとがある。財產刑は十錢以上千圓以下のものと千圓以上（併合罪の場合及特別法に於て千圓以上の科刑を定めたる場合）のものとがある。此外に死刑もある。斯る廣大なる法定刑の範圍内に於て犯人の罪責及罪情に應じて最も適度の刑量を裁定するは容易のものでない。例へは殺人罪の刑は懲役三年以上の有期懲役と無期懲役と死刑との三種であるが、今或殺人犯人に對して刑を科せんとするに當り、裁判官は該殺人犯人に對して死刑を科することも出來ると同時に、最短期の三年の懲役を科することも出來る。而かも刑の選擇及刑量の裁定は裁判官の絕對自由であるから比較的罪情輕微の殺人に對して死刑を科するも、比較的罪情重き殺人犯に對して三年若くは減輕して一年六月若くは九月の懲役に處するも其自由であつて、事實上其科刑が不審であつても法律上に於て決して不法の裁判ではないのである。卽ち裁判官は一の殺人を處罰するに當つて九月の懲役刑に處するも死刑に處するも、全く其自由裁量によつて決定することが出來るのである。九箇月の懲役刑と死刑とは全く比較の問題でないとして、無期懲役若くは懲役十五年若くは懲役十年又は五年に比較しても、實に霄壤も啻ならぬ差である。然るに若も刑事司法政策の要求を無視するときは、殺人に對して懲役九箇月に處するも、將た懲役十五年に處するも、將た又死刑に處するも何等不法の處分にあらずとして看過するに至るであらう。然れども縱令裁判官の科刑が不法でないとしても、事實上不當なるときは受刑者及一般民衆は此言渡刑に悅服せぬであらう。從つて若し此不當の刑を執行したならば一般民衆は其不當を憤り、不測の禍亂を釀すに至るを保し難いのである。若し又極めて不當に輕き科刑を爲したとすれば、受刑者及一般人民に對して刑罰の効力が無いであらう。然れども刑事司法政策に重きを措くときは、刑罰は犯人の罪責及罪情に最も適合する程度のものを要求するが故に、縱令法律上不法で無いとしても事實上極めて不當の刑罰は絕對に之を排斥せねばならぬことになるのである。而して事實上適度の刑罰は廣大なる法定刑の範圍内に於て之を裁定せねばならぬのであつて、頗る困難のことである。以上は極端の例を示したに外ならぬのであるが、事實上の處分に於て懲役刑の刑期に二三箇月の長短の差ありとしても、受刑者の利害休戚には極めて重大の關係があるのである。若しも一年又は二年以上も重き刑に處せられたとすれば、實に容易ならぬ重大問題である。而かも司法處分の實際に於て檢察

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官の要求刑と言渡刑との間に二三箇月間若くは一年間の差あることは珍しくない。又裁判官に於ても人を異にし審級を異にするに從ひ、其刑量裁定に非常の差違があることは事實である。斯の如き司法處分の實際に徵しても刑量裁定が如何に困難のものであるかを推知するに足るであらうと思ふ。然らば如何なる方法に依つて最も罪責及罪情に適合する刑量を裁定すべきかの問題は當然に起るべき研究事項であるが、限りある本誌に於ては到底之を說述するの餘地はないから、此點に關する卑見に付ては拙著臺灣刑事司法政策論第三編の論述を參照せられんことを望まねばならぬ。

次に刑量裁定は司法上の政策問題なることを一言して置きたい。法規の解釋及適用は決して政策の問題でないことは明かである。然るに刑量裁定は決して法規の解釋適用の問題ではないのである。刑罰の選擇及法定の刑期金額の範圍內に於て裁判官が自由裁量を以て任意に裁定することの出來る場合に如何なる種類の刑罰を選擇し、如何なる程度の刑量を科するを以て最も能く刑罰の效力を發揮し得べきかを決定するのであるから、全く司法處分に關する政策の實行に外ならぬのである。後に說述するが如く裁判官の自由裁量に任せられた場合に於て、刑の執行猶豫、刑の免除及減刑を言渡すが如き場合も亦皆な司法政策の問題に屬するのである。

第二　**免刑處分**　免刑處分には裁判上のものと裁判外のものとがある。裁判上の免刑處分は刑の執行猶豫、刑の免除及刑の減輕の三つである。裁判外の免刑處分は假出獄處分恩赦處分及起訴猶豫處分(微罪不檢擧處分をも含む)の三つである。

(一)起訴猶豫處分　所犯輕微であつて且つ改悛の情ある犯罪人に對しては起訴を猶豫し其改悛を促すことが、現實に刑罰を科するよりも却つて犯罪豫防の效果あることが認めらるゝが故に、起訴猶豫處分に付する事件は比較的多數を占めて居るのである。然るに或犯人に對し起訴すべきか、將た起訴を猶豫すべきかは全く司法上の政策問題であつて、法規の解釋問題でないことは論なき所である。又輕微なる犯罪を檢擧すべきか將た將來を戒めて不問に付すべきかも亦全く司法政策の問題である。尤も此種の免刑處分は法律の明文にて認むる所ではないが、適法の處分として從來實行せる所である。而して人民をして自省せしめ犯罪を豫防する上に於て此處分の甚だ適切緊要のものたることは疑を容れぬ。

(二)假出獄處分及恩赦處分　如何なる種類の犯罪に對して恩赦を行ふべきか、又如何なる程度の受刑者に對して恩赦を行ふべきかは全く司法上の政策に基いて決定すべきものである恩赦は固より天皇の大權命令に依るものであつて其性質は司法處分ではないが、大權補弼の重責を負へる國務大臣は大權發動の準備手續として最も適切なる刑事司法政策の要求に基いて補弼の責を盡さねばならぬ。故に恩赦處分も亦刑事司法政策の事項に屬するものなることは勿論である。假出獄處分も亦如何なる犯罪如何なる犯罪人に對して之を爲すべきかは之を決行せば犯罪の一般豫防及特別豫防に如何なる影響を及ぼすかを、典獄に於て十分に考究した上にて行はねばならぬことであるから、是れ亦一の刑事司法政策の問題に屬するのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（三）刑の執行猶豫及刑の免除又は減輕　刑法の規定に依れば「其執行を猶豫することを得」とあつて、執行の猶豫の言渡を爲すと否とは一に裁判官の自由裁量に任じて居るのであるから、裁判官が或被告人に對して執行猶豫を言渡すべきや否を決定するは全く司法上の政策問題である。又刑の免除又は減輕の場合にても其處分を裁判官の自由に委したものが少くないのであるが、此場合に於て刑の免除又は輕減を爲すべきか否かを決するは全く司法政策の問題である。

鐵道は何を爲て居るか

鐵道部運輸課長　白勢黎吉

一　輸送の概況

乘客の激增……貨物の增加……設備の不足……從事員の採用難……物價騰貴……材料の拂底

鐵道輸送に關しては近來貨車拂底貨物停滯の問題を引起し、各方面の批難攻擊の焼點と成り居るを以て、我等は出來得る限りの力を盡して本年こそは無事輸送を了し度しと考へ、車輛の新造從事員の充實等日夜能力の增加擴張に努力し居れども、種々の事情に依り豫期の成績を擧げ得ず、本年の如きも漸次滯貨を生じて之が消化に苦心名狀すべからざる有樣なり。扨て其の事情といふは第一に旅客貨物即ち輸送量の激增なり第二に從事員の採用難なり。第三に物價騰貴材料の拂底なり

二　旅客運送

乘客增加の實數……其の原因……現在の設備……客車の運用……客車の不足

先づ輸送量即ち旅客貨物の增加なるが、第一旅客は如何程增加し居るかと云ふに、十一月迄の計算に依れば昨年度に比し三割一厘の增加なり。即ち昨年の同期に於ては五百六十四萬人なりしが、本年は七百三十三萬人なり。之が如何に異常の增加なるかは、大正三年以來每年相當の增加を爲し、殊に大正五年の如き前來未曾有の共進會の開催ありたるに拘らず未だ二割を超過したることなきに依りて明かなり。故に昨年度全旅客人員八百七十七萬人に對し本年は假りに二割を增加するものとしても一千九萬人となるべく、若し假りに今迄の增加率を維持するものとせば實に一千百四十萬人となるべし。之を全島人口に割當つれば一人約三回餘の乘車となり、大正六年度の平均二回一分に比し甚しき增加なるのみならず、內地の平均四回三分に比し意想外の乘車率といふことを得べし何故に斯く激增するかは種々の原因もあらんが、要するに事

業の勃興・米價騰貴・勞金高騰等の爲め各人の收入増加、購買力旺盛の致す所と信せらる。而して是等多數の乘客を現在如何なる設備及運用に於て輸送し居るか、試に現存の縱貫線用車輛を總て四輪車に換算して輛數及坐席定員を列擧すれば左の如し。

一等車	四三輛	三五八人	小計	二八七	一〇、一七四
二等車	六一	一、五五二	郵便手荷物車八七		
三等車	一八三	八、二六四	合計	三七四	

右の内修繕中の三九輛を除き、定期の旅客列車及混合列車に常時連結して輸用せる車輛は左の如し。

一等車	一七輛	郵便手荷物車	四二輛
二等車	三〇	合計	一九五
三等車	一〇六		

即ち豫備車として臨時多數の旅客運搬に使用し得るものは僅に七十二輛に過ぎず。

兎に角前述の客車を運用して毎日三萬人内外の旅客を輸送しつゝあるが、其の員數は増加一方なるが上に近頃各學校修學旅行の時期なるを以て一層混雜を來し、之にし對して列車の増發を希望するも無理からぬ要求なれども、客車に於て既に不足を見るのみならず之が働力たる機關車も亦充分ならず、誠に氣の毒ながら現在の列車を以て辛棒を願はざるを得ず。内地に於て一切の團體乘車を拒絶したる事實に比すれば、臺灣は幾分餘裕ある心地すれども此の上更に一般實用旅客増加せば遂に遊覽見物的の團體は之を謝絶すべき時機なしと斷ずべからず。

元來客車の利用率即ち效程は、最近數年間の經驗によれば客車は坐席定員の三割八分を載せて九十哩を走行し居るを以て即ち一日一坐席の效程は三十四人哩なるを以て、之を基礎として計算し、右等日々増加する旅客に對し又新規開業する線路に對して充分なる坐席を供し、混雜を避けんとせば此の上更にボギー車五十輛を要する計算なるに、本年度に於て計上されたる客車は僅にボギー車十一輛にして、夫れすら種々の都合に由り今日未だ落成せざる實情なれば、或る意味に於ては各列車の混雜も當然の事なりと云ふべきなり。

世間或は客車を減じて貨物運輸に充當すべきを說く向ありと雖も、旅客増加の實情に鑑みて其の實行の容易ならざるを知り得のみならず、假りに客車を減少せんとするも、或る列車は或る地方にありては比較的閑散なるも、他の地方に到れば時間其の他の都合上甚だ混雜を呈することあり。土地に依り便否區々なるを以て問題は頗る複雜なり。然り而して輸送難の問題は主として貨物運輸に存ずるを以て、之が改善亦旅客に影響を及ぼさざるを前提として考案するを自然の順序とすべし、然らば問題の中心たる貨物運送の狀況如何、之れ我等が主として玆に開陳せんと欲する所なり。

三　貨物運送

貨物増加の實數……其の原因……現在の設備……其の運用……設備の不足……其の充實……計畫の進捗模樣……滯貨問題……其實情

旅客の増加は大略前述の通りなるが、貨物の激增も亦著しきものあり。十一月迄に輸送せる噸數は百五十萬噸にして前年

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

度の同期間百二十一萬噸に對し約二割四分の增加に當れり。其重なるものは輸出炭・砂糖及雜貨の類にして、若し向後假りに同一の增加率を維持するものとせば本年度は優に二百五十四萬噸となり、前年度の二百五萬噸に對し約五十萬人の增加を見るべく、之を大正三年度に比較すれば約二・五倍に當り、其の增進は實に甚だしきものあり。斯く多量の輸送を爲せしに拘らず今日尙約十六萬六千噸の輸送不足を生じ居る次第なるを以て、如何に出貨の旺盛なるかを推知することを得べし。之が原因に就ては旅客に於けると同樣各種產業の發達、事業の勃興、購買力の旺盛、就中石炭の販路擴張、爪哇糖の輸入等に起因するものなるが、船運賃の暴騰も亦た鐵道貨物の增加を促進せる一因と謂はざるべからず。

前述の如く產業の進展、輸送量の增加は固より鐵道として期待する所なれども、輸送の能力に限りあるを以て此等の蝟集し來る貨物に對し悉く圓滿なる輸送を爲し能はざるは已むを得ざる次第なり。

現在縱貫線に使用する貨車數は千六百八十五輛、機關車は旅客及貨物用として九十三輛に過ぎす。而も貨車の內二百五十六十輛は修繕の爲め休車せるを以て、實際每日使用し得るものは千四百二十輛內外と見ざるべからず。而して此等の貨車は左記の如き牽引能力を有する列車に依りて每日必要の區間を運用し居るものなり。最も之れは最近に於ける運行狀態にして貨物の模樣に應じて時々多少の變更あるは勿論なり。

區間	列車回數 混合	列車回數 貨物	列車回數 計	貨車牽引能力
基隆―八堵	一三回	一四回	二七回	二八五車
八堵―臺北	八	七	一五	二四五
臺北―桃園	六	八	一四	二〇三
桃園―新竹	五	六	一一	一七六
新竹―苗栗	五	七	一二	一六六
苗栗―三叉河	五	七	一二	一六三
三叉河―后里庄	五	九	一四	一六二
后里庄―臺中	五	五	一〇	二二一
臺中―彰化	五	四	九	一五四
彰化―斗六	五	四	九	一六三
斗六―嘉義	五	四	九	一九六
嘉義―臺南	五	三	八	一六二
臺南―打狗	六	三	九	一七〇
打狗―阿緱	六	―	六	九〇
八堵―瑞芳	五	―	五	四八

既述せる如く鐵道は從來の貨車を以てしては、現時の激增せる貨物に對し到底圓滿なる輸送を爲し能はざる事實に逢著せり。試に輸送貨物數量の增加と貨車積載能力の增加を大正三年度と對照するに、貨物噸數に於ては三年度の二•五倍なるに貨車積載能力は僅に一•五倍に過ぎずして、其の遙に貨物噸數の增加に及ばざるを見るなり。之れ全く貨車の能率增加に因つて補足し得たるものにして、當時貨車は一日平均三十七哩を走行せしものが六七年度に於ては五十四哩に增進せり。此の點に就ては內地院線より頗る好成績を擧げ居るものと謂

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

はざるべからず。即ち院線は貨物の平均輸送距離百哩以上にして、臺灣の六十哩に比し約二位に當るを以て、百噸の輸送に對しては院線は一回、臺灣は約二回の積卸を要すべく、從て貨車の停滯時間を增し一日の走行哩を短縮すべき筈なるに實際は院線と殆んど同一哩を走行せり。之れ一方より見れば畢竟貨車不足の爲め虐使の已むなきに至れる結果にして、本年度に入り修繕車の多きも是等の原因に由るものと云ふ事を得べし。然らば現在の出貨に適應するには幾許の貨車を要するか、先づ貨車の利用率即ち效程を檢すれば、最近貨車一輛の平均積載量は九噸、一輛一日平均の實際積載量は約五割即ち四噸半にして、走行哩は前記の如く五十五哩なるを以て、一日一輛の效程は二百四十八噸哩となる。然るに實際積載量は標記積載量の約五割が限度なることは、內地朝鮮に於ても夫れ以上ならざるに依りて明かなるべく、又走行哩は將來旅客列車と貨物列車とを分離する場合には五十四五哩より減ずることあるも增加することは困難なるべく、結局貨車の效程は約二百四十五噸哩を限度と見るを至當とす。之を基礎として計算するときは、本年度の初頭に於て既に約三百五十輛其後の狀勢よりすれば約五百輛の貨車は不足せる勘定なり。幸に本年度は二百四十輛の新造豫算を有し、且外に百五十輛買上げ得る樣準備を命じ居るを以て、是等多數の新造車一時に竣工すれば輸送上澁滯を見ざる筈なりしも、諸種の都合に依り製作意の如くに進捗せず、今日迄に落成せるは前年度半成の儘持越したる五十輛を加算して百九十輛にして、此は幾何も本年度內の效用を爲さず。何故に斯く製作が遲延するか、其の原因如何は次項に述べんとする材料の拂底に在り之を要するに本年の繁忙製糖期は修繕の休車を除き約千五百輛の貨車即ち前年に比較し約百輛增加の設備を有することゝなる。

顧みれば吾が鐵道が時局の影響を受け、運輸量に急劇なる躍進の狀態を呈して滯貨問題を惹起して以來、鐵道は最善の努力を以て之が一掃に努めたるも滯貨は一高一低本年四月に至り二十萬噸に達して最高を示し、其後九月末に至り十三萬噸減じたりしが又漸次增加の氣勢を示し、今日に於ては十六萬六千噸に達せり。

又最近に於ける滯貨の重なる品類は左の如し。

米		一、九二五
砂糖		八、八九六
石炭	上り	四四、六八五
	下り	五二、一四三
木材		九、四九四
煉瓦		七、一六〇
肥料		一二、〇九〇
其他		三〇、〇一〇
計		一六六、四〇三

右の表に依れば石炭は最高にして全體の約五割五分を占め、肥料・木材・砂糖之に次ぐ。又更に滯貨一萬噸以上に達せる驛

を擧ぐれば左の如し。

	米	砂糖	石炭	木材	肥料	其他	計
打狗	—	八、二三六	九、六五六	一、五八五	一〇、四五八	一四、八〇六	四三、三一九
八堵	—	—	二六、二〇〇	—	—	—	二六、二〇〇
基隆	二〇〇	—	二、七〇九	四、五四五	一、〇六八	八、五七三	一六、八九五
五堵	—	—	一九、〇〇〇	—	—	—	一九、〇〇〇
瑞芳	—	—	一一、〇〇〇	—	—	—	一一、〇〇〇

滯貨の實況は大略前記の如くにして尙多少增加せんとする傾向あり。然るに右表によりて何人も指摘し得る如く滯貨の主因は實に石炭に在り其の滯貨量は約十萬噸に達し、又全體の約五割五分に達す。元來中南部に消費する石炭は我等鐵道部用を除き約二十二萬噸を要するものなるが、戰前に於ては極南部用は島外炭を輸入し來れるものなるに、近來船舶其の他の都合に由り全部、島內北部より供給を受くることゝなり、急に鐵道輸送量を增加せるのみならず、反對に價格其の他の關係よりして基隆方面より島外に輸出することゝなり、鐵道輸送量は二重に急增せり。之を以て石炭供給者及消費者は相共に協議を爲し、年度の初に於て輸送組合を設け、中南部用二十二萬噸の內五萬噸は之を基隆より打狗に海送して打狗附近極南部の消費に當て、殘數を陸路鐵道便により輸送するものとせり。之れ前年の輸送實地の經驗より打算せる計畫にして我等の同意し又同意せざるべからざる數字なり。又海路搬出する爲め基隆に向つて輸送するものは、最近の經驗と近距離なるが故に依り約四十一萬噸と打算せるは强ち無理に非ずと信ず。即ち當初輸送組合で協定したる石炭輸送量は左の如し。

▲本年五月より明年五月迄一箇年間石炭輸送量豫定

后里庄以南行（營林局嘉義行を除く）	
第一期（十一月迄）	一〇九、〇〇〇噸
第二期（十一月以後）	四九、〇〇〇噸
計	一五八、〇〇〇噸
大安溪以北行	
第一期（同上）	二七四、三〇〇噸
第二期（同上）	一四〇、五〇〇噸
計	四一四、八〇〇噸

然るに本年夏期に於て從事員に病人續發し、列車を休止するの已を得ざること數次なりし結果、第一期の滿了に於て實輸送量は左の如く減せり。

后里庄以南行	七一、四五九噸
協定に對し不足	三七、五四一噸
大安溪以北行	二一八、二四九噸
協定に對し不足	五五、〇五一噸

事情右の如くなるを以て先般更に協定を變更して南部行の內一萬五千噸を海路基隆より打狗に回漕することゝせり。然るに右石炭輸送に關しては世間種々の說あり、石炭は島內の需要を充して後輸出すべしと云ひ、或は更に進みて輸出を制限又は禁止すべしと云ひ、之が實行は鐵道に於て其任に當るべく貨車を配給せず輸送を爲さゞれば即ち可なりと稱ふる者あるも、斯の如きは鐵道の責務超過の嫌あるのみならず米の如きも强ひて移出特許制を設くるの要なきに至るべし。加之反對者に云はしむれば製糖業者の如き種々の獎勵あるに拘らず多年島內炭を使用せず、貨車を無益に放置したるに、今日俄然島內炭を使用して貨車不足批難するは餘りに御都合なるのみ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ならず、急に外糖を輸入して再製するなど全然輸送力を考慮せざるものなりと稱す。孰れが是孰れが非、斯の如き是非を判斷して輸送に手加減を爲すことは甚だ困難なり。歸する所我等の任務は自己の力に應じて適當に公平に凡百の貨物を輸送するに在り。或る產業を促進し又は制限することは自ら他に機關あり、敢て鐵道の任にあらざるべし。然れども一面より見れば石炭の急增は滯貨の一大原因たることも明かなるべく、此の點よりすれば他の貨主が石炭輸送を是非する強ち無理にもあらざるべし。

今や歳末節季を控へ居ることゝて滯貨を難ずる聲益々甚しく中には隨分極端の批難もある樣なれども、我等は決して出貨の激增を不自然として徒に拱手傍觀するものにあらざるも、出貨に對し設備の不足せるは事實なり。例へば貨車の如き總噸數に於ては增加し居るも、修繕の爲め休車せるもの多數あるを以て、正味に於ては必ずしも增加せりとのみ樂觀すべからず。試に十月迄の延日車數を比較するに、前年度の三十二萬五千百八十四車に對し、本年度三十三萬八百八十六車なるも修繕延日車に於ては前年度の三萬五千百九十二車に對し、本年度は五萬六千七百六十車に增加せるを以て、結局一日平均の純能力車は前年度の千三百五十五輛に對し本年度は千二百八十一輛なるを以て却つて幾分減少せし譯なり。斯くの如く少數の貨車を使用して一方旅客の異常の增加に應じながら尙約二割增の貨物を輸送し得たるは、畢竟從事員の奮闘努力を以て輸送能力の增進に力めたる結果に外ならず。

四　物價騰貴、材料の拂底、附從事員の採用難

工場の少數……能力の缺乏……米國のストライキ……距離の遠隔……代價の騰貴……從事員の缺乏

貨車は一口に云へば單なる車輛なるも、製作の方法よりするも出來上りの形體よりするも之を車體・車輪及車軸・彈機連結器の各部に區別すること普通なり。而して車體は當部工場に於て製作し、又は大阪汽車會社或は名古屋車輛會社に注文して製作せしむれども、他の部分は別箇の工場に注文せざるべからず。卽ち彈機は東京鋼材會社を別にして、他に二三の小工場ある何れも能力低少なるのみならず、試驗の設備を有せざるを以て自然東京製鋼會社の獨占的となり、資力信用其他の點より現在に於ては同社に一任注文するの餘義なき有樣なり又連結器の如きは當部使用のものは米國グールド會社の特許專賣に屬し他に注文製作するの自由を有せず。同工場に於ては通常注文後七箇月にて到著することになり居るも、本年の如き同地方は勞働問題喧しく、各工場はストライキを受け居る模樣にて、年度初めに注文したる四百對の貨車用連結器は十一月末工場を送り出すべき旨電報ありしも、到着迄には更に三箇月間を要する始末なり。此の一例のみにても材料の入手の如何に困難なるかは想像し得らるべし。又車輪の如きは內地に於ては製鐵所の外製作所なく、又此の車輪に車軸を嵌入する仕事は住友鑄鋼所の外に之なき有樣なり。現に本年製鐵所に於て當部の注文を引受けたるもの五百六十對にして、七月より毎月二百對宛住友鑄鋼所へ送り出し、同所に於て車軸の嵌入其他に三箇月を要することに取極めあるも、種々の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

都合に依り豫定の如く進捗せず、今日迄到着したるもの僅に六十七對のみなり。事情斯くの如きを以て他の三百對の車輪車軸は、幸に平和克復後の餘裕を得て米國に注文を發し、明年三月到着の豫定なりしも前記ストライキ等に依り着期は尚ほ不明なり。其の他アンダーフレーム等主要材料は皆製鐵所の製作に依頼するものなるも、同所も各方面よりの注文殺到して一々希望通りに行かざる實情なり。之を要するに車輛の部分材料は製作工場に限りあり、従つて能力亦た限りあり。殊に昨今勞働問題喧しく賃金上騰一方なる際、能力の急增も困難なり。殊に臺灣は地の利を得ざるの憾あり、獨り我等に於て焦慮するも力如何ともすべからず。事情上記の如きを以て新製車の竣工の遲々たる、又た修繕車の空しく堆積せらるゝもの已むを得ずと云ふの外なし。然れども我等は只安閑として其の竣工到着を待ちつゝあるにあらず。鐵道院は比較的大身上なり、材料も何程か餘裕あらんを慮り、目下如何なる部分品にても、又如何なる數量にても融通を照會し居れり。但し事情上記の如きを以て必ずしも多くを望む能はざらんも多少の流通を期し居る次第なり。

材料を入手する既に困難なる上に、近頃の物價騰貴は更に我等の鐵道管理を困難ならしむ。假りに車輛に就き四年度と本年度を比較せんに、機關車一輛三萬三千圓なりしもの十萬二千圓となり、客車一輛六千三百圓なりしもの一萬五千圓となり、貨車一輛千圓弱なりしもの五千四百圓に暴騰せるを以て鐵道部は貨客の急增に依る車輛の大增加と、更に價格に於ける大騰貴とにより二重の大支出を要することゝなれり。併し價格の騰貴は決して車輛のみにあらず。石炭といはず枕木といはずレールといはず皆二倍三倍の上昇なり。斯くて鐵道の經營は益々困難となり、內地鐵道院に於ては昨年既に相當賃金の値上を決行し、近頃更に再度の植上を餘儀なくせられ、南滿も先般値上を實行せるに拘らず臺灣鐵道のみは依然として舊賃金を以て經理し來れり。然れども物價は未だ容易に下落せざるのみならず、動もすれば近時益々騰貴せんとす。此の趨勢にして變化なくんば臺灣鐵道も遂に賃金値上の已むを得ざる時機に出會すべけんか、研究を要する問題なり。

次に從事員の缺乏及採用難は亦顯著の事實にして、近來諸事業勃興し世間の好景氣なるに伴ひて從業員を要すること甚だしく、又物價騰貴生活困難の時代として、鐵道の如きは半ば筋肉勞働的にして勤務亦た激烈、且つ職務に依りては多少の危險性を帶べる所ありて熟練を要し、常に所要人員を滿すに足らざる爲め各種待遇方法の改良を研究し居るも、豫算又は規則の上に於て、又時としては他の釣合上より兎角意の如くならざるは遺憾なり。女子及本島人を任用し、又養成所を設くる等不斷の努力を爲しつゝあるも、尚ほ急に應ずるを得ずして苦心を重ね居る實情なり。然るに世上輸送問題の各種事業上に重要なるを見るや、鐵道員を採用して輸送の計畫交渉等に便ならしめんを欲し、從來不足勝なる從事員を優遇の方法によりて奪ひ去る向あり。鐵道部として益々苦境に陷るに至れり。

結論

輸送力の增加……其の方法……增頓……急順選……システム

之を要するに我等は輸送任務者として其設備の改良に就ては造次顚沛にも忽にせざるなり。然らば滯貨問題の喧しき今日、如何なる手段を採らんとするか。應急策として差當り採らんとするものは、第一に貨車の荷重及容積の增噸なり。卽ち現在以上の荷重に堪へ得べき車輛を增噸し、無蓋車に對しては一部改造を加へて容積を增大するなり。現在調査せる所にては此方法により約四百噸、十噸車に換算して約四十輛の能力を增すものなり。第二は出來得る限り貨車の順還を早めん爲め時間又は列車を以て運用方法を一定することゝし、之れに依りて停滯時間を短縮し以て貨車の能率を擧げしむるにあり之は主として荷主竝に運送取扱業者と協力して荷役の敏速を計るにあらざれば、如何に鐵道のみが努力するも實行不可能なるを以て、此點に就ては特に運送取扱業者の奮勵努力を希望せざるを得ず。之が實行に就ては或は作業苦力の增員夜間作業等の爲め多少の經費を增加すべしと雖も、全體に於て停滯時間一時間の短縮は貨車五十輛の增備に相當するを以て、若し費用其の他の關係上作業遲延するが如き向に對しては已むを得ず貨車の配給を停止するの外なし。之れは今日の如き非常の場合一般公衆の爲已むを得ざる事なるべし。

第三は列車運轉組織の改造なり。之れは實行に先ち種々の方面に就き充分に調査研究を要する問題にして、現在研究し居る方法は現行の混合列車を廢止して列車を全く旅客と貨物とに區分し、旅客列車は高速本位として機關車の運用を敏活にし、貨物列車は牽引力を本旨として輸送力の增加を計るにあり。斯くして荷も輸送能力の增進に資すべきものは其大小を問はず經費と手數とを厭はず、設備と人事の最善を盡して之に當る覺悟なり。故に鐵道は今や一種の戰時動員の如く、必ずしも一部世間の想像する如く滯貨の堆に驚きて策の出づる所を知らずといふ譯にもあらず。讀者幸に此一偏の說明書を以て鐵道は何をして居るかを諒解あらば誠に仕合なり。

改造問題と教育

臺北中學校長　松村傳

社會改造運動が勞働問題を中心として旋轉せるは今や世界的事實となつたが、この勞働問題は勞働者が國家社會に奉仕する活動能力を省察し、それに比してその置かれたる地位が不當に低劣であり屈辱であるとの自覺に發したものであつて、その生活條件の改造目標乃至基脚は彼等が文化人としてよりよき生活に向上せんとするにあるといはれる。かくて自由は

說かれ解放は叫ばれ平等は要求せられる。而してこの自由平等解放の欲求は啻に勞働者のみならず現代改造運動の總てに亘つた相關的特色である。併しこの標語的名目が無自覺無條件に實行せられる時、その運動は破壞の爲めの破壞に陷し改造は終に改惡となる。

十八世紀に於て佛蘭西に起つた自由、平等の思想は當時の封建的階級思想の傳統のもとに多くの人々が受けた謂はれなき抑壓屈辱困憊から箇性を解放し救濟せんとしたものであるそこに彼等は泥土に委した珠玉を見桎梏に喘ぐ魂を痛感したのであつた。現代改造問題もこれと共通せるある種の內面的事實あるは否むべからざることである。併し眞の自由は飽くまでもその人格能力が文化的評價に於て意義と價値とを領得しそれを發揮せんとする際初めて主張せらるべきものであつて、そこには人類共存に對する莊嚴な責任感が躍いて居なければならぬ。若し不公正なる過去の因襲と制度とに依り特殊階級者が非理なる自由を主張し實行することを專制と呼ぶなら內に所有するもの丶乏しきものが衆を恃んでみだりに不當なる自由を强要するは放縱であり橫暴であるといふべきである。而して平等を解して人間個性の敎養と能力發揮の機會が均等に能へらるべき意とするは、國家が法理上國民を一人格者として平等視する思想と相關聯して正しく肯定せらるべきものであるが、凡ての特異性を撥無し去つた箇性無差別の意とするは、事物の質的意義を認め得ざる不聰明か若くは爲にする曲解であつて、そこには多數と輿論が陷るべき當然の陷穽がある。何となれば吾人は生れながら既に稟賦の不平等が

あり經驗敎養等の後天的素質は益々各箇性に質的不平等を來す、この不平等の箇性を各々正しき位置正しき關係にあらしめるのが即ち社會的公正であり又人類進化の方途である。自由平等の理解體得が右の如くなされた時、解放の哲理は初めて正しい基礎を得、所謂デモクラシィの運動も眞實と確實の上に純化せられ、政治上に於ける立憲政治の眞諦と普通選擧の可能性も自らこゝに胚胎せらるべきである。

觀來れば自由、平等は人生目的の窮極境に非ずして一の啓養思想であり手段であり、出發點である。然らばその窮極境は何れにあるか。こゝに哲學はまづ理想派現實派の對立となる。而してその內包の特性は古來多樣なるイズムとなつて表はれ輓近或は歷史主義といひ生命派といひ實用主義より更に文化主義等の提唱を見ることゝなつた。然るに前世紀に於ける科學の發達と產業の革命とは人をして著しく物質偏重に傾かしめた。コムトによつて唱道せられた產業の發達を基礎とする社會生活と、その改造を成就せしめんとする科學的智識はもとより尊重すべきであるが、經濟生活の價値の極度の尊信は遂に人をして現實に沒頭し物質に拜跪するに至らしめた殊にマルクスの反動的唯物哲學が生んだ物質黃金時代の夢想は、その影響を受けた現代の改造運動に幾多の陰鬱な暗翳と醜陋な要素をさへ伴生せしめつゝある。これは人類の文化生活に對する大なる脅威であるが、吾人はこの風潮に慴服し屈服してはならぬ。雜多紛々たる現實の諸相を闡發してそこに橫はるヒユウマニティの精神を體感味織せねばならぬ。人生は窮竟この精神の發現による眞の道德的王國建設にまでの過程

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

であつて、總ての生活はこの原理に歸依して、その評價を受ける。人類はこゝに溢る、歡喜によつて淨化せられ、創造と進化はこの原理を攝取することによつてその妥當性に耀きを示し、所謂文化生活はこれによりて燦として光を生ずるのである。現代改造運動に果してこの靈感のひらめきを認めることが出來るであらうか。

　歐米に於ける勞働運動の惡化は姑くいはず、わが國勞働運動の現狀は、それが運動の初期に屬し自覺者の少數に基因するとはいへ餘りに改造の眞意義を沒却せるに非ざるか。資本家の奴隷より脱せんとするはよし、轉じて再び物質の奴隷となり現實の桎梏のもとに文化生活を蹂躙して悔いず、魂の眞の聲に耳塞せるもの、夥しいは寧ろ悲慘である。その慾求し獲得する時間と勞銀が果して如何に消費せられつゝあるか、その時間が遊惰に富が奢侈に消費せらるゝ所に何の意義が見出されよう。斯の如きはこれ改造でなくて還元であつて、從來資本家階級の多くによつてなされた物質迷誤と低級な官能享樂の事態が再び繰返さるゝに過ぎない。且つ彼等が自己の趣味、智能、徳操等の低劣をそのまゝに肯定して社會制度の改造を壟するならば、そこに結ばるゝ勞働組合は終に私慾を逞しうせんとする爭鬪的集團たるに過ぎない。國家及人類はこれに依つて何等の創造的進化を享有し能はぬのみならず、却つて文化のレベルの著しき凡化と低下を免れぬ。餓えたるものは先づパンを稼なければならぬ。併しそれは獸として要求し獸として食はれてはならぬ。勞働者がその勞働を物品以上のものと主張しながら、それによつて贏ち得たるものを以て會て資本家がその生產と富とを以て物慾に沈溺し國家社會を攪亂し人類を冒瀆した歷史を再演せんとするはこれ自ら文化生活の意義を味識體驗し得ずしてなほ光輝ある改造運動を口にする自己矛盾の表白ではないか。

　なほ現代に於ける物質過重の風潮はそれを基礎とする經濟界をして生產偏重の迷誤に陷らしめた。いかにすれば物資が生產せられるか。利潤の獲得、富の堆積の方法は如何といふことにのみ沒頭することによつて經濟學も終に私利の學問と化せんとして居る。生產は需要の見地を離れて利潤の手段となり、需要者の無自覺と迷妄とはその趨勢を益々盛ならしめる。需要供給の關係によつて支配せられた物價は今や富を誇る虛榮の奴僕となり安價でなければ售れなかつたものは高價でなければ售れなくなつた。かくて幸運と壟斷より生ずる貧富懸隔の甚しさは所謂階級爭鬪をして更に慘憺たらしめんとする、もとより生產と富との不公正なる所有と分配に關しては幾多更新を要する點もあるが吾人はまづ斯の如き價値判斷の獨立性を失ひ物質と現實の前に昏醉せる迷宮から脱出し、世の生產をして文化的評價のもとに眞の需要の從屬たらしめねばならぬ。然らざれば世はいつまでも物慾私慾の餓鬼道たるを免れぬ。

　抑、人類生存の道途には優者適存のための絶えざる爭鬪が小は一身內の細胞より大は國民國家等あらゆる間に於て種々の形式によつて繰返されつゝあるのである。併し個性の生存を完くし國家人類の進化向上を期するには爭鬪のみを以てしては不可能であつて、その他に否寧ろこれら幾多の爭鬪を包

容する大なる相互扶助の力を要する、かの共同依存、社會連帶を高唱するソリダリテイの哲學もその原理をこゝに置くものである。而してこの相互扶助即ち共力は同情と愛の力に生じ同情と愛は相互理解に基づく。この理解と最高文明への自覺は主として教育の力によつて養はれるべきである、故に現代改造運動の開眼と動力は教育を以てその前提とせなければならぬ。自由を生ずる能力と平等を要求する人格それに因する解放の哲理はまづその主體の本質的價値を先にすべきは既に說いた。個性の改造が社會の改造であり國家の改造でありやがて世界人類の改造であるとの信念と歡喜は吾人を共存の責任と幸福に生かしめる。そこには個性のうちに社會、國家、人類を認識味得する叡智と聰明の世界が開展せられてゐらねばならぬ。正しい教育は個性をしてこの光明境に進む傾向と働力を養はしめる。こゝに吾人は更に在來の教育哲學に一瞥を與へる必要がある。

　教育の社會的意義を特に明かにした三大時期に於ける第一代表者はプラトーンである。彼が個々人が生來の傾向によつて夫々活動する場合にその個々人は幸福であり、又社會は能くその秩序を保つものである、隨つて教育本來の務は個々人の天賦の傾向を發見し、それを社會の爲めに有效に養育するに在りと主張した點は卓見である。併し彼が個々人を互に分離せる少數特定の階級に還えし社會はこれ等の階級に依つて組織せらるゝものと理想したのは人生を靜止的に見た彼の理想哲學の錯誤であつた。降つて十八世紀フランスに起つた教育哲學はその反動的革命的色彩と共に一見頗る個人主義的なるにかゝはらずその背後には一種高尙寬大な世界同胞主義の社會的理想を持つて居た、併しその手段とした自然主義の主張は結局教育といふ觀念の否定となる。教育は如何にしてもある方法により或る積極的實行的機關によらねば到底その活動はなし得ぬ。故にペスタロッチの如きも新しき教育的理想を有效に實現する爲めには國家の補助が必要であると考へざるを得なかつた。この傾向はやがてナポレオン戰爭に影響せられて起つた獨逸の國家主義的教育となつた。彼にあつては教育が國家的經營施設となると共に、その國家的經營施設は國家的理想の實現と同一視せらるゝに至つた。嘗てカントによりて唱へられた個人主義的同胞主義はフイヒテ、ヘーゲルに至つて國家至上主義となり、個人が若し國家の制度及び法律の教育的訓練に自ら進んで服從するにあらずんば必然主我的非合理的の人間となり情慾及境遇の奴隷たるに至るべしとまで絕叫せられた。かくて獨逸はこの精神に基いて公共普通の强制教育制度を樹立し、國民はこの制度と理想によつて教育せられた。その結果國民文化の水平線は著しく高められ國家を擧げて富强に誇り文化に醉つたが遂に汎獨主義の實行に入つて自ら崩壞敗殘の悲劇に終つた。過去の歷史に鑑みることは精力の浪費と過程の迂廻とを避くる爲めに後繼者に與へられた特權である。吾人は如上の事實と現想を剖折考覈して新時代に處する正しき教育を樹立しなければならぬ。

　人類はたとへサンヂカリズムが國境を撤した階級的横斷を宣傳しても、共通せる血液、言語、風習、歷史等に於てより鞏固な親和共愛の力によつてその個々人を國家團體に結合せし

めるものである。そこに多少の國際政策は加味せられてあらうとも近く提唱せられた民族自決の宣傳は愈々國家生活の必要に裏書したといはねばならぬ。各異なる價値と生命を有せる團體生活によつて世界に奉仕し相共に人類最高の文明に向上せんとする所に國家生活の意義がある。而してこの國家に於て國家を基礎として行はるゝ敎育がその國家の生命と理想を體現する國家主義であることは自然にして又當然の事である。然るに在來我が國の敎育は果してかゝる意味に於ての正しい敎育であり得たか。曾て國學者、神道者流の多くによつて唱へられた如き偏狹な國家至上主義の外そこにわが歷史が如何に生かされわが特殊なる民族性が如何に尊重せられたであらうか、國家の體制、社會の制度と民族性を異にして發達した儒敎が殆んど無條件に遵奉せられたではないか。明治維新以後や、國家主義的特色は發揮せられたが、その內容に於て崇拜の的を支那から歐米に置換した傾はないか。治者の學として成立し發達した儒敎は或ものを敎育して治者と爲すと同時に他を奴隷にまで敎育することが多かつた。科學と物質の文明に眩惑せられて追隨摸倣これ日も足らず。內に人間靈性の耀きの蔽はるゝを知らず、産業制度の輸入に隨喜渇仰してはそこに伴隨する大なる缺陷に盲目であつた。併も歷史の皮相的光輝と武力の誇に醉ひ眞の國家的獨立と國力の充實を圖るため民衆として目醒めることを知らず又知らさなかつた結果は講和會議に於て四大國の外に斥けらるゝこととなり、勞働會議に臨んでは自ら印度と同格に甘じ當然五大國の一なりと揚言しながら顧はくば除外例をと叫ばざるを得ざる矛盾と無力の表白となつた。こゝに悲哀なる現實暴露の已むなきに至つた。

　國家主義の敎育は國家の生命と理想とによつて充實せられ價値づけられる。生命の稀薄な理想の低劣な國家は國としての存在價値が少いと共にその敎育も脆弱である。故に吾人は國家主義敎育の提唱と共に國家哲學の建設を盡さねばならぬ獨逸の國家哲學とそれによる敎育を以て敎養陶冶せられた國民がその國家の概念に於て如何に自熱化したかは近き例であつて、この範疇はその國家の崩壞と共に亡び去るには餘りに堅牢であり又莊嚴である。併し彼の國家哲學に含まれた迷妄と錯誤卽ち汎獨主義が遂に總てを悲劇に導いた、吾人は國家の歷史と民族性の獨自的生命とその尊嚴を高調すると共に舊來の偏狹な國家哲學を排する。嫉妬、排擠、猜忌、憎惡、掠奪、侵略等を內容とした國家及愛國心を世界人類の公敵とする國家は獨立的存在であると共に世界共通の社會を包含する國際的存在である。科學、工學、商業、醫術、藝術等は國境の障屛を撤廢して各國民をしてその國家團體に於て國際的生活をなしその慶福に賴らしめる。將來文明の進歩に伴ふ通信交通の發達と共に益々密邇緊切の度を增加し所謂共同利害の世界は愈々擴張せられるのである。こゝに新らしき國家哲學の基礎がある。近く世界大戰の狂熱の中に立ちながらロマン、ローランはいつた。「我等はわが敵の道理を理解せねばならぬ、疑もなくわが敵は我等の如く熱心に眞面目でなる……未來を破るな、よく口の開いた清潔な傷は直りが早い。それに毒を入れるな、我等は憎惡してはならぬ。」とベルトランド・ラッセル

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も亦いつた。「獨逸は秩序と學問と音樂とを受する、その凡ては良いものだ。然るに佛人と英人はデモクラシイと自由を愛する、これ等も亦良き物である……來るべき平和は倦怠による休息であつてはならぬ。親愛な和解であらねばならぬ。」とこの熾烈な眞理慾と澎湖たる共愛の精神とはやがて新國家哲學の基調を示すものではないか。

由來我が國家に德川封建の精神を脱却せず他に對して直に之を敵と見警戒武裝して接する風がある。世界に奉仕し人類の向上に參ずる大目的大歡喜の前に何たる小さく醜い形骸であらう。これが直に國民各自の箇性に根ざすとせば終に又その褊狹、固陋、貧弱を蔽ふことは出來ぬ。この箇性の改造と完成がやがて國家社會の進歩發達であり、世界人類の向上であるとの大自覺にまで國民を導かねばならぬ。それには國家の教育制度を擴張し完備して國民に教育の機會を均等に與へねばならぬ。教科教材の選擇按排を新國家哲學の支配のものとに置かねばならぬ。教法訓練の内容は獨立依存に生きんとする箇性の陶冶開發によつて生かされねばならぬ。然る時に諸種の改造運動は各々眞の意義を體し箇性の完成と共に社會は進歩し國家は愈々その光輝を顯揚するに至るべし。

國勢調査施行に就て

臨時國勢調査部主事
務内局地方課長　水越幸一

一

國勢調査は本年十月一日午前零時、帝國の版圖内に現在する者に付、一定の事項を調査するを以て目的と爲すことは、大正七年九月勅令第三百五十八號國勢調査施行令の規定する所にして、之れ實に我帝國に於ける最初の試みなりとす。抑も我國に於ては、從來戸籍を基礎とする一種の人口調査なるもの存在し、每五年に帝國の總人口を算出し、之を以て法定人口の規準と爲し、又他方に於ては政治上、經濟上將た社會上其の他各般の經營施設に對する重要なる參考資料と爲せり然れども、人口移動の實際と戸籍の帳簿とは、現時の如き複雜なる社會狀態に於ては到底同一歩調を以て進むこと能はざるや明かなり。故に戸籍を離れて別に人口の情態を精確に了知し得べき最善の方法を講ぜざる可からず。之れ國勢調査の必要なる所以なり。

二

國勢調査(センサス)とは近世的意義に從へば一定時期に於ける人口の靜的調査を指稱し、稀には農工業の資源に關する調査の意味を

も包含せしむ。歐米の識者は國勢調査を以て文明國政府の必然行ふべき義務なりと確信し、既に百年前より各國共多くは之を實施し來れり。而して近世的の意義を有する國勢調査を最初に計畫し且實施したるは北米合衆國なりとす。北米合衆國は其の憲法第一條に、下院議員選擧の標準となるべき人口の實地調査は、法律の規定に依り第一回合衆國議會の開會後三年以内に之を行ひ、爾後十年毎に之を施行すべきことを規定し、其の第一回の調査は之を一七九〇年に實施せり。而して其の人口調査の結果は之を自由民及奴隷に分類し、自由民は之を白人種及白人種以外の者に分ち、更に白人種は之を男女に分ち、又男子のみは之を十六歲以上及十六歲未滿に細分し、以て近世的國勢調査の先驅を爲せり。而して後十年毎に反覆して之を實行し、其の調査事項の如き漸次粗より密に入り、細より微に進めり。英吉利に於ては、十八世紀の末葉に至る迄、其の全人口は單純なる推定にして、精確なる數は之を豫測することは能はず。而して十八世紀の後半に於て、英國下院を通過したる人口調査法案も、一般の了解を得るに至らず。加之人口の精確なる調査は、却て英吉利の戰鬪材料の弱點を敵前に暴露するものなりとの非難の下に、强烈なる反對を受け、上院に於て否決の運命に遭遇せり。然れども十八世紀の末頃にはマルサスの人口論に刺擊せられて、人口の增加と其の生活資料との關係を判斷すべき材料を得ることは、識者の熱望して已まざる所なりしを以て、一八〇〇年の末に至り一議員の提出したる人口調査法案は、何等の反對をも受けずして無事議會を通過し、法律として公布せられ、一八〇一年三月愛蘭を除き英吉利全島に施行せらるゝに至れり。其の調査事項は住家非住家の數各所帶の人口、男女別、農商工其の他の職業調査等を揭上せり。然し愛蘭は此第一回の調査は施行せざりしも、第二回の一八一一年より之を施行し、爾後英吉利全島を通じて十年毎に此調査を繼行し、以て今日に至れり。又英領植民地屬領地等に於ても既に久しき以前より此種の調査を實行し、加奈太は一八二四年より一八四二年迄連年に、又一八七一年以後は十年毎に之を施行せり。濠太剌利亞に於ては一八二八年より一八六一年に至る迄は隨時之を行ひ、同年以後は十年毎に之を反覆遂行せり。英領南阿弗利加は一八六五年、西印度は一八七一年、印度は一八五三年より何れも人口調査を實施せり。佛蘭西、獨逸、墺太利其の他歐洲諸國にして此種の調査を實施せざるものに至りては殆んど其の例を見ざる所なり。猶今日迄人口の調査を行はず唯推定に依つて人口を察知しつゝあるは、土耳其・波斯・阿富汗・支那・印度支那半島・亞弗利加及南亞米利加の大部分等、多くは世界文明に後れたる地方なり。要するに地球上に棲息する人類の總數を十六億とすれば、其の約半數は未だ正確なる人口の靜態調査を缺如せる國々なりとす。

三

顧て我國の狀態を觀るに、所謂近世的意義を有する全版圖内の調査は嘗て之を行はず。明治四年に政府は地方に命じて戶籍簿を編製せしめ、之に戶主家族を書上げ、又一定の樣式に記入し、統計表を調製せしめ之を太政官に提出せしめ、太

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

政官は更に之を綜合統一して、全國の人口情態を知るの便に供せり。是れ幾分今日の人口靜態調査に類似せるものなりと雖も、決して完全なるものにあらざりしなり。其後は前述せる如く、所謂戸籍上の人口に依りて僅に全國の人口を調査し其の得たる結果に基きて各年の人口を推算せり。唯々地方に於ては、數箇所に此種の調査を施行せるものありたり。即ち明治十二年甲斐國の人口調査、本島に於ける明治三十八年の第一回及大正四年の第二回の戸口調査、明治四十年の熊本市の職業調査、明治四十一年の東京市及神戸市の市勢調査、四十二年の札幌の區勢調査、同年の新潟縣佐渡郡の郡勢調査、四十四年の京都市の靜態調査等は其の顯著なる例なりとす。

四

惟ふに最近我國の國勢調査施行に就て其の時期を早めたるは萬國統計協會の努力與つて力ありと謂ふべし。萬國統計協會は國際的統計學者の會合にして、同會は西暦一九〇〇年を期して、各國同時に人口調査を施行せんことを決議し、我國に對しても之が勸誘を爲し來れり。之より先き我國に於ても、多少專門家の間に意見を發表するものありたるも、未だ識者の顧みる所とならざりき。然るに此協會の勸誘を動機として民間より政府に建議する者あり。或は衆議院へ請願を爲す者あり。又貴衆兩院よりも政府に建議し、漸く國勢調査の機運熟し、斯くして明治三十五年國勢調査に關する法律の制定を見るに至れり。此法律に依れば國勢調査は十年毎に帝國の全版圖に行はれ、第一回の調査は明治三十八年を期して之を行ひ、又國勢調査の範圍・方法・國庫と地方廳との經費の分擔及其の他必要なる事項は命令を以て規定することゝせり。而して第二回に限り明治三十八年より起算して、滿五年の後に之を行ひ、又第三回は第二回の翌年より起算して十年目毎に之を行ふことゝなれり。依て明治三十八年には全國一齊に此調査の行はるゝことを期待せり。然るに時偶、日露戰役に遭遇し人口の異動頗る頻繁にして、調査上不適當なると及國費多端の折柄なるを以て財政の關係とを顧慮せるより、終に法律の一部に改正を加へ、其の施行期日は勅令を以て定むることゝなり、其の實施は殆んど無期延期の狀態に在りたり。而して爾後何時之が實現を見るに至るべきやは殆んど豫測すること能はざりしも、此間民間よりは屢政府に建議し、或は議員よりも政府に對して一日も早く之が實施を爲さんことを慫慂するに努力せり。然るに明治四十三年に至り國勢調査準備委員會設置せられ、國勢調査に關する諸法令の審議をなし同會は四十四年之が答申を提出するに至れり。

此の如く幾多の迂餘曲折を經たる國勢調査も、其の機運漸く熟し、大正七年九月國勢調査施行令の發布を見、大正九年十月一日午前零時を期し、帝國全版圖に之を行ふことゝなり、政府は大正七年度より其の準備に着手せんが爲め、繼續費として內地は四百餘萬圓、朝鮮は百餘萬圓、本島は三十一萬餘圓、樺太は八萬餘圓の豫算を提出し、議會の協賛を經て之が實施に着手するに至れり。而して調査の準備及整理期間等は地方の狀況により必ずしも同じからず。朝鮮及樺太は大正七年度より十一年に至る六箇年間、臺灣は 十二年度 に至る七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七箇年間、內地は十四年度に至る八箇年間の繼續事業となせり。

五

國勢調査施行令第二條に規定せる調査目的たる事項は、氏名、世帶に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、職業及職業上の地位、出生地、民籍別又は國籍別の八項目にして、本事項は內地たると將た植民地たると問はず、等しく調査すべき事項の範圍に屬するを以て、寧ろ共通の調査事項とも稱すべきものなり。又同令第二十二條は朝鮮・臺灣及樺太に於て前述せる調査事項の外、內閣總理大臣の承認を受け、朝鮮總督・臺灣總督及樺太廳長官の必要と認むる事項を併せ調査することを得と規定し、以て內地と事情を異にせる朝鮮・臺灣・樺太に關する附隨的調査の特例を設け、地方の實狀に適應せしめ、以て調査の目的を達成せしめむとせり。而も當初植民地相互間に於ても更に共通事項調査の議ありたるも、其儘となり、各別々に附帶事項を決定せり。朝鮮は讀み書きの程度及國語を解する者(朝鮮人に限る)樺太は本籍地(內地人に限る)渡來の年(內地人に限る)種族(土人に限る)國語を解する程度(土人に限る)常住地(一時現在者に限る)を附隨的調査事項とし、其の範圍は比較的大ならず。之に反して本島に於ては特別調査の範圍は種族、不具の種類(聾啞盲白痴及瘋癲に限る)、不具の原因、土語を解する者(內地人に限る)國語を解する者(本島人及支那人に限る)讀み書きの程度(本島人及支那人に限る)阿片烟吸食者(本島人及支那人に限る)纏足(本島人及支那人に限る)本籍(內地人に限る)渡臺の年、常住地(一時現在者に限る)の十一項目に渉り他の植民地に比して遙に廣汎なる調査事項を包含す。蓋し是等の事項は、內地又は朝鮮樺太と連絡對照の便なしとするも、臺灣自體に就て考ふるときは、既往二回の調査と比較對照し、其の變遷消長の跡を觀る上に於ても稗益する所尠なからざるべきを信ず。

六

國勢調査に關する中央機關としては臨時國勢調査局の設置あり。內閣總理大臣の管理に屬し、第一回國勢調査に關する事務を處理せしむ。其の職員は長官以下次長・事務官・統計官統計官補・屬にして別に事務を補助せしむる爲め關係各廳高等官及學識經驗ある者より參與を命ず。又別に諮問機關として國勢調査評議會あり。會長一人、副會長一人、評議員三十名以內を以て組織し、內閣總理大臣監督の下に其の諮問に因り國勢調査に關する事項を調査審議し、意見を開陳せしむ。

國勢調査の地方機關は、國勢調査令第六條以下の規定する所にして、內地に在りては北海道長官・府縣知事・郡長・島司・支廳長等の地方及市區長・町村長等の公吏なり。而して道長官・府縣知事は內閣總理大臣の命を承け、道府縣內の調査の執行を指揮監督し、郡長・島司・支廳長・市區長・町村長は夫々上司の指揮を承け、其の管內の調査の執行を管掌す。而して國勢調査の實地に就き事務の執行を爲すものは、市區町村內

に於ける國勢調査員なり。國勢調査員は府縣知事の推薦に依り、内閣に於て之を命じ、名譽職とす。而して國勢調査地方事務取扱規定に於て、道府縣に臨時調査部を設け、部長・副部長調査部員を置き、調査事務を處理せしむることゝせり。

以上は内地に於ける地方調査機關なるが、調査令第二十三條は本島の調査機關の組織に就ては、之を臺灣總督に委任したるを以て、別に規定を要するものなり。總督府に於ては昨年既に臨時調査部を設け、部長以下副部長・主事等の職員を置き、臺灣に於ける第一回國勢調査に關する一切の事務を掌理せしむることゝせるも、島内の地方機關に就ては、國勢調査施行規程第三條に區長・區書記・保正・甲長は當該職員の指揮を受け、其の事務を補助すべしとの規定を設けたるも廳下の調査機關の組織に就ては、未だ何等の發表なし。思ふに多分前回の經驗等を參酌して規定せらるゝものならんか、

七

前述せる調査の目的及調査機關の外、調査の實行に關しては調査事務取扱規程、調査員等の心得、所帶票様式及其記入心得等猶決定を要すべき事項あり。是等に就ては内地に於ては既に其一部の發表を見たるものあり。本島に於ても早晩決定する必要あるべし。次に調査票の記入に就き一言せんに内地は調査票に對し所謂申告主義を採用し、所帶主又は所帶の管理者は、調査員配布したる申告用紙に自ら所帶内の狀況を調査記入し、調査員に提出すべきことゝなせるも、此規定は又臺灣に適用なきを以て、本島にては前二回の例に倣ひ、調査員をして記入せしむる方法を採用することゝなるべきや問題なり。然れども内地の採用せる申告主義は殆んど歐米文明國の國勢調査に採用せる所にして、文明の程度尚低く、教育の普及せざる地方に於ては、多く調査員の記入主義を採用す。

以上我國の國勢調査の經過と其目的に關し概論を試みたるに過ぎざるも、要するに本調査は我國空前の事業にして、其の結果の如何は實に我國の體面に關す。故に直接間接本事業に關係ある官民は宜しく協力一致して既に百年以上の經驗を積める歐洲各國に比し、遜色なき良果を收むべきことに努せむことを切望して止まらざるなり。

購買組合の實地經營に就て

總督府事務官　阿　部　嘉　七

目下我が經濟界は戰時の影響を受けて物價騰貴は殆んど底止する處を知らない。之が爲め最も苦境に沈淪して居るのは收

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入の一定したる俸給生活者、謂ゆる洋服細民である。而して彼等の生活難の救濟の意味に於て戰時手當は支給せられ且つ其の手當の増加をも試みられたけれども到底今日の物價騰貴趨勢に伴うて行くべくもなく生活難の聲は益々高い有樣である。斯る時に際しては其定額收入の積極的增加以外に其生活難を緩和すべき他の方法が講ぜられねばならぬ。近時總督府に於て購買組合の設立を奬勵せらるゝは此意味に外ならぬと信ずるのであつて本島の各新聞とも筆を揃へて其の効能を吹聽して大いに其設立を促して居るが、其の刺激に由つてか近頃臺中・臺南・嘉義等に既に三四の購買組合の設立を見るに至り尙は其機運に向ひつゝあるは最も喜ぶべき現象である。一體購買組合が理論として組合員の生活費を輕減するの効用あるは玆に喋々論ずるの要は無い。併し購買組合さへ設立すれば必ず低價なる生計用品を得られて生活費を輕減し得ると考ふるは少々早計に失するのである。組合を設立するならば豫め其の經營に就て充分の考慮を運らさなければ後日に至つて購買組合の眞價を發揚せしめ得ざるのみならず却て組合の爲に禍せらるゝこと無きにしもあらずである。最初購買組合が獨逸から我國に學ばられて內地に於て大いに其設立を奬勵せられ或は其設立に對して一定の補助金迄も支給せられたことがある。當時產業組合は福の神の權化の如くに考へられ、產業組合さへ設立すれば組合員の生活狀態を向上し得るものと誤信じ產業組合の如何なる組織のものであるか如何にして之を經營すべきものであるかも熟知せず唯、無我夢中に組合を設立したので組合の數は非常の勢を以て增加したのである。けれども其經營に就て用意が無かつた爲に直に經營難に陷りたる組合は非常な數に上つたといふことである。自分が大正二年頃石川縣に在職中同縣の產業組合の數は百二三十を算して居たものである。然かも產業組合の其の効用を爲して居たものは僅に其三分の一に過ぎなかつたことに一驚を喫した次第である。故に物價騰貴の此際其の救濟策として臺灣に於ても購買組合を設立さるゝは非常に結構なことであると信ずるけれども其の組合を組織する當事者が其の組合の經營に關し充分の覺悟と用意とを具備して居らなければならぬといふことを注意したいと思ふ。仍て自分は以下に購買組合の組織及經營に關し從來感じたる注意事項を列記して組合經營者の參考に供せんとするのである。尙は購買組合の中には生計用品のみを取扱ふ場合と生產原料品をも加へて取扱ふ場合とあつて前者を稱して俗に消費組合と言うのである。而して玆には重に消費組合に關する卑見を述べて見たいと思ふ。

一、組合員の覺悟　苟も共同して組合を組織し其組合の効果を發揚せんとするならば其分子たる組合員の十分なる努力と覺悟とを要するのは勿論である。只單に組合さへ組織せば組合員は何等努力せずとも唯、低廉にして且つ良好なる日用品を收得し得ると考へるのは想はざるの甚しきもので組合の活動又は其効果の如何は組合員の覺悟如何に由ること大なるものである。然らば組合員の覺悟とは如何なることをいふか、曰く組合の趣旨を熟知し組合の役員又は從事員と協力して益々組合の事業の發達を圖ること即ち是れである。一例を示せば一旦組合員となりたる以上は其組合員の取扱ふ物品は成る

べく他より購入せざることが必要である。組合の設立當初こそ組合の珍らしさが爲に顧客も多く組合も繁昌するが時を經るに從つて傳票に依る組合の購入手續を五月蠅がり御用聞きの來るのが少し後れるとか又は十分に信用買の出來ざることを不便と思ひ又は狡猾なる商人の甘言に乘つて品質の善惡も考へず唯々其値段のみに眩惑されて遂に組合より購入するを厭ふやうになるのである。併し組合から物を購入するのは普通の雜貨屋から購入するより便利であるべきものと思ふのが間違ひである。元來素人が共同して組合經營に當り生計費の輕減を圖らんとするのであるから多少の不便不利を免ることは出來ないのである。品物の購入に傳票を用ふるのは組合の經理上非常に便利なからで御用聞きの廻りの後れるのは人手を省畧して居る爲で組合の經濟上止むを得ぬのである。又た掛賣を放任せぬのは組合に取り月末の計算を確實にせんとする所以で組合員に取つては其收入に比例して買ひ過ぎの無いやうに注意する意味である。又た組合に於て種々調査の結果最も德用なる最も經濟なる物品を購入して之を組合員に供給せんとする爲め單に値段のみを見る時は商人の方が安い場合のあるのは疑ひを容れない。又た特殊の場合に於ては惡辣なる商人は組合の存立を惡み之を攪亂するの目的を以て同一の品質の品物でも組合で賣る値段以下で賣崩す場合が無いとも限らぬ。以上述ぶる如く夫れ〳〵理由があるので然し夫れも畢竟其の半面には組合員の利益を圖る所以で不平を言ふべき筋のもので無いと信ずる。然るに組合員が此の自覺が無く普通の雜貨屋から物を買ふやうな考で少しの不便又は間違に對しても無闇矢鱈に不平を並べ組合の規定を守らぬやうでは到底組合の發達を期することは出來ぬ。又た總會其他機會ある毎に組合事業の成績に注意し改善すべき點は斯る機に堂々と意見を述べ益々組合の効果を擧げることに努めなければならぬ然るに陰に色々と不平のみを並べ遂には組合を攻擊して之を裏切るやうな行爲に出るといふのは以ての外のことである。或る有力なる臺北の購買組合で昨冬十二月に總會を開いた處が百五十名以上の組合員の內出席者は僅々四五名に過ぎざりしといふことを聞いた斯る狀況であるから其の組合員の數、組合の經理狀況、物品の仕入方法、決算期に於ける剩餘金の處分方法等組合に關する大體の知識を有するものは組合役員以外に多くあるまいと思ふのである。要するに組合は組合員各自の利益の爲め其の協力一致に依つて出來たものであるから益々之が發展を圖ることは亦た組合員の利益たる所以を自覺して組合をして益々其効果を擧げしむる覺悟が無ければならぬ。

二、組合從事員の選擇　組合經營の當初に當つて最も大切なる而かも最も困難なる問題は組合從事員の選擇である。組合の運轉が甘く行くか行かぬかは重もに此從事員の働き如何にある從事員は先づ組合員は孰れも平等であるといふ考を持たねばならぬ。役員であると否と或は官廳の組合に於ては其の上官と下官たるとを問はず何等斟酌ありてはならぬ。例へば其役員なるが故に品物が良いとか上官なるが故配達が早いとかの批難が無いやうに心がけねばならぬ。又た事務所に於ける金品又は物品の出納を嚴正にし其の帳簿は之を明確に整理

し何時檢査を受くるも不始末の無きやう處理して行かねばならぬ。物品の出納が亂雜となり帳簿の記入が不精確であるやうでは組合事務の紊亂を來たし組合の盛衰にも關するのである。次に物品の仕入は普通の商人と雖も頭腦を搾る所である。然るに組合從事員にして此物品仕入の方法を過るときは多數の組合員は非常の不利益を蒙るのであるから商人に比して遜色なき技量を有することを要するのである。卽ち組合從事員の要件としては最も公平で正直で而かも事務的才能と商機を逸せざるの機敏とを要するのである。然るに組合の從事員は此確實なることゝ又た敏腕なることゝ兼備しなくてはならぬのであるから其人を得ることは甚だ六箇敷い次第である然かも從事員の給料は組合設立當初に於ては多額を支出し得ざる狀況なるに於て尙は且つ然りである。若し組合開始當初に於て其從事員の選擇を誤り組合事業に失敗あるときには未だ組合思想の徹底せざる組合員の信用を失ひ終に取返しの付かぬことになるのである。最も組合の事業を組合從事員に任せ切りにするのは良くないことで理事又は幹事の周到なる監督は是非必要である。けれども組合の理事監事は多くは名譽職であつて本職の片手間に組合事務に携はるのであるから十分の職責を盡すことを求むるのは少々無理である。又十分の監督を爲し得たとするも組合活動の源泉たる從事員に其人を得ざるときは組合の運轉が甘く行く道理が無いのである。故に從事員は餘程愼量に撰擇して適當なる人物を得ることに心がけねばならぬ。以上述ぶるが如く組合員に組合員たる自覺があり又た組合從事員に適才(サイ)を得ることは組合を組織する當初に於て最も必要なる事項で組合の根本を成すものである若し此根本の要素が充實徹底せざるときは組合の基礎は實に危きものであつて一歩を誤れば解散の憂き目を見るに立ち至るのである。從來の經驗上組合が不振になり遂に解散に至つた場合の過半は皆な組合員の覺悟の缺如して居るのと其組合の從事員の不適當なるに原因して居るのである。

尙は以下に少しく組合經營に關する枝葉に亙ることを一言したいと思ふ。

三、購買組合の取扱物品　臺灣の雜貨屋のやうに八百屋、酒屋、荒物屋、小間物屋を合したやうな一切の生計用品を組合が取扱ふことは組合員に取つては勿論便宜は便宜に相違ないが是等の取扱に從來經驗の無いものは其品物の仕入保管の手數と困難を感ずるは非常なものであつて又た之に必要なる資金も多額に上つて且つ固定せらるゝものが尠くないと思ふ。仍て購買組合の取扱物品は可成日常の必需品に止め置くことが必要である。尙は購買組合は組合員の生計費の輕減を圖ることを唯一の目的となすのであるから其取扱ふ物品は贅澤品や奢侈品であつてはならぬ。生活費の輕減を圖るの必要に迫られて居り乍ら縱令比較的安價に手に入るとは言へ奢侈品を組合員に供給することは甚だ矛盾である。私は曾て石川縣在職中農村の購買組合の視察に出かけたことがあるが其購買組合の取扱物品中にビールや牛肉の鑵詰を陳列してあるのを見て大いに其不心得を詰つたことがあつた。又た購買組合は其取扱物品の販賣範圍が組合員に限定せられて居るから保存に困難あるもの又は際物等の見込買は避くべきである。何となれ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ば若し萬一見込買を爲したる是等の物に對する組合員の需要が豫想通りに行かず殘餘品を生ずるが如き場合には物品の腐敗を來し際物は時機を失する如き破目に陷り折角安價に仕入れたるものも結局高いものに付くことになるのである。若し斯る物を仕入れなければならぬやうな場合に立ち至つた時は豫め組合員の希望を聞いて略ぼ過不足なきやう注意して仕入なければならぬ。之も亦た石川縣の農村の購買組合の話であるが或組合で鯡の締め糟の見込買を仕て見込通り賣行無く多量の殘餘を生じて其の始末に困り遂には組合法規に違反して組合員外に投げ賣を仕たのを發見したことがある。如此は大いに愼むべきことであると思ふ。又組合が取扱うに不適當なる物品即ち價額の高低の烈しき物品。仕入の困難なる品物又は保存に困難なる品物例へば呉服反物、小間物雜貨、生物の如きは或は一定の商人を指定して市價よりも安價に供給することを交渉するを得策と思ふ。尙ほ是等の物品に限らず總ての物品に就ても資金の少き組合に於ては此指定商人との特約主義に據るを便宜と思ふ。最も此場合は利益は比較的少ないが面倒も亦た少ないのである。又斯る仕組の組合の實例もある。要之、購買組合の取扱ふ物品は可成日常必要の取扱品に止め多種多様に亘らず且つ思惑買等の投機的仕入を爲すことは禁物である。

四、物品の賣却價額は市價以下に定むること　此の賣却價格は市價に據るべしと云ふ說と、仕入原價に據るべしとの說と其の折衷說との三說がある。市價主義は曰く、購買組合は一種の强制的貯蓄機關とも見るべきものであるから仕入値段と賣却値段との差額は之を積み立てゝ相當纏りたる額に達した後日に於て之を組合員に分配するならば一ッ廉の資金となり組合員は不知不識の間に於て資金を貯蓄することになるのであるから市價主義に據るべしといふのである。原價主義は曰く、組合は組合生計費の輕減費を當面の目的とする勿論貯蓄も必要であらうが日常生活費に逐はれて居る者に取りては先の雁よりも手前の雀で先づ生計費の輕減を欲するのである。然るに市價主義に據るときは購買組合當面の目的を沒却するのであるから原價主義によらなければならぬと。以上兩說とも多少理屈はある。市價主義の目的は立派なものではあるが生計費を輕減することを標榜する組合の効能は急速に顯はれぬといふ弊がある。又た原價主義は生計費輕減を圖るといふ當面の目的を逹するには結構ではあるが市價と原價との差が著るしき場合には思はず識らず組合員の消費を誘發增加する弊に陷り易いのである。又た組合の經營上から云ふても組合は何時も儲けて計り居らぬ。損をする場合もあるから之が準備として組合に幾分かの積立が無ければ組合の基礎を危ふする。仍て市價主義と原價主義との美點を收め缺點を退けんとするならば勢ひ第三の折衷主義に據らなければならぬ即ち市價より安く。原價に何程かの分合を加へたものを物品の販賣値段とせねばならぬのである。

五、購買代金は確實に收入し得る方法を講ずること口普通商店の物品の價額中には貸倒れに因る損失まで見込んである又見込まなければ立ち行かぬのである。私は商業簿記に於て元帳の口座の一として滯貸準備金なる項目を設け置くべきこと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を習つた。此のセチ辛い物價騰貴の世の中には滯貨準備金の隧道を潜つて生活する者もあるからである。ソコで購買組合に於ても貸倒があるやうでは仕入は安く出來ても組合員には安く賣れぬことは勿論である。然らば如何にせば貸倒れの無いやうに出來るかと言へば現金賣を理想とするのである然し現金賣は毎月々給を當てに仕て日常品の買入を仕て居る謂ゆる洋服細民には困難である。故に是等の者に對しては毎月の購入金額を月給より天引きする新法に依るを最も確實とするのである。其結果として組合員の購買の限度も豫め定めて置く必要があるので或は月給の半額までとか三分の二までとか信用程度を定むべきである。然るに組合に於て若し賣上高の多量なることをのみ望んで購買する組合員の資力及信用如何を等閑にする傾向があるのは甚だ注意すべきことである或る組合員は曰く、購買組合は成程品物は安いが其購入代金を毎月々給から天引きせらるゝには閉口である。普通の雜貨屋ならば月末に都合が惡るい場合には來月まで待つて貰ふことが出來るので非常に都合が好いが購買組合は「待て」が利かぬが何とか出來ぬものか知らんと。何とか出來ぬことは無い即ち購買組合と信用組合と兼營事業の方は毎月打ち切り計算して若し組合員に「待て」があつた場合には其金額を信用事業に廻し貸金に立てゝ一定の利子を附して整理する方法である之は多くある方法であるが此方法に依る組合の多くは失敗の歷史を重ねて居るのである。同じ購買組合でも生産原料品を取扱ふ場合は多少掛賣を仕ても來るべき收獲期に於て返濟し得べき見込は十分にあるけれども此生計用品に對する掛け賣は是等の當てが無いので多くなればなる程其の回收が困難である。若し掛賣を盛んにやれば資金は固定し組合の運用は困難に陷るのである。信用事業に於ける帳簿上の整理は立派に出來ても回收困難であるが故に算用合つて錢足らずの弊に陷るのである。仍て掛け賣の爲め信用組合兼營は之を避けて現金主義か月給天引き主義を嚴守し組合資金の回收を速かに爲すべきである。

六　出資一口の金額は可成少くして下級者の加入を容易ならしめ多數の組合員を吸收して組合の効果を普及したい。

尙ほ終りに一言したきは購買組合と日用品の小賣謂ゆる雜貨屋との干係である。購買組合の歸結は消費者と生産者との直接聯結にある。仍て從來消費者と生産者との中間機關であつた商業は購買組合が盛んになればなる程其の職分を縮少せらるべき道理である。即ち商業といふ一つの仕事が購買組合といふ機關に依つて消費者と生産者との間に分割せらるゝ譯である。私の學生時代に確か明治四十一二年頃と思うが我が師津村博士は神戸の公會堂で商業滅亡論といふ講演をせられたことを記臆する。其筋も消費組合が世界各國に於て年を逐うて發達して居るから生産者と消費者との直接取引が盛んになつて遂には商業は滅亡すべき道理であるといふのであつた。尙ほ同博士は消費組合に關する講義の際に次の如うな話をせられた。鐘ヶ淵紡績會社は隅田村に在りて東京市から一寸と離れて居るので市中に出るのも面倒といふ點から社員及び其社の使役人は生計品の供給を其隅田村の小賣商人に仰かねばならなかつたのである。此隅田村の小賣商人は此の狀

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

況に乘じて大分暴利を貪つたさうで東京市中で同じ物を買ふよりも値が大分高く又た物質も貪弱であるから品物も良くないことを我慢せなければならなかつた。仍て會社は此點に着眼して是等從業者の利益と便利の爲に其社内に一大消費組合を造つた。所が從來高くて惡るい爲に苦しめられた社員や從事員は消費組合の御蔭で案外安くて良い品を得らるゝので大助り大喜びであつたが反之、從來是等の人達を常得意として居つた隅田村の小賣人は消費組合が出來た爲に從來の半分の商賣も無くなつた爲に大弱りで遂には小賣商人一同が鐘ヶ淵紡績會社の事務所に押寄せて消費組合の撤廢方を嘆願したが會社の理事者から消費組合の設立は時勢の要求であるとて懇々説諭されて悄々と引退つたといふことである。又た私も石川縣で產業組合に携はつて居つた時分以下の如き質問を屢々受けたことがある。購買組合の御蔭で地方農家が生計用品や生產原料品等を安價に得られるのは非常に結構なことであるが地方農家を常得意として居る地方の小賣商店の始末はドーして呉れると言ふのである。又た地方小賣商は消費組合を目して自家の利益を奪うものとなして之を敵視し色々の姦計を運らして之が設立を妨害し既に設立せられたものゝ破壞に力めたものである。成る程小賣商店に取つては其の商賣敵である消費組合が各所に設置せらるゝのは迷惑であるには相違ないが一歩退いて消費者側の狀況を見るに近時異常なる物價騰貴の爲に其生活をだに脅かされて居る窮境に在るのである。仍て此の窮境より幾分にても脱せんが爲に購買組合を設立して其の生活費の輕減を圖るのは窮餘の策である。然かも此頃の物價騰貴たるや生產費の增加とか仕入値段の高くなつたとか經濟上正當の理由の下に起つたもので無く近時の經濟界の變潮に乘じて人爲的に物價の吊り上げを仕て居るのではないかと疑はるゝ點も無いではない。何となれば此臺灣でも官吏の增俸があつたとか臨時手當が初まつたとか其手當が增加したとか云ふ場合に限つて物品の値段が幾分か引き上げられるのである。尤も丁度此際に市價を引き上げる經濟上の正當の理由が起るやもれ知ぬが恰も官吏の懷中工合を見て物價が昂がるやうにも見える。斯る工合に物價が騰貴して行つては月給生活者は實に溜まつたものでは無い。幾ら臨時手當を貰つても月給が殖えても追つ付くものでい無い。丁度味噌漉に水を汲むやうなものである。又此頃の物價が經濟上正當の原因に依るものとしても今日の樣に騰貴しては消費者は自衞上物價騰貴根本に溯つて其の原因の幾分にても之を除き生活の安寧を圖る爲に消費組合を設立することは時勢の然らしむる所である之が爲に消費組合を設立することは時勢の然らしむる所である。之が爲に幾分の小賣商人が困るのは致方が無いので社會は最大多數の最大幸福を圖るを目的とするのであるから、之が爲に幾分の犧牲者の出來るのは免かれぬのである。併し小賣商の方でもヤリ方一つでは消費組合が出來たからといふて自分等が全然上がつたりになるといふ譯でもあるまいと思ふ。一體小賣商は如何にして品物の値を引き上ぐべきか何かの機會さへあれば値を上げやう〳〵と圖つて居るやうに見える。之と反對に如何にして其の取扱物品の値下げを出來るやうに努力して其の得意の利益を圖らうといふ考は毛頭無

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

いやうである。購買組合といふても元來が素人の寄り合である。物品の仕入や品質の鑑定等に於ては到底商人に及ばないのである。又た購買組合を組織するにしても組合員の努力を要し其の經營は又た相當の苦心を要する。決して樂な仕事では無いに極まつて居る。然かも是等の面倒を忍んで購買組合を組織せんとするは前にも申す通り近來の物價騰貴の苦痛の方が重いからである。故に若し消費組合に依らずとも生計品を得らるゝ方法があるならば何を苦んで斯る面倒なる組合の設立を仕やうか何も道樂で消費組合を造るのでも何でも無い。仍て若し小賣商人にして此購買組合の爲め其商賣を奪はるゝやうな恐怖心があらば彼等は須らく從來の經驗と訓練とに依つて物品の仕入を成るべく安くし薄利多賣主義に依つて優良品を成るべく安價に得意先に供給するに力むべきである。斯くしたならば得意を永久に持續し得て購買組合の不利を免るゝことが出來る。

以上は購買組合の經營に關する重なる注意事項であつて尙は詳細に亘り述ぶべきことは多々あるけれども餘り冗長に失し貴重なる紙面を塞ぐは甚だ心苦しき次第であるから餘は他日機會を得て述ぶることにしやう。

歡迎田男總督閣下

樹林　黃純青（寄）

冬日田男可愛哉　文官總督履新來
精神矍鑠委瀟洒　儒雅風流王佐才

其二

精神物質總無偏　急務實施敎化先
取法不師英法屬　政綱炯眼異前賢

榕蔭閑話

先頃、廣西から歸つた人の話に據ると、例の陸榮廷といふ豪傑は兩廣巡閲使といふ殊勝らしい官名を持つては居るが、夫れはホンの名ばかりで、其實は全く獨立した廣西國王といふ格で、廣西省の軍治は勿論、行政司法の事までも皆な彼の手に左右せられて居る。唯々表面は護法軍政府の部下となつては居るが、事實は全く軍政府とは關係なく、一切萬事皆な陸自身の御都合の好いやうに遣つて居るのである。其の一例を擧げると、廣西銀行は其の紙幣の發行高を公表せぬので善くは分らないが、何でも五、六百萬元は確かに發行して居ると思はれるが、夫れが最近又た更に六十萬元も增發した。所が其の準備金はドーかといふと、全く怪しいもので、或る場合には兌換を停止し、或る場合には一人一日三元と制限するなど、迚も充分の準備は有りさうに無い、先づ體の好い不換紙幣のやうに思はれるのであるが、不思議にも其の紙幣が左ほど下落もせずに差支なく市場に流通して居るので、夫れは又たドーいふ譯かといふと、即ち例の陸榮廷の勢力、といふことが其の説明の理由になつて來る。

ツマリ其の紙幣は、陸が自分の權力を以て其の經費支辨の爲めに、勝手に發行したもので、財界の必要に迫られるたとか、又は眞の紙幣發行の意味で發行したとかいふのでは無い。故に陸が一朝此の娑婆を御免蒙つた日には、此の紙幣はテンで價格も何もあつたもので無い。甚だ危險千萬な代物たることは明々白々である。ダカラ敏捷な支那商人は其の危險防止の策として、出來る丈け此の紙幣を手離すことを考へて、田地を買うとか必要品を見越して買込んで置くとかいふ風に仕て居るのである。然らば陸は急にお陀佛にでもなりさうなのかといふと、彼は本年六十幾つといふ年ではありおまけに肺病をやつてる模樣なので、先づは餘り老先長くはあるまいといふ觀測で、廣西銀行の紙幣も陸の死と共に其運命を同うするものと思はれて居る。夫れでも陸は雄心勃々たるもので、何時かは中原に鹿を逐はんとするの考がある。差當り副總統の地位は彼の野心の的であるので、第一に邪魔になるのは北方の段祺瑞である。で段とは隨分烈しい競爭者である關係から擬段的であつた日本の態度を面白く無く思つて、其の結果はヒドく日本人を嫌ウやうになり、日本人には一切面會しないといふ風である。現に參謀本部の特派員たる某大尉が南寧に居たのを、陸は之を的ッきり段の廻し者と思つて、探偵を尾行させて一擧一動を注視さしたといふ事實もある。

廣西省の財政なども中々不明瞭なもので、省政府の役人の口振りから察すると、大體歲入が八百萬元位、此內百萬元が賭博稅であるとは如何にも支那式だ。所で歲出の約三分の二の四百八十萬元が軍費で、二百萬元が行政費、警務費が三十六萬元、國會維持費が三十萬元、而して陸榮廷の自家用として督軍から交付する額が、一年に三、四十萬圓であるとは隨分面白い財政である。

口〇子

講演

大なる日本と同化問題

臺灣總督府高等商業學校長　隈本繁吉

紀元二千五百八十年、大正の御代も芽出度第九の春を迎ふることゝなつたのですが、我等ひそかに過去五六年間の事相を回想すれば、かの大戰を中軸として、世界に於ける有形無形の混亂は千態萬樣、殆んど窮極する所がないやうであります。從つて干戈は收まりましたが、思想界・經濟界・其他社會の各方面を通じて國際的にも內國的にも非常の變局を呈して居ります。それで天下の識者は勿論、學者と曰はず爲政家と曰はず、如何にして所謂不安の情態を除き去るべきかに焦慮してゐないものはないかと思ひます。此間に於てデモクラシーと曰ひ、民族自決と曰ひ、勞働問題と曰ひ、世界の改造と曰ひ、其他生活問題より信仰問題に亘れる種々の極端なる思潮や運動が混亂の大動脈となり、小動脈となり、之に對する反動の諸潮流もあるやうですが、一國を本位とする努力は依然として存在してゐます。其はたとひ國際聯盟とか世界平和とか申しましても、その反面には愈々益々その屬する國家の鞏固と國民の結束とに力めてゐる傾向があります。大威張りの北米合衆國然り、老舖然と控ふる英國然り、佛國然り、敗れたる獨逸亦然りであります。然しながら世界が如何に混雜を極め、思想が如何に動搖しても、此國家を本位とし國力を基礎とする點のみは、決して替らざるもの又替ふべからざるものと私は信じます。

大戰參加中の合衆國乃至大戰後の合衆國の實情は特にその甚しいものでありまして、一面には國際主義(インターナシヨナリズム)を高唱すると共に一方又自國國力の發展に餘念なく、その餘勢の及ぶ所、算盤を中心とせる人道正義の標榜の下に、支那やサイベリア方面にまで鋒を向け來れる事は、何人も認識する所でありませう即ち世界のあらゆる民族約四十二種の移民から成つてゐる合衆國は、特に誇るべき國史もなく、國語たる英語さへ全般に通用せざる所から、これまでとても此等の異種多樣の移民及其子孫を、學校敎育と種々の社會的施設とによりまして、米國民としての言語や好尙に慣れしむるに力めてゐたのですが參戰後徵兵令を布きましてから、壯丁中、無敎育者の數が意外

にも多く、檢査したる九百萬の中、七十萬人以上も英語を知らない情態であつたに驚き、ウィルソン大統領や故ルーズベルト氏などの國民指導者が中心となり、先頭となり、學校にても、敎會にても、學者も富豪も、新聞も社會事業家も、所謂官民相率ゐて米化運動（アメリカニゼーション）に熱狂し、國語たる英語敎育の普及より制度習慣等に至るまで、アメリカ風に化せしむる施設各方面に亘つて非常なる努力を拂つたのであります。換言すれば突飛にして大仕掛なる米國が外に向つて國際主義や人道正義の旗を高く掲げ世界の幡隨院長兵衞を以て任してゐる間に、内は多語多民族より成つてゐる自國の民心の結合と、國家の鞏固を計るのを世界に於ける國力發展の根本問題と致しました事は、此に斷言して憚らないのであらうと考へます。かのモンロー主義が積極的に汎アメリカ主義となり、少くも經濟上自國中心の南北兩米の統一を理想の一とする事も、國際主義と共に、自國民の自信や自負心を誇張し促進せしめ、延て多語多民族の國民をして渾然一致進んで純アメリカ人たるを冀はしむるに與つて力ありと見做すべきであります。要するに合衆國が政府も、國民も、此參戰に由つて驚くべき物質的利益の外に極力同化運動を高唱して、國家の統一に便したる事は明なる事實であります。

英國も大戰中一時は大に避易致しましたが、鈍根の性分にて不屈不撓、國を擧げて最終の勝を得るまで持ちこたへ、又大戰後も引續き、大英國として、愛爾蘭の如き例外あるにも拘はらずして、本國と廣大なる數多の領土との統一結合に努力し更に進んで政治的に或は經濟的に、勢力範圍の擴張に腐心し支那方面は曰ふ迄もなく、殆んど世界の到る處にアングロサキソン化の迹を見ざるなきに至つたのであります。

畢竟するに、現今あらゆる不安の焦點にありまする世局なるに拘らず、大なる合衆國も、大なる英國も、自國の立場を慮り、國民の結合を考慮しまして、着々其地歩を高むるに汲々たるの實情です。蓋し此の如きは此等國家の抱負にして國民の理想であります。此に於てか我等はその將來の限りなき發展と所屬國民の幸福を希望するのみでは不可なりと信ずるものであります。之に反してウィルソン氏が大戰中、獨澳の勢力を殺くの一手段として高唱しました民族自決論が、中歐に於ける獨澳の崩壞後、實現せられまして遂にはアドリアチック海、黑海方面よりバルチック海沿岸に亘り、澤山の小民族國が分立自主をなしたのでありますが、此等は今何紛亂が絕ゆる事なきに鑑みるも、早かれ晩かれ例へば全スラヴ族としての大同團結を爲すか、將た全獨逸民族の下に統一せらるゝかにあらねば、獨立の名を得たるばかりで、何等その國力を維持するの實なく、民族各自の幸福も、國民としての理想も、全く裏切られてしまつたやうなもので、現今にては中歐の總てがバルカン化せられ、結局崩壞の外なしと思はざるを得ません。

要するに事物は如何なる道程逕路を辿ると致しましても、結局落ち着く場所は自ら定まつて居るから、從らに其間に手段を弄するなどは愚の極みと云ふべきでありますが、然し乍ら國家民族の消長が、種々の沿革と歷史の結果である限り、戰爭の大破壞も畏るべきと共に、古より口舌にて天下を迷はし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬重の波瀾を惹起する徒輩の多いのも、寒心に堪へない所であります。少くも「民族自決」は「世界の平和の上に禍なるかな」と謂ふべく、我等は彼の朝鮮人に對しても、その無智短慮を憐れむと共に、ウィルソン氏も頗る罪の深い人と評する外はありませぬ。尙この民族自決論は合衆國それ自身にも影響を與へつゝあるのであるが、元來同國に於ける有色人種、就中、黑人に對する私刑其他の虐待が我等日本人の想像以上であつて、偏私殘忍を極めてゐますのは、事新しく曰ふまでもありませぬ。一昨々年でしたか、クリスマス祭に於てすら、私刑を行つた地方があつた程で、實に人道上からも基督敎義の上からも、逆賊的行爲と申すべきではありますまいか。それかあらぬか、黑人中の識者たるハワード大學敎頭ミラー博士の如き、黑人の機關雜誌「クライシス」の主筆ジユボア博士の如きは、ウィルソン大統領の正義人道やデモクラシーは、單に外國向の手品であると絕叫して、筆に口に堂々抗議を始めましたが、此の主張は彼等黑人自らが歐洲戰爭に多大の犧牲をさへ拂つてゐるに顧みまして、黑人と雖も相應の自信と權利を認めんとしてゐる折柄であつた爲に、却つてウィルソン氏の高唱せる民族自決論も蔽蛇的に彼等の反抗に口實を與へ、昨年など現に二三の都市にては白黑人の市街戰爭さへ演じたやうは譯で、國內の不安をすら惹き起しました。隨つて春秋の筆法にて曰へば、合衆國白人の行爲と大統領の主張とは自ら播いた種子の果實を拾はねばならぬ奇觀を呈して居ります。

さて飜つて我黃人種に就て考へますに、白人種と相對照して、その文化に於て、その歷史に於て、其員數に於て、世界の双璧と見做すべきで、假りに現時の物質文明を除外すれば、黃人却て彼に優れるの因緣なしとせないのです。それで人類の平和幸福と進步發達とに貢献する上に於きましては、黃人種と雖も斷じて彼等と駢馳し得ざる筈はないと信じます。卽ち世界は黃白兩人種の協力に由つて理想境に進むを得べきに拘らず、白人のみの獨舞臺として我物顏の橫行は、たとひ文明の一手專賣を以て自任するにもせよ、到底世界人類の總ての滿足と幸福とを來すものではないと信じます。兎も角も現に世界各方面の不安と變態の中央に於て、白人中の代表たる英國や合衆國が、いやが上にも國民の統一と結合に依り、世界を我繩張とせる實情と、小民族が分立自主の名を冐しながら毫も其實なきが如きの現情とを想へば、黃人種の嚮ふべき進むべき途は、自ら明らかなりと認むべきではありますまいか。

黃人種に屬する我等は、方今の時局に於て、小なる從來の日本の立場に由つて云々するを欲せず、新たなる生命と大なる理想とを有する日本の使命として、前記の英國や合衆國の抱負の大に學ぶべきであると共に、新たにして大なる日本の使命とは獨り舊來の日本領土內に籠居せるのを云ふのではなく黃人種相互の抱合融和を意味するもの、寧ろ汎亞細亞主義と見做すべしと思ふべきであります。卽白人種と共に世界の平和人類の幸福に貢献する黃人同胞主義で、黃と白と相排せず黃も白も進んで相協力し、世界を救濟するに至る國際主義を窮極の理想となし、これが實現の一階段としての汎亞細亞主義であります。斯の如きは或は我等のユートピアに過ぎざる

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

親なきにあらねど、幸にその成立を見るが如き事になつたらば彼の一二强國の手品の料たるが如き「國際聯盟」よりも結局徹底したる眞の國際聯盟と眞の四海同胞とを實現することゝなるであります。かの國際會議に我國が人種の無差別を提唱したのも、此理想の一端と見做すべきで、右は一二の强國の反對で全部の贊成とならず、否決となりましたが、世界人類の大多數は、中心より之を歡迎し、早晩その實現を希望せると共に日本國民を信頼することが、一層厚くなつたのではあるまいか、即ち新なる日本の使命に順應するの歡聲が世界に起つたので、單に道德上の勝利（モラル、ビクトリイ）を得たのみではないと思ひます。

遮莫、此の新なる日本の使命の下に瞑想一番致しますれば、現に日本國民たる者は、先づ差當りそれ自身に渾然融和、新附の民もなく舊來の民もなきに至るべきであります。即ち法制上新舊の國民間に差別なきに至りますと共に、實質上に於ても差別なきに至るべきであります。換言すれば、日本國民として言語風俗習慣其他に於て、大體一貫して大差がなく少くも同一國民としての立場を裏切る如き差異や障壁がないやうに至るべきであります。是れ米國に於て移民に對する米國化の運動がある如く、我國にも新附の國民に對する日本化の運動が必要なりと信ずる所以であります。されば朝鮮と曰はず、臺灣と曰はず、同化問題に關しては今一層考慮せられ、施設方法の量に於ても質に於ても改善せられて、その効果の更に見るべきに至らんことを、新なる日本の使命に對する緊急事項なりと私は認めるのであります。

全體同化問題に就ては、一般世間が甚だ至難なりとし、或は不可能なりとさへ論ずる者も尠くないやうです。固より黃人種と白人種、銅人種、黑人種などと判然區別せられたる人種間の同化は長年月を經るにあらずば、否長年月を假すとするも、或は不可能であるかも知れないが、黃人種に屬する諸民族相互の同化は、白人種に屬する諸民族相互の同化の如く、その方法如何に依りましては、固より容易とは申されませぬが、亦必しも不能とは思はれませぬ。北米合衆國總人口一億萬の中、所謂外國生、外國種と稱するものが約四割强と記臆しますが、外國生とは名の如く合衆國以外に生れて移住し來れる者、外國種とは其兩親乃至其何れかが外國生に係る者を指すのですが、此外國種と外國生とが合衆國にての米國化運動の目的物となつてゐるのであります。即此四割の者に對しては、名籍こそ亞米利加合衆國の市民となつて居のですが、未だその素質が不十分なりとして同化の必要あるものと見做され、それ以上の者即ち其孫の時代以後に至れば既に純アメリカ人に化し了つたものとしてあります。尤も日本人とか支那人とか云ふ所謂東洋移民は、その例外とし、同化難として彼等の排斥する所となつてゐます。兎も角も苟も白人である限り、三代目にはアメリカ風に同化されるものとしてる事實は、黃人種相互間の同化問題に就ては、其遣り方如何に依つては可能なるを示すものではありますまいか。合衆國に於ける白人中には東歐や南歐北歐より來れる非英語民族乃至アルメニア人ジユーダ人等の小亞細亞の民族を包含してゐますが、移住當時の民族風俗に至りましては、誠に卑野殆ど見るに堪へないので、之を純粹のアメリカ人に比較する時は非常の相違

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

があります。それで黃人種に屬する日本民族と支那民族とが、種族文化風習等種々の點に於て相近似せるのとは、非常に趣を異にして居ります。而も此等の白人諸民族が合衆國に於て三代目には、大體に於て同化せらるる事を考へますれば、臺灣に於ける同化問題も、施設に遺漏がない限り、一層容易なるべきやに思はれます。況んや支那民族よりも尙近似せる、殆ど日本民族の一支族とも見做すべき朝鮮民族の同化問題の如きは、寧ろ問題となすに足らぬと信じます。之は要するに大なる日本の使命上、內は等しく日本國民たる臺灣人朝鮮人の同化問題が焦眉の急なると共に、同化そのものが左程至難でない事を認めるものであります。

此に於て、私は今同化に關する施設乃至注意すべき事項を豫め申述べんとするに先ち、同化の意味を一言したいのであります。其は他民族を同化するといふのは、絕對に母國に於けると同一風に化せしめて、何等の手加減（モヂフイケーション）を許すべからずとするのではなくて、此の如くすることは寧ろ不可能に近いと思はれます。固より國語に就ては、母國普通の標準に依りまして之が使用に熟せしめなければならず、又國語を通じて、並に他の方法に依り、我國民に共通する國民の特質風俗氣分などに浸染せしめて我文化に親しましめ、緩急に應じて同一國民としての行動に出でしむべきではありますまいか。然し乍ら我文化そのものも、我國民の特質風俗氣分等も進步を要し改善を加ふべきものがないとは申されません。されば朝鮮と曰はず臺灣と曰はず、彼等固有の舊慣風俗等に於て、徹底的に改善を促かすべきは勿論であるが、既に善良と認むべきものがあるならば、强て之を矯めて所謂牛を殺すの譬に倣はんより、寧ろ之を保存せしめ助長せしめたいものであります。或は彼等の衣食住の方法に就ても、その地域の風土氣候等に應じ、長年月の經驗に依り、知らず知らず適當にして利便なるものがあるとしますれば、强て之を母國の衣食住其儘に改むるに及ばないものと思ひます。要するに、國民としての統一せる言語、國民としての根本の心得と情操などを會得せしむるを、同化の主なる目標として、結局母國民と同じく、平和と幸福の維持に必要なる護國の義務をも負擔し得るに至らしむべく、努力すべきではありますまいか。其他にありましては文化の上とか、公道の上とか、或は衛生の上などより、捨取して行く位の雅量を有したいものです。

此に依つて思ひ起しますのは、北米合衆國が參戰中に於て行つた同化運動の如きも、過度の愛國狂の爲め、感情に走り常規を逸したものがあつたので、今や同國の世論は此の如き强制手段に依るの非なるを悟り、同化の手段に關し愼重なる考慮を拂ふといふ風であるやうです。固より彼の國には、歷史の古き我國が皇室を中心としての一定の國民性を有せるのとは、大に其事情を異にせるのでありますが、しかし移住白人よりも純アメリカ人の方に於て、智能や態度禮節などの優れてゐるのは、申すまでもありませぬ。然るにも拘らず尙彼等粗野なる移民にも、何等かの長所美點がある事を豫想し、之を取捨して己の短所を補ふべしとの雅量の下に、彼等移民をアメリカ風に化し行かんとするの傾向があります。此の如き雅量は、近年著しく物質的に希望を懷き來つてゐる白人移

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

民に於てすら、漸く精神的にも希望を抱懐せしむるに至つて此が爲めに中北部及び西北部諸州に見るが如き、假りに千人の伊太利人、千人の獨逸人、千人の猶太人の集團地に、此等よりも有形無形に進歩し居れる百人の純米人の混じ居る場所にあつても、此等少數の純米人を中心とし目標として、漸次之に倣つてアメリカ風に化するプロバビリチーがあると言はれて居ります。私等は合衆國内に移住し來れる民族の場合と一方朝鮮臺灣に來住する母國人の場合と、甚だ事情の異つて居る事を認むるが少くも母國人として彼等を同化しやうとするならば、我等にも亦深く彼等に同情し其短所を矯むると共にその長所をも十分に採用するの雅量あるべきは、前述の如くでありますが、大なる日本の使命は、窮極に於て世界の眞の融合を理想とし、その楔子として汎アジア主義の實現にありと思ふが故に、之が第一著手として同一國民の下に包容せられたる近似の臺灣や朝鮮の民族を、國風に同化すべきの問題は、同時に我等純日本人が之が遂行を天職とし信念とする程の熱情を要すべきものと認めます。今や純日本人約六千萬皇室は民を本とせられ、民は皇室を中心として建國殆ど三千年、此世界無比の國風を基とし、新に國民となれる臺鮮二千萬の民衆を兄弟姉妹として、相共に大なる日本の使命を果さんとする我等の天職に就ては、同胞中一人も異論なき筈と思ひます。此同化に要する信念や熱情を擴充し行かば、汎アジア主義實現の第二段に屬する日支親善の問題の如きも、左まで困難はないと信ずるものであります。此問題は無論別に論ずべきものでありますが、少くも單に一時代の政府とか外交手段とか、一つの政策や手段のみにて解決すべきものではなくて、双方の國民が雅量を以て十分に相諒解し、相互の感情と利害とが、眞の四海同胞の實現手段に屬する全アジア主義乃至黄人種同胞の上に、深く温かく一致して長へに結び付けられねば不可なりと思ふものであります。此の如く日支兩民族が相互に結び付けられたならば、始めて彼我の行違も氷解し、從來双方に申分のあつた遣り口も自然改善せらるゝであらうし、月並の唇齒輔車の情とか、同文同種なども、始めて情義を有するに至るでありませう。曹植七歩の詩ならねども徒らに他に使嗾せられて、同族相食み同根相煮るが如き、最近の日貨排斥なども起る筈がないと思ひます。

以上述ぶる如き大なる日本の使命に伴ふ信念や熱情と雅量とは、臺灣や朝鮮に於ける同化運動の遂行上、我等の造次にも顛沛にも忘るべからざるものでありますが、此運動に關する施設や注意すべき事項は果して如何でありませうか。此等は固より種々の學説や根底ある研究の結果に待つべきでありますが、今常識上妥當と認むる二三を左に擧げたいと思ひます。但特に附け加へたい事は、併合せられたる朝鮮に對しては勿論、臺灣に對しましても、當初より帝國の新なる領土なるに拘らず、「植民地」なる稱呼の用ひられてゐる事の妥當でない事です。是れ我國の朝鮮臺灣に於ける關係は、白人の南米南洋アフリカ等に於ける所謂彼等の植民地と其意義及事情を異にし、帝國領域の延長の觀あるからであります。曩に田總督が臺灣を以て帝國の一部を構成する領土なりと宣言せられたるは、實に内外に向つて臺灣の帝國に於ける立場を明か

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にせられたるものと思ふものであります。

一、法制上雜婚を認めて血液の共通を計ること。

二、既に臺灣及朝鮮に於て實行せらるゝ普通教育の一層の擴張を計り、特に國語の普及と國民性の陶冶に重を置くと共に、その淵源たる師範教育に徹底的改善を加ふること
但普通教育の擴張には、早晩義務教育の實施問題をも含むものとす。義務教育の實施には巨額の經費を要するに由り、成るべく簡易輕便の方法に依ることとし、特に地方の民度其他を斟酌して畫一制度を採らず、例へば修業年限と一年間の出席日數の如きも、僻陬の地方に對しては、單に最少限度を定むるに止むること。

三、特に女子の教育を勸奬し、國語と國風の浸染に對して家庭が其門戶を開放するに至るを期せしむること。

四、既に實施を見る如く、學校を中心とし、又學校と官憲との協力に由り、國語の使用と風俗の改善を計ること。
但新附の民に直接觸する警察官、教職員其他が勞苦多きと共に、其一擧一動は直に彼等新附の民の耳目に觸れ、好惡の情となり、その親和と疎隔とは、遂に帝國に對する悅服謳歌と怨嗟の聲とに岐るゝに至らずと限らず。隨て其同化の上に及ぼす影響の大なるに顧み、此等直接する方面に其人を得ること最肝要なり。此故に一面大に之を優遇すると共に、これが訓練養成乃至選擇に深甚の注意を要すること。

五、教育從事者乃至職責關係以外に於ても、大に同化運動に力を致すの途を開くこと。

篤志者の出資に依り又は愛國婦人會、教育會の如き特志團體の事業として、外國にて往々見るが如きセットルメントハウスとかコムミユニチーセンターとか又はネーボアフードハウス類似のものを臺灣人又は朝鮮人所在の部落に設け、一面臺灣語又は朝鮮語に熟し教職に從事したる人就中婦人又は篤志の婦人を其首腦となし、母國の風を主とし、新領土の事情慣習等を參酌して衣食住の實際を例示し、老人にも婦女にも兒童にも青年にも、之に應じて時間又は場所を區別して便宜出入せしめ、國語の使用を奬むるは勿論、作法、應對、娛樂、遊戯等より看護、衞生、裁縫、諸種の作業、讀書、談話等に至るまで指示誘導し、彼等をして喜んで往來し、知らず知らず國語の習熟と善良の風俗に向はしめ、日本人としての趣味氣分を會得するに至らしむること。
之に關する建設物は或は所在の學校に隣接せしむるも便利なるべし、それが中心人物たる男子又は婦人は所謂社會事業家の類にして、宗教家の如き熱情あると共に克く其使命を體認し、成るべく此に居住し、親切周到に老幼婦女等對者の實情に應じて指導示範の宜きを得るを要す此故に同情と耐久に富み、且本事業に趣味を有する志願者中より選擇して適當に之を養成するの必要あり。中心人物を助くべき者を要するも、此等は自ら主腦者の手許にて漸次養成せらるべし。これには宗教家の助力も必要なるべく、特に新附の民にして、其言行に於ても、愛國の熱情に於ても、純日本人と何等異るなき人物の援助活

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

動は最も有効なりと信ず。

六、母國人の永住は固より必要なるも、特に多年教職に從事し、臺灣語(又は朝鮮語に通じ)又土地の民情其他を知悉せる老練着實の人士に對し、差支なき限り一定の官有地を拂下ぐるが如き方法を講じて、永住の便を與へ、居住地の主要人物として歸依の中心となり、善良なる風習の增進に力めしむること。

七、同化の意義が既に述べし如く、大なる日本の使命上、信念や熱情と雅量を必要とするに依り、母國人一般の態度が今一層新領土の民族と相接近し相親和するに至るべきこと。固より彼等に對し之を制すべきは當然なるも、之を誘導啓發するに就ては勿論献身的たるべし

八、新領土に於ける母國人學校に於ける兒童の教育及家庭の躾方にも、前記の意味の一層徹底し、等しく帝國民として兄弟姉妹となり、彼我相助け相頼るの實情を來すに至るべきこと。

言語の不通其他の事情よりして往々感情の疎隔となり、相互に侮蔑の言行を爲すなど、新附民の教育にも將た純日本人側の教育にも、共に國民としての訓練に於て一段の注意を必要とすること

九、非違を糺し是非を明にするは當然なるも、社會の出來事として往々見聞する彼我の行違に關しては、公に於ても私に於ても、公平に虛心坦懷に之を解決するに力め、動もすれば事情の眞相を究めず、民族の異同に基くものとして母國人側も新附民側も共に輕々に解釋するの嫌を避くること。

因に曰ふ、我等は臺灣に於ける司法關係の問題に於て當然の事ながら、司直官の公平に對し、臺灣人が限りなき信頼悅服の情なるに對し、居常中心の愉快とする所なると共に亦是彼等が、我國憲國法を重んじ我國風に化するの一楔子なりと信ず。

十、時勢民度と家庭及本人の能力、國語國風に對する習熟の程度等を參酌すべきは勿論なるも、修學上成るべく機會の均等を與ふること、少くも中等教育以上には共學の途を開くこと。

都會地其他母國人の集團地に幼稚園を設けたる場合は成るべく新附民の幼兒をも共に保育せしむることゝし、此等が將來學齡に達したる場合には、差支なき限り等しく共學を許すこと。

十一、前記の諸事項と相關聯して新附民の子弟に對しても其學力品性に應じ、學校修了後、相當の位置と職業とを與ふること。

十二、臺灣と朝鮮に論なく、母國人と新附民との合同事業漸く多きを加ふるは喜ぶべき現象なるに由り、一層相率ゐて經濟上民族的差別なきを期すること。

十三、博物館、圖書館等に於ては、各當然の目的に向つて種々施設せらるべきこと多きを疑はざるも、尙事業の許す限り母國文化資料の紹介陳列に力むることゝし、又活動寫眞、演劇、其他臺灣在來の宣講類似の事業をも改良擴張し、社會教育の一事項として國風勸奬の宣傳に資する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

こと。

十四、將來義務教育の實施せらるゝに至らば、早晩徵兵の義務と名譽とを與へられて、新舊の國民同心一體となる機會を造ること。

大なる日本の使命が、平和的に全アジアの融和抱合となり、延て全世界の平和融合に貢献すべしとせば、一面平和を保障すべき十分の國力を要するは勿論なるにより、國として國民の數多く護國の務に服する兵員の多きを尙ぶは必然なりとす。現に大戰中、英國は勿論その重なる各領地にも徵兵を斷行し、合衆國にても白人、黃人、黑人、銅人の別なく苟も同國の市民たる限り、徵兵として之を戰線に送りたるは著しき事例なり。隨て苟も日本國民と稱する限りは朝鮮人も臺灣人も、早晩義務教育と之に伴ふ徵兵の義務と名譽とを荷ふに至らしむべきものとす。かくて彼等としては現在に比し今一層我國民たるの名譽を體得することゝ出來得べくんば更に進んで渾然一體世界に於ける日本國民たるべく努力を吝まざること等なり。

臺灣のみの場合に就き之を曰へば、彼等の墳墓の地たる對岸一帶生命財產の安固さへ完からざる實情に顧み、現在に於ても彼等は我國民たるを名譽とし又得策となし感謝し居れる有様なり。更に前記の事項實現せられなば、彼等は一層進んで我國風に嚮ふに至るべし。斯くて進み行かば事情の許す限り自治をも許さるゝの場合を生すべきか。

十五、以上の外產業の發達、文運の進步等に關する當局當然の獎勵施設が同化に資する所大なるべきは固より論するまでもなし。尙鰥寡孤獨盲唖痴狂癈疾其他の不具低能に對する救濟感化事業も、其施設の如何にては一面新附の民をして我國恩に感孚せしめて國風に化し易からしむること。

此は固より我等が新春の劈頭に立ち、世局の前途が如何に推移し展開すべきかを按ずるの時、現下寄せ來れる時代思潮の動搖が形而上と曰はず形而下と曰はず、今や世界苦となりて到る處に限りなき不安と混雜と動搖とを惹起せるが、中にありて尙且依然として國家を本位とする傾向渝らざるものあるに顧み、端なく世界に於ける我日本の使命と、その如何にして人類の永久の平和幸福とに貢献すべきかに想到し、斯くは結局我等は大なる日本として、黃白兩人種の協力融和の階梯たる全亞細亞主義の成立を、理想に於て論及し來つたのであります。勿論これが爲には、日支親善の如きは必然的に實現され得べく、相互に努力すべきものでありますが、私は先づ第一步として日本國民と稱せらるゝ總てが、一日も早く渾然一體となり、新しき國民も舊來の純日本人も、何等差別なき融和合一せる境遇に至らんことを切望致しますが故に、斯く切實に同化問題の從來に比し、一層確實有効に解決せられんことを唱導すると共に、此れが進化の法則に對しましては、如何に考察すべきかに就き求めらるゝが儘に一言此に卑見を記し、大方の批判の資ともなり高敎を仰がむとするものであります。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東洋に於ける石炭の需給と臺灣炭の將來

北村　敏

此の一篇は去月中總督府高等商業學校に於て科外講義として講演せるものゝ速記錄にして北村氏は三井物產臺北支店の石炭部長代理の職に在り本講演は特に隈本高商校長の依囑に因るものなりといふ(編者)

本問題に這入る前に石炭の概念とでも言ひませうか、石炭とは何ぞや、石炭には如何なる種類があるか、如何なる狀態で出るか、どう云ふ成分で値段や取引の建はどう云ふことになつて居るか、等を簡短にお話致します。

石炭の品質及効用

第一に石炭は如何なるものかと云ふと、第一說は石油と同樣に前世紀の動物の遺骸であると云ふ事、第二說は植物と同成分である所から、前世紀に鬱蒼と繁茂した植物が壓力と地熱の關係から斯う云ふ物體になつたと云ふ事、第三說は動物と植物と一緒に成つたものであると云ふ事であるが、要するに非常に舊い何萬年前即ち所謂前世紀の植物が變化してさう云ふものになつたと云ふ議論が今日最も正しいもの丶やうに成つて居る、一體石炭は御承知の通り地の下に層を成して比較的に規則正しく走つて居る。即ち一定の傾斜を以て十五度又は二十度、或は四十度の傾斜を以て一の帶のやうに地中を走つて居る、稀には地震や火山の作用で斷層も出來ますが、大體に於て外側とは全く沒交涉と申しても宜しいのである。石炭は如何にして發見されたかと申ますと、始めは皆な露頭から發見されて居る、露頭とは普通「焼け」又は「焼け先き」等と云ふ炭層の露出部分を云ふので、其の露頭の續きの炭層が如何に走つて居るかは大體其の附近の岩磐の走向に依つて外部から見當を付けるのである。

石炭の名稱には塊炭・切込炭・粉炭等がある山から掘り出したものは切込炭と云ひ、之れを篩つて取つたものが塊炭、篩ひの下の物が粉炭である、塊炭が一番貴ばれ、次に切込次に粉炭と云ふ順序で時には例外もある、九州炭の如きは塊炭が臺灣より非常に多い、是は誠に結構な事で市場では大層喜ぶ、處が所謂塊炭の中には石や磐の如き充分に炭化作用を起さないものが夾まつて居る、斯の如き塊炭は名は塊炭でも實は石

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に均しいもので、切込炭若くは粉炭にも劣る、何となれば粉碎するものは石でなく全く純炭である、即ち石炭の良いものは碎けば粉になるが石や磐はさう細かに粉碎しないからである。

然し是は寔に例外で、普通は今申した通り塊炭、切込炭、粉炭と云ふ順序になつて居る、石炭の成分は分折に由ると、主として水分・揮發分・固定炭素・灰分・硫黄分・發熱量に成つて居る、是は原素の分折では分らぬ、其中には水素も酸素も窒素もあるが、是は主として石炭の效率を試めし石炭の價値を是等の分量から算定するのが目的で、其の内最も必要なるは揮發分・固定炭素・灰分及熱量である、水分が多いと惡い様に思ふが效用上殆んど變りは無い、船舶の焚料の如きは「ボイラー」の中に入れて粉炭が飛散するのを防ぐ爲めに、石炭をくべる前に水を掛けて竈に容れる事が多い、然し石炭としては水分が少いのは勿論良い、揮發分は多ければ多い程燃へ易く固定炭素の多いのは熱量が多く出るから非常に良い、灰分は如何なる點から言つても尠い方が良い、硫黄分は用途に由つて差支ないが、硫黄の多い石炭は硫化鐵となつて竈を傷める又「コークス」としては鐵の製煉に對して硫黄分の多いのは絶對に禁物である、發熱量は石炭の用途が熱を取る事に在るから多ければ多い程良いのである、今の各成分から有煙炭無煙炭に大別する事が出來る、大抵有煙炭は揮發分が三〇%から六〇%まで、固定炭素が揮發分の反對になる、一例を申すと三池・四脚亭の如きは之れに屬するもので、普通吾々が石炭として扱つて居るのは多くは有煙炭である、無煙炭と云ふのは所謂天然「コークス」とも云ふべきもので、是は揮發分の極めて少ない而して固定炭素の極く多いものである、無煙炭は何うして出來たかと云ふと、先づ最初に石炭が出來て、地中の地熱の特殊の作用で揮發分を揮發する、後に殘るものは炭素と灰分である、無煙炭が出る附近には多く火山がある、最も手近い好い例は金瓜石の田中組の金山の附近から出るものは極く揮發分が少ない、半無煙炭の成分のものが出て居る、金包里の炭礦も礦區の眞中に大きな火山があつて其附近から採炭したらば必らず半無煙炭位出るだらうと技術者は申して居る。

大體此の二つに別けるが、有煙炭の中にも細かく分ければ唯の有煙炭及び半有煙炭、又た無煙炭の中にも純粹の無煙炭及半無煙炭がある、有煙炭は概して焔が長く火付きが良い、船や機關車や工場で焚くのに適する、半有煙炭はそれよりも固定炭素が幾分多くて揮發分が少し少くて焔は稍々短い、是等も船、陸上の工場、機關等に用ゐられる、半無煙炭は餘程固定炭素が殖えて燃へ惡くい、且つ火つきが惡く焔が短く火力は概して強い、純粹の無煙炭は殆ど焔をあげない火力は最も熾烈で揮發分は極く少ない。

普通の有煙炭は揮發分は三〇%から六〇%以下、固定炭素が六〇%から三〇%内外のもので、四脚亭・三池等は之れに屬する、半無煙炭は炭素が七〇%から八〇%・揮發分は一〇%から二〇%、純粹の無煙炭は炭素は概して八〇%以上、揮發分は一〇%以下になる、是は陸上の工場用「ボイラア」や船の「ボイラア」では焚くことは出來ぬ、之を完全に焚く爲には特

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別の裝置を要する、船によくある強壓通風が即ち之で、一番早い例は汽車の機關車のやうなものである、元來通風は――煙突が長ければ長い程、通俗に云ふ吸込がよくなる、之は電扇で吹き込むのもあれば煙道の方から吸ひ出すのもある、之が即ち強壓通風で、此の裝置で燃やすと固定炭素の多い無煙炭は良く燃燒して本來の強い火力を得ることが出來る。

有煙炭と半無煙炭と純粹の無煙炭の分析の例として三池炭、支那の山東炭及佛領印度鴻基炭を比較した分析表は次の通りである

	水分	揮發分	炭素	灰分	硫黄	發熱量
	%					單位カロリー
有煙炭　三池塊炭	〇・三五	四〇・一〇	五三・二三	六・三三	二・二八	八、一四〇
同　四脚亭炭	五・八二	四四・八一	四六・〇二	三・三五	一・〇四	六、九七〇
半無煙炭　溜川炭(山東省)	〇・八二	一二・七二	八〇・九七	五・四七	一・一八	八、一五三
純粹無煙炭　鴻基炭(佛領東京)	一・一六	六・六一	八九・九六	二・二七	〇・六八	不明

分析はやり方に依つて非常に不正確になる、一塊の塊炭や一握の粉炭の分析で何萬噸と云ふ大量の代表的分析とするのは失當である、此の分析は色々な方法があるが、最公平な方法は非常に澤山の數量を檢體とし、それをよく混和して四つに割り、其の一つを又四つに割り、斯く繰り返して所謂四分法に依つて分析すれば比較的公平なものが出るが、斯かる方法に依らず極僅少の數量でやつた結果が偶々好成績が出たとて一概に此の數字を以て直に其の炭を判定することは早計である、三池炭は熱量は非常に高く八千カロリー以上もある、同時に缺點は硫黄分が多い事である、四脚亭炭は揮發分は有煙炭の好典型を成して居る、灰分は僅に三•三五%、是は臺灣炭の最も誇とする所で、硫黄は一•〇四%、是は普通より多く、發熱量の六•九七〇は石炭として立派なものである、次は半無煙炭である、山東省のものは水分は一•以下で揮發分は大分少い、固定炭素は八〇•九七、灰分は五•四七、硫黄は一•一八、發熱量は八千「カロリー」を示して居る、更に無煙炭として最も多く知られて居るのが、佛領印度の鴻基炭で、其成分は水分から硫黄分に至るまで表の如くで「カロリー」は不明ですが恐くは八千以上と思ふ、發熱量の「カロリー」は熱の單位である、誰れにもよく分かるのは固定炭素と揮發分の和が多ければ多い程良いので、又灰分と硫黄分が少い程良いのである、慣れて來ると是等の數字を觀た丈けで發熱量は畧ば見當が附くやうになる。

次に石炭の性質として粘(ネバ)りものと冴え物とがある、大體に於て無煙炭は冴えて居る、三池炭は最も粘結性の良い例で、之れを焚くと表が飴のやうになる、若し通氣が惡いと燃え惡くなる、是が三池炭の缺點となつて居るが火夫が練習して居れば決して差支ない、四脚亭炭は最も粘結性の少い方で火夫は最も斯う云ふものを喜びます。

夫から石炭の用途效用を言ふと、是は御承知の通り石炭は燃やして動力を得る原料である、近世の文明はワットの蒸氣機關發明に根源するとも稱せられ、又一國の富强は鐵と石炭の多寡に依ると云ふ事は恰も砂糖の消費が文明と野蠻の標準になるかの如く謂はれて居ると同じて、實際吾々は直接間接に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

石炭のお蔭を毎日蒙つて居る事は非常なものである、一例を申すと、今日世界の商船は約四千三百萬噸あるが、其の三分の二が荷物を積んで居るとすれば、約三千萬噸の荷物を積んで走つて居る、一噸百圓とすれば三十億と云ふやうな非常な大きな富が石炭に依つて東西南北に走つて居るので、一度之を考へると石炭が如何に近世の文明に貢献して居るかが分るのである。

之は石炭の主たる用途効用であるが最近科學の進歩は獨り石炭から火力を獲る計りでなく色々な副產物を採る、第一に瓦斯が出來る、其の瓦斯は動力用にも熱用にも燈火用にも用ひられる、又た其の後のものから「コークス」が取れる、此のコークスは金屬精錬用には無くてならぬものである、又瓦斯の副產物では「コールター」からピッチや石炭酸やクレオソートや染料や火薬原料等が澤山取れる、是は日本には最近出來た工業ですが、獨逸は舊くから出來て居つて戰時中に獨逸の強かつた一因を爲して居るとさへ言はれて居る、最近三池では「コークス」を造つて夫れから盛んに研究して染料を取る所の大きな工場が出來た、戰時中外國から染料が來ない爲に日本の機業界は非常に困つたが、三池の成品が成功してからは獨り國內に供給した計りでなく、遠く亞米利加にも澤山の數量を出して居るやうに聽いて居る、如斯石炭は今日の文明世界には無くてならぬ必須品であるが、何分にも外見が實に粗末なもので、世人は動もすれば石塊沙礫と同視して臺灣計りでなく何處でも非常に粗末にする傾きのあるのは誠に遺憾の次第である、石炭は一度燃燒すれば跡方も無くなる、又採掘する方面から見ると現在採炭して居る坑道が一度廢坑になると再び其の坑道を拵へて石炭を出すには、非常な費用が要つて償はない場合が多い、從つて折角數百萬噸の埋藏炭があつても經濟的に引合はなくなる結果、ホンの一部の採掘をして殘りの大部分の鑛利を充分に收むる事が出來ずして、之を放棄する樣な事になつては國家に對しても誠に相濟まぬ次第であるから、是は是非共石炭業に從事する人計りでなく、國民全體が石炭を大切に取扱ふ習慣を養はねばならぬことゝ思ふ、石炭の品質を良くする一種の方法として水洗の裝置がある、三池には最も立派な水洗の工場を持つて居るが、是は石炭中にある游離硫黄を洗ひ去り、又不純分泥や磐石等を除去するのである、即ち不純分は比重の關係上重いから夫れを水洗すると輕い石炭が上に浮き石や泥は下に沈むのである、水洗をすると石炭としては減りが立つ、假りに十噸の石炭を洗へば九噸とか八噸しか殘らない、後の一噸二噸は磐石として除去され、又石炭の一小部分は水に依つて流れ去る、一寸考へると甚だ損をするやうであるが、是は船又は汽車で運んだ上、愈々消費地で實際の効用をするのは九噸又は八噸の純炭分である故、殘りの一噸二噸の石や磐に對して迄運賃を拂ふのは愚策である、と斯ふ云ふ議論も成り立つのであるが、實際に於ては「コークス」原料としての外水洗するのは極めて稀である、又臺灣炭は比較的內地の石炭に比して夾雜物が少ないと同時に細粉微粉が多いから洗ふと三割餘も流れて仕舞ふ、左れば本島では瓦斯や「コークス」原料以外に水洗する處は無い

石炭の價格は大體市場の需用供給の如何に依つて變動する所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

今の相場は九州の一等炭が門司・若松で本船に載せて一噸が塊炭二十六圓、切込炭二十四圓、粉炭二十圓乃至二十二圓、下等のものは塊炭が十六圓、切込炭が十四五圓、粉炭が十二三圓見當である、普通内地の取引は噸建になつて居るが、噸は普通二千二百四十封度であるが米実式の噸は千「キログラム」で、和斤に直せば前者は千六百九十三斤、後者は千六百六十七斤になる、普通内地では千六百八十斤を一噸として居る建値は此の噸の外三萬斤建もある、大抵六噸を以て一萬斤として居る、これで大體石炭のどう云ふものであるか、と云ふことを御話した譯である。

東洋に於ける石炭の需給

之から東洋に於ける石炭の需給のお話を致します、東洋に於ける石炭の需給關係は世界の夫れに比較して如何なる位置に在るかを見るに、千九百十六年即大正五年の統計には獨逸・澳太利・印度・支那の統計は全然無いので、假に前年同樣として計算すると、同年の總出炭は約十二億六千萬噸である、之を約十圓平均とすれば實に百二十六億圓の大なる商品であるそれに對して東洋の石炭は全體で約四千萬噸、其内譯は日本が二千二百二萬噸、支那が約千五百萬噸、佛領印度支那が約四十萬噸、爪哇・比律賓其他が約百萬噸、合計約三千八百四十二萬噸、結局東洋全體の出炭は先づ四千萬と云ふ數字と思はれる、之を全世界から觀ると僅かに三・〇六％にしか當らぬ、東洋丈けから觀ると日本の產額は五割七分三厘、即ち半ば以上を占めて居るが、之れを世界の產額に比すれば僅かに一・七四％と云ふ極少の數字になる、鐵と石炭が一國の富强を語るものとするならば、日本今日の產額は世界列强の間に介在して富强を誇らんとするは極めて至難の事と云はねばならぬ。

今日日本の主要炭地は九州で、海外輸出の如きは殆んど九州炭が一人舞臺であるかの觀がある、詳細は次の表で一目瞭然じます。

年次	九州炭	本土炭	北海道炭	臺灣炭	朝鮮樺太炭	合計	輸入炭	總計	輸出炭	日本消費
大正二年	噸 一五、一二六、〇〇〇	噸 二、五九一、〇〇〇	噸 二、〇五七、〇〇〇	噸 三一九、〇〇〇	噸 一六〇、〇〇〇	噸 二〇、二五五、〇〇〇	噸 八〇一、〇〇〇	噸 二一、〇五四、〇〇〇	噸 五、一〇七、〇〇〇	噸 一六、三五八、〇〇〇
三年	一五、二五六、〇〇〇	二、七五九、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三四三、〇〇〇	一七五、〇〇〇	二一、〇三三、〇〇〇	一、一七一、〇〇〇	二二、二一二、〇〇〇	四、四四五、〇〇〇	一六、五三四、〇〇〇
四年	一五、五〇九、〇〇〇	二、六七四、〇〇〇	二、三四九、〇〇〇	三七九、〇〇〇	二四六、〇〇〇	一九、一五七、〇〇〇	八六七、〇〇〇	二〇、〇二四、〇〇〇	五、六三八、〇〇〇	一七、〇五六、〇〇〇
五年	一五、一七一、〇〇〇	三、一八二、〇〇〇	二、八四二、〇〇〇	五一八、〇〇〇	三〇六、〇〇〇	二二、〇一九、〇〇〇	八五六、〇〇〇	二二、八七五、〇〇〇	五、八九九、〇〇〇	一九、六七七、〇〇〇
六年	一六、九八六、〇〇〇	三、五一五、〇〇〇	三、三八五、〇〇〇	六七三、〇〇〇	二九一、〇〇〇	二四、八五〇、〇〇〇	一、〇九五、〇〇〇	二五、九四五、〇〇〇	三、七七一、〇〇〇	二二、二七九、〇〇〇
七年	一六、八八五、〇〇〇	三、七六六、〇〇〇	三、五五三、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	二九八、〇〇〇	二五、二五二、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	二六、三六七、〇〇〇	二、八三五、〇〇〇	二三、四六一、〇〇〇
八年豫想	一八、一一〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇	二七、四〇〇、〇〇〇	九八〇、〇〇〇	二八、三八〇、〇〇〇	二、八四四、〇〇〇	二五、七五三、〇〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上表の如く日本炭計りでなく日本の消費には外國からも石炭を輸入して居る、滿洲の撫順炭・佛領印度支那の鴻基炭・直隷省の開平炭等は之である、之れ等が毎年約八十萬噸から百萬噸位になつて居ることと前表の通りである、右日本炭と輸入炭の總計に對して輸出炭がある、卽ち日本石炭は昔から重要輸出品の一つで、支那・香港・比律賓・新嘉坡からホノルヽ・印度コロンボ・孟買まで輸出した事がある、其の數字は前表の通りであるが、之の數字の中には輸出計りでなく內地各港又は基隆等に來て外國船が積取つた焚料炭も這入つて居る、卽ち日本の國內で消費したもの以外である、此の輸出を引いたものは卽ち前表の通り日本で消費されたものである。

此の數字から觀ると大正二年から八年迄の出炭の增加は恰度三割五分二厘八毛の增加を示して居る、さうして輸出は反對に五百十萬噸から二百八十萬噸の減少、卽ち四割四分の減少である、又た日本の消費は千六百三十萬から二千五百七十萬に成つて五割七分四厘三毛の增如である、是で觀ると日本の出炭は逐年非常に順調の發達をして來ましたが、一方日本の工業の發達及船舶の燃料が同時に非常な勢で增加し、六年前に較べると約六割近い數字に達し、供給は需要に逐はれると云ふ有樣である、最近の石炭の値段の高い原因は確かに石炭の不足が其主なる一であることは此の數字が最も明かに證明して居る、

そこで一寸お話をしたいのは、大正四年と云ふ年は總てが皆減つて居る、出炭も消費も減つて居る、出炭は前年二千百萬噸が千九百萬になつて居る、消費は僅かに五十萬殖えて居るが其の前年若くは後年の百萬二百萬の增加に比すると四年と云ふ年は非常に惡い、之れは三年に歐洲戰爭が突發して各般の商工業が非常に大打擊を受け、其の結果石炭の需用が減つたのであろ、爲めに日本の各積出港なる門司・若松・長崎・室蘭の如き、又各炭坑の坑所も非常な貯炭で何時捌けるか分らんと云ふ所謂石炭の大非況時を現出した、其結果內地の主なる鑛業家が採炭制限を申合せ、各自前年の出炭に對して約一割の出炭制限をしたが需用は少しも殖えず、依然として坑所港頭共に貯炭の山をなして居た、最高の貯炭のレコードは內地各港合計百八十萬噸に達した、斯る情況で一割の出炭制限が更に二割の制限となつた、其內に動亂は益擴大して日本內地に於ける戰時工業の勃興は非常な勢で、翌大正五年には前年の出炭制限を撤廢し、反對に出炭を賞勵するに至つたが思ふ樣に出炭は增加せず、急轉直下非常に貯炭は減少して炭價は騰貴した、何故に急に出炭が增加せぬかと申すと、外國に注文した機械類は中々到著しない、ダイナマイトモ不足である、坑夫は危險な坑內を去つて工場の勞働者となる、コンナ具合で急に出炭の增加を見る事が出來なかつた、昔から門司・若松の貯炭が十萬噸殖えると炭價が十錢上がると云はれて居る、最近は非常にあらけて十萬噸が十錢には相當せぬが其の當時の貯炭と炭價を對照すると能く其のことが思ひ合はされるのである、貯炭の趨勢を見ると戰前には全國の積出港貯炭が七十二萬噸、三年十二月には百六十五萬噸となり、同四年六月に空前の「レコード」を造つて百八十萬噸になつた大正五年には急降して翌六年三月には遂に五十五萬噸となつた、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

當今臺灣にある全貯炭は約二十萬噸内外であるが、日本全國港頭貯炭が其當時僅に五十五萬噸になつたのだから全然石炭饑饉と云ふべき有樣で其騷ぎは大したものであつた。大正六年からは一高一低で最近に於て百萬噸内外の貯炭に達して居る、炭況の善惡は貯炭の趨勢で最も好く分るのである、序に運賃の狀況を御話しませう、石炭運賃は一般に門司、横濱間の運賃を標準として居る、是れは獨り石炭計りでなく門司横濱何程と云ふ事は海運界の一の標準になつて居る、其門司濱の運賃が大正三年の十二月には、六十錢であつた、夫れが大正四年には一圓六十錢になつた、大正五年には漸次世界的に船腹が拂底して一躍三圓四十錢乃至四圓十錢に成り、大正六年に至つては例の獨逸の潛航艇の爲に盛に撃沈されて船腹が益々拂底して、一躍十一圓になつた、是は戰前不況時代の約二十倍である、更に昨大正七年には日本の造船界が盛んになつて、前年來木造船が大分出來て、近海航路の船腹が幾分緩和され、運賃も大分下がつて上半期中一時は六圓八十錢になつたが、結局船が足らない所から秋には十一圓五十錢になつた、之れが空前の「レコード」である、それが昨年の十一月に平和來と共に急に海運界が不況になつて元の半値の六圓内外となり、本年は五六圓の間を往來して現今は六圓三十五錢見當である、夫れでも戰前に較べると尙十倍以上の運賃である、

次に此の炭價はどういふ經路を辿つたかと云ふと、大正三年の一月に九州の二等炭卽ち臺灣の一等炭の四脚亭炭より少し惡い位のものが、若松着陸上渡値段は六圓七十錢であつた、十二月には戰爭の爲に四圓九十錢に下がり、大正四年は例の出炭制限で最も石炭界の不況のときで四圓四十錢の底値を示し、次で大正四年の九月には少しく持直して五圓五十錢となり、十二月には一躍九圓五十錢になつた、大正六年の上半期は極僅か上つて、其の下半期卽ち石炭の需用期に入るや俄然暴騰して九圓六十錢から十六圓になつた、昨大正七年になると上半期は餘り急激ではなかつたが、下半期は又々勃發して二十三圓と昂騰した、是は未だ曾てない高値であつた、昨年平和の宣布と共に運賃が下がり、戰時諸工業就中亞鉛の精練や製鐵事業が頓挫の爲に、本年の上半期は稍々下つたが、最近に於て需用の關係から又昂つて、昨年の値段を突破して今では二十四圓を稱へて居るやうな次第である、從來日本の工業地は多く京阪神地方であつたが、大正五六年からは九州の地元が炭の豐富で動力が安い爲に工業は非常に澤山此方面に起つた、殊に八幡の製鐵所は三倍の能力に擴張中であり、民間の事業としても製鐵・精練・造船等が盛んに勃興して同時に海運界は非常に活躍し、鐵道亦た全能力を出すと云ふ有樣で、是等に要する石炭が非常に增大したのである、一例を云うと兩三年前迄の鐵道院の需要は二百萬噸内外であつたが、來年の需用は四百二三十萬噸になる、臺灣の現在出炭の三年分を鐵道院で一年に焚くと云ふ盛況である、日本炭の前途は新聞の報ずる所は、九州は漸く老齡になり、もう八十年しかないなどと云ふ說もあるが、一方日本の需用はどうかと云ふと、六年間に五割七分も增加して居る、左れば此先此の補充如何は一般工業家經世家の大に考慮すべき處で、之に對しては尙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

北海道に澤山の處女煤田がある、尤も北海道は交通不便の爲や冬向寒さの關係上、輸送不確實の缺點はあるが、然し大體九州炭が不足を告ぐるに日本の需用は益々增加する一方であるから、北海道炭は是から益々日本竝に東洋の石炭界に重要なる地位關係を生ずる事と思ふ、臺灣炭も此の需給關係から見た計りでも將來大いに有望であることが分る、是れで大體日本の石炭の需給關係が分ると思ふ。

次は朝鮮である、朝鮮は一年に七十五萬乃至八十萬噸內外の石炭を消費して居るが、殆んどその三分の一も產出して居らぬ、朝鮮では平壤附近から無煙炭が出て居る相です、現在朝鮮では撫順炭・九州炭・開平炭を輸入して一般需用に充てゝ居る、將來とても大なる石炭の產出は六ヶ敷思はれるが、一方消費は年々殖えて居り、殊に兼二浦の三菱製鐵所や、朝鮮鐵道、其他諸工業も益々勃興して是等の消費が段々增加するものと思はるゝから、將來迚も朝鮮は內地炭撫順炭・開平炭・臺灣炭等で賄ふより外ないと思ふ。

次には支那炭のお話を致します、支那は十八省四百餘州、所謂四億の民が住んで居る處であるが、未だ開發されぬ所には非常に富源が多い、今迄知れて居る主なる炭田は奉天省に於ける撫順炭、直隷省の開平炭田、山東炭田及び山西・湖南等の鐵道に沿ふた沿線が僅かに知られて居るに過ぎない、夫れにも拘はらず、既に發見踏査された鑛量丈けでも埋藏炭量は約百億萬以上に上り、世界の第三位を占めて居ると云はれて居る、支那に於ける需用も只今では甚だ微弱であるが各種工業の發展と共に支那の炭田は益々開發さるゝ運命を持つて居る、斯る運命を持つて居る支那炭田が如何にして其開發が遲々として居るかと云ふに、第一には交通の不便である、即ち折角立派な炭山があつても、場所が山奧で幾多の山を越え、谷を渡り需用地である上海・漢口・香港等に搬出すると、炭價は非常に高くなる爲に、外の石炭と到底競爭は出來ない、第二には支那の法律が不完全で地權が殆んど確定されて居ないことである、自分が立派に所有權を有つて居る積りであつても、何時か外の人の名義と喰合ふて居ると云ふ樣な場合が多く、夫故資本家が大なる資本を投じて炭田を開發するのは非常な不安である、第三は鑛業が行はれても幼稚であることと第四は資金の涸渇である、此の四原因から支那の炭業が今日まで大なる發展を遂げないので、偶々支那の炭田で開發されたものは悉く國際關係で地權の確定した外國人の力で、支那人自身に開發されたものは無い、即ち滿洲の撫順炭は露西亞の力、今は滿鐵の經營、直隷省の開平炭は英國人の手で開發され、山東省の炭田は獨逸人の經營で今日は日本がやつて居る、支那人自身としては折角寶の山を持ち乍ら之が利用開發が出來なかつたのである。

上述滿洲に於ける石炭は撫順・本溪湖・煙臺等であつて、此の三つの炭田の出炭は一年に約四百五十萬噸に達して居る、直隷省に於ける開平炭坑には趙洛莊・北西・唐山・林西の坑所があり、一箇年の出炭は四百萬噸で今年は四百五十萬噸、來年は五百萬噸の炭を出すだらうと言つて居る、開平炭田と撫順炭田の間に新邱と云ふ所があるが是は頗る炭質が立派で炭量も豐富、撫順若くは開平にも劣らない大炭田であるが、交通

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の便が惡るくて、其處に鐵道を敷くには二千萬圓程の金を要する、尙それを積出すに奉天に結ぶか又は連山灣當りに新たに築港の設備を要する、夫れには又莫大な資金を要するので之れも未だ何人の手でも開發されて居らぬ、北京の西北張家口附近に花園・恪來等の炭田がある、又北京から漢口に來る西側には井陘・西陵・陀里等の炭田があつて此地元の消費に使はれて居る、山東省には章邱・博山・淄川・坊子等の炭山がある、最近廣東省の韶州・坪石・樂昌附近からも大分炭が出て、現に廣東に流れて來る北江に依て出て來て居る、此の外對岸の厦門・汕頭の奥にも澤山の炭田があるが、是は炭質が惡い爲に廣く用ひられては居らぬ、以上の石炭が一箇年に約千五百萬噸乃至千七百萬噸出炭するので、將來日本炭の缺乏と共に支那炭は益々市場に現はれることゝ想像される、滿洲に於ける撫順炭の情況はどうかと云ふと、撫順は大きな炭田であつて、既に知られ居る埋藏炭量丈けでも約九億萬噸と云ふ大量で、年に三百萬噸宛掘つても三百年の命數を保つ程の炭田である、而かも其の炭層が廣く大きく其の平均は百三十尺もあると云ふ事である、又或る所は露天に直に炭層が露出して露天掘をして居る、其の炭量丈けでも一千萬噸もあるだらうと云ふことである、此の外滿洲からは煙臺及本溪湖炭が出る、而して此等の石炭がドー云ふ風に消費されて居るかと言へば滿鐵が二百萬噸……地賣二百四十萬噸、製鐵事業に八十萬噸、合計四百八十萬噸と云ふ數字を示して居る、近き將來に鞍山店の製鐵所が完成すれば之れ丈けでも一年に五百萬噸を消費すると云ふ事であるから、滿洲は將來石炭の產地であると同時に大なる消費地で、滿洲炭の不足は日本炭及び開平炭を以て補はなければならぬことになる。

北淸地方は今の開平炭の舞臺である、同炭礦は英國及白耳義の資本の下に專ら英人が全國の衝に當り、積出港としては附近に最も近代的の設備完全なる秦皇島があり、年間四百五十萬噸の出炭で、北淸一帶の地元消費として三百萬噸、輸出が二百五十萬噸、內日本にも約六十萬噸位每年輸入される、此の外上海香港へ百五十萬噸程出炭する開平炭は、今こそ四五百萬噸の出炭であるが、數年の後には一箇年二千萬噸も出炭させると意氣込んで居るさうである。

山東地方には坊子・博山・淄川・章邱の炭山があつて一年に百十萬噸內外の出炭がある需要としては鐵道船舶燃料及地賣に約八十萬噸、殘り三十萬噸が輸出である、此の炭は半無煙炭に屬して燃へ惡いのが多い、「コークス」の原料等には良いが船の燃料等には少しく困難である、それにも拘はらず戰前獨逸は彼の世界第一の船會社である漢亞線（ハンブルク・アメリカ・ライン）の船を每航必ず靑島に寄せて山東炭積取を強要したのである、其の船の內二三基隆に寄港したのもあつたが此の山東炭を頗りに惡く言ふて居た、從來の出炭は僅に百萬噸計りで東洋の炭界に大なる關係も無いが、此の炭田は非常に豐富であるから將來は設備の完成と共に重要なる炭山になるだらうと思ふ。

次に上海は東洋に於ける石炭の最も大なる市場で、一年に百五十萬噸內外を消費して居る、更に其附近南京・漢口等の揚子江沿岸を合すれば一年に二百十萬噸內外の消費である、其內日本炭は約八十萬噸、開平炭が約七十萬噸、鴻基炭其他の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那炭が約六十萬噸の供給を爲して居る、鐵道沿線の支那炭は汽車や水利に依て下つて來る、主なる用途は外洋又は河川の汽船焚料、陸上の工場等で電燈會社の如きは一軒で二十萬噸も消費して居る、今後楊子江沿岸一帶は益々工業航運業等が發展すると思はるゝから、此の方面の需要は益々厖大して將來日本炭・臺灣炭・開平炭等の重大なる市場となるに相違ない。

香港も亦た南支那に於ける最も大なる市場で一年の消費は約百三十萬噸に上つて居る、其内譯は日本炭が四十萬噸、臺灣炭が三十五萬噸、開平炭二十五萬噸、傾基炭二十萬噸、支那土炭十萬噸と云ふ樣な數字である、戰爭前は百五十萬噸も輸入され日本炭丈けでも八十萬噸も這入つたが、戰後は需要が暴減して一時は全體で八十萬噸位に下つた、需要は外洋汽船の燃料が第一で、第二は廣東地方の河船小蒸氣船である、然るに一昨年來炭價が非常に高いので廣東奥地方では薪材が漸次勢力を占めて、昨年の春から廣東方面は全く此の薪の市場と化し、臺灣炭の如きは最も激しい打撃を受けたのである、廣東奥地の松の森林は殆んど無盡藏で、時間の感念なき支那人が之を代採し、半年計畫で舟で廣東に下して來る、廣東に於ける市價は百斤六十仙見當で、其の効率は臺灣沿道炭の一噸に對し薪は一噸三分と云ふ値打であるから、結局薪に對抗すべき石炭の値段は一噸十三弗であるべき筈を、炭價が非常に高くなつた結果、此薪が採り出されて流石に廣大な廣東一帶の河面も薪を以て埋められたと云ふことである、今年に入つてからは運賃が下がり爲替が上がり、大入炭に好都合となり、値段も引下げたから薪は漸次驅逐され、石炭は再び年約三十萬噸の需用が殖えつゝあるのである。

次に佛領印度支那の鴻基炭の話を致します、傾基炭は百億萬噸以上の礦量があると或る書物に書かれて居るが、其の計算は少しく過大に失して居るやうに思はれる、鴻基炭はハイホンの近處ハノイ、ケバォの西北方一帶、巾十里長さ蜿々三十里に互つて山上に露出して居ると云ふことである、現在採炭して居る處は全山是れ石炭で、片つ端からもぎ採り非常に安く採掘が出來る、而して鴻基の港は立派な築港が出來て居て大船巨舶も棧橋横付で積込むことが出來る、こんな次第だから原價は頗る低廉で、今日でも此の炭は本船に載せて三四弗内外で出來る、今日は外の石炭は何れも原價が高いから鴻基炭は最も恐るべき競爭力を持つて居ると云ふ可きである、又同炭は無煙炭の最も好い典型で一年の産額は約五十萬噸、需要は其の附近の消費が十五萬噸、香港輸出十五萬噸、日本にも約二十萬噸位輸入されるが之は主として德山の海軍練炭場で練炭の原料に使はれる、此の炭を臺灣の四脚亭及三池炭と混燒すれば最も理想的な良成績を擧げ得るのである、新嘉坡附近の需用は年約五十五萬噸、主なる用途は汽船の燃料で、錫工場等之れに次ぐ、炭種の内譯は日本炭が三十五萬噸内外後は濠州炭、ボルネオ炭、印度炭等である。

比律賓も亦大なる市場の一で需用が約五十二三萬噸、大なる用途は米國の陸海軍が一年に二十萬噸、汽船の燃料が十五萬噸、工場が十七萬噸で、供給方面は日本炭が二十二三萬噸、臺灣炭十萬噸、開平炭十五萬噸、其他約五萬噸である、近來

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

炭價高と供給難の爲め土炭も多少出廻り、又石炭代用として「コプラケーキ」等が使用されて居る。

最後に爪哇は一年に約五十萬噸の需要に對し略、等量の出炭供給があり、大體に於て自産自給して居る、主なる用途は汽船焚料、汽車及瓦斯原料等で、製糖用には餘り使用されて居らぬと云ふ事である、以上述べた所に依つて日本始め朝鮮・支那各地及南洋方面全體の石炭の需要供給の關係が御分りになつた事と思ふ。之を表に書き直すと次の通りである、

	需用	產額
日本	二五、八〇〇、〇〇〇屯	二七、四〇〇、〇〇〇屯
朝鮮	八〇〇、〇〇〇	
滿洲	四、六〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
北清	二、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
支那奥地	六、〇〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇
上海漢口	二、一〇〇、〇〇〇	
山東	八〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
香港廣東	一、三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
印度支那	一五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
新嘉坡	五五〇、〇〇〇	—
比律賓	五〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
爪哇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
合計	四五、一三〇、〇〇〇	四五、八五〇、〇〇〇

現在支那に於ける礦業・工業は共に甚だ幼稚で、從て石炭の需要供給は日本にも及ばぬ狀態であるが、將來は各方面工業の隆興と共に膨大なる需要が喚起され、同時に彼の尨大なる支那炭田が遺憾なく開發され、東洋に於ける石炭の需給の根底を左右するの時機が必ず來るだらうと思ふ、

臺灣炭の將來

最後に臺灣炭のお話を致します、先づ第一に臺灣炭田の沿革からお話致します、臺灣炭に就ては何等舊記の據るべきものはない、七八十年前始めて西洋人が基隆にやつて來て基隆附近の炭田を調査したと云ふことが古老の口碑に殘つて居る、夫れから明治の初年に至る頃には段々石炭も出るやうになつた、明治十年頃に清國政府が佛蘭西から技術者を呼んで今の深澳庄の八斗仔附近に始めて竪坑を開いた、所が明治十七年に清佛戰爭が起つて、此等の佛蘭西の技師は總ての諸機械類を破壞して、竪坑の中に之れを投込んで逃げ去つた、爾來臺灣炭は芽の心を抑へられたやうに萎靡として振はなかつた、僅かに出たものは漸く其の附近の土民の炊事用とか、鍛冶用若くは沿岸戎克などの貿易に使はれる位の數量であつた、夫れから領臺後明治二十九年に始めて總督府が鑛業規則を發布して、沖辰雄博士が第一回の鑛務課長として赴任され、其の翌年から臺灣北部の炭田の調査を始めた、當時草賊土匪や瘴癘の氣と戰ひ具さに非常な困難を嘗めて、さうして臺灣地質圖と調査書とを完成した、之が臺灣炭田の學理的に研究せられた最初の圖書である。

爾來年に僅かづゝの出炭はあつたが、臺灣の炭業は依然として振はない、漸く之れが商品として取扱はれるやうになつたのは過去十年前のことで、特に著しく發展して來たのはこゝ兩三年の事である、それは島内の產業が漸次非常な發達を遂げて來て、官廳方面では主として鐵道部・專賣局・營林局・工事部等夫れから郵船・商船・社外船の燃料炭、南部に於ては製糖會社其他の諸工業が非常に盛んになつて來た爲に、島內の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

需要も之れに伴れて非常に激增した、大正三年に歐洲の大戰亂か突發してからは內外炭價竝に運賃の高値及び各市場の需要に刺戟されて、臺灣炭は近來非常なる隆盛の域に達したのである、產地は御承知の通り北部が主要なる產地で、臺北廳桃園廳・新竹廳などが最も盛んで、就中臺北廳は全島產額の約九割を占め、桃園・新竹が殘り一割を占めて居る、以上の各地は大分手か著いて居るが、臺北廳下でも宜蘭驛方面や桃園廳番界、新竹廳の北埔、南庄方面は未だ〳〵開發さるべき澤山の炭田があるから、將來は此等の各方面は盛んな產地になるだらうと思ふ、近來南投廳の集々附近にも炭礦が發見され、又阿里山からも一種の炭が出ると云ふが、是はまだ調查が進んで居らないから充分判らぬ、北部煤田の炭層は基隆から臺北に至る間に於ては、鐵道線路及基隆川を挾んで兩側の山に現はれて居る、左の方は臺灣神社の下に行つて淡水河床に沒して途切れて居るが、右の方は錫口・枋橋から更に南に進んで新竹廳の南庄方面に現はれ、遂に大安溪に至つて埋沒して居る、玆に最も著明な代表的炭層として四脚亭の炭層をお話すると、五寸の最上層があつて、夫れから六十尺下に一尺二寸の上層があり、二十尺下に二寸の糸のやうな層があり、更に二十尺下に所謂四脚亭炭と稱する三尺の本層がある、尙八十尺乃至九十尺下に下層と稱する二尺の層がある、最後に百八十尺下に一尺二寸の最下層がある、一言に四脚亭層と云ふのは此等の六つの層から成る炭層を言ふので、現在採掘して居るのは本層の三尺層と往々上層の一尺層を掘るので、下層の二尺層は未だ手が著いて居らぬ、炭層と云ふものは斯の如く數層同伴するのを常とする、是は探礦上非常な便宜で、最初に孰かの一層を見附ければ夫れから何尺上に何う云ふ層があり、何尺下にどう云ふ層があると云ふことになつて、其の層は四脚亭層であるとか、イヤ何層であるとか云ふことが極まる、是は探礦上非常に必要なことになつて居る。

臺灣に於て尤も普通に分類されて居る炭層の系統を示せば、最上層として四脚亭層がある、其次に田寮港層がある、其下に外木山層がある、更に其下に金包里層がある、四脚亭層は前申す通り一尺二寸から三尺五寸の炭層であつて、其最も發達した所は所謂四脚亭炭田を形ち造つて居る、現に採炭しつゝある炭礦としては四脚亭各坑及び深澳炭礦等が夫れである、漸次南に降つては錫口・枋橋・北埔等に至る延長三十里に亘るものが臺灣炭として最も代表的のものである、田寮港層は基隆瑞芳・五堵・錫口等に延長七里に亙り、其本層は基隆附近に於ては四脚亭と殆ど違はないやうな立派な層を成して行つて居るが、七堵・五堵に至ると大分炭層が變化して炭質も餘程劣つて來る、四脚亭層も基隆附近は上等であるが漸次南下するに從つて同樣な徑路を踏んで居る、外木山系統の炭は一尺二寸乃至二尺の炭層が三層同伴して、大竿林・大武崙・五堵等に最も著明に發達して延長五里に亙つて居る、之は本島に於ける只一の粘結性の炭謂ゆる油炭と稱するもので、コークスや瓦斯の原料等に用ゐられて居る、金包里の炭は八寸乃至三尺五寸の三層で延長五里に亘り、彼の有名なる金包里炭礦臺灣炭礦・雙溪炭礦等を成して居る、近時金包里の海岸近くに非常に優良なる炭層が發見されて、其の質は四脚亭にも優

るやうな立派な炭で、其の附近には最近盛んに大々的ボーリングをやつて試錐して居る、此等の外に宜蘭線の奥の方や石碇附近及び先にお話した桃園・新竹の蕃界には尚非常な炭層が起伏して居つて、此等の方面の開發は將來臺灣炭の產額に非常な大きな影響を爲すだらうと思はれる。

●●炭質は臺灣炭は、一般の品質が非常に粗惡であるやうに從來想像れれて居つた、然し是は非常な間違で、之れは主として第一に採炭の幼稚なること、第二に選炭を怠つたことにあるので、決して炭質其もの丶罪ではない、品質の善惡は單に分析表計りに依つて極まるものではないが、大體に於て分析は其の炭の善惡を定める一の方法である、臺灣炭の分析は總督府の研究所、三池の分拆所、三井の門司の試験室等で度々精細に分析されて居る、又實驗としては鐵道部の汽關車、直航線の燃料等に依つて常に屢々實驗されて居るが、大體に於て臺灣の一等炭と稱するものは九州の最良炭と二等炭との間に位するものであつて、炭質としては決して耻しくない立派なものであると云ふことが出來る、最近臺灣炭の爲に最も氣を吐いて居るものは、昨年の六月に總督府の海軍幕僚から呉の海軍工廠に送つた四脚亭炭・田寮港及金包里の塊炭が、總て海軍の二種炭に合格して艦船の燃料に適し、又其の粉炭は何れも全部三種炭に合格して陸上工場火燒用に適すと云ふ報告を得た一事である、固より海軍の規格と云ふものは非常に嚴格なもので、一種炭は英炭煉炭等で、日本の最上炭は何れも二種炭にしかなつて居らぬ、而して其の炭種も金田豐國田川等極めて少く、僅かに五六種に過ぎないのである、其の中に臺灣の三つの炭が這入つたのは臺灣炭の爲に非常な名譽とすべきことである、斯く六ヶ敷い海軍の規格に合格したと云ふ一事既に臺灣炭の炭質如何を立派に證明して餘りあると思ふ臺灣炭の特長は第一に一般に灰分が非常に少い、第二に冴えものは最も良く燃燒して發熱量が多い、第三に原料炭として立派なものがある、此等を臺灣炭の特長として數へることが出來る、同時に缺點としては第一炭質が非常に脆弱で粉碎し易い、第二に永く貯藏に堪へない、第三に一定の品質を多量に集め能はぬ、第四に一般に硫黃分が非常に多い、先づ是等の缺點であるが、第一は如何とも出來ない、第二の貯藏は手入次第に依つては改善が出來る、乃ち永く貯藏に堪へぬのは燒けると云ふことが主で、此の燒けると云ふことは多く自然發火と云ふことになるので、それは硫化鐵の酸化と壓力の關係で起るのであるから、石炭を高く積まぬこと、夾雜物を去ること、游離硫黃を水洗の方法で除去すること、屢々繰り替へて通風を良くすること等に依つて自然發火は避けることが出來る、又た第三の一定品質を澤山集め得ざることは、最近の如く鑛業が盛んになつて、一の炭礦から四脚亭の如く一年に數十萬噸を出すやうになれば此の缺點はなくなるので、第四の硫質の多いことは「コークス」原料として其の製品が鐵の精煉に適しない缺點がある丈けで、之れは水洗に依つて幾分除去され、又た普通の汽罐の燃料としては更に差支ないのである。

●●炭量は、領臺早々實地踏査したる結果は、埋藏炭量は僅かに二千七百萬噸位と權定された、それは計算の基礎たる所の露

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

頭の發見が極めて困難不十分であつて、又土匪や蕃害の爲に奥地深く探り得ぬ爲に前記少數の數量しかないものと考へられたのであるが、其後漸次調査が進み礦區が廣くなつて見ると、其の埋藏炭量は實に驚くべき大なる數量であることが發見された、夫れに就て最近臺灣時報誌上に福留鑛務課長の發表された、臺灣の埋藏炭量は六億九千百八十四萬噸で、其の内實收炭量は四億六千百二十萬噸に上り、既に採掘された五百四十八噸を差引き、結局四億五千五百七十六萬噸と云ふ數量が採掘可能であると說かれて居る、乃ち臺灣炭田は殆どまだ處女炭田と言つても可いやうなもので、假りに一年に二百萬噸宛掘つても今後尙二百二十年を支へることが出來る程、非常な大きな數量を埋藏して居るのである、尙他面から計算すると本年六月末の現在鑛區は一億七千萬坪ある、之れに對して前述四箇の炭層が下を走つて居るが、假りに器械の力で掘り得るものを合して平均五尺の炭層とし、一坪平均五噸として計算すれば八億五千萬噸の數量がある譯で、殆ど撫順炭田の埋藏量に均しいやうな巨額な炭が本島にある譯である、是は卽に調査の出來て許可になつた鑛區丈けのことで、若し之に出願中のもの、未調査のもの、蕃界宜蘭沿線の未開發のもの等を加へれば、其の數量は更に一層大なるものとなるだらうと思ふのである。

需要供給の關係は、臺灣に於ける石炭鑛業の發達は領臺後も遲々として進まない情況であつたが、最近兩三年は最も顯著なる發達を遂げた、大正元年には二十七萬六千二百四十噸、同二年は三十一萬九千三百七十一噸、同三年は三十四萬二千七百八十七噸、同四年には三十七萬九千三百六十八噸、同五年には五十一萬七千五百八十一噸、同六年には六十七萬三千八噸、同七年には七十六萬九千五百七噸、同八年の豫想が百十萬噸、同九年の豫想が百四十三萬噸、同十年の豫想が百八十萬噸である。

乃ち大正元年に比して昨年の出炭は約二倍七八に相當し、本年は約四倍、來年は五倍、大正十年は六倍半に達するであらうと云ふやうな急激な發達である、之は先刻も申した通り主として事局の影響で、內外需要の劇增、設備の充實、採炭法の改良等に因る譯である、卽ち昔は狸掘と言つて露頭から僅々數十尺若くは百數十尺位の極近い所を搔ぎ取つたに過ぎないので、埋藏炭量に較べて實收量は殆ど三分の一、甚だしいのは五分の一位しか掘れなかつたのであるが、近來は大資本を投下して機械的の設備を爲し、地表から三千尺も斜坑を下し、更に左右に二千數百尺も掘つて進む、掘つたものは總て機械の力で捲き揚げ、坑内の奥底までも通風を良くして坑内の危險も非常に尠くなり、其の結果出炭が餘計になるやうになつたのである、最近內地資本家の本島に投資されたことは非常に多く基隆炭礦の一千萬圓を始めとして百萬圓以上の會社は臺灣炭礦・赤司鑛業・臺北炭鑛・展南拓殖・南投炭礦等五指を屈しても尙足らないやうな盛んな情況である。

本島に輸入された石炭は統計の示す所に依ると、大正元年に一萬五千五百一噸、同二年に三萬九千三百七十三噸、同三年に四萬三千九百九十噸、同四年に三萬七百二十八噸、同五年に四萬四千七百九十一噸、同六年に一萬四千九百九十三噸、

同七年に六千百六十噸、輸入は主として撫順炭の打狗に這入つたもので、鴻基炭は基隆を仲繼として内地に輸出されたもので、是は輸入の形式には成つて居るが、積んで來た本船の資格變更即ち形式上の輸入で、直ぐ移出として現はれて本當に消費用として輸入されたものでない。

次に移入内地炭の移入は主として南部の製糖會社、打狗の工事部等に消費された所の九州炭及八重山炭であつて、其の數量は大正二年に二萬九千五百七十九噸、同三年に一萬三千三十一噸、同四年に二萬七千三百九十七噸、同五年に三萬二千八百九十一噸、同六年に四萬四千四百六十噸、同七年に四萬四千六百二十九噸で、臺灣炭が近年出炭非常に增加したにも拘はらず此の移入の數字が大正四年以來急激に殖えたのは、一見甚だ不思議のやうに思はれるが、之は鴻基炭の輸入と同樣な意味で、上海又は香港に輸出される八重山炭が稅關の關係上一度基隆に移入された形で、直ぐ輸出になるもので、眞に本島の消費として輸入されたものは打狗に這入つた所の内地炭でなければならぬ、其の數量を調べると大正二年には二萬二千百八十噸、同二年には六千六百十六噸、同四年には一萬一千六百三十八噸、同五年には六千六百八十七噸、同六年には八千六百五十四噸、同七年には五千八百七十七噸、之は本當に島内に於て消費されたものである。

島内の消費は逐年非常な增加を示して居る、殊に今年は前數年に比して非常な激增である、其の重なる理由は南部の製糖會社が瓜哇糖を輸入して之が再製を圖る、又た鐵道は汽關車が大型となり且つ運轉哩の增加と共に非常に需要量が殖える荷物が殖えた結果基隆打狗に這入る船が殖えて其燃量が又た非常に增加したことが大なる理由で、之を數字で觀ると大正四年は三十五萬三千百二十九噸、同五年は四十萬百四十一噸、同六年は四十二萬九千七百七十七噸、同七年は四十五萬三千四百九十九噸、同八年は六十一萬八千三百四十噸、來年の豫想は六十七萬九千二百噸と云ふ數字が現はれる、將來日月潭の水力電氣が完成したならば多少中南部の需用が變化するかも知れぬが、同時に起る諸工業が多いのと船の燃料が殖えるとで、島内の石炭消費は今後增加するとも減少することはないと想はれる。

輸出は領臺前に於ては僅かに戎克で年に數千噸乃至一萬噸位の數量が福州邊へ年々輸出されたやうである、領臺後もツイ近年迄は輸出は甚だ微少であつたが、數年來淡水から戎克で對岸地方に送る數量が年々二三萬噸位に上るやうになつた、明治四十四五年頃始めて三井物產が香港廣東に輸出した、之れが臺灣炭の汽船積の輸出の始めである、爾來漸次出炭の增加と共に輸出も殖えて、殊に歐洲戰亂後内地の炭況の活躍と運賃の暴騰とにより地の利を得たる臺灣炭輸出は大正六年以來驚くべき進步發達を遂げた、之れを數字に表はすと、大正四年には三萬七千三百八十四噸、同五年には七萬八千二百七十噸同六年には二十五萬二千九百七十七噸、同七年には二十八萬二千八十六噸、本年の豫想は約四十萬噸來年の豫想は六十萬噸往年戎克で僅かに一艘數十噸が多くとも二百噸位のものが今日は三千噸以上の大きな汽船が石炭專用の爲に基隆を基點と

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して東洋各地の石炭市場との間を往復するやうになつたのは非常な進歩と申すべきでありませう、仕向先は主として香港が第一位で、馬尼刺、上海、對岸各港、新嘉坡等が之れに次ぐのである、輸出に付て臺灣炭が最も苦い經驗を甞めたのは、大正五年に急に炭況が好くなつた爲に、盛んに輸出の商賣は出來ても品物は足らぬので、一二の奸商が非常に惡い手段を講じたことがある、それは十數年前に昔は粉炭と云ふものは賣れなかつたので坑口で選炭をして塊炭だけを市場に出して粉炭は捨てゝ埋めて置いた、年が經つに從つて山を切り崩づし其上に田地を作つたが、あの下に石炭が埋めてあると云ふので、それを掘り返して壁土のやうになつたものを地の底から掘り出して、基隆に持つて來て一噸五六圓の値段で賣買が出來て、之を良い炭に混入して香港方面に輸出したことがある、夫れから又コークスの原料として水で洗つた殘滓や石や何かの混りもの所謂「ボタ」と稱するものを是亦一噸四五圓も出して買取つて、之れを船に積んで淡水に下り、輸出炭に混入して其の量目を増したと云ふやうな惡い手段を講じたものがあつた、其の結果は如何と云ふと、臺灣炭の聲價は全く地に墜ちて良い炭迄も其の影響を被つて非常な窮地に陷つた、即ち香港方面で沿道炭の賣行が「バタ」と止つたのも是等の結果で、又廣東方面で松薪の盛んに市場に出るやうになつたのも一は炭價の高かつた爲でもあるが、實は臺灣炭の品質が劣惡であつた結果に外ならぬのである、香港に於て屢々實驗した結果に依ると、松薪を焚くと小蒸汽が百十封度内外の滊壓を保つたものが、臺灣の沿道炭を焚くと十分間毎に約十封度位宛下り、一時間に六十五封度、甚しいのは五十封度臺に下がり、小蒸汽は殆ど走ることが出來ない、夫故に艀船を引張ることが全然出來ない結果になつて、臺灣炭の賣行が閉塞した澤である、是は自ら播いた種であるが、臺灣全體が被つた損失は實に非常なものである、其の結果品質の向上が行はれて、最近に於ては新しい炭は何れも立派なもので、以前のやうなものは地を拂ふて無くなつたのである。

次に本島炭の始めて内地に移出されたのは明治四十四年の頃に約千二三百噸計り吉川の粉炭を大阪に入れたものである、統計上の數字は先刻申した通り鴻基炭の資格變更による移出があるが其の後臺灣炭としては各地に極めて少量の見本が行つた位で荷物として行つたものは殆ど無い所が昨年來内地の一等炭は非常に拂底して居るので、臺灣の一等炭は是等の補充の爲に必ず引合ふだらうと云ふことを考へて、寄り〳〵引合をやると果して移出が可能と云ふことが分つて、昨年から今年に掛け中々多くの數量が内地に出たのである、今年の春鐵道院にやつた四脚亭と金包里の炭の如きは試驗の結果非常に優良であると云ふことで、將來鐵道院でも臺灣炭を使ひたいと云ふ希望を持つて居る、又大阪、名古屋方面に入れた四脚亭の粉炭は燃へ易くて火力が強く、灰が少い結果、日本炭を焚き慣れた火夫は非常に樂で、殆ど睡むつて居ても仕事が出來ると云ふやうなことから、極樂炭若くは安樂炭と云ふ異名を附けて今日内地の各市場では大評判である、今年は輸送の關係上非常に澤山の數量は行かないが、來年は少くも内地市場に二十五萬噸内外の大量が移出されることは、殆ど疑ひな

いことである、啻に內地のみならず最近に朝鮮にも此の商賣が出來て居る、朝鮮は撫順炭が不足の爲に臺灣炭が幾らでも賣れるので、現に金包里の炭を二萬噸計り京城の電燈會社に賣つたで臺灣炭の過去及現在は上述の通りで、臺灣炭は其の炭量と云ひ炭質と云ひ、實に申分ない立派なものである、然るに何故今日まで世の中から閑却されて居つたか、之は何人も知らんと欲する所のものと思ふ、自分の考に依ると之は第一專門技術家の研究を缺いたと云ふことである、第二には從來の出炭が餘りに貧弱であつた、第三には炭質に對する懸念である、第一の專門技術家の研究を缺いたと云ふことは、總督府の殖產當局殊に現在の福留鑛務課長の如きは、多年臺灣炭田の甚だ有望なもので、世人の考へて居ることが非常な間違であると云うて、其の蒙を啓く爲に非常な努力をされたものであるか、悲しいことには內地の鑛業家は之れに向つて少しも耳を假さなかつた、島內の企業家や資本家は實に資本が薄弱で、之れに對して金融業者は少しも融通を附けないのである、如何に當局が其の有望を叫んでも其の機關が右樣の次第であるから到底其の發達は期することが出來なかつたのである。

夫れから第二の出炭の貧弱なることは、領臺後二十有餘年になつても、尙且つ自分の出炭を以て島內の需用さへ充分に供給が出來ず、年々九州・撫順・八重山等の炭を輸入し、尙又主要產地なる基隆に於ても、命令船・直航船の如きさへも自分の燃料炭全部を基隆で採ることが出來ず、門司で之れを補給したことから考へて、臺灣炭田の望みなきとの誤解を招いだのである、最後の炭質の懸念と云ふことは先刻も申した自然發火を恐れたので、內地に澤山持つて行くとか、又は遠洋航路の船が多額の石炭を積んで走ることが非常な危險と考へられたのである、然るに天與の寶庫は何時までも開發されずには居ないので、時勢の要求に依つて其の解決は着いたのである、卽ち大正五年の三月に三池鑛山の富田鑛長が第一着に來て調査したのを始めとして、爾來三井・三菱・大倉・古河・福川等の內地の大鑛業家が、爭つて有力なる技術者を本島に送つて、督府鑛務當局と共に本島の炭田は茲に遺憾なく充分なる調査を遂げられたのである、其の結果基隆炭礦などと云ふ大きな會社が出來て內地の資本は陸續投資され、又臺灣銀行を始め金融業者も喜んで之れに資金の融通を着けて呉れた、其の自然の結果出炭は激增して臺灣炭田の貧弱など云ふ誤解は自然に消滅し、又分拆若くは實驗の結果炭質に對する懸念は一掃されて今日の盛況を觀るに至つた譯である、然らば臺灣炭の將來は果して如何と云ふと既にお話した通り日本炭の需要增加、滿洲も同樣輸出力の減退、支那炭田の情況は望を遠い將來に置かねばならぬ、唯一の賴みは開平炭丈けである、而して此の日本を始め東洋に於ける非常なる需要の增加に對して、臺灣の東洋に於ける位置は實に重且つ大なりと言ひ得るのである、單に出炭又は炭量から然るのみならず、基隆を積出港に持つて居る所の臺灣炭が、東洋の各市場に對して如何なる地理上の位置にあるか、譬へば門司・大連・秦皇島と各市場との距離は九州炭の內地各市場に於けるものを除くの外は基隆が最も有利の地位にある、乃ち門司香港は千百九十二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

哩であるが、基隆・香港は其の半ばにも足らぬ四百六十六哩である、大連・馬尼拉は千五百七十五哩なるに拘らず、基隆馬尼拉は是亦た半分にも足らぬ七百五十哩である、秦皇島・上海は六百三十五哩であるが、基隆・上海は僅かに四百五十哩である、距離の短いのは運賃が安いことになる、尤も運賃は必ずしも距離のみに依つて決するものでない、卽ち積卸の遲速、戻りの有無、季節又は航路等の如何に依つて極まるものであるが、距離の遠近は運賃を極める上に大なる原因を爲して居る、現在の例として門司・上海は五圓五十錢、基隆・上海は四圓五十錢、門司・香港は八圓、基隆・香港は六圓、門司・新嘉坡は十三圓、基隆・新嘉坡八圓、門司・馬尼拉は十一圓、基隆・馬尼拉は九圓である、斯の如く九州炭に對して臺灣炭は安い運賃を以て東洋の重要市場に石炭を送ることが出來る、故に將來炭價の下落、運賃の大暴落なき以上現在の市場に於ける炭價は積出地の原價に運賃を加算したものであるから、臺灣炭が日本炭・撫順炭・開平炭等に對して非常なる競爭力を有することは、此の距離の點から見て充分肯定せられる、次には抗所から積出港の距離である、之は基隆炭は主として基隆附近金包里・瑞芳等、近きは二三哩、遠きも十哩以内の近距離で、其の運賃は極安く港迄搬出が出來る、之れを他の炭に比較すると、九州炭は抗所から積出港迄平均三十哩ある、開平炭は平均六十哩ある、撫順炭は二百四十哩ある、然るに臺灣炭は今申す通十哩以内である、競爭力の差は此の數字の差を以て一目瞭然であらう、更に又基隆が外國船の焚料の關係に對して最も重要な地位にあると云ふことは、從來東洋に來る外國船は重に新嘉坡・香港・馬尼拉等で焚料炭を積取つたので、基隆に來て「バンカー」を取るやうなことは極めて稀である、現にこゝ十年の統計を觀ても、外船焚料は一年數千噸若くは數百噸に過ぎないので一萬噸に上ぼつた例は無い、勿論寄港地若くは積荷等の關係上、東洋に來る船を悉く基隆に寄せることは第一港内の設備丈けからでも出來ぬが、尠くとも香港に於て一年に積取る外國船の四十萬噸の焚料の內半分位迄は基隆に寄せることが出來るかと思ふ、現に此の計畫は內國船に於て明かに成功立證されて居る、卽ち先年迄は內國船の南支南洋印度方面に行くものは、總て今申した樣に新嘉坡と香港で「バンカー」を取つたが、基隆に寄港して臺灣炭を積取ることが船主の利益であることを極力推稱して、三井の船舶部の船が第一に實驗した、其の結果は非常に有利なることが判つて、今日に於ては日本の社外船の南洋方面に行くものは、殆ど還りには基隆で焚料を積取ることが普通になつて居る、航路から考へても南洋方面と日本との間を走る船は必ず臺灣海峽か若くは鵞鑾鼻を見て航路を取つて來るのであつて、基隆に寄航することは僅かに半日若くは數時間の（デビレーション）離路に過ぎない、又炭價の點より考へて見れば、香港に於ては今日日本の一等炭は約三十八圓計りするが、基隆に於ては僅かに二十六圓である、一噸に付十二圓も開きがあるから假りに五百噸積取るとすれば僅かに半日の離路に依つて六千圓を輕減することが出來る、夫れから又焚料を基隆で補給することに依つて夫れ丈け多く餘計に荷物を積み、從つて運賃を擧げることが出來るので、基隆寄港と云ふ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ことは非常に船主の利益であると思ふ、以上の如く臺灣炭は實に將來の東洋の炭界に重要な地位を占めて居るが、此等を完全に實現させるには先づ第一に鐵道の輸送力の向上、第二には基隆築港の急速擴張、第三には荷役機關の充實、と云ふことを計らなければならぬ、鐵道の輸送力が現在のやうな情況では現在以上の炭を運ぶことは出來ず、隨つて是以上の石炭の發展は望むことは出來ない、現に基隆炭坑の如きは立派に坑内外の設備を整へて居るにも拘はらず、掘つた炭が運べない關係から八月一日以來出炭を制限して居る、次に築港擴張の必要なることは、現在の築港計畫は一年に約六七十萬噸の荷物を呑吐することの計算の下に完成したのであるが、今日に於ては既に其三倍の約二百萬噸に近い數量が呑吐されて居る、さうして最近に於ては港内は常に滿船であつて沖待の船が二三艘は毎日外港に繋かつて居るやうな始末である、左れば港内の整理擴張が刻下の最大急務なることは此の實例から觀ても多言を要せずして判る次第である、第三の荷役機關は吾々同業者が既に實行しつゝあることで、譬へば艀船の建造、苦力室の新築、小蒸汽船の新造と云ふやうなことを盛んにやつて居るのである、此等の諸設備が改善された曉には臺灣炭が一年に三百萬噸位出ると云ふことは何んでも無いことである、去れば今後の臺灣炭の發展は一に總督府の施設と當業者の努力とに依るのであつて、從來臺灣の產業は俗謠にも歌はれて居る通り、米と砂糖と樟腦と金と茶と云ふやうなものが代表的で、金は嘗て日本最大の產額を示し、樟腦は昔から世界第一の產額を占めて居つたが、石炭は此の間にあつて米と砂糖に次ぐ大なる商品となり本年の產額の如きは千五百萬圓にも達するやうな有樣である、吾々は此の商賣に携はつて居るものであるから飽迄も奮勵努力して、大いに本島の產業界の爲に犬馬の勞を盡したいと思ふのであります。（完）

日本は領土浸略の野心を懷き滿州を經營して餘力を遺さず鐵道の至る處其勢力之に隨ひ一般有識者は皆南滿州鐵道會社を認めて其滿州經營の大本營となし而して克く武を業とせる東印度公司と相比せり蓋し鐵道は其所有物たるを以て各種の計畫亦皆之を該會社より出せばなり該會社の事業の細小にあらざるは國人の當に注意する所なるべし今春該社は制度を變更し新任野村中西兩社長其全力を奮ひ其全神を致して各項の經營に從事し明年を以て奉天より長春に至る複線を完成せんと欲し各要埠の長距離電話を增設し鞍山鐵廠の第二鎔礦爐及其他の必要品を增加し並に奉天にありて美字新聞を發刊せり（下畧）

（北京、時事新報）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治三十四年の臺灣文武官

總督 兒玉源太郎
副官 歩少佐 小澤德平
秘書官 大津麟平
同 横澤次郎
屬 齋藤參吉
參事官長 石塚英藏
參事官 大島久滿次
同 中山成太郎
同 關屋貞三郎
翻譯官 草場謹三郎
同 谷信近
同 藤田捨次郎
屬 瀬能莊一
民政長官 後藤新平
人事課屬 南政吉
文書課屬 高島虎雄
外事課翻譯官 三好重彥
縣事課長 松岡辨
警保課長 浦太郎
事務官 湯目補隆
屬 賀來倉太
同 柏蕃彌
同 三村三平
土木課長 長尾半平

技師 高橋辰次郎
同 福田東吾
同 田島穧造
同 野村一郎
同 青山重遠
同 片岡淺次郎
衛生課長 加藤尙志
事務官 岡田義行
主計課長 祝辰巳
事務官 峽謙齊
同 齋藤剛
同 岩瀬金二郎
同 相良三熊
同 揖場徹
税務課長 中村是公
屬 渡邊與一
同 島岩太郎
同 西岡健之
同 古本廣允
同 竹內龜七
同 三井榮次郎
法務課屬 小松吉久
同 志豆機源太郎
同 鹽田爲次郎
學務課屬 松山捨吉

殖產課長 柳本通義
技師 田代安定
同 新渡戸稻造
同 齋藤讓
同 齋藤精一
通信課長 菊池末太郎
事務官 二村忠誠
同 安江仙政
同 堀口齋治
技師 遠藤可一
同 鳥井靜治
同 千葉萬壽
屬 木村松之助
同 石井慶松
會計課屬 神谷由道
同 中田庄吉
陸軍參謀長少將 中村覺
參謀 砲中佐 金子直壽
同 歩大尉 岡澤慶三郎
同 同 大野豐四
副官 歩少佐 清水澥
同 歩大尉 小野政治
同 同 志田彪
同 歩中尉 大橋又三
通譯官 關口長之
陸軍監督部長 跡部貴直

陸軍經理部主管 青木精吉
陸軍々醫部長 藤田嗣章
陸軍獸醫部長 原八百太郎
陸軍法官部長心得 橋尾保
理事 霜島龜太郎
同 細谷五郎
海軍參謀長少將 黑岡帶刀
參謀 大佐 成川揆
同 同 石川壽次郎
同 大尉 下平英太郎
副官 少佐 永田泰次郎
軍醫長軍醫中監 池田泰次
主計長主計中監 成尾武二
通譯官 岡田晉太郎
覆審法院長 鈴木宗言
判官 大津釚次郎
同 櫻庭棠陰
同 原誠一
同 矢野猪之八
同 高田富藏
同 藤井乾助
通譯 鉅鹿赫太郎
書記 野口有國
同 田中勝三郎
同 伊藤正介

通譯 横田次郎
檢察官長 尾立維孝
檢察官 長谷川憲一
同 西内金吾
臺北地方法院長 寺島小五郎
判官 水津千雄
同 望月恒造
同 土屋達太郎
同 白倉吉郎
同 高田毅一郎
通譯 藤野貞順
書記 大友傳三郎
同 木村庸彥
同 田中邦太郎
通譯 川合眞永
同 三浦權三郎
同 今田祝藏
新竹出張所判官 川上和一
同 村上武八郎
書記 川中子安治郎
宜蘭出張所判官 木付篤
同 柳原有助
臺北地方法院檢察官長 莊田要二郎
檢察官 朽木義春
同 小野得一郎
新竹出張所檢察官 橋本哲

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

書記 庄野橘太郎
宜蘭出張所檢察官 岡 一郎
臺中地方法院長 宇野美苗
判官 早川彌三郎
同 原 玄朴
同 伊藤愛敬
通譯 岡本忠平
臺中地方法院檢察官長 渡邊助治郎
檢察官 豐田俊助
臺南地方法院長 牧山榮樹
判官 安井勝次
同 渡邊啓太
同 安田勝次郎
同 松岡十次郎
通譯 廣渡桂太郎
書記 久保村三郎
同 角田泰策
嘉義出張所判官 前川房二郎
同 増山泰次郎
書記 西川熊治
同 本多健吉
同 關口篠三郎
鳳山出張所判官 川上正直
同 本田 潤
通譯 安藤元節
臺南地方法院檢察官長 松井四郎

檢察官 津田毅一
鳳山出張所檢察官 森 節太郎
淡水稅關長 中村純九郎
鑑定官 本多駒二郎
監視 竹内壽惠馬
同 龍岡資二
監吏 五代陶四郎
同 平野九一
同 寺師直熊
同 吉田貫一
同 濱田耕吉
基隆稅關監吏 法元中二
同 長谷川宣
安平稅關長 宮尾舜治
鑑定官 山崎良允
屬 山田應三郎
同 本橋巳太郎
監視 加藤眞二
鑑定官補 角儀太郎
同 龜井金次郎
監吏 岡本樋之助
同 南鄉彌吉
同 坂本憲章
同 田中萬二
打狗稅關監吏 牟田鐵一郎
同 本庄市太郎
同 筒井三野吉
同 大友島治

國語學校長心得 田中敬一
教授 小川尙義
同 石田新太郎
同 橋本 武
同 渥美銳太郎
同 中村忠誠
助教授 高橋二三四
同 内村藤太郎
第一附屬校教諭 鈴木金次郎
第二同 上條邦太郎
同 山科宜次
第三同 本田茂吉
製藥所技師 大中太一郎
同 鈴木益定
臺北郵便電信局長 志村鎗太郎
技師 蜷川洪德
通信書記 山本 弌
同 小野塚斧太郎
同 錦織光彦
同 分島 遜
同 荒井信太郎
同 大島熊吉
同 岩崎房吉
技手 小寺鉎次郎
同 杉山鉦太郎
艋舺支局通信書記 福原庸次
同 久連松喜太郎
錫口出張所通信書記 菊竹博愛

坪林尾郵便電信局長 細谷松吉
南庄同 森 友太郎
中壢同 赤尾三郎
嘉中同 曾禰吉彌
彰化同 小檜山鐐吉
臺南同 山木利涉
技師 石津彦之進
通信書記 鈴木重懿
同 川本醇藏
同 岩切勇吉
基隆郵便電信局長 伊藤金彌
通信書記 脇田榮三郎
同 岡垣重藏
同 萱島茂樹
警察官及司獄官練習所教官 木下 龍
臺北醫院長 山口秀高
醫長 松尾知明
醫員 黑岩福三郎
書記 酒井愛次郎
新竹醫院長事務取扱 河田守恭
書記 中村豐一
基隆醫院長事務取扱 高柳元六郎
書記 新田芳次郎
臺中醫院長事務取扱 富士田豁平
醫員 中島完平
臺南醫院長 長野純藏
醫員 築山揆一

同 里見四郎
嘉義醫院長事務取扱 加藤信平
鳳山同 鵜飼碧汀
宜蘭同 米田昌英
臺東同 橋本源太郎
澎湖同 澤田惣五郎
醫學校助教授 川添正道
同 堀内次雄
同 金子俊民
樟腦局專賣課長 增 澤有
製造課長 有田正盛
事務官 佐藤法潤
雞東支局長 後藤伊左之助
神戸出張所主任 松田茂太郎
事務官 川上左右
土地調查局事務官 岡本武輝
同 前田 前
同 蘭部 倭
同 赤堀廉藏
同 佐藤謙太郎
同 高 雄晉
技師 志和池榮介
同 德見常雄
同 朝倉政次郎

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

監督官　池田文友　同
同　平井勢次郎　同
同　高橋龍之助　同　圖根課技手
同　青木正元　同
同　松尾萬喜　鐵道部技師
同　森貞藏　總務課書記
同　中田三郎　工務課事務官
同　橫山虎次　技師
同　野呂寧　同
庶務課屬　野村檜次　同
同　高井清隆　同
會計課屬　楠田金之丞　同
同　宇都宗一　同
監督課屬　松尾甚一　同
調査同　金子恒彌
同　廣瀬千代吉　汽車課技師
同　澁谷辰四郎　經理課長
同　河合千代喜　事務官
同　白石喜代治　打狗出張所長
同　江崎龍雄　技師
同　時枝後四郎　基隆海港檢疫所長
同　平井繁一　海港檢疫醫官
測量課技手　鐸木直之助
同　八田知義　臺北電話交換局長
同　山下靜一　臺北監獄長
同　小野干城　第一課長
同　山川學而　新竹支監長心得

西島健藏　臺中監獄長
梅田清次　第一課長
小澤寬治　臺南監獄長
東郷秀太郎　第三課監吏
白川久太郎　嘉義支監長
長谷川謹介　監吏
宮本信義　鳳山支監々吏
赤松壽春　臨時基隆築港局事務官
渡邊英太郎　技師
稻垣兵太郎　同
左藤謙太輔　臺北縣知事
阿部惠三郎　書記官
菅野忠五郎　警部長
津田素彥　稅務官
張介記　技師
戸波季三郎　同
遠藤剛太郎　參事
服部仁藏　同
新元鹿之助　同
熊城鍾三郎　同
山田貞之助　同
吉澤鷹之助　殖產課屬
逸水經憲　會計同
筒井明倫　警務課長
本田理三郎　保安課長
松本助太郎　臺北辨務署長

高屋常三郎　大嵙崁同
岡淵三郎　深坑同
高山幸男　桃仔園同
片山勘太郎　主記
伊藤義路　滬尾辨務署長
福田臺記　基隆同
若林隆之助　金包里支署長
今井周三郎　新竹辨務署長
川上浩二郎　臺北師範學校長
十川嘉太郎　教授
村上義雄　同
竹鳥慶四郎　大龍峒公學校長
西美波　和尚洲同
朝倉菊三郎　臺中縣知事
濱野彌四郎　書記官
橫山壯次郎　警部長
李春生　稅務官
王慶忠　技師
李秉鈞　同
陳汝厚　參事
李祖訓　同
川田武彦　同
藤代三九三　同
莵卷鐵之助　同
大熊和郎　同
名金明　知事官房屬

柳原保太郎　同
木下賢良　學務課長
中田直温　臺中辨務署長
松元德次郎　主記
村上先　南投辨務署長
七里恭三郎　彰化同
金子惠教　北斗同
里見義正　斗六同
小林鼎　警部
鈴江團吉　北港辨務署長
境野昇次郎　苗栗同
小島由道　臺中師範學校長
高橋喜能　教授
木下周一　同
渡邊長謙　臺南縣知事
小林三郎　書記官
高橋德三郎　部長
小西成章　稅務官
阿部保定　技師
林振芳　[illegible]
吳鸞旂　參事
蕭貞吉　同
陳培甲　同
劉緝光　同
志和屋頁白　文書課長

兒玉三次郎
武藤針五郎
關口隆正
磯貝武平
矢野武平
寬朴郎
小柳重道
山形脩人
隈元多一郎
荒賀直順
家永泰吉郎
木下邦昌
張間多聞
淺井政次郎
今井艮一
持地六三郎
佐藤友熊
高山龍之助
牧彦七
藤根吉春
蔡國琳
許廷光
葉瑞西
李廷光
富地近思

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

- 庶務屬　大橋穀
- 同　岩本多勳
- 學務課屬　宮本一學
- 臺南辨務署長　森尾茂助
- 主記　原修次郎
- 鳳山辨務署長　川田久喜
- 主記　關善之助
- 嘉義辨務署長　岡田信興
- 恆春同　丹野英淸
- 鹽水港同　須田綱鑑
- 麻豆同　石橋亨
- 主記　下平卓爾
- 大目降辨務署長　濱崎康
- 蕃薯寮同　坂崎半也
- 阿緱同　桑原外助
- 東港同　森岡榮儀
- 主記　坂元軍二
- 臺南師範學校長　澤村勝支
- 教授　杉本正直
- 同　柴垣則義
- 臺南小學校長　江口保
- 安平公學校長　坂根十二郎
- 嘉義同　笠井源作
- 鳳山同　橋本勝伸
- 宜蘭廳長　西鄉菊次郎
- 書記官　木村大介
- 警部長　堀俊明
- 參事　李望洋
- 同　楊士芳
- 同　江錦章

- 同　李及西
- 同　陳掄元
- 臺東廳長　相良長綱
- 澎湖同　淺田知定
- 參事　蔡汝璧
- 同　謝贊
- 守備混成第一旅團長少將　土屋光春
- 參謀　森川武
- 同　山田陸槌
- 副官　白川健次郎
- 同　石川京吉
- 步兵第一大隊長　小原正恒
- 副官　寺崎由之助
- 中隊長　千葉胤恭
- 同　山口居敬
- 同　山田雅信
- 同　諏訪正武
- 步兵第二大隊長　渡邊祺十郎
- 副官　岩田干城
- 中隊長　高石靜雄
- 同　伊地知龍二郎
- 同　小林輝雄
- 同　高橋溪次郎
- 步兵第三大隊長　寺本龍夫
- 副官　幡川礎一
- 中隊長　青山正太郎
- 同　山田虎夫
- 同　田中欽藏
- 同　福田光作

- 步兵第八大隊長　桂眞澄
- 副官　工藤道太郎
- 中隊長　貞松森太
- 同　加藤房吉
- 同　藤田禎一郎
- 同　隅越忠雄
- 騎兵第一中隊長　喜多信太郎
- 砲兵第一大隊長　林昇三郎
- 副官　佐中幸之助
- 中隊長　片倉小太郎
- 同　松村淸
- 同　岩井正輔
- 工兵第一中隊長　服部重直
- 第二旅團長少將　山中信儀
- 參謀　山田良水
- 同　坂川美太郎
- 副官　西屋飛良來
- 同　石關春
- 步兵第四大隊長　小野寺實
- 副官　山久瀨乙五郎
- 中隊長　月本梁太郎
- 同　石關毅
- 同　坂部義勇
- 同　田原小三郎
- 步兵第九大隊長　小泉策郎
- 副官　臼井蕙洲
- 中隊長　粥川重尾
- 同　鋒田俊
- 同　巖淵木馬太

- 同　藤井知行
- 步兵第十大隊長　西山保之
- 副官　佐々木左馬太
- 中隊長　栗栖亮
- 同　小倉小次郎
- 同　實森眞一
- 同　沼田治郎
- 騎兵中隊長　吉田盛義
- 砲兵大隊長　中村和義
- 副官　坂井武比古
- 中隊長　武內順次
- 同　坂田達
- 工兵第二中隊長　丹羽篤男
- 第三旅團長少將　西島助義
- 參謀　高橋淸晏
- 同　長谷川成吉
- 副官　山田四郎
- 同　吉村俊雄
- 步兵第五大隊長　江口昌條
- 副官　池田伊丹
- 中隊長　宍戸民輔
- 同　星田直
- 同　野崎平次郎
- 同　林長
- 步兵第六大隊長　長屋尙緝
- 副官　江口茂吉
- 中隊長　吉田東行
- 同　藤田富世
- 同　島谷曠

- 同　南正吾
- 步兵第十一大隊長　今津利馬
- 副官　荒牧光浩
- 中隊長　大久保猪之助
- 同　梅村忠治郎
- 同　淺見新六
- 同　佐野乙男
- 步兵第十二大隊長　新山良知
- 副官　二子石官太郎
- 中隊長　山口淺次郎
- 同　清水盛次
- 同　河合格郎
- 同　長谷川猪三郎
- 騎兵第三中隊長　野崎平助
- 砲兵第三大隊長　內桶義安
- 副官　渡邊通平
- 中隊長　松下正昭
- 同　矢村伊太郎
- 工兵第三中隊長　成田辰之助
- 基隆要塞砲兵大隊長　上島善重
- 中隊長　橋本清次郎
- 同　畑茂
- 澎湖島要塞砲兵大隊長　志村久米三郎
- 中隊長　西川鐵馬
- 同　佐田通武
- 同　板坂勇也
- 臺北衛戍病院長　村井肇之助
- 臺中同　佐藤直次郎
- 臺南同　中目成一
- 臺北衛戍監獄長　遠山久誠

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

談叢

官場拾有八年の回顧（上）

臺灣電力會社長　醫學博士　高木友枝

（小引）上司の命を承りて犬馬の勞に服したる身は永き官界の生活にも誤り出づべき事さてもない。左は云へ見たり聞たりしたることの少なからねば其内衛生に關係ある事項の二三を話して見やう。但衛生は獨立して進み得るものではなく、産業の發展生活の向上に伴ふは云ふまでもない。又其話の内には上司のことなど打忘れ巳が手柄を述ぶるが如く聞ゆるふしも多からう。夫れは巳が語り下手の然らしむるところとゆるさせ給へ

●最も活動の時期に屬せる臺灣拾有八年の官場生活を去つて今此電力會社に入り、偖て心靜かに往時を回想し、改まつて點々腦裡に遺る印象を綴り合せやうとせば、還た一種の感慨を生じて、口囁嚅して言ふ能はずの感じがする。抑もこゝが人情の妙諦といふものであらふ。

●臺灣との交渉が始まりかけた當時の私は、内務省技師として血清藥院長を兼ね、同時に中央衛生會の一椅子をも占めて居た。恰かも明治三十四年、時の内務次官大森鍾一氏には、此時を以て吾が臺灣神社鎭座の式典に參列のため渡臺したのだが、當時は市内唯一の接待機關たる淡水館樓上に於て、後藤民政長官と大森次官との間に私の轉任に就て協議があつた趣であるが、其相談は遂に纏らなかつたのであります。之れは後から解つたことだが、後藤長官へ私を推鴎して、竟ひ大森次官迄斯うと切込ましむるに至つたのは、同じく内務省畑けを出て、當時當總督府衛生課長文書課長の要任に居つた加藤尙志君や、之れも内務省出の岡田義行君等の指金であつたらしい。で今日とも違ひ、二十年前の醫學界としては、私のやうな人間でも尙且つ中央政府が必要としたところであつたらうが、かゝる相談に接した大森次官には、言下に其要求を拒絶して歸つたんだと、之れも物珍らしい臺灣土産話の一つであつた。

●ところが其後一年、即ち明治三十五年には大森さんが京都府知事に轉じ、竟ひ先項まで朝鮮の政務總官であつた山縣伊三郎さんが其後を襲ぐ。と又此問題は北里博士を通して持ち上がつた。幷して博士には山縣次官に勤むるに、植民地衛生の一日も忽諸に附すべからざる次第を以てし、中央衛生課に於ける一高木の後任に就いては、不肖必ず適材を推擧すべし

との條件を以て、先づは内務省側を說服するに至つたのだ。此際私は少しく北里博士と私との關係を叙べ、博士の慫慂とあれば先づ是が非でも頭を縱に振らねばならぬ經緯に就いてお漏らししやうと思ふ。大學を出てから縣會が經費の全部を否決した縣立福井病院長の試驗を經過した私は、同じく縣會によりて廢止せられた鹿兒縣病院長に轉じたのだが、其處に奉職中のことであります、北里博士には多年獨逸に留學して細菌學の創建者コッホに贄を捧げ、造詣極めて深奥と傳へられ、歸來、彼の傳染病研究所を創設するに至つたのだ。乃で多年田舍病院長として燃ゆるやうな智識慾に驅られつゝあつた私は、直ちに院長の位置を一拋して再び學生の昔に還へつたやうな無給助手として博士の門下に入つたのです、恁んな始末で、博士と私とは、大學出身の年月に於ては、僅かに二箇年の差にこそ過ぎざれ、何時も先生々々と尊稱した謂はゞ師弟の關係にあつたのです。輙ち之れが私をして、博士の勸めとあれば、敢て其れを拒斥するの甚だ難事とする所以であります。序に申しますが、私には妙な運命が付き纏つて居ります、夫れは福井から鹿兒島傳染病研究所・内務省・臺灣と孰れも何人も行くを欲せざるところにばかり逐ひ廻されて居つて、人と競爭をした經驗のない事であります。

◉話は恁うして瞬く間に進行した。而して私は後藤長官の紹介に依つて、玆に始めて、時の總督兒玉大將の、恰かも在京中なるを訪問する段となつた。と、私は此最初の長からざる唯つた一回の面會に依つて、徹頭徹尾大將の人物に推服し、之れは又當代罕覯の偉人である、此人ならば水火を辭せず、此人ならば身を捧げて奉公しても苦しうないとの考へが、電氣の如くに私の腦中に雕り込んだのです。未だ曾つて一面識もなかつた面會の冒頭、開口一番、大將は極めて無造作に、「臺灣の衞生は舉げて君に任せるよ、恁うなり可いやうに行つて呉れよ」といふのであつたが、此腹心を他人の意中に投げ入れる偉大な態度は、到底も凡庸の能くするところではない。恁う云はれたからとて、私の上には警視總長も居る、民政長官も居る、經費のことに關しては財務局長も居る、而して思ひ〳〵の監督の眼を光らすのだから、決して自分の意志を悉く遂行し得る筈はないのだが、其處が大將の人格の光りの顯はれで、又如何に人心收攬の妙諦を體得し居つたかは察せられるではないか、私は飽迄力行努力し、斃れて後已むの大精神を以て本島衞生の爲めに貢献せずばならぬとの所決は、恁ふして出立の當初に於て、早くも定められたことなのです。

◉當地に赴任したのは、明治三十五年の四月であつた。時は未だ、土匪横行兵馬倥傯の時代に直ぐ隣りして諸政漸く緒に就いたとはいへ、百物草創、謂はば漸やく荒蕪の荊棘を芟り除けられた丈けで、愈々開發期に入るのは是からといふのだから、比較的後廻はしにされ易い衞生などは、到底も〳〵話になつたものでなし。衞生の事のみとは云はず、先ア其當時の市況の一班を併せ紹介して見ると、高官の宿舍といふのは、今も存する書院街の十六戶が最上のもので、其處には、現官邸の新築前は民政長官も住はれた、無論私も、後には府後街の現營林局官舍に移つたが、草鞋脫ぎは彼の宿舍で仕たものだつた。現新公園の所在も、所々に雜木が叢生して、汚

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

水を湛えた池や溜りが方々に在り、地面も凸凹して浮つかり歩るけたものでなし。之れは餘言のやうだが、私が赴任してからの話、後藤長官が屢々私へ語らるゝには「彼の空地を地均らしして、散歩でもされるやうにし度いが、經費を見積らせると千圓か丶るといふからなァ」といつた時代。當初私の轉任を斷つた大森さんが。「向ふへ行つたつて、軍政時代ならば兎も角、今のとこ金は無いから、何も仕事は遣れんよ」と言はれた程である。之れを今日の、一宿舍の修繕でさへも千や二千は直ぐ飛んで了うに比べると怎うであらう。

●閑話休題、有繫は當代の最新式宿舍たりし丈けあつて、例の書院街の十六戸丈けには什麽心配は無かつたが、一條の街路を隔てた現新廳舍所在の空地には、毎朝百頭餘りのペスト斃鼠が放棄されてあると云ふ工合で、人心は恟々、近所合壁患者の呻めきを聞かざるはないといつた慘憺たる光景も目の前にした。此等の放棄された斃鼠は、果して何人の手にされたものであらふか、果して臺灣人のみの所爲だらふか、模範たるべき位地にある內地人の所爲も加はつて居まいか、之れは自分の立場として、先づ突き止めねばならぬ重要事であつた然し怎麽馬鹿ものだつて他人が見て居る場合に天下の法度を犯すものは餘り有る筈はない。隨つて何人が之れを放棄したのか、其現場を目擊したものは却々出て來るものでないが、其頃としては此手繫りを求むる上の便宜なことには、斃鼠を包んだ紙か何んかの被覆物から、略〻其推斷を謬らないことが能き得るのであつた。今でこそ古新聞といへば、臺灣人でも誰れでも取扱つては居るが、當時は夫れが拾中の九分九厘迄も內地人に限られて臺灣人は專ら支那紙を使つて居つた、隨つて、新聞紙へ包んだのは、先ァ內地人のしたことゝ見て大過はない。此他種々の點から推考して、內地人ですら隨分怎んな亂暴をするものも尠くないやうに考へられ、其危險といふものは言ふ可らざるものであつた。

●前にも一寸述べた通り、私の宿舍も最初は例の書院街組の一であつたが、其後は府後街の現營林局長服部君の宿舍に移つて、右隣りの現賀來專賣局長の宿舍には、大島警視總長が住まつて居つたから、之れ丈けは大丈夫安全であつたとは云へ、其左隣りも其背面も、街路一條を隔てた向ふ側も、未だ悉く土人家屋で、而かも悉く毎年ペスト患者を發生した。謂はゞ左りの一方丈けを除外とした三面楚歌の聲を以て封せられた姿であつた。病毒は三市街全部に彌つて市內丈けの總數は一千二百人にも上り、全島を通算しては四千五百人內外に達したことが二度迄あつた位。大稻埕の北端には、穢ない堰水の瀦つた池があつたが、奇態にも其周圍の土人家屋では、揃ひも揃つて婦女丈けがペストに罹る。男兒の患者はあつても極めて少ないのであつたから、之れは又怎うしたことだらふと當の泥池に疑ひを懷いて、水を乾して見ると、水底からは出たワ出たワ、孰れも病菌を藏した斃鼠幾拾となく腐つたなりに現はれて來る。其處で土人婦女等は、相變らず洗濯を遣つてるのです。當時の衞生狀態といふものは誠に怎麽ものであつた。

其れから今一つ、之れは今から考へて本當とは思はれんやうな話だが、當時を知つてる諸君には嘸思ひ當らるゝことでも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らふ。私が來任匆々の時こと、案内者に伴れられて大稻埕の視察に出蒐ける、と或る臺灣菓子屋ーと云つて、土人店しかなかつたのだがーカステラのやうな恰好はしてるが、眞黒なもので、何んだか變に思はれたから、案内者に「彼の眞黒な菓子は何んと云ふ物ですか」と訊ねると、「眞黒い菓子はありませんと云ふ。「否、そこにあるじやないか來て見玉へ」と云つて、二人近寄つて見ると、今迄眞黑いのは蠅の群集で、吃驚りしたやうにパッと飛び上がつた後には、眞白い餅のやうなものが殘るのであつた。嘗て安東總督に隨伴して、南行の砌り、確か臺中だつたと思ふ、晩餐會の席上で、私が此追懷談をすると、安東總督にも明治三十二年かに一度び渡臺されたことがあつた丈けに、「誠に當時は什麼ものであつたなァ」と合槌を打たれたのだが、翌日の某新聞には高木博士の法螺として此記事を載せられたことがあつた。實際其現場を目にしない人には、今では到底想象し得ない程の幼稚な衛生狀態にあつたのです。今日の市街を巡覽して、一度び思ひを當時の狀態に馳するに迨んでは、誠に世を隔て、天地を異にするの感に堪へないのです。

●既に其衛生狀態は斯の如くであつた。で或時兒玉總督には使を以て直ぐ私に來るやうにと呼びに寄越しましたー實は此時私には未だ電話が無かつたのですー早速出蒐けますと、總督には「ペストの撲滅に就て意見を聞かう」と云ふことであつた。是は自分としては誠に有りがたい御質問であつたのです。と申すは東京で初對面の折「君等が行つたらペストだマラリャだといろ〳〵御說もあらふが、孰れも金を要することであるから徐々に計劃して貰ひ度い」と一本釘を打込まれて居つたからである。私は明治二十七年廣東香港の流行以來ペストと懇意になつて、明治三十二年より三十五年まで大阪神戶の流行にも始終干與して居つた關係から、此病氣の豫防撲滅に就ては天狗になつて居つたので、腹藏なく愚見を提供する夫れは恁うであります。當時のペスト流行の猖獗を極めたる有樣は、以上の叙述に於ても略〻察せらるゝところであらうが、不幸にして時は尙ほ兵馬倥偬の後を承け、地方長官といつても唯、自己の所轄の內整に專念するに止まつて、斯かる問題は幾んど齒牙にかけない有樣であつた。現に西海岸の某地方廳の如きは、其領內に三百名から患者を出して居るに拘らず、其處の長官は「私の管內にもペスト患者が出て居ますか」と反問して、私共を呆氣に取らしたやうな時代であつたのです。乃で、當面の責任者たる地方長官にして尙且つ斯の如しとであつては、如何に中央に在つて焦せつたところで到底物にならぬ。依つては玆に、別に其方の官制を定め、廳長諸君をも羅致し來つて、其責任を分たしめ、其衛生思想の覺醒を圖ることが當面の急務であると、私は切感したのです。

●此根本主義から、私は總督に勸むるに、新に官制を作り、ペスト豫防事務局を創設せられんことを以てした。其處には民政長官を局長とし、警視總長を次長とし、各廳長等を事務官とし、吾々は其の技員たり、局員として協力事に當らふといふ獻立であつた。斯く特別の機關を新設するに就いては、今日からの考へで稍々牛刀の感なきにもあらざるべきが、其處には此處まで往かねば到底之れが豫防を徹底せしめ得ない

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二三の理由があつた。當時の狀況は、私の執筆した「臺灣衛生概要」中に詳細書き留めてあるが、今其一節を紹介しませう。

防疫實施上困難なりし事情は、(一)ペストの發生は領臺の翌年にあつて當時土匪は尙ほ各所に出沒し警察權は普く全島に行はれざりしこと。(二)臺灣人の家屋と其市街は極めて不潔狹隘暗黑にして最も本病の流行に適當なりしこと。(三)臺灣人はペストの傳染病たるを知らず偏に神佛の祟りと信し居たるが故に、人力を以て之れを如何とも爲し能はずとの感念を有したること。(四)從てペスト鼠族の關係を說くも之れに耳を假さざりしこと。此事情は多數の內地人に於ても同樣なりしこと。(五)當局官吏又は警察官と臺灣人との間言語不通なりしが爲め往々双方の誤解を來し爲めに防疫措置に支障を生せしこと。(六)當局官吏及び警察官吏の多數は當初本病の豫防に經驗を有せざりしこと。

●恁麽次第であつたから、單に衞生課の片手間に事に當らんとするが如きでは、第一、各地方の主腦たるべき地方長官をさへ動かす能はず、隨つて其効果も顯著なるを得ないことゝなるは言を要せぬ。然るに私の此立案は總督も認めては吳れたが、長官は不在であつたと思ふ、參事官室には異議があつて、時の參事官長から「ペストに關しては君がオーソリチーである。君が仕事をして行くには誰も反對する筈がないから特別機關は不必要じやないか」と云はれた事もある。依て私は生殺與奪の權力を有せざる者の語は官界に於ては權威が無いと云ふ樣なことを述べて、僅に同意を得た譯であつたが、法制局に廻つてから同じ理由で否決されて仕舞つた。死兒の齡を數ふる樣なものであるが、彼時此案が通過して居つたならば、ペストはモット早く滅じたであらうと今でも殘念に思つて居る。

當時世間では長官と官長の不和とか、文武の軋轢とか、長官と縣知事の不一致とか云ふ種々の噂があつて、此樣な問題までも夫と結び付けて解釋した人もあつた樣であるが、私には無論其眞相が分る筈も無いのである。何しろ醫者が民政長官になつたと云ふこと、其醫者がおとなしくない人であると云ふことゝ、殺伐の時代と云ふ背景と、興行元が兒玉大將と云ふのであるから、此頃の芝居には大向をうならせる樣なのが澤山あつた。併し之を話すとソッチコッチに引掛りが出來るし私の專門に關係も無い事であるから止めて置きます。

右樣な譯になつたので、餘義なく臨時防疫課と云ふ骨拔餡的のものが警察本署に設けられて。ペスト撲滅の事をなすことになつたが、豫期の通り別段の効果は擧らなかつた。何にしても捨置く譯にもいかぬので惡疫の撲滅に奮鬪を績くることゝなつた。恁うして明治四十五年迄には合計四千八百七十六戶のペスト家屋(ペスト鼠の巢ふに最も便宜な舊式土人家屋の稱)を取毀し、大正元年八月迄には四千百九十二萬三千六百四十四頭の捕鼠頭數を算するに至り、漸く病毒の跡を絕つやうになつたのです。以下號を改め市場、屠獸場や、マラリア問題等に就て古い記臆を辿つて見ませう。

領臺二十五年誌

■明治三十二年(接前)

◉六月

▲一日 黒岡海軍參謀長歸省の途に就く、臺北醫院にて募集せる公醫候補生の講習を開始す、

▲五日 臺北守備騎兵中隊歸還の途に就く

▲六日 後藤民政長官加藤衞生課長を從へ基隆醫院及檢疫所水道水源等を巡視さる

▲七日 臺灣汽船檢疫規則發布さる、上野厦門領事入府す、臺北市區改正計畫委員會を縣廳內に開き城內市區改正計畫の發表及家屋建築規則に就き審議す

▲八日 參事官會議を總督府に、辨務支署長會議は臺北縣警察部內に何れも開會せり

▲九日 臺灣供託規則發布

▲十日 臺灣樟腦局官制の發布あり

▲十三日、磯貝臺南縣知事以下土匪討伐の際良民に損害を與へたる廉を以て罰俸及譴責を受く

▲十五日 臺澎日報臺南縣內に生る、

▲十六日 石塚參事官長蕃地巡視の途に就く

▲十七日 總督府にては第四回始政記念祭の祝典を擧ぐ、臺灣不動產規則及鹽田の開設に關する規則發布せらる、木越少將參謀長官會議列席の爲め上京

▲二十日 兒玉總督後藤民政長官は各課長を公室に招集し豫算に關する協議會を開く

▲二十一日 蕃地に巡視中の石塚參事官長歸府す、臺灣醫學校生徒學資給與勅令公布

▲二十二日 原口將軍若見參謀を伴ひ地理實査及大演習施行に關する調査の爲め中壢新埔地方を視察さる、檢察官任命令公布、臺灣樟腦及樟腦油專賣規則及び臺灣樟腦及樟腦油製造規則の發布あり

▲二十三日 警察官及司獄官練習所卒業式を擧行す、此夜皆既月蝕あり

▲二十四日 兒玉總督上京の途に就く

▲二十六日 法院に於て御眞影拜戴式を行ふ、陸軍大學校生徒補充初審試驗を第一旅團司令部樓上に開く

▲二十八日 公學校に女子教場特設に付內訓あり、總督府編修の勅語述義を書房義塾に頒布す

▲二十九日 大料崁守備隊山中隊長は部下百餘名を引率し蕃地に行軍せり

▲此月基隆水道工事を開始す

◉七月

▲一日 水尾覆審法院長上京の途に就く、條約改定實施に關する詔勅公布、叭哩沙樟腦局樟腦試驗所の保護防禦に充つる爲め樟腦局壯丁を設く

▲二日 食鹽賣下手續及食鹽收納賠償金交付手續發布さる

▲三日 後藤民政長官中村事務官志和地技師を伴ひ水返脚附近に於ける土地調査の實行を視察す

▲四日 米國獨立記念祭なるを以て石塚參事官長は米國領事館を訪ひ祝意を表せり

▲五日 清國人以外の外國人に關する訴訟裁判管轄律令は改正條約實施の準備として發出、普通裁判管轄となる、帝國[illegible]結[illegible]式を擧ぐ、鐵道用品購買に關する勅令公布、

▲六日 臺灣文庫發起人會を淡水館に開き創立著手の準備に付協議せり

▲七日 臺灣醫學校及同校生徒給與規則發布、基隆義重橋畔に臺中より歸還兵と同地守備兵大爭鬪を演ず

▲九日 外國人の裁判管轄區域律令を以て發布せらる、國語學校生徒內地留學に付支給規則發布、學事視察規程を定む

▲十日 臺北守備第三大隊北投附近に於て獨立戰鬪射擊を執行す、羅東樟腦局開局式を擧行す、

▲十三日 土匪八十名鹿港を襲ふ

▲十四日 輸出稅及出港稅規則發布

▲十五日 臺灣關稅規則發布

▲十六日 鹽田規則施行細則發布さる、外國人取扱規則の發布あり

▲十八日 清國勞働者及本島勞働者取締規則

▲二十二日 臺灣噸稅規則公布、臺灣守備隊招魂祭施行

▲二十三日 歸順匪首盧錦春水返脚に逮捕さる

▲二十八日 上京中の兒玉總督一行歸臺、平和會議閉會の報あり

▲二十九日 林李成に附隨せし匪徒林陵主、秋[illegible]部下八十餘名を引率し反旗を火燒寮庄に飜すの報あり

◉八月

▲一日 臺灣協會支部總會を淡水館に開く、臺北樟腦局新築落成本日より開局せり

▲四日 臺灣海港檢疫規則發布、噸稅及關稅規則施行細則を發布す、外國人俱樂部にては改正條約實施祝を兼ね今度承諾を經たる兒玉總督後藤長官木越陸軍參謀長黑岡海軍參謀長原口第一旅團長の各名譽會員を招待し盛なる宴會を催したり

▲五日 五股坑道煉瓦窯工事著手、拂曉より暴風起れり、臺中縣北斗街林和方に火を失し二百戸を燒失せり

▲六日 窮民救助規則發布

▲七日 總督府會議室に於て評議會を開き度量衡條例の議事を爲し委員附託となれり小林法制局參事官渡臺、臺北學士會にては石塚法學士送別の宴を淡水館に張る

▲九日 法官部は陸軍部內に移轉し即日公務を執る內臺汽船取締規則發布

▲十日 臺北辨務署樓上にて管內各

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支署長會議を開く

▲十四日 草賊襲擊の報に接し磯部臺北縣警部長水返脚に赴く

▲十五日 小林法制局參事官本日發程南巡の途に就く、南巡中の浦警保課長歸府

▲十六日 總督府の施設に係る樟腦に關する事務諮問の爲關係の各辨務署長を召集し同府內に會議を開く

▲十七日 木下臺南縣知事樟腦專賣法實施の用向を帶び本日出府、磯部警部長上京の途に就く軍艦龍田基隆に入港す

▲十八日 西鄉宜蘭廳長出府、開會中の辨務署長會議結了

▲二十日 基隆公生街に火を失し民家百餘戶を燒く、落地研究會は淡水館に於て同例會を開く併せて深井幹事の送別會を擧行す、和蘭國領事のシヤーベルト氏の送別會を開く

▲二十一日 原口第一旅團長一行基隆より歸府、第二旅團所在地出張中の木越陸軍參謀長歸府

▲二十三日 出府中の木下臺中縣知事歸縣、廈門專管居留地事件に付暴動起り日本領事館を襲ひ松本書記生等負傷す

▲二十五日 故小山技師の葬儀を北門外街本願寺に施行す

▲二十九日 添田臺灣銀行頭取來著 匪徒八十名鹿港稅關を襲ふ

▲三十日 臺灣協會支部幹事會を淡水館に開く

▲三十一日 宮行辨務署長憲兵分隊長に次で守備隊長の交迭あり送迎の爲め官民大懇親會を開く

▲此月本島人の巡查補を置く、大稻埕及淡水居留外人より成る淡水商業會議所の組織成る

◎九月

▲一日 二百十日天候平穩、東門外農事試驗場工事落成

▲二日 不正茶事件の取調終結せり

▲三日 福州人之魁士商工會發會式を艋舺なる同會所に擧げ會長には黃成章氏を推す

▲五日 臺灣貯蓄銀行看板を掲ぐ、臺灣暴風雨御救恤金四千圓下賜

▲七日 臺北市區計畫委員會開會

▲十日 臺灣公論第一號出づ、臺灣貯蓄銀行株式募集に着手

▲十一日 後藤民政長官南巡の途に就く

▲十二日 臺中縣辨務署長中六名休職を命せらる

▲十三日 佐々木侍從武官來著

▲十五日 佐々木侍從武官臺南行

▲十八日 南館大火三千餘戶燒失

▲十九日 今宵名月一天霽れ渡り淡水河上船遊者多し

▲二十一日 基隆守備隊の招魂祭執行、今井長一氏臺灣覆審法院長に任せらる

▲二十六日 警官司獄官卒業證書授與式擧行、午後三時より基隆臺北間汽車不通

▲三十日 篤志看護婦人會を臺北縣廳內に開く、日本銀行臺北出張所開所、基隆臺北間汽車本日より開通す

▲此月、臺南慈惠院、澎湖普濟院を設く、又た臺南市區計畫委員を設く

◎十月

▲一日 三十四銀行利子引上ぐ

▲二日 村上知事石碇より歸縣、臺北師範學校卒業式を同校內に開く 去る二十九日淡水港にて淺瀨に乘上げたる汽船北洲丸の乘客無事乘陸したり

▲三日 臺商公會に茶業者大會あり

▲四日 帝國議會は十一月二十日召集せらるる旨公布

▲六日 勞働組合の開業式あり

▲七日 鐵道部官制の發布あり、元日本銀行出張所長中山儁之助氏同調查役久保田勝美氏は歸省に付送別會を開く

▲八日 臺灣銀行開業祝宴會を淡水館に開き會するもの二百六十餘名 中山儁之助、久保田勝美兩氏は淡水館に留別會を開く、

▲十日 大阪商船會社長中橋德五郎氏渡臺、中山儁之助氏歸京の途に就く

▲十一日 佐々木侍從武官臺北各官衙を巡視す

▲十三日 地方稅調查會を臺北辨務署內に開く

▲十五日 臺東廳新築落成式を擧行す

▲十七日 滯留中の中橋德五郎氏歸阪す

▲十九日 村上臺北縣知事佐々木侍從武官出迎の爲平林尾へ出張

▲二十一日 兒玉總督本日午前七時南巡の途に就く

▲二十五日 佐々木武官歸京、臺灣鐵道株式會社は解散に決す

▲二十八日 憲政本黨政況視察員工藤行幹及對馬健之助兩氏本日來臺

▲二十九日 林尾郵便電信局廢止さる

▲此月、兒玉總督は臺中縣管內に在る養濟院育嬰堂留養局等の各慈惠救濟事業復興の爲め自ら發起して基金を募集す

◎十一月

▲一日 臺灣電信[illegible]料金制定告示

▲三日 本日の天長節を卜し總督府內に奉祝會を催し又分列式あり市中賑ふ

▲四日 憲政本黨政況視察員工藤、志賀、對馬三氏の招待會を淡水館に開く

▲五日 饗老典を臺南に擧行す、志賀重昂、對馬健之助兩氏對岸に赴く

▲六日 本島福州間の海底電信開始さる、工藤行幹氏臺南地方へ旅行す、臺北商工學校開校

▲八日 臺灣協會本部幹事三枝光太郎、名古屋支部上遠野幹事歡迎會を淸涼館に開く

▲十日 祝事務官歐米漫遊の爲め上京の途に就く

調査報告

臺灣の森林及其利用

林業試驗場長　金平亮三

一、植物及樹木の種類

臺灣は熱帶より亞熱帶に跨り、地勢山岳に富み、降雨も亦多きを以て、植物の豐富なること他にその比を見ず。即ち其植物は熱帶より寒帶に至る全べての植物帶を有し、今日まで知られたる本島の植物は百六十九科、千百七十四屬、三千四百五十八種にして、之れを比律賓の八千種、ボルネオの四千九百種（現在までに知られたる顯花植物の數）、スマトラの三千種（實際數の凡三分の一の調査ならん）朝鮮の二千九百種に比し、その面積の割合に植物數の多きを知るべし。本島は北は琉球諸島に連り、西は一葦帶水を隔てゝ支那に對し、東海岸は南洋の暖流によりて洗はるゝを以て、その植物の區系は極めて複雜するを免れす。今本島に生育する凡七百餘種の重要樹木につき系統別を調査するに左の如し。

臺灣固有	三六%	馬來系	一〇%
支那系	一八%	比律賓系	五%
日本系	一四%	濠洲系	三%
印度系	一三%	アフリカ系	一%

即ち本島固有種を除けば支那系第一位を占むるは往時本島人が支那と接續せることを證すべく、日本及印度系は伯仲の間にあり。

本島の植物帶は熱帶より寒帶に至ること前述の如し。更に詳言すれば熱帶・暖帶・温帶・寒帶の四帶となす。熱帶は本島海拔凡一千尺以下の地にして榕樹類を以て代表林木となし、暖帶は千尺より四千五百尺の間にあり、樟科及び殼斗科植物を主林木とす。温帶林は四千五百尺より一萬尺に至りヤマグルマ・ベニヒ・ヒノキ・ツガを產し、下部に於てマツ、クス類を混す。寒帶林は一萬尺以上の地にしてその林相は著しく單純に、ニヒタカトヾマツを以て代表せらる。次に樹木の種類により大別すれば針葉樹（松柏科）及濶葉樹の二種に分つことを得べく、針葉樹は利用上最も價値あるものにしてその面積三十萬四千余町歩あり。その種類は二十二種（十四屬）にして最も重要なるはヒノキ・ベニヒ・タイワンスギ・セウナン・ニヒタカタウヒ・ニヒタカトヾマツ・ランダイスギ・タイワンツガ・

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

マツ等なりとす。タイワンスギは本島固有の一屬にして世界に誇るべき珍種なり。明治三十七年初めて發見せらる。學名をタイワニヤと云ふ植物分類學上針葉樹中最も古きもの、一にして早晩消滅すべき運命を有す。アブラスギは一に土名油杉と云ふ。支那及本島にのみ產し本島にては南北兩極端の一小地域に生育す。利用上の價値少きも最も稀なる樹木なりとす。ランダイスギは故小西林學士が明治四十年始めて南投廳下巒大山に於て發見せるものなるが、其後臺中廳八仙山、宜蘭太平山、新竹廳「トンノフシロアン」等に發見す。本樹は彼の支那の福州杉即ち廣葉杉と近似し、材には一種の揮發油なる「セスキテルピンアルコール」を含有す、この油は白蟻に對し豫防の性質を有するを以て建築材として良好なり。セウナンボクは本島及支那に分布す。支那にては雲南地方に往々埋木となりて發掘せらる。材質緻密硬軟中庸にして光澤、芳香あり。指物、裝飾材となすべし。本屬は南北兩半球に分布するにより植物學上最も珍らしきもの、一にして、ニユージーランド・チリ・アメリカ等にも分布す。ベニヒは本島固有の種類にしてヒノキに酷似す。材質彼に及ばすと雖も分布廣く大材を產するによりて著し。現今世界に於て巨木として知らる、米國加州の產「セクハイヤ」の最大のレコードは周圍百九十八呎高さ三百呎にして、阿里山神木（ベニヒ）は周圍六十五尺彼れに比し遙かに小なりと雖も針葉樹中長大なる點に於ては恐らく世界第二に位するものならん。以上タイワンスギ、アブラスギ・ランダイスギ・セウナン及ベニヒの五種は一に本島の五木として樹木學上有名なり。次にヒノキは本島のみならず本邦木材中の王として本邦人の嗜好に適し、又神社宮殿の建築材として缺くべからざるものなり。本島に本樹を生育する事は森林利用上最も重大なる關係を有するものにして、本島森林は實にヒノキの存在によりて利用の端緒を開きたるものなり。ニヒタカタウヒはその分布比較的極限せらる、缺點あれども、この樹は曲從性に富むを以て米國の如く將來飛行機材料として利用せらる、時期あるべし。ニヒタカトヾマツは中央山脈海拔一萬以上の地に廣大なる面積を以て純林を形成す本種は今日まで交通不便なるため空しく委棄せらる、の狀況なれども、製紙原料として最も囑目すべき樹種なりとす。次にタイワンツガは主として稜線懸崖に多く、未だ多く利用するに臻らざるも、將來建築材として有用なるものならん。マツは本島に四種を算す。タカネゴエフ・タイワンゴエフ・タイワンマツ・タイワンアカマツ之なり。タカネゴエフ及タイワンアカマツは共に支那に分布す。元來マツは北半球到る處に生育するも南半球には產せず、林業上最も重要なる地位を占むるに係らず、本島にありてはその分布割合に少く、平地に產するタイワンアカマツは清國時代より既に殆んど亂伐せられて見るべき森林なし。只たタイワンマツは海拔五千乃至八千尺の高地に於て純林をなすも未だ利用せらる、に到らず。

次に濶葉樹林は本島森林の大部分を占むるものにしてその面積百余萬町歩あり。樹種として著しきものは樟科・殼斗科・蕁麻科・大戟科・荳科及厚皮香科の六科となす。このうち利用上最も價値を有するものは樟科及殼斗科にして、樟科中そ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の最も著しき樟樹は樟腦原料として最も價値を有し、本島歳入の一大利源として知らる。殼斗科中有用のものは、カシ就中イチヰカシ・ホソバシラカシにして蓄積亦大なり。現今內地に於けるカシ材は著しく減少するに至りしを以て、近き將來に於て必ずや軍用材として利用せらるゝに至らん、この他グヤキ・タガタマノキ・タブ・リユウガン等は著名のものにして、相思樹は野生のもの稀なれども將來薪炭材として第一位を占むるに至らん。以上の外椰子科に屬するものに籐・檳榔・古々椰子等あり。利用上見逃すべからざるものなり。又竹林は將來益々收約なる方法により經營せらるゝに至らん。

二、本島森林の特性

以上臺灣森林樹木の種類の一般につきて述べたり。更に之を日本內地のものに比較するは林學上最も趣味ある問題なるも、これを論ぜんとせば植物生態學及植物地理學につき併論せざるべからず。如此は到底本誌に於て記述し得ざるが故に今一二の注意すべき事項につきて概言せんに、本島の森林樹種中、針葉樹が支那系に最も近きにかゝはらず、獨りヒノキが日本と分布を同ふするは、本島森林利用上最も重大なる關係を有するものなりとす。

次に日本內地の温帶林が落葉濶葉樹を以て代用せらるゝにかゝはらず本島に之を缺き、僅にタイワンブナが北部插天山の稜線に沿ひて現出するに過ぎざるは著しき現象なり。蓋し本島は降雨多きが爲め、温帶に於ても殆んど常綠濶葉樹なるクス・タブ・常綠ガシ類を以て被はるゝ所以なり。

次に比律賓の森林と比較するに、比島が二羽柿科林木を主林木とする反し、本島に於て全く之を缺くは其の最も著しき點にして、又荳科植物が温帶又は寒帶に於て草本灌木にすぎざるも、熱帶に於て喬木性となり、重要木材の要素を形成する事は注目に値すべし。

三、森林利用の沿革及び其狀況

本島森林は全面積より比例せば、其八十プロセンーは蕃地にして、兇猛なる蕃族は各地に割據し、爲に蓊鬱たる原生林は永く閉鎖せられ、敢て他の侵入を許さゞりし爲め、支那移民の森林利用は蕃地以外の森林に局限せられ、其結果平地の森林は濫伐を蒙り、今日の慘狀を呈せしものにして、領臺以來の森林は先づ製腦事業の開始によりて其緒を啓けり。蓋し本島の製腦事業は世界に比儔なく、明治三十二年專賣制度の施行せらるゝや各地に製腦事業を開始し、併せて山林拓殖の步を進めたり。次て三十六年六月法律第五號粗製腦油專賣法を施行するや頓に林產物の收入額を增加し、一方には山林を開拓し、他面には一般木材及副產物たる籐・薯榔等の搬出の便を開き、自家用の外、官林を拂下げて之を市場に搬出するものを生ずるに至れり。然るに平地に於ける產業の發達は年と共に著しき發達をなし、日用の燃料は勿論建築器具・土工材・其他諸種の木材の需要を劇增し、本島產林木にては之が需要を充す事能はず、其大部は之を內地產及對岸產に仰ぎ、以て其需要に供したる事は蕃地の關係上已むを得ざる情勢なりき。然れども世運の推移は漸次に山林斫伐の事業を促さしめ、爲

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

めに三十八年には民行斫伐事業の濫觴として鹿島組の番大山に於けるヒノキ林伐採の開始に見、三十九年には三井合名會社の臺北廳下烏來蕃地ガットン溪ヒノキ伐木事業繼承となり、三十九年には遂に藤田組の阿里山經營の開始を見るに至りて事業中止の已むなきに至りしも、時勢の要求は遂に森林施業の基礎を確立して、秩序ある林業の端緒を開くを急要とし、四十三年には阿里山作業所の官制發布となり、之と同時に各部經營の歩武を進むるに至りて遂に營林局の創設となり、大正三年末頃より阿里山材の產出あり、次て臺中八仙山の伐木事業開始せられ、五年末頃より更に宜蘭太平山材の產出あるに至れり。この他民營斫伐事業は新竹・花蓮港・南投廳方面に於て企業せらるゝありて、森林の利用は玆に一新紀元を劃するに至る。

官營斫伐事業地は嘉義阿里山、臺中八仙山及び宜蘭太平山の三箇所にして、阿里山は嘉義街の正東新高山の西側に位し嘉義管內の蕃地北回歸線上にあり、東西三里南北八里に亘り面積凡一萬一千町歩、欝蒼たる森林を以て被はるゝ原生林にして、針葉樹材積八百八十三萬尺〆、濶葉樹九百三十七萬尺〆、合計千八百二十萬尺〆あり。八仙山は中央山脈の中部合歡より分岐せる支脈中の最高白姑大山の西方に連れる一團の森林にして、北港溪及大甲溪の兩溪によりて南北に劃せらる現在設立せる作業區域は東は白姑大山西側鞍部より西に向ひ約四里、南北三里、全面積約一萬四千町歩に亘る地域にして山麓を除く他は一般に林木密生し、森林蓄積豐富なり。殊に八仙山附近より「コーミン」溪流域一帶に連れるヒノキ林及之に接するツガ林の如きは稀に見る林相を呈せり。その材積は針葉樹にありては三百七十二萬尺〆、濶葉樹にありては四百八十一萬尺〆、合計八百五十三萬尺〆を算す。宜蘭太平山の作業區域は濁水溪の西岸に沿へる一帶の森林にして、全形西南より東北に長く、長さ凡十三里、幅員平均五里、廣袤大約六萬町に亘れり。其林況の一般を窺ふに山脚低地に於ける熱帶林の最上部より海拔一萬二千四百尺の南湖大山の寒帶林に終はるまで滿山殆んど斧鉞の跡を見ず、概括して原生林と稱する事を得べし。其無立木地に屬すべきものは僅に溪畔及山脚の一小部分若くは露岩崩落の跡に過ぎず。森林面積は施業林及豫備林を合して六萬七百町歩、針葉樹材積千七百七十八萬尺〆、濶葉樹材積二千三百六十七萬尺〆、合計四千一百四十五萬尺〆あり。

以上は三作業地に於ける林況の概要にして、大正四年より同七年に至る營林局取扱の斫伐拂下高は左表の如し。

年別	材積 尺〆	價額 円
大正四年	一八三、〇四九	一、四〇六、八三〇
大正五年	一八二、六六二	一、二四五、五五四
大正六年	一五七、六五二	一、八七二、二六一
大正七年	一二二、三二八	一、九五七、七七〇

以上は官營斫伐事業の一端を述べたるものなるが、廳取扱による用材の拂下も過去數年間に著しく增加し、薪炭材の消費も亦用材と同じく年々增加し、殊に製糖業・加里製造・カーバイト製造其の他薪炭材を使用する工業の勃興につれ益々需要を增加せり。

今左に大正四年より同七年に至る各廳取扱ひの國有林拂下

高を表示すれば左の如し。

年度別	材積	同上價額	薪材	同上價額	竹類	同上價額	副產物
大正四年	二七、五六七尺〆 四、三九三本	円 二〇、七二一	棚 一六、〇九五	円 一〇、七五五	本 七五、二一七	円 一、一五九	円 六、四九七
大正五年	三六、六九八尺〆 九〇〇本 二〇〇箇	二九、一一七	一八、九五〇	一二、八六三	四一、二六〇	五六四	九、〇七五
大正六年	一〇五、五五四尺〆 七五〇本 二三五箇	一〇、八五四	二八、七七八	三二、九〇六	一七三、九九七	一、七四七	一六、五九六
大正七年	一五、九七六尺〆	一一九、三三三	二七、〇五六	三三、〇五三	七八、九八〇	一、五五四	—

備考　拂下用材中針葉樹はヒノキ・ベニヒ・マツ・セウナン・ナギ・マキ・タイワンスギ等にして濶葉樹はタブ・アラカシ・ケヤキ・カタン・ウラジロエノキ・オガタマノキ・シキ等を含む。副產物は籐・果實・筍・雜草・石灰石等なり。

四、本島人間に於ける木材の利用

樹木の利用につき述べんとせば限りある紙面に於て到底記述し盡すこと不可能なるを以て、玆には特に本島人間に於ける木材の利用につきその一端を記して參考に供する事とせり

島人は民族の關係上家屋の構造は南清地方と同じく煉瓦又は土塊を以て外圍を築き、木材としては梁及內部の造作と僅少の柱とに使用するに過ぎざるを以て、之に要する木材は比較的小なり。然かも使用材の大部は丸太にして福州杉を慣用す。之に反し器具用材の需要は頗る大なるものあり。是生活狀態及住家の然らしむる處にして居常、卓子椅子を使用し、又床板、押入、戸棚等の設備なき爲め特別木製の箱類を要する事多きによる。而して構作上の民族的趣味は用材を硬材に選ばざるの已むなきに至らしめたり。是れ卽ち器具用材に濶葉樹の多量に消費せらるゝ所以にして、其他車輛、農具等の用材にも濶葉樹を使用する事極めて多し。今左に本島人間に利用せらるゝ本島產重要樹種及び工藝的効用を列記すれば

ヒノキ(土　松梧又は厚殼)　本材の使用は從前は極めて局部的なる一小地域に過ぎざりしが阿里山材の生產は久しく陶鑄せられたる本島人の使用慣習の領域に侵入して家具・器具・桶樽は勿論彫刻・曲輪・車輛等の用材とせられ殊に本島獨特の棺材として盛んに使用せらる。

ベニヒ(土名薄皮)　材質稍前者に劣るも彫刻曲輪等を除く外はヒノキの用途に同じ

ランダイスギ　本樹は福州杉と同屬にして棺材として慣習的要件を殆んど完備するにより蕃大山方面にては嘗て土民棺材として伐採したるも蓄積少なきを以て一般に利用せられず

ユサン(土名油杉)　本材は棺材として理想的のものなりと雖も蓄積少く北部にて使用したるのみにして南部に於ては阿緱廳下に桶樽として貴重し、枋山支廳下の蕃人は建築とし賞用するも蓄積極めて尠なし

セウナン(土名肖楠、黄肉樹)　家具・裝飾・其他彫刻材として最も賞用せらる其粉末は芳香を有するにより線香の加味料として需用多し

タイワンゴエフ　本樹は地方的分布の局部利用にして北部にては臺北・宜蘭廳下中部にて南投・臺中地方にあり、多くは建築材とす

タイワンアカマツ(土名松柏)　本材は分布上北部地方の利用

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

材なるも其需要は頗る大なり。杭、枕木、鑛山用支柱建築材等とし、特に茶箱用材として製材するもの多し。

マキ(土名百日青)　中南部地方に於ける裝飾家具の代表たるものにして、南投廳下又は阿緱廳下にては白蟻被害少きを以て建築に賞用せらる。

ナギ(土名山杉)　裝飾家具材として賞用せらるゝことマキと同樣にして其他彫刻・荷棒等にも使用す。

タイワンスギ(土名巒大・亞杉)　林杞埔地方の土民は早くより本材の特質を利用して剝板又は曲輪用材となし、殊に近來は阿里山材の產出によりて棺材・桶樽用材に使用するに至れり。

カフエフザン　本樹は南支那の原產にして本島にては各所に小規模なる造林地あるも自家用的に過ぎず。然れども民族的の慣用樹種なるを以て用途の廣汎なること本邦產杉と同樣にして、每年對岸地方よりの輸入高によりても其一般を窺知すに足る。卽ち大は建築・木造船を初として棺材・桶樽・箱類等に及び小は日需の小粗器具に至るまで一として本材を使用せざるは爲し。

オガタマノキ(土名烏心石)　濶葉樹に屬する器具材の最良なるものとして賞用せらる。建具・裝飾・器具・彫刻・製油器・鏇作・農具・布機等其他種々の用途を有し其消費高の大なるはオホバタブに次ぐ。

ヤラボ(土名紅厚殼)　銘木の一にしてモヽタマナと稱せらる。內地にては裝飾器具用材として賞用せらるゝも本島にては恒春地方に建築材、臼・杷柄の外利用せられず。

タイワンツバキ(土名大頭茶)　北部にては車臺とし南部にては建築用材として用ひらる。

ヒメツバキ(土名荷樹・杆仔皮・杆仔)　埔里社地方には牛車恒春地方にては建築材に供す。

シンコウツバキ(土名烏皮茶)　建築材とし又は水車の車心に使用す。

ハマセンダン(土名賊仔樹)　家具を主とし、建築に供し、又下駄を製す。

ゲッキツ(土名月橘)　洋杖・杷柄・印材となす。

グミトベラ(土名紅柴)　建築・柄、船具に供す。

センダン(土名苦苓)　本島人は迷信上この樹を忌むの風習ありしも近來は家具に使用し又下駄・帽子型・靴型等をつくる

リユウガン(土名龍眼)　本材は銘木中に列すべきものにて材、の堅硬と材色の雅致とは推奬するに足る。彫刻・靴型・菓子型牛車輪・搾油器・水車・臼・槌・船材・船具等に用ひらるゝも多く薪材に供せらるゝは惜むべし。

ランシンボク(土名蘭心木)　從來は柱、梁木、船材の一部に使用せられたるのみなりしが、近來獨特の材色美と光澤とに一般に賞用せらるゝに至り各種の裝飾器具・家具・洋杖等を製し又寄木細工・象嵌等に用ひらる。之又本島銘木の一たるべし。

ヤマビハ(土名厦朔、蝦尾)　荷棒に賞用せらる。

フウ(土名楓仔)　本材は特に大嵙崁溪に使用する河船の船底に賞用せらる、其他建築・截臺等をつくる。

モヽタマナ(土名欖仁)　銘木の一なる「チヤン」と稱する木材

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は本樹のことにして其他同屬近種をも含む。分布の關係上廣く利用せられず。只南部にては戈克船の附屬具又は牛車等に使用し其横斷面は俎となす。

ヤマツゲモドキ（土名赤𣏌）　新竹桃園廳下にては堅硬なるも蟻害に耐ふると稱し建築材に使用し又農具に用ふ。

シマサルスベリ（土名九芎）　建築・土工用材・農具・鏃作物等に使用し、又其瘤狀部は奇形を呈すにより佛具に賞用せらる。

フカノキ（土名江某）　用途頗る大にして刀鞘・浮介・下駄・傘・轆轤・提燈口輪・包裝箱等を製し、其の材色と吸濕能率の少なるとは近來マッチ軸に使用せらるゝに至れり。

シロミ、ヅ（土名狗骨仔）　彫刻・寄木・象嵌等に賞用せられツゲに代用せらる、又荷棒に賞用せらる。

クチナシ（土名黄枝・白仁）　彫刻・象嵌・印材等に供す。

アカテツ（土名樹青・石松）　建築材・農具の柄・攏齒・槌等をつくる。

ケガキ（土名毛柿）　唐木の一なる黑檀の一種にして器具、裝飾材にするも机椽、額椽、象嵌等の外すべての指物裝飾に使用す。然れども大物をつくるに適せざる樹種にして貴重材に數へられ蓄積も少く價も亦廉ならず。僅かに恒春半島と紅頭嶼に限らる。

ゾウゲボク（土名烏皮石苓）　本材も黑檀の一種にして分布用途前者に同し。

カキバチシャノキ（土名破布子）　材は建築材とし臺南・林杞埔等にては下駄を製す。

チシャノキ（土名厚殼仔、ロ脚仔）　南部地方にては建築に臺中附近にては刄物の𣝣となす。

タイワンギリ（土名白桐）　樂器又は枕に使用す。一時内地下駄材及家具類に使用したるも今は蓄積大に減少し殆んど板材を見ざるに至る。

コ、ノヘノキリ（土名梧桐）　指物下駄に使用す、材質前者に及ばず。

オホバニンジンボク（土名山埔姜、鳥甜）　北部にては悪病を傳染せしめずと云ふ迷信ありて椅子を製し、南部恒春地方にては建築材に供す。白蟻の被害少し。

クスノキ（土名樟）　樟腦の專賣制度を布かざる以前に於ては建築・船材・彫刻・佛具・農具・木版・菓子型・荒彫白木地その他器具材として廣く使用せられたるものにして、現今にても樟材に限り使用するもの少からず。農具・灌漑用材等の如し又従前は臼に賞用せられしと云ふ、今は蟲蝕腐朽せるものを丸火鉢に利用す、頗る雅致あり。殊に本樹の根株にある瘤狀部は美しき杢目を有するもの多く、裝飾材として貴重せらる。

マルバダモ（土名厚殼桂・紅柴）　宜蘭にては紅柴と稱し「本樹を柱に使用すれば福來る」との俗説ありて建築材に供せらる。

オホバタフ（土名大葉楠）　本島潤葉樹のうち最も利用廣汎且價値あるものにして普通「楠仔」と稱し建築・家具・器具・橋梁・棺材・彫刻・版木・菓子型其他凡百の用材として使用せらる即ち建築としては柱・梁・門扉・窓框・車輛材としては牛車の車輪・器具材としては衣類箱・卓子類・椅子類其他荒彫白木地を製し・

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

樟の代用をなす。

ナガバイヌグス（土名臭尿楠）　器具材に供す。

ニホヒタブ（土名香楠）　本樹は樹皮を利用す。其粉末は「楠仔粉」と稱し多少の芳香あり。之を水にて煉る時は粘質を生じ、糊料として線香原料に供し最も重要なるものなり。材は利用せず。

タブ（土名猪脚楠）　オホバタブと共に「楠仔」の名稱に使用せられ主に建築材に供す。

タイワンイヌグス（土名內冬子楠）　利用は前者と畧同樣なり。

コウトウヤマハヅノキ（土名枯里珍）　椅子の脚・農具の杷柄等を製し又獨樂用材となす。

アカギ（土名茄苳）　本材も亦オガタマノキと共に工藝裝飾材として貴重樹の一に加へられ著色して紫檀の摸擬に恰好す雅致に富む。即ち卓子橡・花瓶臺・指物の裝飾・彫刻又は農具水車・樂器の裝飾・建築材となす。

タイワンアサマツゲ（土名石栁）　裝飾器具の彫刻・印材・櫛類・象嵌・菓子型・樂器及その裝飾部に貴重せらる。又獨樂を製す。蓄積少し。

ウラジロアカメガシハ（土名白匏仔）　南部にては家具又は建築材に、北部には包裝箱の外下駄となす、其材粉は白末と稱し之れ亦線香の加味料の一なり。

アカメガシハ（土名白肉白匏仔）　材は利用少きも其の粉末は前者と同樣に使用せらる。

ナガバナンキンハゼ（土名有拱）　茶箱包裝箱用材とし樟の代用として荒彫白木地を製す。

ナンキンハゼ　靴型・帽子型を製し、打綿道具の綿斗には本材を特用す。淸國時代には燐寸軸木として硫に使用せりと云ふも良好品にあらず。

タイワンエノキ（土名石博）　南部恒春地方にて臼を製す。

ムクイヌビハ（土名九重吹、澁葉）北部にては製腦用蒸槽、荒彫白木地として匏掩（水杓子）面桶を製し、恒春地方にては臼を製す。

ガジユマル（土名正榕）　南部にては靴型を製し、又下駄材として使用せらるも賞用せられず。材の横斷面は爼として賞用せらる。

アコウ（土名赤榕）　利用は畧前者に同じ。

ウラジロエノキ（土名山黃麻）　下駄材として利用廣く、農具としては碌薬を製同し又下等の棺材を製す。圓筒形風櫃（鈹鞴）は此の材に限らる。東勢角附近にては梁木となす。

アキニレ（土名紅雞油）　恒春地方にては牛車用材に賞用せらる。

ケヤキ（土名雞油）　車輛・船材・搾油器となす。即ち車輛用材としては車轂・車環・牛車用材としては車輪・船材としては夯斜（肋骨）舵頭・舵甲・舵板等を製す。

フヂバシデ（土名黃杞・仁杞）　北部に於ては器具材とし、又農具の犂の犂囥・碌碡薬・土壠の土壠鈎を製す。

タイワンハンノキ（土名水柯仔　宜蘭地方にては粗造器具を製し、又茶箱其他の包裝箱に利用せらる。

クリカシ（土名紅皮柯）　櫓材、洋傘柄に供するも多からず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

イチヰガシ（土名赤皮）農具・水車・車輛・大工道具・杷柄・製油器附屬具・下駄歯を製し、本島カシ類中尤も優良なるものにして利用頗る廣し。

アラカシ（土名校[illegible]）主として建築車輛の車環・土壠歯・槌類・大工道具等に用ひられ材質遙かに前者に劣る。

シマシヰノキ（土名柯仔・柯來）樽材に賞用せらる北部に於ては輕便臺車の車道は多く本材を使用す、其他牛車床・灌漑用材・水車等を造る。

ホソバシラカシ（土名稠仔）イチヰカシに次ぎ最も重要なるものにして洋傘柄・農具・杷柄・車輛用材に供す。

ウライガシ（土名恩仔・淋漓）本材は白蟻の被害を受けざるにより建築材として賞用せられ、北部殊に宜蘭にて多く使用せらる。

ペイシチク（土名米篩竹）稈は米篩、提燈の骨に使用す。

マチク（土名麻竹）稈は建築、竹筏、籠類に根株は竹器材料として工藝上重きをなす。

シチク（土名刺竹）稈は肉厚く强靱なるを以て荷棒・壠歯・家具・建築・竹筏・樂器等を製す。

タイワンマダケ（土名桂竹）工藝的材質に竹類中第一位にあり。大なるは建築材、竹器となす、其他傘柄・香脚（線香の心軸）園垣用として用途廣し。

マウソウチク（土名茅茹竹）稈は肉厚く工藝的用途に乏しきも荷棒・雨傘骨・土壠歯・香脚等に使用す。

ヒカゲヘゴ（土名筆筒樹）建築材・橋梁材に使用し近來装飾器具・挿花筒・煙草入・硯箱等に賞用せらる。

以上は其概略に過ぎずして頗る多くの樹種を慣用せり。故を以民間に於ても民有林は固より國有林を拂下げて濶葉樹は勿論從來用ひ來りし二三針葉樹の斫伐事業を經營する者多く個人の經營會社組織の製材所等尠からず。

五、結論

戰亂後に於ける經濟界の發展は本島にも影響し島內通貨の膨脹諸物價の騰貴就中米價の暴騰は地方民の景氣を煽り、各種工場建設、家屋の增築は勿論裝飾器具等の需要は日々に劇增したると、又一方在臺內地人も近來家族的生活を營むの傾向あるを以て家具を需要する事漸く多く、爲めに用材價額の如き殆んど從來の記錄を破り、本島人の慣用材たる肖楠、山杉・百日青・烏心石・楠仔・茄苳等の諸用材は從來の生產供給率にては不足を感ずる事甚しく、未利用森林の開發を促すこと急なるに至れり。然ども森林產物の利用は他の生產物と異り生產の保續と森林の保護とを害せざる範圍に於てせざるべからざるものにして國土保安上忽諸に附すべからざるものあり。元來天然林の利用は亂伐の弊に陷り易く從て森林を荒廢せしむること多きは世界にその例乏しからず。一度天然林の鬱閉破れて荒廢に至る時はその恢復容易ならざるを常とす。故に森林の利用は最も愼重なる注意を要し合理的施業法によらざるときは禍を後世に遺すこと無きを保せず。近時木材の缺乏は世界的にして歐洲大戰の結果森林を荒廢せしは勿論、今日まで木材輸出國として重きをなしたる露西亞、澳太利の分裂、又は倒壞により木材の產出頓に減ずると共に新に勃興、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せる諸工業は益々その需要を増加し、爲めに木材は彌が上に窮乏を告ぐるに至れり。

翻て本島の森林を見るにその大部は太初鴻荒の儘に委棄せらるゝの狀況にしてその林木の如き極度の生育を遂け、他に於て睹る能はざる偉觀を呈し、その蓄積も亦莫大なる額に達すと雖もこれが利用は最も收約的經營法によらざるべからず殊に本島の樹木は多種多樣なる特種の位置を占むるものなれば、建築材・薪炭材等の普通用材の利用を目的とする以外に或は製紙・單寧・染料・樹脂・藥物原料の如き副產物の利用方面を開拓すべく又一方、有用植物の造林、移植々物の栽培は森林の利用と併行すべきものにして、卽ち樟腦原料たる樟樹は勿論建築又は船艦用材たるチーク・ヒノキ・スギ・福州杉その他カシ・ケヤキの如き硬材の造林・ゴム類・單寧・染料・藥用植物の移植栽培を計り、以て將來工業又は工藝用原料の自給を計畫すること最も緊要なりとす。

蘭領東印度に對する米國通商發展策

（商工課調）

本篇は米國シーアトル市のアール、プリンス(R, Pring)氏が「セ、ダッチイースト、インヂアン、アーキペラゴ」誌に寄稿したるPromotion of the U, S, A, trade with the D, E, I, と題せる長文の論文中より本邦當業者の參考となるべき概要を摘譯したるものなり。

米國の一新聞紙は大平洋の二大强國たる日本と米國との蘭領東印度に對する通商貿易の發展狀況を比較調査して各種の批判を下し、結局蘭領東印度諸島は漸次從來の囑望を空しくせざらむとするの機運に達し、此等の諸島は將來に於て吾人の不斷の注意を値すべきものと斷定し、最後に貿易市場なるものゝ重要さは決して其面積若くは人口の廣狹多少に依りて之を測定すべきものにあらず、支那に比較しての蘭領東印度諸島は則ち其好個の例證たることを說けり。

此記事を一讀したる者は少なくも左の自問を發すべし。自分は此方面に於て果して何事を爲し得るか、自分は假ひ現今開發され居るは僅に其一小部分に過ぎざる廣大なる熱帶地の富源を開發する底の運動を補佐し能はざるまでも此等諸島並に其住民に就きて果して何等の智識を有せるかと。吾人は是れより此等の疑問に答ふるところあらむとす。

（一）蘭領東印度の輸出超過

蘭領印度諸島對合衆國の輸出入統計を一瞥すれば、蘭領印度より米國への輸出額は遙に米國より同地への輸入額に超過せるを見る。千九百十八年シーアトル港より同地への輸出價額は僅に三百三十六萬三千二百十二弗に過ぎざるに拘らず、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蘭領印度より同港への輸入價額は八千四百三十一萬四百四十四弗の多額に上れるを知る。又或報告に依れば蘭領印度より全合衆國への輸入價額は七千五百七萬四千六百七十七弗としシーアトル一港への輸入額よりも九百萬弗を減せり。斯の如く統計に大なる軒輊を生せるは前者は新嘉坡及海峽殖民地よりの輸入價額を合み、又蘭領印度の如き輸出入共に新嘉坡にて積替を爲す地方の統計は往々其正確を期し難き等の事實に原由するものとす。

要するに蘭領印度の輸出貿易は現今約一億弗の輸出超過に當れるの事實は以て同地の境遇如何を說明するに足るべく、又東洋方面より合衆國への輸入額と合衆國より同方面への輸出額とは五對三の比例に當れり。又蘭領印度に對する米國輸出入統計の如何を正當に諒解せむとするには、廉價なる日本製品の存する事實を必ず念頭に置かざるべからず。故に米國よりの輸出總額と其輸入總額との割合如何は之を他の側面より觀察し又說明することを得るものとす。然れども米國の通商貿易を進展する諸種の可能性が今日まで未だ十分に利用されざりしは事實なり。又蘭領印度をして米國製品に近接せしむれば單に其從來の需要額を增加し得るのみならず、延て從來未だ蘭領印度より供給されさりし多數物資の輸入を策し得るに至るや亦疑を容れざるところなり。而かも他方此の方面に於ける米國の大競爭者たる日本、英國及濠洲の三者は各自家の利獲に走り、日本及濠洲の如きは其地の利に依り、英國も亦古來の關係に支持されて共に著しく成功の痕を留めり。

日本は頃日新嘉坡に商品陳列館を開設し、同國製品の標本類を陳列して之を江湖に紹介し、比律賓、英領印度、蘭領印度、印度支那其他に對する同國通商貿易の發展に資せり。

曾て蘭領東印度に於て綿製品の需要極めて大なるの報告に接し、其需要製品の種類も亦甚だ夥多なりしを知れり。然れども單に此等綿製品需要の增大を策するよりも、吾人は更に一歩進んで此等の殖民地に於ける歐洲人及東洋人をして如何にして米國生活に立脚せしむるか、即ち吾人日常の起臥より工場、商場、鑛山森林中等の動作に至るまで、又吾人の思想と趣味、努力と慰安は勿論、家庭に於ける幸福、快樂等如何にして總て之を米國風と做し得るか、又如何にして瓜哇米國間の距離を一層近からしめて彼等に米國を紹介し、生活の果して何物たるかを充分に諒解せしめ、米國蘭印間相互の需要に對する無限の連鎖を作り、此等殖民地をして永久に米國製品の好市場たらしめ得るかの問題の解決に向て進まざるべからざるものとす。

和蘭、蘭領印度間の旅行者にして米國に立寄りし少數者以外蘭領印度人にして米國を知悉せる者は、米人にして蘭領印度を諒解せる者と等しく共に極めて微々たるを免れず。然れども和蘭人及支那人は米人に對して厚意を有し、米國、米人及米國製品は漸次彼等の留意するところとなれり。故に此等諸品に對して米國通商の發展を策するは、今日を以て絕好の機會とし又心理學的刹那とす。

蘭領印度にては戰時中價格の低落、運賃の暴騰、船腹の缺乏等の爲め貯藏されたる砂糖、煙草、茶、カポック其他の多量の在荷をに賣出さむとしつゝあり。而して殖民地製品の價

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

格は騰貴して此等諸島は就中甚だ豐潤なりと雖も、歐洲諸國は目下物價は天井不知に暴騰しつゝ、各種輸入貨物の在荷の空虚を補充するに由なかるべし。

（二）四個の購買團及小心理學

蘭印在住者は男女等しく熱心なる讀書子たり。此等在住者に最も歡迎さるゝものは、母國に於ける知己朋友よりの最新の消息に亞いで和蘭、佛國、英國及獨逸に於ける近刊の新聞雜誌、小說其他の刊行物に如くものなし。彼等は此等四個國の國語に通じ、自由自在に其刊行物を讀破するを以て、文化せる北西歐洲より遠く離隔されながら母國各地の出來事に通曉し、而かも三個の外國語に通曉せる等は確に彼等の名譽とするところなり。彼等は皆會員十人以上の讀書協會を組織し、一週若くは二週に一回其會員に新刊書を配布し、各々世界の新智識を吸收することに勉めり。

瓜哇、スマトラ、ボルネオ及セレベス等の官吏は此の讀書會の會費を家賃若くは食料品同樣生活費中の重要なる費目とし、彼等は外國輸入の食料品を擇る等の贅澤は之を廢することを得、時には之を廢せざるべからざるに拘らず新刊書の購讀は絕對に彼等の生活に必要なるものと做せり。

娛樂機關として小喜劇、音樂會及歌劇興行の如きは此地方にては極めて罕にして、較々大なる都會にては時に良講演會の催あるも、僻陬の地方に至りては何等此種の開催を見ず。寂寥たる家庭の暗さと靜けさの中に永く心的燈火を點ずるものは、歐洲に於ける趣味と科學の著者に依りて給せらるゝ油に外ならずとす。）而して彼等の娛樂機關は一週五六夜の讀書會一二夜の會合若くは競馬曲馬等の遊樂に過ぎざるなり。

所謂讀書なるものは多くは書中の插畫、標題等を一瞥し、其煩瑣なる小面倒しき記事には何等意を留めず僅に彼此前後の數節を拾讀するに過ぎざるを常とす。然れども此等殖民地在住者は此種淺薄なる讀書を爲さずして何事にも研究分拆を懈らず、全部に對する部分の比例を吟味し、形式と目的との關係を洞察し、又深く著者の意のある所を稽へて或は之を攝取し、或は之を拒絕する等の煩を厭はざるなり。是れ彼等が其母國を忘れず、一度は必ず歸國せむことを思ふ唯一の手段なりとす。

蘭領東印度に在住する歐洲人は總數八萬を超ゆるも、其九割六分は和蘭人とす。即ち陸海軍人、文官、醫師、辯護士、敎師、農家、林業家、雇主、商人、輸入業者、輸出業者、僧侶其他和蘭人にして、其本國に於けるものよりも概して財力に富めるが故に、勞働者階級中には一人の和蘭人を見ざるなり

他の外國人にして多數在住する者を支那人とす。而して支那人及他の亞細亞人は、蘭人の未だ來らざる三百二十年前既に此地方に在住し、彼等の多數は中產階級に屬して小賣業を營めりと雖も、歐人の輸出入業者と土人及多くの理髮業者、裁縫師、洗濯業者、大工其他との中間に立ちて商的交涉の連鎖となり、勤儉富を得て今は大商館、大耕園、大工場の持主となりしもの甚だ尠からず。

支那人は數に於て歐洲に優り方に七對一の割合を爲せり。而して支那人の間には富の各階級を包含せりと雖も其百萬長者は遙に歐洲人よりも大なり。是れ後者は相當の富を擁する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に至れば皆其本國(和蘭)に歸還するに由るものとす。而して富裕なる支配人の生活振りは常に歐洲中流商人羨望の的となれり。此等の支配人と東部「スマトラ」の煙草栽培地或は「バンカ」「ビリトン」の錫鑛山に時を定めて出稼を爲し、前者の如く瓜哇婦人と結婚することを爲さず必ず本國に歸國する契約勞働者とは全然之を異にするを以て、此兩者を混同すべからざるものとす。

歐洲人及支那人の外に、商的可能に交渉を有して吾人の利益に値する者尚二種の住民あり。其一は土人の貴族にして殖民地の統治上和蘭官吏を補佐し、和蘭官吏の曾て夢にだもなし能はざりし特權を附與さるゝもの尠からず。

第四群に屬するものを歐洲人と土人との混血兒とし、其社會的地位は比律賓に於けるフヰリピノに酷似し、其經濟的地位は恰も歐洲人と土人との中間に位せり。彼等は歐洲人を父として其活働的性質を遺傳し、最高の地位を獲得せる者多く然かも一方には此種の高大なる抱負を缺き、多少懶惰に陷り、僅に伴儈の地位を得るを以て是れりとし、甚しきは其地位を以て普通商人よりも遙に高きものと信じ、寧ろ自ら求めて此伴儈たらむとする者さへ少なしとせず。彼等は全然手工的勞働を嫌忌し又好んで母の產地に歸村するの風あり。

土人統治者或は土人貴族は多くは敎育ある紳士にして、恰も青年支那人或は混血兒の或者と等しく蘭語も英語も共に之を讀破するの智識を有せり。

「ゼ、ダッチ、イースト、インヂアン、アーキペラゴ」誌は曾て同誌上に廣告して云く。

製造業者及外國人輸出業者へ

蘭領印度に於ける輸入業者と此地在住の歐洲人及東洋人との間に介在して重要なる仲繼を務め、新嘉坡、香港及上海方面と密接なる關係を支持し、此地に於ては萬を以て數ふべき支那人卸賣及小賣業者は蘭語を解するよりも寧ろ英語を解すること多きを以て、彼等は必ず此雜誌を繙くべきは言を俟たず。其支那商人にして各位の製品及取扱品を知り且つ愛好せしむるに至れば歐洲商人は之を輸入せざるに至るべし。故に各位は務めて各位自身を此等支那人に紹介し支那人をして各位の扱品に親炙せしむるは各位の利益なるべし。而して之を實行するには本誌に廣告するに如くものなかるべし云々。

以上叙し來りて玆に一問題を生ぜり、云く

(一)叙上四種の人種は多くは英語を解し、之を解せむことを勉め、而かも米國人に好感を有し、又米國製品の品質に對して大なる感賞を惜まず。

(二)此等住民の大多數は唯だ瓜哇の一島内に局限され、而かも島内交通の設備は世界の粹を萃めて間然するところなく又瓜哇を玄關として蘭印百千の常綠島に最近斬新の施設を示しつゝあり。

(三)加之一年一人數百弗乃至數千弗に達すべき彼等の購買力は自ら諸種享樂の熱望を惹起し、又島内銀行の組織は至れり盡せるものあり。

斯の如き四圍狀態の下に如何にすれば米國製品の販路を擴張し得るや、又如何にすれば此市場に於ける無數の新顧客に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

直接に接觸し得るやは目下焦眉の緊急問題たらざるべからず

(三)土人及輸入業者に對する提案

以上の研究範圍には蘭印諸島一切の土人と彼等日常の用具たるサロン、綿上衣、廉價の家具類、陶磁器、時計、小刀、玉蜀黍刀、蕃刀、沙嘴、鎒、踏鍬等の如何を除外し、又既に輸入業者及殖民地銀行業者の手を通じて米國製造業者及輸出業者に交渉を有せる土人の個々、會社、組合等に關しては未だ何等の推考を試みざりき。

米國製品を紹介するには土人仲間に對しては常設商品陳列館の手段を取り、器具類は總て實地に其使用法を指示し、或は簡單明瞭容易に理解し得べき馬來語を以て其用途を示し、價格は總て和蘭貨幣單位を以て指示すべく、而して其輸入業者に對しては米國通商に關する新聞雜誌類を發送して其貿易策を講せざるべからず。

(四)新顧客吸收策

カタログ、物價表等に依りて新顧客の吸收に成功する場合ありと雖も總ての場合然るものにあらず。廣告するには先つ顧客たらむとするもの丶性狀を詳かにし、如何なる手段を以て彼等に接近すべきや、又其手段に對する彼等の希望をも攻究するの要あり。「アルゼンチン」及「ブラジル」の一部に於けるが如き經驗を此地にも亦有するものとすれは、カタログ廣告法の如きは何等の用を爲すに足らざれば、寧ろ他の誘導的方法を採るの賢なるに如かざるものとす。

吾等の聽衆は多少神經過敏なるの點あり。是れ吾人の第一著に留意せざるべからざるの要點なりとす。彼等は或文學的形式を遵守するの風ありて、彼等に接近するには稍々眞面目なるを要す。從來米國商人等が彼等自身を新顧客に紹介する慣手段として使用する商事行爲上の滑稽、諧謔は此等眞面目なる紳士に對しては到底適すべくもあらず。其一半は却て彼等の誤解を來し、一半は彼等の輕侮を招くに至るべし。

斯の如くカタログ及物價表は餘りに無味乾燥にして專門的に失するを以て問題と做すに足らず。又頓智に長けたる米國商人の餘りに狎々しき廣告法も亦之を排斥せざるべからず。然れども米國廣告法は是れにて盡きたるにあらず、米國には多數の雜誌類、定期刊行物、週刊及月刊雜誌類を有し、其記事は敢て歐洲に於けるものに讓らず。其廣告手段の如きも歐洲に於ける古風の挿畫、說明等の一部の讀者を滿足せしむるに過ぎざるものに比すれば遙に其心目を惹くに足る有効のもの尠しとせず。

此等雜誌類の次善階級に屬するものに至れば文學的才幹と販賣的手腕との好結合を爲し、此異調兩樣の記者は同時に社員となり又競爭者となるの觀あり。此の如き優良雜誌に至れば其題目を一瞥すれば自ら其記事の繙讀を唆らる丶に至り、雜誌としての價値甚だ大なり。故に此等の雜誌は其文學的趣味と階級に於て他より蔑視されざるべく、又必要品並に奢侈品の一種として待遇さるべく期待するの權能を有せり。何人にも使用され得る物品に對しては、雜誌の如きに普通的廣告を爲すを以て優良とすとは今日動かすべからざる眞理たり。又利を見ることに油斷なき、兼て英語を解する人々の注意を喚起せむとするにも亦此種の物品に外ならざるなり。廣告は

何故に口語を以てせざるやを訝る者あるべしと雖も此の印刷無言の販賣者は單に多數の聽衆を有するのみならず、正當なる方法を以て其新顧客を見出すまでは常に氣長く忍耐すなるべし。是れ有口販賣者に優る二個の利益なりとす。而して國家的に實行され、而かも成功したる事物は之を世界的に實行し得るに同時に又實行せざるべからざるものとす。

（五）雜誌廣告

廣告に利用すべき米國雜誌類は新顧客本位の見地を以て其選擇を嚴にし、其題目記事共に新顧客を利すべきを思ひ、殊に其記事の如きは彼等に感動を與へ、彼等の心目を惹き、又活氣潑溂たるものあるを要すべし。而して此等の雜誌類は何等專門的性質を帶びずして一般讀者向たるを要すると同時に又一方に於て農業、工業、鑛業、林業、教育、化學、外國貿易殖民地問題其他多くの科學的問題に關する記事も無讀者をして空しく看過せさらしむる底の注意を要すべし。而して目下右の目的に合致する雜誌類二十種を得ることは敢て難事にあらざるべし。

此二十種の雜誌類を發刊の都度各種共二百部宛一中心地（例せば瓜哇スラバヤの如き）に回送し、此處にて米國政府の代表者は適當と認むる個處に之を發送すべきも、其發送先中には政府各局、讀書協會、大小都市の地方俱樂部、高等教育機關、島内の定期航海に從事する王立郵船會社（Royal Packet Navigatedn Company）に屬する六十隻の汽船、バタビヤ、サマラン、スラバヤ其他の大なる旅館、料理店等は必ず逸すべからざるものとす。

將來顧客とする價値なき團體及個人に向て無益の費用を投ずるよりも當初廣告雜誌發送先の精選に注意するに如かず。雜誌發行者及廣告主の得べき利益は其雜誌の編纂と維持とに對する考慮と正確との數量に正比例するものなるが故に、其編纂と維持とは蘭領印度に於ても亦十二分の注意を要するものとす。

雜誌代金若くは郵稅の如きは初年は其發送先より徵收すべきにあらず。然れども政府代表者は必ず同年内に正確なる購讀者名簿を作りて各發行人に送りたる後、販賣取扱人に向つて一切の事務を引繼くべきものとす。

若し政府に於て雜誌の郵送を無稅とすれば、其發行會社は好て廣告主の利益に對する好個の試鍊を提供するに怜ならざるべし。而して會社に取りても亦多數の定極め讀者と新廣告主とを得るの好機會たるべし。

政府當局も少しく前記の發展策（廣告雜誌の選擇と其一年間の配布）を擴張するに至らむと雖も、他の諸國も亦各々自國の製品に對する外國市場の發展を策しつゝある今日、米國たるもの徒に拱手傍觀の愚を學ばず、其輸出業者及製造業者の爲めに其進路を開拓すべき積極的動作を採るべきは寧ろ止を得ざるに出づるものとす。赤子の如き我外國貿易は、世界の市場戰に打勝つべく他國より送り出されたる啞聲的青年よりも於多くの注意と援助とを要するの事實は、如何に之を高調するも其及ばざるを惧るゝものなり。（藤村囑託譯）

花影半簾

●田總督の曾て歸田を賦したといふ舊作

欲濟時艱出里閭　三年吐握夢猶虛
鬢邊贏得數莖白　歸去來矣舊草廬

此の詩が一度び世に傳はると、忽ち本島讀書人の間に之に唱和するものが出て來た。適かに文章國民の餘風の見えるのも面白い。

大星朗々耀州閭　得見萊公願不虛
南國召棠今日蔭　讀書容我隱蝸廬（謝汝銓）

明公棨戟出鄉閭　惠政仁風定不虛
三百萬人齊舉首　南陽龍已起卿廬（魏清德）

南邦德化及鄉閭　物望都歸信不虛
他日樹人還樹木　行看梁棟出林廬（林佛國）

羈旅半生思故閭　功名無策酒樽廬
天南天北江山好　何處悠然結草廬（何陋庵）

復聘聲名出鄉閭　霖雨蒼生願不虛
今日人材多任用　諸君何事隱茅廬（鄭蘊公）

◉柴軍司令官を迎ふるものとしては又た御國ぶりの面白いのがある。（第二首の**み胸には**ゆれば胸間の勳章なるべし）

多賀露[illegible]子（寄）

南國の島のみいくさすべ給ふ
　君はをゝしら偉いなる君

新高の山よりたかきほまれこそ
　み胸にはゆれいと氣高くも

加藤錠五郎

いかかばり勇むなるらん島人の
　力とたのむ君をむかへて

●海南長官の北投の雜詠として臺日紙に掲げられた中で

星一つ大屯山の上に見えて
　北投の谷は靜もりゆくも

秋の水霞を溶さし色に似て
　蘇小の家をめぐりて流る

の二首は殊に好くアノ山間の景を彷彿して居るやうで誠に面白いと思ふ

◉植民といふ意味に多少でも觸れたと思ふやうなのは

野の末を移住民など行く如き
　くちなし色の寒き冬の日

長崎の船出の朝を小舟漕ぎて
　一言いひに來にしおもかげ

益荒男のをのこさびする高潮の
　高き響をなつかしみ思ふ

大船はいかりを捲きぬいざさらば
　我らの戀も終りならむか

舟破れはなれ小島に着きし身ぞ
　島つくりせむ歎きてあらじ

黒潮は東に流る臘夜の
　大わたつみは更けぬ靜かに

母といふもつらき我が母和蘭に
　ゆきにし父をおもふ秋の夜

などで其の情調は樣々に面白い。誰の作かは大てい讀者は御承知であらう。

□○子

地方事情

本島各廳の狀況

宜蘭廳

●御下賜金頒與　本年八月下旬に於ける本島暴風雨罹災者に對し、天皇皇后兩陛下より御救恤として御下賜あらせられたる恩賜金三萬圓の內、當廳下へは金二千六百二十二圓其筋より配布せられたるを以て、罹災民被害の程度を審査斟酌し、死亡及行衞不明の者には一人に付金五圓、重傷者には一人に付金三圓、住家の全潰流失には一戶に付金一圓五十錢宛配布することに定め拜受者の便宜を圖り可成其の居住地又は附近に於て配與式を擧ぐることゝし、十一月四日より同十三日に至る十日間に於て二十八箇所に式場を設け、廳長又は代理及出張警察官、參事、區長、保正、其の他重立たるものを參列せしめて聖旨を傳達し、併せて至誠奉公の實を擧ぐべきことを諭達し、達文を添へて恩賜金を配布したるに一人として皇恩の優渥なるに感泣せざる者はなかりき。

●區書記事務講習成績　第十一回區書記事務講習會は大正八年十一月十日より開催、同月二十九日講習終了、翌三十日修了證書授與式擧行。各員の出席良好にして缺席者なく、試驗成績は全平均七十七點にして最高九十二點、最低五十七點なりし。而して修了者は講習員十四名、聽講員三名、優等者三名に對しては賞品を授與せり。今回の講習は實地事務の練習を主眼とし徹底的教導を期せんが爲め、各員に對し特に優良區長役場數區に出張を命じ、一般事務を視察せしめたる上講師より諸簿冊に對し精細なる說明を爲さしめたるに其の効果多かりしが如し。因に今回よりは通譯を全廢したるに何等の支障なきを認めたり。

●大日本農會有功章贈與　藍授褒賞佩用者叭哩沙區長林維新氏は本年十月四日付を以て大日本農會總裁守正王殿下より同會綠白綬有功章を授與せられたり。表彰狀左の如し。因に同氏は十一月二十七日突然腦充血に冒されて長逝せり。享年五十九、哀悼に堪へず。

有功章贈與證狀

特別會員　林　維　新

父祖の業を襲て夙に志を農業に勵まし力を公益に竭し天與の沃地空しく荒廢に委するを慨し蕃人襲來の危險を冒して叭哩沙原野の開墾を企て刻苦經營遂に成功を致し田圃を墾成する

二百有餘町移民を招徠し稼穡を勵まし遐邇靡然として風從し來りて開墾を終り移住する者漸り多く二千五百町の田圃開けて村莊成り人烟相連るの境らなすに至る又苗圃を設け樹苗を養成し多方奬勵して森林の造殖を效し拮据鞅掌常地方の開發斯業の振興に盡瘁する多年一日の如し其功勞尠なからずとす仍て玆に大日本農會の有功章を贈與し以て其名譽を表彰す。

大正八年十月四日

大日本農會總裁大勳位功四級守正王

◉公學校聯合造林　本廳下公學校の經營に付いては將來基本財產收入を重なる財源となすべき方針にて之が增加に關し種々調查の結果、造林事業を最も適當と認め　今上陛下御卽位大典の記念として大正五年度より向ふ二十箇年間に約千甲步餘の公學校聯合造林を爲すべき計畫にて、每年度新植費三千圓と補植手入費を各公學校の學級數に依り按分支出し、成効の上は出資額に依り其の持分を定むることゝし事業進行中なるが、大正五年度に四闈堡二結庄に於ける官有原野百七十八甲步の豫約賣渡の許可を受け、同年度に八十甲步、大正六年度に四十甲步、大正七年度に五十甲步の相思樹を植栽せるに成績甚だ良好なり。而して右許可地は七年度迄にて大體の新植作業を了りたるも、大正九年度に於て成効賣渡を受くべき設計なるを以て大正八年九年の兩年度に於ては五年度以降の新植地に補植下草刈拂手入を行ひ、尙ほ九年度には更に其の西隣官有原野約三百甲步の豫約賣渡を出願して事業繼續の豫定なり。

◉第二期作水稻坪刈成績　本期水稻作況は前所報の如く開花期に於ける連日の降雨と冷涼とは成熟期を遲延せしめ粃を生ずること多く平年作に稍ゝ劣る作況を呈せり。其の坪刈成績左の如し。

堡名	調查月日	一坪の籾の升量	一升の籾の重量	前年さの收量比例	前五箇年さの收量比例
頭圍	十一月十五日	升 〇・六八	匁 二八〇	一一五	九七
員山	十一月十三日	〇・六八	二七九	八九	八六
民壯圍	十一月十三日	〇・六七	二七五	一二四	一〇三
羅東	十一月十五日	〇・七七	二六三	一一五	九七

◉坪林尾信用組合設立　坪林尾支廳は廳下主要茶產地にして茶園總面積五百五十餘甲、粗製茶年產額二十七萬斤に達するも交通の不便に加ふるに一般に富の程度低く、爲に資金に缺乏を來し、斯業發達上遺憾尠からず。之を以て一般資金の融通を潤澤且簡易ならしむると共に製品の取引を有利安固ならしむる爲め、夙に產業組合設立を奬勵し來りしが愈十一月十日を以て設立總會を開き、有限責任坪林尾信用組合（一口金十圓、總口數六百二十一口、組合員三百五名）を設立すべきを議決し目下設立許可出願中に屬す。本組合設立の曉は同地方茶業は勿論一般產業興振上にも稗益するところ尠からざるべし。

◉官鐵宜蘭礁溪間の開通　官設宜蘭鐵道第二期工事たる宜蘭頭圍間九哩一分の布設工事は大正八年六月着手せられ、內宜蘭礁溪間五哩二分は同年十一月十四日竣工したるを以て礁溪停車場を設け、十一月十五日より該區間の運輸營業を開始せり。礁溪頭圍間三哩九分も既に土工を竣へたれば不遠開通の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

運びに至るべし。

◉電力調査　叭哩沙支廳下蕃地濁水溪に於ける電力調査及測量の爲め土木局技手堀玩治外二名は十一月二十五日入蕃、濁水駐在所附近より測量着手の筈なり。

◉蕃地降雪　宜蘭廳下蕃地の氣温は十一月二十四日午後に至りて俄かに下降し、叭哩沙支廳溪頭蕃地ピヤナン鞍部附近より中央山脈一帶に渉り積雪あり。南澳支廳下ブター社藤田組銅山附近の氣温は華氏二十一二度を昇降し、結氷の厚さ一寸五分、非常なる寒冷を覺へたりしが翌二十五日は蕃地一帶に渉りて降霜あり、爲めに蕃人の主食物たる里芋及蕃薯の如き耕作物は多少の被害を免れざるべし。

桃園廳

◉金融景況　一金融の繁閑竝其の原因結果(イ)一般の商況　米價は久しく保合なりしが本月上旬内地又々騰貴の入電に依り粳糯共に石一圓内外の高値を示し弗々取引行はれつゝあり、本月移出高粳五九二石糯二三一石とす。茶況は米國市場不振の爲め大稻埕茶館に於て買付を控へたれば景氣宜しからず。百斤平均二十二圓を唱へ尚低落の模樣あり。一般金融狀態は一時旺盛なりし株熱の冷却に從ひ漸次引締り、銀行に於ても財界の現狀に鑑み貸出を警戒し臺灣銀行は本月中金利二厘引上を爲せり。銀行及信用組合の貸出及預金月末殘高左の如し

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
	円	円	円
臺灣銀行桃園出張所	三、六三二、〇九八	二、八五六、一七七	一、〇八六、〇〇六
彰化銀行桃園支店	一、四〇二、四八二	一、一二三、〇三四	八二七、四五七
新高銀行桃園支店	六四五、四三七	六二五、三四〇	二八一、四一五
桃園信用組合	一九九、四三七	一九六、一三七	一二四、四九二
計	五、八七九、四五四	四、七九九、六八八	二、三一九、三七〇

預金(貯金)

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
	円	円	円
臺灣銀行桃園出張所	四八五、四五六	二九五、九六九	二四五、六八二
彰化銀行桃園支店	四四七、九九三	四四五、〇九三	二九三、一二四
新高銀行桃園支店	七二、四六八	七五、二八六	一五六、一八四
桃園信用組合	三四、三〇六	四〇、二六九	三九、六二九
計	一、〇四〇、二二三	八五六、六一三	七三四、六一九

(ロ)産業の概況　二期作は插秧當時沿海一帶用水不足の爲め作付面積二萬六千五百七十四甲にして、爾來降雨稀なりしを以て用水缺乏し旱害面積五千八百七十二甲に達せり。而して用水潤澤の地方は日照時數多く照込み充分にして、出穗期に際し強風雨に遭遇せざりし爲め作柄極めて良好なり。收穫豫想高十九萬六千八百五十七石、前年作に比し一割七分減收、平年作に比し八分減收とす。

(ハ)其他金融の繁閑を誘致したる諸事情　特記すべき事項無し。

◉重要産物の價格竝其の變動の因果關係

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

品目	單位	本月平均の價格	前月平均價格	前年本月の平均價格	記事
粳米	一石	円 二九・九八四	二九・〇二六	円 二四・五四〇	
糯米	同	四〇・八三〇	三八・五一八	二八・〇二〇	
粗製烏龍茶	百斤	二三・〇〇〇	二五・〇〇〇	二六・〇〇〇	
甘藷	同	二・二〇〇	二・二〇〇	一・八〇〇	
仔豚	一頭	一四・〇〇〇	一二・〇〇〇	一二・五〇〇	一頭二十五斤
肉用豚	同	五二・〇〇〇	四九・〇〇〇	五九・〇〇〇	一頭百三十斤
石炭	一萬斤	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	四五・〇〇〇	切込炭

◉諸職工人夫賃額表（大正八年十二月一日調）

職名	內地人 男	內地人 女	本島人 男	本島人 女
大工	円 二・八〇〇	円 —	円 一・八〇〇	円 —
左官	三・〇〇〇	—	二・〇〇〇	—
屋根工	三・〇〇〇	—	二・〇〇〇	—
瓦葺	三・〇〇〇	—	二・〇〇〇	—
木挽	三・〇〇〇	—	一・八〇〇	—
ペンキ工	—	—	二・〇〇〇	—
鳶職	二・二〇〇	—	一・七〇〇	—
土方	一・七〇〇	—	一・三〇〇	—
人夫	一・五〇〇	—	一・〇〇〇	—
鍛冶工	四・〇〇〇	—	二・〇〇〇	—
煉瓦工	三・八〇〇	—	一・八〇〇	—
鉞力職	—	—	二・〇〇〇	—
疊職	三・五〇〇	—	—	—
經師職	三・〇〇〇	—	一・二〇〇	—
建具職	三・〇〇〇	—	二・〇〇〇	—
石工	三・〇〇〇	—	一・八〇〇	—

備考　各賃金は大正八年五月に比し平均二割の增加さす

◉**產業組合研究調査會**　當廳下の信用組合は現時二十四組合にして曩に聯合會を組織し益業務の發展を圖りつゝあるが、去月二十九日及三十日の兩日に亘り廳構內に於て各組合の代表者二十四名參集研究調査會を開き左記問題に付熱心討議したり。當日は總督府より金子殖產局屬、平田財務局屬臨席せり

問　題

一、信用組合に於ける組合員を更に一層增加せしむる良策何如。二、信用組合定款改正の件。三、信用組合事業擴張の件。四、簿册の編纂に關する件。五、肥料代金徵收に關する注意の件。六、貯金奬勵に關する件。七、銀行借入金に關する件。八、借利資金借入に關する件其他數件。

◉**蕃人集會**　蕃人指導啓發上支廳及各駐在所に部內土目勢力者を召集し、種々適切なる訓話竝に相互意思の疏通を計る手段として本年九月より實施し來るに其効果少ならず。十一月中ガオガン支廳下にて溪駐在所に召集來會せる蕃人は土目七名、勢力者蕃丁三十六名、訓諭の主なるものは

（イ）蕃童教育に關すること
（ロ）蕃社間の道路補修のこと
（ハ）蕃屋上各戶に桑植付のこと
（ニ）鐵條網電話線等に防害を加へざること等なりしき。

集會蕃人の陳述は

（イ）感冒患者少なからざるに付公醫を派遣往診投藥せしめられたし、
（ロ）蕃社內に於ける製腦原料調査の際は他社蕃人を使役せず其社內の者を傭はれたしと要求せり、
（ハ）マリコワン、キナジイ蕃葛藤事件の爲めガオガン蕃に對し狩獵銃器の貸與を停止せられたるも該事件は容易に解決すべきものにあらず、元來斯る事件に親族の間柄と雖も舊慣上其渦中に投するを欲せず。萬一助勢等

爲すものあるに於ては神靈の祟りありて病人を出す等の迷信あるにより決してガオガン蕃は應援するものにあらず、然れども目下野獸の爲め耕作物の被害を蒙ること少なからざるに付狩獵銃器貸與せられたし、

(ニ)番社間の交通路は既に補修を了したるに付一應檢分を願ふ、

(ホ)農具類購入旁々旅費自辨にて大嵙崁方面へ觀光を許されたし

以上に對しては直に公醫を派遣して診斷投藥せしめ、蕃人使役及狩獵銃器貸與は支障なきと認めらるゝものに限り要求を容れ、觀光は大に撫育啓發上有利と認め取締巡査を付して一團隊を二十名內外とし許容することゝせり。道路補修を了したる社に對しては特に其の行爲を賞揚せり。

◉感心なる蕃童　角板山蕃童敎育所生徒ローシンホラは業に勉勵頗る熱心に成績良好にして、傍ら蔬菜類の園藝をなし其收穫物を交易所等に搬出して賣り利益金を郵便貯金にして既に十餘圓に達せるに、今回竹頭角社の實兄妻を娶り婚儀の式を擧げたるに依り、其祝議として貯金の內より金一圓を出して贈りたるに、兩親は勿論兄又非常に喜びて其志を賞揚し、一廳受領したる後返贈せり。是全く敎育の賜と言ひつべし。

◉中壢國語練習會狀況　桃園廳中壢支廳管內男子竝に婦人各國語練習會聯合演習會は去る六日午前九時より中壢公學校內に於て擧行せるが、折柄の雨天惡路なるにも拘はらず管內各保正、有志及各擔任講師を初めとし所屬會員共に合せて無慮八百餘名參集し、桃園廳よりは永田廳長、中田警務課長、館庶務課長、原廳視學、龜谷保安係長及愛國婦人會桃園幹事部長永田廳長夫人、警務課長、財務課長の各夫人竝に小林中壢、北川楊梅壢兩支廳長、各公學校長、其他桃園、楊梅壢方面の有志竝に夫人等數十名參會し、席定まると共に中壢區長張鉞威は聯合演習會幹事總代として開會の辭を述べ、續いて出演者婦人會員五十三名、男子會員八十九名は各自得意の面持にて一人二分間乃至三分間宛演壇に立ち、何れも修得したる國語を以て或は國語に對する覺悟を說き、或は居村の狀況を說き、或は一家の狀態を說き、或は對話に或は唱歌に千差萬別演者の代る每に演題は內容に變化あり。殊に其間に於て、老齡の參事區長保正等の言語が流暢にして壯者を凌ぐの槪ありたると、妙齡の婦女子が演じたる唱歌の如きは柳楊頓座恰も內地女學生の其れに等しきものありて、短日月の練習にて斯くも修熟し得たるかと聽者をして舌を卷かしめたる程なりき、右終つて永田廳長は一場の訓示を與へたる後出演者に對する賞品授與あり。次て張區長の閉會の辭を以て午後三時半終了散解せるが、當日は同地方に於ける稀有の盛況なりきと。因に中壢支廳管內に於ては國語練習會九箇所同分會三十二箇所、會員男子部二千一百五十五名、婦人部四百三十二名、總計二千五百八十七名ありて、當日各會より選拔したる出演者申込人員は實に二百五十名の多數なりしも、會場時間の都合上約半數丈け出演し得たるが、右は何れも練習會に於て始めて國語の練習を爲したるもの而已にして、會員は少なきは一箇月以上多きは三箇年の修業者（但し男子部は夜間一週平均二日、婦人部は晝間一週一日何れも一回二時間宛授業）なりき。講師は公學校職員及各派出所警察官竝に其他夫人、各學校卒業生の本島人等一會場に二名宛無報酬にて敎授に努力しつゝあり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺中廳

●節婦祝壽會　廳下牛罵頭街製帽業者蔡年亨氏母堂陳氏錦は幼少の時より學を好み文に就き四書女試、周官百秩等の書を學び貞淑の名高かりしが、牛罵頭街の名家蔡鴻猶氏之を聞き二男の爲に婚約を爲したるは同女十九歳の時なりし。然るに越えて二年後に至り二男不孝にして病後の訃至る。錦女は慟哭措く處を知らざりしが、彼は言へり「吾甞て烈女傳を讀み、貞婦は二夫に見えざるを知る、吾未だ甞て夫を識らずと雖一旦夫婦を契りし上は是れより蔡家に適き、身を以て亡夫に代り、舅姑に仕へて孝養を盡さん」と。父母は之を憐み他に良緣を求めんとし、百方諫止すれども志堅くして之を聞かず。舅姑之を聞き彩輿を備へて之を迎へり。沿道の官紳喧傳して之を稱し、衣冠を具して入門を迎へ其德行を稱せりと。爾來能く婦道を守り、舅姑に仕ふるに孝道を以てし同族の人々に親しみ恭儉以て家計を治め苦節を全ふし貞節の譽れ益高し。其後現戸主年亨を養ひて嗣と爲し且つ年鵬・年驥の二子を養ひて撫育し、殊に敎育に意を用ひ、嚴にしては亡夫に代り、義にしては師に代れり。年亨長ずるに及んで公學校を經國語學校に學び、今や實業界に身を投じて名聲嘖々、財を積む數十萬に達せり。年驥又山口縣中學校を卒業し、年鵬と共に地方一流の紳士となり家門愈々榮へんとす。是れ全く同女多年の積德に依らざるはなし。甞て明治二十七年旱魃あり、稻苗將に枯死せんとするや地方紳民壇を築き同女に雨を祈らしめたるに、所謂至誠天に通じ、翌日沛然として降雨至り豐收を得たりと。今に其德を稱せざるはなし。晩年慈善を樂み資を捐て窮民を賑はすこと屢々なり。

年亨氏は母堂の五十歳に達するや大いに壽を祝せんとせしに錦女は徒事なりとして固辭せしも、知人親族等は錦女の篤行稀有にして世道人心に資益する少らざるを以て切に其祝壽を勸め、遂に十二月四日より七日に亘り盛宴を張りたりしが來會者は當地方は勿論全島各地より參集し來賓六百名に達し、全島各地の詩人墨客より寄せ來る祝文祝詩二百五十通を算せり、十二月七日加福廳長を始めとし地方內地人數十名を招き祝宴せり。而して錦女史の貞節は舊例に依り彰化節孝祠に祭らるゝことゝなれり。

●東勢角風俗改良實行會　東勢角公學校敎諭朱阿貴及賴雲祥（愛知農林學校卒業）氏等が島民の因襲的迷信陋信あるが爲種々の弊害を釀し地方發展上の障害尠からざるを覺り殊に近年歐洲戰亂の結果精神上物質上多大なる影響を受け國家の前途地方改良の一日も忽にすべからざるを感じ、有志者と謀り支廳長、公學校長の賛同を得て組織したるものにして、發起人等は各廳下に於ける同風會、風俗改良會を實地に視察し、其盛衰の狀況又は因由等を研究し、堅實に永續實行すべき方法を講じ、先づ具體的に冠婚葬祭に關する迷信陋習を打破して濫費を防ぎ之を利用する途を知らしめ、漸次一般風俗改良の步武を進めんとするものなるを以て其結果は蓋し見るべきものあるを信ず。十二月八日東勢角公學校に於て發會式を擧行せしに、會員約五百名集會し其發途を祝したり。當日加福廳長は特に臨席して左記要領訓諭を與へられたり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲訓示事項

一、地方を富まし民力を增さんには產業を興さゝるべからざるを以て今迄專ら產業に力を注げり。是より風俗改良に着手せんとする際、恰も當東勢角風俗改良會の發會を見るに至り、而も會員の自發的なるを認め誠に喜びに堪へざる所なり。今後本會に倣ひ各地に開會せしめんと欲す。諸君は名譽ある先覺なれば堅實なる發達を遂げしむる樣努力を要せざるべからず。

一、本會は冠婚葬祭の費用を節するを目的とするも、儀式の尊重すべきを認めらるゝは疑を容れず。抑も生れる、婚する、葬るの如きは人生の大事にして宇宙の偉大なる力に對し感謝すべきは勿論にして其儀式を重ずべきも徒らに多大の費用を投ずるの要なかるべし。

一、本會は前に報告ありし如く先づ冠婚葬祭を主とするも漸次他方面にも及ぼす趣旨なれば大に贊意を表する所なり。風俗改良は國語の普及敎育の進步と結付け、本島をして內地と同等の位置に進め、一致團結以て國運の發展を圖るを眼目とせざるべからず。國家は多くの國の間に介立し相互間の競爭は一日たりとも絕することなし。仍ち戰時にありては銃劍の爭となり、平時にありては商品の競となるを以て國民の一致結合を要するは勿論なり。國民の結合には同じ言語風俗、習慣、法律、宗敎を有せざるべからず。就中言語の同じからんこと第一緊要なり。島內に福建、廣東、種族ありて其言語同じからず。同福建種族も亦所に依り言語を異にして其不利不便甚し、是れ國語硏究會を獎勵し公學校に於て國語を敎授する所以なり。

一、私が常に學校に於て訓示する所は、生徒は內地人臺灣人と考へず自分は日本人なりと覺悟するを要す。而して本島人生徒は內地人生徒を師とすべく內地人學生は本島人に對し親切に導き、決して輕蔑すべからざることを以てし、尙本島人生徒には內地人に侮らるゝは身體の不潔に依ること多ければ淸潔にすべきこと、虛言を吐かざること、公德の守るべきことを以てせり。此等の總てに於て內地人と同じからしむるは卽ち風俗改良の趣旨に外ならず。

一、臺灣人の風俗中に是非改良せざるべからざるものあり。相續、婚姻の如き是なり、卽ち遺產分配に關しては死後の紛爭を避くる爲遺言の必要あるべし、又婚姻に關しては聘金の多少媳婦仔、婚媒嫺を廢せざれば人身賣買の嫌あるのみならず本島人と內地人との婚姻は望むべからざるべし。

一、宗敎に關しても諸君の信ずる宗敎其のものは宜しきも之を取次ぎする番人の惡用すること少からず。孔子病める時弟子神に祈らんと申せしに孔子は自分は心中常に神に祈り居ると云はれたりと。人は平生心中神に祈ること大切なり。心中神に祈れば自ら善を爲さずして心自ら安し。惡を爲す者は如何に豚肉等を供へ銅鑼を鳴らして祈るも効果なし。故に迷信を避け病あれば文明の醫師に診斷を受け安じて治療を加ふべきなり。而して尙癒えざるば天命にて已むを得ざるものと諦むる外なし。

一、風俗改良に就ては內地人の風俗にも良からざるものあり。例へば酒に醉ふて途上に倒るゝが如き、生水を飮むが如き是なり。之等は模倣すべからず。

以上陳述せし所は畢竟するに本島人をして內地人に化せしむる目的に向つて進まば本改良會の主旨も徹底する次第なれば十分の努力を望む。

◉學事會議　大正八年十二月一日より四日に至る四日間臺中女子公學校講堂に於て廳下小公學校長及分校竝分敎場主任を召集し學事會議を開催せり。總督府よりは特に野口視學官及土性視學臨席せられ、各校長は孰れも諮問事項其他に對し熱烈なる答申ありて終始頗る緊張せる會議なりき。今會議事項を擧ぐれば左の如し。

▲諮問事項

第一　戰後の思潮の變動又は物價騰貴に伴ひ卒業生及上級兒童の思想に及ぼせる影響竝實際生活上に現はれたる現況如何

第二　敎務打合會をして今後益々活動せしむべき方法如何

第三　訓練上如何なる點に最も注意しつゝありや

第四　社會敎育の普及竝之れが發展策に關する意見如何

第五　地方啓發に關する小公學校の施設狀況如何

第六　公學校と保甲との接觸狀況如何

第七　修業證書授與を廢せむとす之に對する意見如何

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲注意事項

第一　勅語謄本取扱方に關する件
第二　職員採用内申に關する件
第三　學校衛生に關する件
第四　同窓會指導に關する件
第五　兒童貯蓄奬勵に關する件
第六　農業實習に依る收益金に關する件
第七　備品保管並利用方法に關する件
第八　物品購入並修繕工事に關する件
第九　兒童在籍及入學報告に關する件
第十　學事月報に關する件
第十一　年報兒童年齡表の件
第十二　年報職員及學務委員表の件

▲協議事項

第一　學務委員に一定の徽章を附與するの件
第二　巡廻文庫設置に關する件
第三　式日兒童に配與する祝菓其他に關する件
第四　職員補充に關する件
第五　書房監督指導に關する件

尙上記の外各學校長よりの提出事項二十件を附議し最後に懇切なる廳長の訓示あり。十二月四日午後〇時半閉會す又會議終了後鑿に東京外二縣へ出張せられたる長井彰化第一公學校長の教育視察談ありたり。

◉農產物品評會　臺中廳農會に於ては本年度より全支會下の稻立毛競作會及び共同苗代品評會を廢し以て各支會に其主催を移し、本會(廳農會)の指導奬勵と相俟つて地方產業の改良發達を圖る事とせり。

爰に於て臺中支會に於ては本年九月中旬を期し、農產物品評會開催の計畫をなせるが不幸にして八月中旬臺中街に於ても虎列刺病進入する處となり、加ふるに同下旬大暴風雨の爲め農產品評會の主位に屬する芎蕉は全滅の非況に陷りしを以て一時延期の無止に至り爰に十二月十五日再開催せることゝなれり。今其概況を述べんに次の如し。

一、品評會の經費　品評會の經費は臺中廳農會補助を主とし他は地方篤志家及び會員の寄贈金を以て之に充てたり。

二、會場　會場の内式場は臺中小學校講堂を以てし陳列場は臺中女子公學校講堂外一室を以てす。

三、出品物　(イ)現場審査の分共同苗代は第二期作を以てし其數四十九箇所、土囊豚舍審査は八月下旬設置數三千二百五十三箇所の内八百二箇所實行。(ロ)陳列場内出品物　陳列場内出品物は玄米三百十二點を最多とし蔬菜二百三十八點、甘藷百二十一點、落花生百二點、芎蕉五十四點、果實類九十六點、其他林產物、木材、同加工品農產物同加工品三百九十六點計一千三百十九點に達せり。右出品點總數四千五百七十二の内審査の結果入賞者數を示せば次の如し。

品目＼等級	特等	一等	二等	三等	四等	計
土囊豚舍	一	三	六	一二	一〇〇	一二二
共同苗代	—	一	二	五	一〇	一八
芎蕉	—	一	三	五	八	一七
煙草	—	一	二	八	—	一一
黃麻	—	一	二	八	—	一一
玄米	—	二	五	八	一五	三〇
甘藷	—	—	一	三	六	一〇
蔬菜	—	一	三	五	八	一七
落花生	—	—	一	三	六	一〇
果實	—	—	二	三	六	一一
其他	—	—	二	三	六	一一
計	一	一〇	二九	六三	一六五	二六八

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

内特等及び一等入賞者次の如し

特等賞	土蕃豚舍	頭汴坑庄第二保
一等賞	同	車籠埔庄第一保
同	同	太平庄第二保
同	土蕃豚舍	四張犁庄第一保
同	共同苗代	頭汴坑庄張香婆
同	芎蕉	車籠埔庄張清河
同	玄米	同　鄭阿發
同	同	東勢仔庄林貴
同	蔬菜	大里杙林鼻
同	煙草	舊社庄林永蘇
同	黃麻	員林支廳貢獻

四、褒賞授與式　褒賞授與式は十二月十五日午前十時半四宮品評會副會長により開會挨拶せられ、菅野審査委員長の審査講告、金子品評會長の褒狀授與同式辭、加福名譽會長の訓諭、殖産局長閣下の訓示、林臺中區長の祝辭出品人總代答辭ありて午後一時半閉會せり。終りて臺中廳農會長より農事功勞者松岡富雄氏に對し、大日本農會總裁殿宮殿下より授與せられたる有功章傳達及び農會囑託員鬼倉要造、大津山勇造、瀧川半右衛門、三氏に對し表彰ありたり。因に同日授與式に參加せるは殖産局長閣下を始めとし朝野貴賓約四百名出品人約五百名にして、さしもの廣大なる講堂も滿場立錐の余地なく盛會を極めたり。

會開催中陳列場の觀覽者は地方農民を主とし小公學校生徒其他を加へ無慮二萬五千人を踰え當地農事奬勵として空前の盛況を見たり。顧りて其効果を考ふるに、直接間接幾多農民の智能を啓發し以て農事改良發達上裨益したること多大なりしと信ず。

今審査委員長の審査講告文を示せば次の如し

審査講告

本日をトし第一回臺中支會農産品評會を開催せらるゝに當り小職乏しきを審査委員長に承け玆に其成績を報告し得るは最も光榮とする所なり。

仰も今回の出品は土蕃豚舍共同苗代より農産物全般に亘り其總數四千五百七十二點に達し實に能く地方産業の眞相を窺ふに足るものあり。之れを通覽するに優秀なるもの多く誠に欣喜に堪へざる處なり。今左に概評を試みて參考に供せん。

一、土蕃豚舍は奬勵の日尙淺きに不拘建設數旣に農家戸數の約七割に達し就中車籠埔、頭汴坑派出所管内の如きは他に率先し、今や農家として之れを造らざる無き有樣なり。其構造に至りても大部分は床にセメントを用ひ、肥料溜に屋根を葺き、採肥上並に耐久上完全無缺なるもの多く、加之之れが利用に至りても遺憾無きの域に達せるもの尠からず。然れ共一部小數なる地方に於ては築造數尙僅少なるのみならず。其構造も極めて幼稚にして未だ充分の形態を爲さゞるものあり。土糞の製造は綠肥の栽培と共に農家自給肥料の首位にあるものなれば宜しく前記各地を範として改造すべきなり。

二、共同苗代は從來に例を見ざる好成績にして殊に頭汴坑、大坑、車籠埔の如く嘗て設置したること無き山間にも普及し、且其形狀苗共に一般に優良なりしは深く滿足とする所なり。將來益々發達せしめ管經理監督等に共同の實を擧ぐるに努むべきなり。

三、玄米にありては栽培技術の進歩、施肥量の增加、調製の精良となりたる等審査長の最も愉快に感じたる所なり。品種は二次の米種改良を經て著しく統一せられたれ共一般に米粒の整一ならざる缺點あり。這は純系育種に依りて早晩改良せらるべきものと信ず。米質を左右する重要なる要素は籾の乾燥にあり。出品物中乾燥の良好なるものあれ共中に不充分のため著しく色澤を損せるものあり。又往々胴割れの甚しく多きものを見たり。こは收穫の適期を誤りたる爲に生ずること多し。宜しく注意すべきことなり

四、果實の内主なるを芭蕉及柑橘類とす。共に颱風の爲め著しく收量と品質とを害せられ優品を見ざるは遺憾なり。出品芎蕉中二三の優良品あり。又一般に黑星病に罹りたるもの少なきは悦ぶべし。只果實瘠痩にして豐圓ならざるもの多きは風害のため營養を害せられたるにも因るべしと雖も又收穫期早きに失したるもの少なからず。當區域の芎蕉は殆んど仙人種にして萎縮病に對する抵抗力强く山地の栽培に適するを以て全廳下に奬勵しつゝある處なり。然れ共其栽培地は主として山腹にして施肥をなすもの極めて稀れなり。斯の如きは永久に栽培する所以に非ず。宜しく適當に施肥の途を講じ地方を維持す

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べきなり。又芎蕉を市場に搬出するに當り一果手毎に切り放す弊習あり。爲めに內地輸送中腐敗を招く因をなすこと多し。搬送の方法を改良し全房にて搬出するに努めんことを望む。

柑橘類に椪柑の二三良好なるものありしと雖も概して手入の充分ならざるもの多し。其他の果實は季節の關係上良品を出し得ざるを遺憾とし當區域中大坑、頭汴坑、車籠埔等の山地は柑橘其他各種の果實栽培に適するに不拘今尙幼稚の域にあり。大に奮勵努力せられん事を望む。

五、蔬菜は主要食料にして其栽培も亦有利なるに拘らず發達極めて遲々たる感あり。今回の出品物を見るに概して內地種に優良なるもの多く、殊に內地人の栽培したるもの一層優良なる傾あり。內地種蔬菜は品質良好なるを以て本期其栽培を奬勵したる處にて今斯くの如く多數に優良なる內地種の出品を見たるは未曾有の偉觀あり。是等は發達の可能を表はすものにして將來大に努力すべきなり。其他煙草は延時著しく品質向上したりと雖今尙施肥を惜む結果品質の不良なるものあり。栽培時期を早むることは概して天候作業等の上に有利なり。宜しく當局の指導に從ひ改良すべきなり。

黃麻は從來全部幼麻とせものを需要の趨勢に鑑み特に精製纖維とする様奬勵したるものなり。

初回の製品としては品質良好なり、將來成可く斯種の製法に據らんことを望む。

要之今回の出品物は一般に優秀なるもの多く、產業の發展を表示すると同時に尙前途改良發達の余地多きを示すもの大なり。今審査の成績に鑑み特等一點、一等十點、二等二十九點、三等六十二點、四等百六十五點を撰拔撰賞せり希くば襃賞授與あらんことを謹んで申請す。

大正八年十二月十五日

第一回臺中支會農產品評會審査委員長

臺中廳技師從七位　菅野修一郎

◉甘蔗萎縮病驅除豫防に關する協議會　本廳に於ては十二月十七日午前九時より廳下各製糖會社農務主任を召集し、甘蔗萎縮病驅除豫防に關し協議會を開催したるが、督府より三宅技師臨席し本廳より小山庶務課長、菅野技師、四宮保安係長其の他係員出席せり。今協議の事項を記すれば左の如し。

(一)品種更新の計畫に關する件　近時實生及詔谷山の如き品種幾分普及し來れりと雖も尙はローズバンプ種の作付に及ばざること遠し。蓋しローズバンプ種は廳下に於て殆んど理想の品種として取扱はれつゝあるも、比較的耐風力薄弱なると萎縮病に對する罹害步合高き缺點あるは一般の認むる所なり。依つて此の際事情の許す範圍に於て品種更新の計畫を立て適度に品種の配合を行ふ必要あるものと信す。即ち督府の方針に從ひ中間苗圃の徹底的擴張を圖らんとす

(二)被害甚しき蔗園より採苗の取締に關する件　本廳に於て基本調査の結果各圃場の被害程度界分明せるを以て、本調査に基き被害激甚なる圃場には標識を立て其の地域の蔗園より採苗を禁止せんとす。(罹害五割以上の蔗園)

(三)被害甚しき蔗園の處置(株出及二回株出竝連作取締等)に關する件　二回株出又は連作の不利益なるは一般に熟知せる處なるも所要耕作面積の獲得困難なる關係上已むを得ずこれを行ふ傾向あり。されど之等は會社永遠の爲め執るべき方法に非らざるを以て被害甚しき蔗園の二回株出を禁止し尙は新植と雖も罹害程度の甚しきものは之を禁止せんとす。但し罹害五割以上のもの。尙は贌耕政策は勢ひ連作に陷るを以て一般勸誘に依り六年二輪作を奬勵せんとす。

(四)土糞竝綠肥奬勵に關する件　從來會社に於て奬勵し來れる肥料は主として金肥に重きを置き、力肥の奬勵に意を用うること薄き傾向あり。然るに近時廳農會に於て奬勵の結果土糞綠肥の生產增加しつゝあれば會社に於ても此の方面に全力を傾注する必要あり。

然り而して贌耕地方に於ける農家の內には土糞豚舍を構設し乍ら利用の途乏き爲め其生產を爲さゞる傾向あれば斯る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方に於ては會社と農家と契約せしめ土糞の奬勵をなし之を購求する樣取計はんとす。又綠肥は本廳に於ても本年より模範田設置の豫定なるが會社に於ても自作を講じ、尙は一般農家に對しては奬勵方法に出でられんことを望む。

(五)早刈竝早植奬勵に關する件　本件に付ては會社に於ても此の方針に基き實施しつゝあるが如きも尙は之が實現を見ざるを遺憾とす。將來勵行せられんことを望む。

●農事功勞章の授與　臺灣新聞社長松岡富雄氏は夙に殖産興業の發展に意を注ぎ、明治四十年臺中に甘蔗栽培竝製糖業を經營し、爾來不毛地の開拓及甘蔗高地苗圃の設置、水田甘蔗作の唱導改良、糖廍の創設、近くは松岡拓殖會社を興し比律賓に四千町步の開墾地を穫得して「マニラヘンプ」を栽培する等銳意農事上の改善發達に努力し其功績尠らざりしが、過般大日本農會より農事功勞者として選奬せられ綠白綬有功章竝證狀を贈與せられたり。今同氏の本島に於ける略歷を記すれば左の如し。

一、明治三十六年より三十九年迄臨時臺灣糖務局大目降試驗場囑託となる
一、四十年より四十二年迄臺中に於て甘蔗栽培竝に製糖業を經營す
一、四十三年帝國製糖株式會社設立に盡力し其の設立と共に重役に擧げられ今に至る
一、大正四年松岡拓殖會社を興し臺中、嘉義、新竹の各廳下に於て不毛地開墾の事に當り今日に於ては水田、畑、造林地各數百甲を完成し稻作蔗作を經營し新竹廳に於て改良糖廍を經營しつゝあり而して同會社の事業として比律賓に四千町步の開墾地を穫得し既に其半を成功して「マニラヘンプ」を栽培しつゝあり
一、同六年臺灣新聞社々長に擧げられ今日に迨ぶ

▲主なる功績

一、甘蔗高地苗圃の設置、模範的甘蔗栽培、改良品種の普及等にして氏が臺中に來れる當時の蔗作は未だ舊態を脫するに至らず栽培品種の多くは在來種にして嘗に輸入せられし優良外國種の如きも栽培の方法宜しきを得ざりし爲其能力を發揮する能はず却て退化の傾向さへ認められ其普及意の如くならざる狀態なりき。氏は之を嘆し進で模範的甘蔗栽培をなして農家を刺戟し、一面廳下東勢角支廳馬力埔に高地苗圃を設置して健全なる優良苗を供給し且改良種の普及に努めたるものにして今日の蔗作の發達上貢獻せる所尠からず。殊に高地苗圃事業の如き其功績最著しく、現に殖産局に於て經營しつゝある大南庄苗圃は實に氏が經營せる所のものなり。
一、水田甘蔗作の唱導實施　今日中部臺灣糖業の大部分を占有するは水田甘蔗作なれども氏の來中の當時は甘蔗は畑或は山地の作物として取扱はれ居る有樣なりき。然るに中部の地は畑地竝に蔗作に適する山地に乏しく之に代るに肥沃なる水田豐富なるを以て、氏は中部糖業の將來は本田に蔗園を設くるにありとなし、且各方面より調査研究の結果其有利なるの確信を有するを以て玆に水田蔗作の唱導始せり。然るに當時の一般は氏の識見を認めず冷笑輕視せる有樣にして、一方蔗作農家は殆んど耳を傾くる者なく、甚しきは氏の奬勵をなして農家の利益を侵害するが如く誤解する者ありて其困難筆舌に絕するものありしも、不撓不屈なる氏の熱誠は漸次功を奏し遂に今日の水田甘蔗作の隆盛の因をなし、延いて中部臺灣糖業の基礎を鞏固にせる功績を殘すに至れり。
一、改良糖廍の設立　中部臺灣に於ける改良糖廍は實に氏に依りて創設せられしものにして、精密なる調査の結果「マニラ」式製糖法が當時の臺灣に最適應せるを發見し率先同式工場を臺中に建設し範を示せるものにして亦以て中部臺灣糖業發達史上沒すべからざる功績と見るべきなり。

●臺中廳產業組合　大正二年二月臺灣產業組合規則の施行せらるゝや一般產業者に對し組合法の精神竝に組合設立の有利なるを知悉せしめ之を勸奬するに如何なる方法を以てするかは各廳共に考慮を要したる處なり。臺中廳に於ては先づ廳直轄及支部所在地に信用組合を組織せしめ、廳の指導監督の下に模範組合たらしめ、所謂百聞一見に如かずの諺に從ひ順次事實上の問題として農村に普及し設立せしむるを以て最も捷徑且效果あるべきを信じ、爾來此の方法に基き適切なる奬勵を加へたるに、左表の如く十一月末現在に於ては信用組合其の他の組合を合せ總數三十五を算するに至れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年次	信用組合	購買販賣組合	購買組合	販賣組合	計
大正二年	三	—	—	—	三
同　三年	二	一	—	—	三
同　四年	四	—	二	—	六
同　五年	四	—	—	—	四
同　六年	四	—	—	四	八
同　七年	七	—	—	—	七
同　八年	四	—	—	—	四
計	二八	一	二	四	三五

今大正八年十月末に於ける信用組合の事業狀況を見るに左表の如し。備考　潭仔墘信用組合は十月十日より業務を開始し未た創業費を償却するに至らず、從て損失金を見たり。

臺中廳管內信用組合表

（大正八年十月末日現在）

區分 組合名	組合員數	出資口數	貸方 未拂込出資金	貸付金	土地建物什器	有價證券	預ケ金	假渡金	現金	合計
有限責任臺中協贊信用組合	一、一九八	五、八一四	八、七九〇、〇〇〇	五六四、八四三、六八〇	四、七二六、九〇〇	—	一一五、一〇〇、〇〇〇	—	一二、五八六、四六〇	七〇六、〇四七、〇四〇
保證責任臺中興業信用組合	五六三	二、四九〇	四五、〇〇〇	三〇二、三一一、六〇〇	四、五四九、三四〇	一八三、七〇〇	一三、六二二、八二〇	四六四、五二〇	一、三八五、二九〇	三二二、五六二、二七〇
有限責任彰化同	四八	五八九	—	四四、八五五、〇〇〇	六〇一、五五〇	—	四三五、九九〇	—	六二六、五八〇	四六、五一八、九二〇
同　員林同	一、八六八	五、五六九	一〇、三三五、〇〇〇	三三五、〇九九、〇〇〇	一、五三六、四〇〇	一〇〇、〇〇〇	二二、〇二六、六九〇	—	二、八一九、四五〇	三七一、七一六、五四〇
同　葫蘆墩興產同	一、二六四	一、九〇六	五、一九六、〇〇〇	四七六、七九七、〇〇〇	九三〇、七一〇	—	七六、四九二、二〇〇	二五〇、〇〇〇	二、三一六、一九〇	五六一、九八二、一〇〇
同　鹿港同	一、四九〇	二、九七五	七二、一一七、五〇〇	三〇八、〇一四、七一〇	五四七、三三〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—	四、二二三、四五〇	三八九、九〇二、九九〇
同　北斗同	一、六八〇	四、〇〇〇	六〇、六四〇、〇〇〇	三四八、一八一、〇〇〇	一、五〇四、五七〇	—	一一一、〇〇〇	—	八、七七一、七一〇	四一九、〇〇八、二八〇
同　大甲同	三八八	九〇四	一、二二七、六〇〇	一〇〇、一九〇、〇〇〇	二三五、二九〇	—	一五、八九七、八〇〇	—	一、八〇四、一五〇	一一九、三四四、八四〇
同　臺中同	二五五	一、〇五八	一、一八〇、〇〇〇	一〇五、七四五、〇〇〇	二三九、七四〇	—	二六九、〇六〇	—	六〇七、三七〇	一〇八、〇四一、一七〇
同　彰化同志同	六四六	五、三九八	一五、五七一、〇〇〇	二六三、〇五五、〇〇〇	一、九三五、二四〇	一〇〇、〇〇〇	三、六〇四、〇〇〇	五、〇〇〇	一三、二二六、一九〇	二九五、四九六、四三〇
同　沙轆恒產同	八四六	二、〇〇〇	五二、五一五、〇〇〇	二六三、二九九、〇〇〇	二三七、三一〇	—	三七九、六四〇	—	五、七八三、一六〇	三〇二、二一四、一一〇
同　牛罵頭同	九七八	一、七五六	一八、八〇一、〇〇〇	三二六、九三二、四五〇	一八一、六〇〇	八一三、一二〇	一〇、五〇一、二四〇	—	九、九六一、七八〇	三六七、一九一、一九〇
同　二林同	六四七	一、〇〇〇	八二、五〇〇	八八、七六三、〇〇〇	二五二、六七〇	—	四八三、七六〇	—	一五、四六六、〇一〇	一〇五、〇四七、九四〇
同　下見口同	四九二	八四九	九、九六六、〇〇〇	四三、四三五、〇〇〇	六二二、八六〇	—	六、五一〇	—	一三九、四三〇	五四、一六九、八〇〇
同　和美同	七一六	一、〇四〇	一〇、六五七、五〇〇	六九、五七九、〇〇〇	七九七、九八〇	—	五、八七三、五三〇	—	五、〇〇三、二九〇	九一、九一一、三〇〇
同　大肚同	五四三	一、二五一	—	一二五、九二九、〇〇〇	二四二、六二〇	—	一、八七五、九九〇	—	七、三四八、八五〇	一三五、三九六、四六〇
同　社頭興農同	六〇六	七五一	七八、〇〇〇	七〇、八三六、〇〇〇	—	—	四四、三二〇	—	二、〇五八、一六〇	七三、〇一六、四八〇
同　四大墩同	三九三	九七九	一五、二一六、五〇〇	七〇、四七五、〇〇〇	五二四、八二〇	—	二、二五〇、二六〇	一一五、三〇〇	八一七、六〇〇	八七、三三九、四八〇
同　嘉犁同	四四二	六五三	四、四二九、〇〇〇	三七、二一四、〇〇〇	二〇七、七九〇	—	八五五、九〇〇	一四、〇〇〇	五四、六〇〇	四二、七七五、二九〇
同　溪湖同	七〇〇	一、一六二	一五、一〇六、〇〇〇	八三、八一五、〇〇〇	五三五、八二〇	—	五六、六一〇	—	一、三七七、四七〇	一〇〇、八九〇、九〇〇
同　白沙同	四五一	七六一	四、五六六、〇〇〇	二五、八七〇、〇〇〇	五〇五、七八〇	—	二、五五〇	—	二二六、九六〇	三〇、九六九、二九〇
同　燕霧殖產同	三二四	七〇一	三、八二四、〇〇〇	二七、八六〇、〇〇〇	一九二、八二〇	—	二、〇〇〇	—	一二、一八〇	三一、八九一、〇〇〇
同　彰化振業同	九七八	二、八三七	九三、五三五、〇〇〇	一四二、四八〇、〇〇〇	五二八、七八〇	一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四二七、四八〇	二四三、一七一、二六〇
同　犁頭店鴻業同	四三一	一、二〇六	二一、六二二、五〇〇	九〇、三二五、〇〇〇	四二四、一二〇	—	一五、八六八、四六〇	—	一、〇二四、八八〇	一二七、二六四、九六〇
同　關帝廳同	四三九	八七二	六、九八二、〇〇〇	二八、〇五五、〇〇〇	四〇一、九九〇	—	—	—	一、七四二、〇七〇	三七、一八一、〇六〇
同　東勢角同	六八〇	一、一五五	二六、五六五、〇〇〇	三五、〇三〇、〇〇〇	四二二、九九〇	—	二三、五五九、五三〇	—	三八一、二五〇	八四、九五八、七七〇
同　潭仔墘同	四七一	一、〇三七	二七、九九九、〇〇〇	九、九七〇、〇〇〇	五五六、四〇〇	—	五五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六三、九一〇	三九、五三九、三一〇
合計	一九、五三七	四六、四九三	四六五、〇三七、一〇〇	四、五六八、九五九、四四〇	二一、六二一、二二〇	一、二九六、八二〇	三一九、八六九、八六〇	一〇、四八〇、八二〇	九八、五五五、九二〇	五、二九五、三八九、一八〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分 組合別	借方 出資金	貯金	準備金	各種積立金	未拂配當金	借入金	剩餘金	合計
有限責任臺中協贊信用組合	一九〇、七〇〇、〇〇〇	四〇九、九七五、六五〇	四一、五六一、八八〇	七、九七八、九七〇	五一、二〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、八〇一、三四〇	七〇六、〇四七、〇四〇
保證責任臺中興業信用組合	一二四、五〇〇、〇〇〇	七四、九五九、四五〇	三〇、九四〇、六六〇	一五、七七九、四六〇	六五七、六〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、七二五、一〇〇	三二二、五六二、二七〇
有限責任彰化同	一九、四五〇、〇〇〇	一一、四〇五、四九〇	七、一〇四、六〇〇	二、五〇〇、七〇〇	—	五、六〇〇、〇〇〇	二、四五八、一三〇	四八、五一八、九二〇
同員林同	一三九、二二五、〇〇〇	一一四、七九八、七三〇	三三、〇七五、五九〇	三三、七〇八、一七〇	三九、五五〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二一、八六九、五〇〇	三七一、七一六、五四〇
同葫蘆墩興產同	九五、三〇〇、〇〇〇	四一九、六八七、五五〇	二一、四六五、二二〇	四、五七一、六一〇	四八五、六六〇	—	二〇、六七二、〇六〇	五六一、九八二、一〇〇
同鹿港同	一四八、七五〇、〇〇〇	一四八、二七七、九四〇	一八、二八二、一〇〇	七、八八四、一五〇	—	四九、一四七、六二〇	一七、五六一、一八〇	三八九、九〇二、九九〇
同北斗同	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九七、一二三、一四〇	一七、七三〇、五二〇	八、〇〇〇、〇〇〇	—	七一、〇〇〇、〇〇〇	二五、一五五、六二〇	四一九、〇〇八、二八〇
同大甲同	二七、一二〇、〇〇〇	七七、四七五、二〇〇	七、一八〇、六五〇	一、四八五、九五〇	—	—	六、〇八三、〇四〇	一一九、三四四、八四〇
同臺中同	五二、九〇〇、〇〇〇	二八、九五九、九一〇	四、〇六二、七〇〇	二、七五八、七五〇	—	一一、六〇〇、〇〇〇	七、七七九、八三〇	一〇八、〇四一、一七〇
同彰化同志同	一九九、九〇〇、〇〇〇	四一、一八五、六〇〇	二〇、三五九、九〇〇	五、六二五、六二〇	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、四三七、三一〇	二九五、四九六、四五〇
同沙轆恒產同	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二六、〇五六、一七〇	一六、〇五四、九七〇	六、五八八、八八〇	—	四一、〇〇〇、〇〇〇	一二、七一四、〇九〇	五〇二、二一四、一一〇
同牛罵頭同	八七、八〇〇、〇〇〇	二一六、〇三六、六〇〇	一一、二三九、四三〇	五、五六九、七一〇	一四、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、七四一、四五〇	五六七、一九一、一九〇
同二林同	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、二七二、六二〇	二、二五二、七二〇	五〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	七、三五二、六〇〇	一〇五、〇四七、九四〇
同下見口同	二五、四七〇、〇〇〇	一一、〇三二、三八〇	四〇一、八八〇	六二五、三〇〇	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	一、六四三、二四〇	五四、一六九、八〇〇
同和美同	五一、二〇〇、〇〇〇	四〇、七〇〇、五二〇	九一七、六七〇	六〇〇、八三〇	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	三、四九二、二八〇	九一、九一一、三〇〇
同大肚同	二〇、〇二〇、〇〇〇	七四、四九七、九八〇	二、二四八、六七〇	二、〇七二、六九〇	—	二八、〇〇〇、〇〇〇	三、五五七、一二〇	一三五、五九六、四六〇
同社頭興農同	二〇、五三〇、〇〇〇	三〇、一五〇、三八〇	一、二七五、五〇〇	二、五一六、七二〇	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	三、五四五、八八〇	七三、〇一六、四八〇
同西大墩同	二九、三七〇、〇〇〇	三九、八六七、三七〇	一五九、五九〇	一七五、四八〇	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、八二八、八四〇	八七、三九九、四八〇
同嘉翠同	一八、[illegible]九〇、〇〇〇	一一、二五六、〇七〇	四九〇、八五〇	四九四、三一〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五六四、〇八〇	四二、七七五、二九〇
同溪湖同	三四、八六〇、〇〇〇	五〇、九三〇、六八〇	一九、六五〇	一〇六、一二〇	—	五一、〇〇〇、〇〇〇	五、九七四、四七〇	一〇〇、八九〇、九〇〇
同白沙同	一五、二二〇、〇〇〇	四、九六一、二三〇	一八、二〇〇	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七六九、八六〇	三〇、九六九、二九〇
同燕霧殖產同	一四、〇二〇、〇〇〇	四、五八六、六三〇	二〇、四九〇	六一、四八〇	—	一三、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇二、四〇〇	三一、八九一、〇〇〇
同彰化振業同	一四一、八五〇、〇〇〇	七六、六九二、〇四〇	一八七、八四〇	一四五、八五〇	—	一八、〇〇〇、〇〇〇	六、二九七、五三〇	二四三、一七一、二六〇
同犁頭店福業同	五六、一八〇、〇〇〇	六五、一六四、二八〇	一五六、八六〇	—	—	二四、〇〇〇、〇〇〇	三、七八三、八二〇	一二七、二六四、九六〇
同關帝廳同	一七、四四〇、〇〇〇	一六、一二三、六三〇	一六、五四〇	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇一、八九〇	三七、一八一、〇六〇
同東勢角同	三四、六五〇、〇〇〇	五〇、一七〇、七五〇	一五、二〇〇	—	—	—	一二四、八二〇	八四、九五八、七七〇
同潭仔墘同	五一、一一〇、〇〇〇	八、五四四、〇九〇	—	—	—	—	損失 一三四、七八〇	五九、三一九、三一〇
合計	一、八八五、五五五、〇〇〇	二、二五八、六六六、二八〇	二五七、一八六、八四〇	九五、六八四、七三〇	一、五四七、〇一〇	五九五、五四七、六二〇	二二三、六〇一、七〇〇	五、二九五、三八九、一八〇

南投廳

●御救恤金下賜　八月二十五日本島暴風雨罹災者に對する御救恤金の内金五百十八圓南投廳管内罹災者に御頒賜に付、廳は十月十一日廳下一般に告示をなし重傷者二名、家屋全潰者六十一名、半潰被害者九十七名計(外六名は官公吏の宿舍なるを以て之を除く)に對し十月二十三日より同月二十七日に亘り被害主要地に於て之を頒與せり。

●區書記講習會狀況　本年度區書記講習會は十月六日開會十一月五日閉會式を擧げ、廳長代理、庶務課長は講習員に對し講習修了證書を成績優等者羌仔寮區書記林朝陽、埔西區書記潘踏字の二名に對しては賞品を授與し、終て一場の訓示ありたり其經過大要左の如し。

一、期間十月六日より十一月五日に至る(休日を除き)二十二日間

一、科目庶務、殖産、統計、直稅、地方稅、徵收事務

一、講習時數百二十九時間

一、講習員羌仔寮區書記林朝陽外十一名

一、講師庶務課五名、財務課五名

一、試驗成績全員の各科平均點數六十九點にして最高八十五點、最低三十八點なりき。

●臺灣電力株式會社事業　二八水より門牌潭(發電所)間に於ける會社專用鐵道敷設事業は豫て出願中の處十一月十一日附を以て許可せられたり。鐵道の種類は蒸汽機關にして軌道三呎六吋、哩程二十哩四十四鎖なり。本工事は住吉組の請負となり已に草嶺及洞角の隧道工事に着手せり。又北山坑發電所工事は外埔較上下の隧道五箇所の大部分を終へ一面鱸鰻洞の堰堤工事に着手せり。

●支那人勞働者狀況　當廳下に於て支那人勞働者を傭入れ使役中の人員百五十六名あり。内五十八名は高石組の請負に係る臺灣電力株式會社北山坑發電所工事に使役せられ、九十八名は臺灣製糖株式會社埔里社製糖所の農業に從事せしめつゝあり。其狀況左の如し。

臺灣電力株式會社北山坑發電所工事に使役せる勞働者中大工の前職を有するもの九名は建築工事に其他は總て土工に從事せしめ、其監督は之を引率し來りたる許少榮に一任せり。然れども其勞働者は大率土工の經驗なきものなるを以て、往々共同一致の動作を缺くのみならず思想放漫にして其能率甚だ低し。衛生狀態は日々十名内外のマラリヤ患者を出せり。賃金は一日八十五錢にして一箇月一日の公暇を與へ、疾病休業者には會社より藥價を給す埔里社製糖所に在りては全員を三箇所に配置して各蕃薯作に當らしめ、一日十時半の勞働に從事せるが其能率は本島人に比し良好なり。衛生狀態は一日平均五六名のマラリヤ患者を出せるも北山坑發電所に比すれば良好なり。賃金公暇竝に疾病休業者に藥品を與ふる等のことは北山坑發電所に同じ。

●官民聯合秋季大運動會　大正八年十一月九日午前九時より南投官民聯合秋季大運動會を南投公園に開く。一同整列君が代の唱歌につぎて御厨委員長の開會の辭あり。更に唱歌「運動會」を齊唱し愈々競技開始。南投公學校全兒の聯合體操外

六十三種百回の演技終りて賞品授與。御厨委員長の閉會の辭萬歲三唱にて無事終了此の日天氣清朗にして絶好の運動日和なり。南投は勿論林圯埔、集々草鞋墩地方よりの參觀者多く未曾有の盛況を呈せり。本日の演技中最も人目を引きたるはマラソン競走、斬新にして國際的競技たる圓盤投、砲丸投、槍投、其の他走幅飛、走高飛、百鬼實探し、障碍物競走、攀登競走、リレーレース、バスケットボール、綱引等なりき。

臺南廳

●區書記講習會　當廳第十一回區書記講習會は十一月二十七日より十二日間の豫定を以て開會せるが、經費の關係上從來に比し會期を短縮したるのみならず講習員も亦全管七十五區の内より六十二名の區書記を召集せるに過ぎざりしは遺憾とする所なり。

因に今回に於ける講習科目は左の如し。

一、區行政　二、殖産　三、統計
四、直税　五、地方税　六、徵收

●後勁區長葬儀　當廳楠梓坑支廳下後勁區長楊雲階は本年四月在職中病死したるを以て十一月十四日午前九時葬儀を執行せり。當日の會葬者は廳長代理竝支廳長、支廳員總代、公學校職員生徒、所轄支廳管內各區長、附近部落保甲役員及壯丁團其他地方紳士有力者等無慮數百名にして廳長、支廳長及赤十字社支部長の弔詞(何れも代讀)竝に區長總代の弔詞朗讀等ありたり。其の莊重地方稀に見る所にして故人生前に於ける德望の盛なりしを偲ばしめたり。

●御救恤金傳達　大正八年八月下旬に於ける本島暴風雨罹災者御救恤として。
天皇皇后兩陛下より御内帑金三萬圓を御下賜ありたる內、其の筋より當廳下に對し金三千二百十七圓の配布に接せるを以て廳にては廳告示に依りて之を管內人民一般に告示すると同時に罹災者被害程度の區分調査を爲し、十一月八、十一、十二、十三、十四日間に亘りて廳長及廳長代理者各方面に出張の上御下賜金傳達式を擧行し、罹災者に對し
聖旨の在所を懇切に告諭せしに皆
天恩の廣大無邊なるに感泣し
陛下忠良の臣民として各家業に奮勵し捐埃の誠を効さんことを誓へり。

(一)御下賜金配布表

直轄及支廳別區別	配布高	直轄及支廳別區別	配布高
直轄	二六八・一〇〇	大目降	一八七・七〇〇
灣裡	八七・六〇〇	關帝廟	一二七・二〇〇
蔴荳	四四二・八〇〇	阿公店	二六一・五〇〇
蕭壠	三二九・〇〇〇	打狗	七六・九〇〇
北門嶼	三八七・二〇〇	楠梓坑	三二二・二〇〇
六甲	一六二・四〇〇	鳳山	二五九・五〇〇
噍吧哖	三〇四・九〇〇	合計	三、二一七・〇〇〇

備考　本表の頒與額如左、死亡八圓五十錢、重傷五圓二十錢、輕傷二圓、全潰一圓六十錢、半潰一圓

(二)傳達式席上廳長告諭の旨趣左の如し。

本年八月下旬本島各地に襲來せし暴風豪雨に因り所在人畜の死傷住家の倒潰田土の流亡農作物の損害等を被り民生の困厄せる狀況畏くも叡聞に達し痛く宸襟を惱ませ給ひ、罹災民、御救恤として特に
天皇々后兩陛下より御內帑金參萬圓を下し賜へり。皇恩眞に浩大にして際涯

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なく感激措く所を知らざるなり。乃ち臺灣總督府に在りては其被害の多少と民人困窮の輕重とを斟酌して審重調査を經て此の御救恤金を各廳に頒賜せられ、我が臺南廳管內に對しては三千二百十七圓の配布ありたり、仍て茲に今日謹みて此の式を擧げ罹災者諸子に對し其被害の程度に應じて彼此差等を設け御救恤金を傳達せんとするものなり。惟ふに本島改隸以來天時災殃に遇ふ毎に卽ち
皇恩邊土に及び、或は御內帑の財を下し賜ひて被害民を救恤し給ひ、或は侍從を差遣して蒼生の疾苦を慰問し給ふ等、我臺土の蒸民を愛撫らるゝことの深き孰れか感泣せざらんや。思ふに我
皇の恩澤普く萬方に及び地の遠邇を問はず、化の新舊を論ぜずして一視同仁以て惠を垂れ給ひ盛德昭々乎として日星の如し。諸子は今次面のあたり茲に
兩陛下仁慈の恩露に浴す。宜しく深く聖旨の存する所を奉戴して鴻恩を肺腑に銘し、以て自今各々家業に精勵して忠良の臣子となり、造次にも報効を圖らんことを期すべきなり。特に告諭すること斯の如し。

◉南部四廳聯合學事打合會　十一月十日臺南公館に於て嘉義、臺南、阿緱及澎湖の四廳聯合學事打合會を開催し總督府よりは田中視學官の臨席、聯合各廳(澎湖廳を除く)よりは庶務課長、學務係長竝び視學の參會ありたり臺南廳長之れが會長として議事を整理し午前十時開會午後四時半閉會せり、當日打合事項次の如し。

(一)教員養成に關する件、(二)簡易實業學校に關する件、(三)公學校建築費に關する件、(四)小學校教諭免許狀に關する件、(五)小學校教育費に關する件、(六)學視學に關する件、(七)小公學校職員訓練に關する件、(八)書房教育に關する件、(九)地方學事講習會に關する件、(一〇)專科教員の俸給に關する件、(一一)教員辭令に關する件、(一二)既往打合事項實施に關する件

◉支廳學事打合會　既報の如く十月十一日より十月十二日間に亘りて各支廳下毎に小公學校長同分校主任竝分教場主任及警察官等會同し學事打合會を開催せり。今其の打合事項中共通せる要點を擧ぐれば左の如し。

(一)國語普及に關する事項(將來の計畫)　(一)第一着に保正、甲長及壯丁團員をして是非國語を了解せしむる爲め保甲會議及壯丁團員召集日を利用して之を教授すること、(二)小公學校所在地は勿論尚出來得べくば各警察官吏派出所々在地毎に國語夜學會を開設し一般人民に國語を學習せしむること、(三)國語夜學會場を晝間に於て婦人國語研究場に充用し地方男女子に對し極力國語の練習を奬勵すること、(四)男女國語研究會の教授に關する事項は主として學校職員之に當り會員の出席奬勵の如きは警察官之に當ること、(五)前項研究會の研究期間は三箇月乃至四箇月を以て一會期と爲し會員には可成教科書を持たしめ會費は主として會員及地方有志の寄附に賴ること、(六)適當の時期に於て國語研究會員を支廳所在地に集め國語演習會を開催し之が奬勵をなすこと、(七)國語普及問題に關しては各支廳下共學校職員と警察官其の他有志者と協力して最も徹底的に研究努力すること。

(二)地方敎化事業に關する事項(將來の計畫)　(一)在臺母國人の品格を高め內地人全體が本島人教化の責務を有する者なることを更に一層自覺せしむること、(二)本島婦人の啓發指導に大に努力すること、(三)保甲會議には可成公學校職員列席し保甲に示達したる事項は公學校兒童にも之を周知せしめ且つ警察側にて施設せんとする事項と學校側にて指示せんとする事項にして地方敎化に關する問題は出來得る限り相互の連絡を取ること、(四)活動寫眞會幻燈會等を利用し通俗講演會を開催し民智の啓發指導に努むること、(五)敎化事業の如きは宜しく學校と警察と出來得る限り相互の連絡を取り協力して其の實績を擧げんことを期すること。

(三)訓練の統一に關する事項

小公學校訓練の根本及校訓の制定等に關する問題は別問題として單に形式上に現はれたる禮儀作法等の如き簡單なる事項卽ち途上行き逢ひの敬禮挨拶の如きは小公學校兒童は勿論一般人民にも之を行はしむること、近時各支廳に於て此等作法に對する注意は能く行はれ居るが如きも更に學校と警察との連絡を取り十分に其の實行を期すること。

(四)其の他の事項　(一)公學校基本財產の設置　(二)書房教育の改善指導
(三)將來學校新設の位置

◎鳳山教員養成講習會　臺南市に於て開催中の臨時教員養成講習會に準し鳳山公學校に於ても亦公學校訓導心得養成の目的を以て公學校卒業生二十名を選拔し十一月より翌年三月迄五箇月間の豫定にて講習會を開始せり。

◎市內小公學校聯合運動會　臺南第一、第二小學校聯合運動會は十一月三十日、第一、第二、第三及女子公學校聯合運動會は十二月七日何れも臺南公園に於て開催の豫定なり。

◉製糖原料買收價格　當廳下に製糖工場又は原料採取區域を有する各製糖會社に於ける大正八年期原料一千斤に對する買收價格左の如し。但し手入不良其他の原因により減額又は增額するものあり。

會社及工場		蔗種	原料代金	割增金	特別割增金	計
臺灣製糖株式會社	橋仔頭第一第二工場	改良種及讀谷山種	円 三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		カレドニヤ	二・八〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・三〇〇
		竹蔗	二・五〇〇	〇・三〇〇	二・〇〇〇	四・八〇〇
	車路墘工場	改良種	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		カレドニヤ	二・八〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・三〇〇
	三崁店工場	讀谷山及竹蔗	二・五〇〇	〇・三〇〇	二・〇〇〇	四・八〇〇
		改良種及讀谷山	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		大嶋竹蔗紅蔗納	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		カレドニヤ	二・八〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・三〇〇
		竹蔗	二・五〇〇	〇・五〇〇	一・八〇〇	四・八〇〇
	灣裡工場	改良種及讀谷山	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		大嶋竹蔗紅蔗納	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇
		カレドニヤ	二・八〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・三〇〇
		竹蔗	二・五〇〇	〇・五〇〇	一・八〇〇	四・八〇〇
	後壁林	改良種	三・〇〇〇	〇・五〇〇	二・〇〇〇	五・五〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

工場	種類	項目	一等	二等	三等
工場	讀谷山及竹蔗	原料代金		二・五〇〇	
		割增金		〇・五〇〇	
		特別割增金		二・〇〇〇	
		計金		五・〇〇〇	

明治製糖株式會社

工場	種類	項目	一等	二等	三等
總爺工場・蕭壠工場	爪哇改良種紅蔗	原料代金	三・二〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇
		特別割增金	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
		計金	五・二〇〇	五・〇〇〇	四・八〇〇
	其ノ他在來種	原料代金	二・七〇〇	二・五〇〇	二・三〇〇
		特別割增金	一・五〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇
		計金	四・二〇〇	四・〇〇〇	三・八〇〇

新興製糖株式會社

種類	項目	一等	二等	三等
爪哇種及ローズバンブー種	原料代金	三・五〇〇	三・二〇〇	三・〇〇〇
	割增金	二・〇〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇
	計金	五・五〇〇	五・〇〇〇	四・五〇〇
讀谷山及在來種	原料代金	三・〇〇〇	二・八〇〇	二・六〇〇
	割增金	二・〇〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇
	計金	五・〇〇〇	四・六〇〇	四・一〇〇

臺南製糖株式會社

工場	種類	項目	金額
噍吧哖工場	改良種在來種共	原料代金	二・九〇〇
		割增金	〇・九〇〇
		計	三・八〇〇
無水寮工場	爪哇改良種	原料代金	三・〇〇〇
		割增金	一・六〇〇
		計	四・六〇〇
	在來種讀谷山	原料代金	二・八〇〇
		割增金	一・五〇〇
		計	四・三〇〇

新營庄工場・岸內工場　各種共

區分	項目	金額
(甲)割當甲數に達せる庄	原料代金	三・四〇〇
	特別獎勵金	〇・三〇〇
	增殖特別金	〇・五〇〇
	利益配當金	一・〇〇〇
	刈取運搬補助金	〇・一五〇
	計	五・三五〇
(乙)割當甲數に達せざる庄	原料代金	三・三〇〇
	特別獎勵金	〇・三〇〇
	增殖特別金	〇・四〇〇
	利益配當金	一・〇〇〇
	計	五・一五〇

鹽水港製糖株式會社

旗尾工場　各種共

區分		原料代金	特別獎勵金	增殖特別金	利益配當金	計
(甲)割當甲數に達せる庄	(イ)二作水田の場合	三・五〇〇	〇・三〇〇	〇・七〇〇	一・〇〇〇	五・五〇〇
	(ロ)一作田及畑地の場合	三・五〇〇	〇・三〇〇	〇・四〇〇	一・〇〇〇	五・二〇〇
	(ハ)會社農場小作地	三・五〇〇	〇・三〇〇	〇・二〇〇	一・〇〇〇	五・〇〇〇
(乙)割當甲數に達せざる庄	(イ)二作水田の場合	三・四〇〇	〇・三〇〇	〇・六〇〇	一・〇〇〇	五・三〇〇
	(ロ)一作田及畑地の場合	三・四〇〇	〇・三〇〇	〇・三〇〇	一・〇〇〇	五・〇〇〇

●各製糖會社定時株主總會　（イ）臺灣製糖株式會社大正八年十月二十八日東京市麹町區有樂町一丁目一番地生命保險會社協會に於て第二十二回定時株主總會を開き、同年四月一日より九月三十日に至る第十九年度後半期營業報告書、貸借對照表、財產目錄及損益計算書を承認し利益分配案を決議せり、其損益計算書及利益分配左の如し。

損益計算書（大正八年九月三十日）

收入の部

金	一九、六七七、三二五・八五〇円	製品收入
金	一八八、七七一・一六〇	鐵道收入
金	九七七、六七一・〇三〇	船舶收入
金	七〇、五〇三・二三〇	土地收入
金	一一、一三一・四五〇	雜勘定
合計金	二〇、九二五、四〇二・七二〇	

支出之部

金	六、一六五、四九二・八四〇円	製糖費販賣費及税金
金	六、一九九、二九三・一〇〇	原料及農事勘定
金	七〇八、九二九・二八〇	酒精製造費
金	二七四、一五四・八三〇	鐵道費
金	五一一、一三八・九六〇	船舶費
金	三九二、八二〇・五一〇	利息勘定
金	一、〇六〇、二六五・七五〇	營業費
金	二四六、七六六・八〇〇	戰時利得税
合計金	一五、五五八、八六二・〇七〇	

差引

金	五、三六六、五四〇・六五〇円	當期總益金

内

金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇円	機械、建築、船舶其他固定資産消却金

再差引

金	三、八六六、五四〇・六五〇円	當期純益金

利益分配

金	三、八六六、五四〇・六五〇円	當期純益金
金	三一九、七二九・三三〇	前期繰越金
合計金	四、一八六、二六九・九八〇	

内

金	二五〇、〇〇〇・〇〇〇	法定積立金
金	二八〇、〇〇〇・〇〇〇	役員賞與及交際費
金	一、二五〇、一〇〇・〇〇〇	株主配當金（年一割二分）（本株一株に付金一・〇〇〇円 新株一株に付金一・三五〇）
金	一、八七五、一五〇・〇〇〇	特別配當金（年一割八分）（本株一株に付金四・五〇〇円 新株一株に付金二・〇二五）
金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇	恩給及扶助基金
金	三二一、〇一九・九八〇	後期繰越金

（ロ）明治製糖株式會社　大正八年十月二十九日東京市麴町區一丁目一番地生命保險會社協會に於て第二十回定時株主總會を開き、同年四月一日より九月三十日に至る大正八年後半期營業報告書、財産目錄、貸借對照表及損益計算書を承認し利益金處分案を決議せり、其損益計算書及利益金處分左の如し。

▲損益計算書（大正八年後半期）

收入之部

金	一五、六〇五、四一〇・五六九円	製品收入
金	八二、六六〇・七六九	鐵道收入
金	六六、一三九・四〇〇	農事收入
金	三五四、九六五・九三一	雜收入
金	一四、三六七・八一〇	利息
合計金	一六、一二三、五四四・四七九	

支出之部

金	一一、七〇一、五〇六・五〇四円	製糖費酒精費及税金
金	一、三〇〇、三〇四・一七六	販賣費及營業費
金	一二二、二四九・九一九	鐵道費
金	三、八九八・三八二	農事費
金	九七、六七二・〇一八	雜損

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

合計金一三、二二五、六三〇・九九九

差引

金 二、八九七、九一三・四八〇

内

金 七〇、〇〇〇・〇〇〇円 使用人恩給扶助基金

金 五〇〇、〇〇〇・〇〇〇 減價引除金

再差引

金 二、三二七、九一三・四八〇 當期利益金

金 八八九、九二三・七三二 前期繰越金

合計金 三、二一七、八三七・二一二

利益金處分

金 二〇〇、〇〇〇・〇〇〇円 法定積立金

金 二〇〇、〇〇〇・〇〇〇 取締役監査役手當金

金 五三五、五〇〇・〇〇〇 株主配當金（年一割二分）

（全額拂込一株に付 三・〇〇〇円
四分の一拂込一株に付〇・七五〇）

金 八九二、五〇〇・〇〇〇 株主特別配當金（年二割）

（全額拂込一株に付 五・〇〇〇円
四分の一拂込一株に付一・二五〇）

金 五〇〇、〇〇〇・〇〇〇円 事務所建築積立金

金 八八九、八三七・二一二 後期繰越金

（ハ）臺南製糖株式會社　大正八年七月二十九日東京市日本橋區伊勢町同社事務所に於て第七回定時株主總會を開き、大正八年七月一日より大正八年六月三十日に至る第七期營業年度の營業報告書、財産目錄、貸借對照表及損益計算書を承認し利益分配案を決議せり、其損益計算書及利益分配左の如し。

▲損益計算書（自大正七年七月一日 至大正八年六月三十日）

収入之部

金 一〇、五二八、六一七・〇三二円 製品收入

金 五八七、五九七・四四〇 繰越製品勘定

金 五一一、五一八・一五〇 農事收入

金 一二七、七九〇・一七〇 鐵道及船舶收入

金 八〇、四六六・三五五 雜收入

金 三五五、六二九・九二一 製腦事業合併益金

合計金 一二、一九一、六一九・〇六八

支出之部

金 一、三八三、八三〇・八八一円 前期繰越製品

金 四、七六三、六七三・四五〇 製造費

金 一、八七九、五四五・九六一 營業費、販賣費及利息

金 一九九、六六三・〇八七 農事費

金 二一六、一五一・八六一 鐵道及船舶費

金 一、六〇七、〇二七・一五〇 砂糖消費稅及輸稅

金 一五六、九三八・三三五 修繕費

金 八七、七一六・四一六 雜損金

合計金 一〇、二九四、五四七・一四一

差引

金 一、八九七、〇七一・九二七円 當期利益金

利益分配

金 一二、一九一、六一九・〇六八円 當期總收入金

金 一〇、二九四、五四七・一四一 當期總支出金

差引

金 一、八九七、〇七一・九二七 當期利益金

金 六二、六八八・六六〇 前期繰越金

合計金 一、九五九、七六〇・五八七

内

金 一〇〇、〇〇〇・〇〇〇円 法定積立金

金 二〇〇、〇〇〇・〇〇〇 固定資金償却積立金

金 三七、九〇〇・〇〇〇 職員職工恩給扶助基金

金	一、〇二二、五〇〇・〇〇〇	株主配當金(但し年一割)
金	二〇二、五〇〇・〇〇〇	特別配當金(但し年二分)

舊株(五十圓全額拂込濟株式)一株に付普通特別合計金　六・〇〇〇円
新株(三十圓拂込濟株式全部)一株に付普通特別合計金　三・六〇〇
波號株(十七圓五十錢拂込濟株式)一株に付普通特別合計金　二・一〇〇

金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇	役員賞與金
金	二五六、八六〇・五八七	後期繰越金

(ホ)新興製糖株式會社　大正八年八月二十六日臺南廳鳳山支廳下山仔頂庄同社事務所に於て第十二回定時株主總會を開き、大正七年七月一日より大正八年六月三十日に至る營業報告書、貸借對照表、財產目錄及損益計算書を承認し利益處分案を決議せり。其損益計算書及利益處分左の如し。

▲損益計算書

收入之部

金	一、六三四、六〇五・〇七三円	製品收入
金	五八、四二〇・五九三	農事收入
金	一一、五〇八・七五〇	鐵道收入
金	三、七二九・〇七〇	利息收入
金	九六、六七二・九六九	雜收入
合計金	一、八〇四、九三六・四五五	

支出之部

金	一〇三、五六三・二二七円	營業費
金	三六五、二六八・五一二	原料費
金	七八、二一〇・四七四	農事費
金	一九〇、八五六・四四〇	製糖費
金	三七、〇四九・五四六	鐵道費
金	一七〇、〇六一・四六五	販賣費
金	四六、二一一・二四五	稅金
金	一八、九〇八・〇八〇	支拂利息

金	一〇一、三七六・〇四二	諸損
合計金	一、一一一、五〇五・〇三一	
差引	六九三、四三一・四二四円	
内 金	二五七、〇〇〇・〇〇〇	建物機械鐵道減價引除金
金	一三、〇〇〇・〇〇〇	恩給扶助基金
再差引 金	四二三、四三一・四二四円	當期純益金
金	九四、六三一・六八三	前期繰越金
合計金	五一八、〇六三・二〇七	

利益處分

金	三五、〇〇〇・〇〇〇円	法定積立金
金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇	別途積立金
金	四二、〇〇〇・〇〇〇	役員賞與金
金	七五、〇〇〇・〇〇〇	株主配當金(年一割)
金	七五、〇〇〇・〇〇〇	株主特別配當金(年一割)
金	三〇、〇〇〇・〇〇〇	株主臨時配當金(年四歩)
金	一一一、〇六三・一〇七	後期繰越金

◉臺灣織布株式會社　臺南市小原富太郎、室谷信次郎等設立計畫中なりし臺灣織布株式會社は布類製織並其賣買及染色加工業織布原料品の賣買業務を目的として本社並工場を臺南市に置き資本金を五十萬圓として既に其の四分の一拂込を了し十一月九日臺南公館に於て創立總會を開き小原富太郎社長に就任し愈々同社の成立を告げたり。

◉水產　(一)漁業　大正七年末現在漁業者は專業兼業を合し本島人二萬八千七百九十一名、內地人六百五十名、石油發動機付漁船三十五隻木造船百四十一隻、竹筏二千六百八十八隻

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

網數三千六百九十八、漁獲數量一千一百三十二萬三千百七十斤價額百三萬四千三百五十三圓に達し年々歲々盛況に向ひつゝあり。

本島人は在來竹筏に依りて沿岸漁業を營み漁具の主なるものは地曳網、搖鐘網及各種流網、刺網及捲網等にして、漁獲物の主なるものは近海を回遊する鰮、鰆、鯪、双太鰹、鰺、鯢、太力魚、飛魚、石持、烏鮼、鰛、西刀魚、鯧、狗母及蝦等の類なり、然れども近時内地人漁業者に接觸するに至り、内地式漁船漁具及漁業法の有望なるを見聞し、漁具に漁法に年を追ふて改良し大正七年末の如き石油發動機附漁船十隻帆船十餘隻を算するに至れり。

内地人の漁業者は打狗港を根據地として漁業に從事し、大正四年頃より和船漁業及石油發動機附漁船漁業共に急激の發展を來せしが近時石油の暴騰に伴ひ後者は小康を保ち前者獨り漸進の狀況に在り且つ廳下近海の漁場は和船漁業の好漁場にして重要魚族の漁獲多きも、石油發動機附漁船に於ては充分の成績を見る能はず遠きは巴西海峽より近きは七星岩、小琉球及澎湖島附近に出漁しつゝあり、而して大正八年十二月末に於ける打狗内地人漁船は石油發動機附漁船二十有餘隻和船百四十餘隻を算せり。

(二)製造業　廳下の水產漁獲物は概ね鮮魚の儘之を市場に供給するが故に水產製造業に至りては頗る微々たり。大正七年中に於ける水產製造物の總產額は拾萬二千三百五十八斤、價額五萬五千八百十二圓にして製造品の主なるものは鰮仔、鯊鰭、乾魚及鹽魚の四種なりとす、就中鰮仔は年々其の製法を改め、其の内地移出品は北部臺灣の鰹節と共に臺灣鰮仔の名聲を博しつゝあり。

(三)養殖業　廳下に於ては北は子甲堡より南は鳳山下里に至る二十有餘里の沿岸一帶到る處として大小集團の養魚地を見ざる所なく、最近に於ける養殖業者數(從屬者を含む)九千九百餘人、養殖場面積一萬六千三百餘甲、產額七百五十四萬三千六百餘斤、價額百二十五萬九千二百餘圓に達せり。而して廳下の水產養殖には鹹水養殖、淡水養殖、の兩者あり。鹹水養殖中亦池中養殖あり、海中養殖あり、池中には虱目魚及鯔、蝦等を養殖し、海中には專ら牡蠣を養殖す、淡水養殖は總て池中養殖にして鯉、鮒、草魚、鰱魚、鯁魚、虱目魚及鯔等を養殖せり、然れども養殖經營の方法は内地若は歐米に於けるものに對比すれば尙粗放的なるに因り、之を集約的ならしめば現在の養殖場面積に於ても其生產額を數倍せしむること敢て難事ならずと思料せらる且つ廳下に於ては未だ原野海埔等幾多の養殖適地を有するを以て將來大いに之れが改良を圖るの必要あるを認む。

(四)製鹽　大正七年末に於ける當廳管内の鹽田面積は六百九十一甲(八百四十五副)製鹽高九千百九十一萬五千二百二十四斤、價額十九萬一千六百四十九圓なり。尙學甲堡蚵寮庄に於て現に開設中の鹽田八十四甲餘ありて近く竣功を見るべし。又安平に於て臺灣製鹽會社の開設計畫中に屬せる鹽田三百十八甲餘は已に其開設を出願せり。其他廳下の沿岸一帶に鹽田の適地少なからず、專賣局に於て鹽田豫定地として目せるもの二千餘甲に達す。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●保甲規約標準改正　保甲規約標準は明治四十三年十一月廳訓令第三十六號を以て制定したるものなるが、爾來加除せる事項多く且つ時運の進步に伴ひ之れが改正の必要を認めたるに依り十月二十二日廳訓令第二十一號を以て其の改正を發布せり。

●戰時利得稅　臺南廳管内に於て大正八年度中に賦課すべき戰時利得稅の内已に今日迄に調定を了せる額五十三萬八百六十六圓餘にして、尙年度末迄に調定せらるべき金額は五十四萬千圓を豫想せり。

●營業稅及家稅　大正八年度營業稅後期分及び內地人外國人家稅後期分納入期日は十一月二十五日にして其調定額は營業稅二十一萬八千五百六十九圓五十八錢、家稅二萬三千九百六十八圓四十九錢に上れり。

阿緱廳

●製糖概況

（一）製造場數（本年期は稅務年期なり）

年次	新式工場	改良糖廍	舊式糖廍	計
七年期	二	七 内休止一	九 内休止二	一八
八年期	二	七 内休止一	九 内休止二	一八
增減	—	—	—	—

（二）甘蔗作付甲數及收穫斤量（本表單位甲數は甲とし收穫は千斤とす）

製糖場	甲數 七年期	甲數 八年期	甲數 增△減	七年期	八年期	增△減
阿緱製糖所	一二、七五三	八、九九九	△三、七五四	四八七、〇三六	三六二、九四五	△一二四、〇九一
旗尾工場	二、三八一	二、三一五	[illegible]	一六〇、二六九	一五一、九四六	△八、三二三
改良糖廍	七二六	五四〇	△一八六	一一、七四九	一四、三六六	二、六一七
舊式糖廍	八九	九二	三	三、八九二	三、三一九	△五七三
計	一五、八四九	一二、一四四	△三、七〇五	六六二、九四六	五三二、五七六	△一三〇、三七〇

本表に示す如く作付甲數の前年に比し三千七百餘甲を減じたるは、米價昂騰に連れ他作物も亦昂騰を來したる爲め甘蔗作を嫌忌するの狀態に陷りたると、植付時季に於て甚しき旱魃を蒙り、蔗苗枯死の不幸に際會したるとに依れり、然して收穫高は本年期分は第二回調査に係る當業者の申告に依る見込を揭上せり。其の減收の一億三千餘萬斤は減作に伴ふ結果と八月二十五、六日の暴風雨の被害とに依るものとす。

（三）製糖高（單位は百斤入一擔を示す）

年次＼區分	白糖	分蜜糖	含蜜糖	計
大正七年期	一五二、一五〇	四〇二、一〇六	一四、一五五	五六八、四一一
大正八年期	一四二、八三八	三〇八、〇〇〇	一五、八九六	四六七、七三四
差引	△九、三一二	△九三、一〇六	一、七四一	△一〇〇、六七七

本表八年期は見込を揭ぐ、然して白糖に於ては本表次外に前年期爪哇糖を以て精製糖三十五萬八百四十七擔を製造せり。本期も前期と同數量の製造を企畫しつゝあり、分蜜糖に於て九萬參千餘擔の減少を來たす收穫見込高の減收に伴ふ結果に外ならず。

（四）砂糖引取の狀況及稅額　管內消費の一部を引取るに過ぎず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して、其の大部分は打狗移出場に移出するの狀況なるを以て従て課税高は大正七年期中三千五百九擔、税額一萬一千三百二圓に過ぎず。

(五)糖蜜消費高

區分	大正六年期 製産高	大正六年期 移入高	大正六年期 島内消費	大正六年期 酒精原料	大正七年期 製産高	大正七年期 移入高	大正七年期 島内消費	大正七年期 酒精原料	増減 製産高	増減 移入高	増減 島内消費	増減 酒精原料
	斤 二四、一一五、〇八八 内一、一二五、四八四	斤 一四、三三五、九二九	—	斤 三七、三二五、五二三	斤 二一、二九四、二二一	斤 一三、六六一、九四五	斤 一、五〇〇	斤 三四、九五四、六六六	斤 △二、八二〇、八六七	斤 △六七三、九八四	斤 一、五〇〇	斤 △二、三七〇、八六七
管内使用	—	—	—	二九、六二五、六二七	—	—	一、五〇〇	三〇、三八一、四九六	—	—	一、五〇〇	七五五、八六九
他管使用	—	—	—	七、六九九、九〇六	—	—	—	四、五七三、一七〇	—	—	—	△三、一二六、七五九

本表製産高内書は加里製造用燃料に供する爲め不可飲食の處置を施して引取りたるもの、酒精原料に於て二三七萬餘斤を減じたるは糖蜜生産高の減じたるに依る。然して管内使用は阿緱酒精工場にして、他管使用は打狗酒精工場に於て消費したるものなり。移入高は灣裡、車路墘、後壁林、三崁店、埔里社、林本源、新興、臺北、の各製糖工場より移送に係るものとす。

●酒造概況

(一)酒精製造及使用高

年次	製造高	工業用使用高	外國輸出高
大正三年	石 八、五二五	石 四、六〇四	石 —
同 四年	一六、三一九	一三、〇二二	一八四
同 五年	二二、九四六	一三、五五五	一、九六六
同 六年	二二、二〇五	六、五三四	四、六三四
同 七年	一九、八九四	八、二二六	一、三三〇

酒精は臺灣製糖株式會社阿緱酒精工場一箇所にして、其の製造高は前表の如く一箇年二萬石内外なりしが、近時化學工業の發達に伴ひ酒精の需要頓に加はり、殊に本工場の製品は他工場の夫れに比し其の品質最も優良にして、主としてセルロイド、食酢用に使用せらるゝも亦一面醫薬用又は酒類の原料として使用せらるゝに至り、其の成蹟良好なるを以て本八年度より蒸餾器を増設し、能力二萬五千石を三萬五千石に増加して製造をなしつゝあるも、本年六月の交に於て對岸地方の排日貨並に爪哇酒精の影響を受け内地の取引稍緩漫なりしを以て一時製造を休止せしことあり。又十一月に至り原料糖蜜に缺乏を告げ新糖蜜の出るまで前後通じて約二箇月に亙り休止するの止むなきに立至りたる結果、本年度は最初の見込に對し三割餘の減産にして結局二萬四千石内外の製造を以て終らん乎。

(二)米酒製造高(臺灣酒)

年次	原料米	製成石數	酒精箇數
大正三年	一二、七四九石	一三、一五九石	二四二、〇八二
同　四年	一二、六六一	一三、八〇三	二八二、八二六
同　五年	一三、一〇七	一四、九八九	三〇八、九三一
同　六年	一三、四四二	一五、八一八	三二七、四八九
同　七年	一一、一三二	一三、八九二	二七六、一二九

米酒は製造場總て二十五箇所あり、其の造石高は前表に示す如く毎年一萬五千石內外なり。自產自給の狀態にして造石高に於ては著しき消長なきと雖も、之れが釀造上に就ては改善施設の要あるを認め、大正三年以來現今に至る迄終始一貫當業者の指導に努め好成績を擧げつゝあり。

(三)米酒釀造指導

年次	米一石當酒精箇數	米一石當製成石數
大正三年	一八・九	一、〇五〇合
同　四年	二二・三	一、二三八
同　五年	二三・五	一、三〇五
同　六年	二四・三	一、三五〇
同　七年	二四・八	一、三七七

前表の如き成績を擧げ得るに至りたるは釀造上改善施設に留意し指導したる結果にして、其の指導事項の重なるものは(一)蒸餾器の改造、(二)仕込場を擬土敷に改造、(三)建物構造の一部改造、(四)原料米の撰擇(五)當業者及司阜の製造操作觀念の向上(六)製造場の清潔勵行(七)容器器具器械の消毒方法の改善(八)夏期仕込を小仕込に爲し(九)蒸餾器冷却水の溫度に留意(十)仕込に汲水を爲す等なりとす、然るに本酒造年度は醱酵素たる白粕の成績甚だ不良にして、十一月までの實蹟に依り推すときは一箇年を通じて原料米一石當製品一石三斗二升二合、前年度に比し五升五合の低下を見るならん乎。

(四)清酒製造高

年次	原料米	製造高
大正三年	八七石	一四三石
同　四年	一〇四	一七三
同　五年	一七四	二八四
同　六年	一七四	二八五
同　七年	三一〇	五三〇

清酒の製造場は二箇所にして其の造石高は前表に於けるが如く僅少なるも、本八年度の製造見込高は千四百石にして數に於ては僅少なりと雖も七年度は六年度に倍加し、八年度は亦七年度に倍加せり。蓋し如斯增加は近來內地酒の價格續々高騰したる結果、需要者をして經濟關係上自然に本島清酒を嗜むに至りたるに依る。

●徵稅成績　八年度後期分地方稅中營業稅の納期は十一月五日より二十五日迄にして調定濟額六五二二〇圓四五〇、人員五、三二九八人、納期內收入濟額六四、九三六圓八五〇、人員

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、二六八人收入步合〇、九九五、收入未濟額二八三圓六〇〇、人員六一人なり。而して收入未濟額の大部分は東港區內東港街虎疫發生地域內の納稅者に係るものなるが、虎疫は最早終熄の狀態なるを以て不完納の見込なり。

●罹災救助　大正八年八月九日暴風雨罹災者に對し救助を施行したる重なる事項左の如し。

(一)御下賜金頒與　天皇皇后兩陛下より罹災者救恤として金一千二百圓御下賜わらせられたるに付之を頒與したり其內譯左の如し。

(甲)住家の被害に對する頒與

管轄別	被害別	頒與戶數 內地人	頒與戶數 本島人	頒與戶數 蕃人	頒與戶數 計	頒與金額
直轄	住家全潰	二五九	二一七	三五〇	八二六	円 八二六.〇〇〇
	同半潰大破	一二三	一〇八	二五一	四八一	二四〇.五〇〇
里壠支廳	同全潰	七	四	一	一二	一二.〇〇〇
	同半潰大破	—	—	—	—	—
大麻里支廳	同全潰	—	一	—	一	一.〇〇〇
	住家半潰大破	—	三	二	五	二.五〇〇
計	同全潰	二六六	二二二	三五一	八三九	八三九.〇〇〇
	同半潰大破	一二三	一一一	二五三	四八六	二四三.〇〇〇
	計	三八八	三三三	六〇四	一,三二五	一,〇八二.〇〇〇

(乙)死傷者に對する頒與

管轄別	被害別	頒與人員 內地人	頒與人員 本島人	頒與人員 蕃人	頒與人員 計	頒與金額
直轄	死者	七	四	—	一一	円 八八.〇〇〇
	重傷者	五	—	—	五	五〇.〇〇〇
計		一二	四	—	一六	一三八.〇〇〇

(二)罹災救助金配與　罹災救助費を以て救助したる金額は四千七百十圓五錢にして其內譯左の如し。

(甲)小屋掛費

管轄別	被害別	配與戶數 內地人	配與戶數 本島人	配與戶數 蕃人	配與戶數 計	配與金額
直轄	住家全潰	二一〇	二二八	三五〇	七八八	円 四,一一一.五〇〇
里壠支廳	同	七	四	一	一二	五七.五〇〇
太麻里支廳	同	—	一	—	一	五.〇〇〇
計		二一七	二三三	三五一	七九一	四,一七四.〇〇〇

(乙)避難所費

管轄別	避難所戶數	金額
直轄	二九	円 一二七.五〇〇

(丙)焚出費

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

管轄別	種別	焚出救助數 内地人	焚出救助數 本島人	焚出救助數 蕃人	焚出救助數 計	金額
直轄	戸數	二四	一二八	一八	一七〇	二一九・九五〇円
	人員	六八	五二四	四六	六一六	
	食數	四九三	三、五八四	五二二	四、五九九	

(丁)治療費

管轄別	種別	人員 内地人	人員 本島人	人員 蕃人	人員 計	配與金額 入院料	配與金額 看護費	配與金額 計
直轄	負傷者入院治療	一六	—	—	一六	一三・五六〇	六五・〇〇〇	一八八・六〇〇円

(三)義捐金配與　全島官民篤志者よりの義捐金を以て第一回に配與したる金額は一萬千四百二十七圓にして其内譯左の如し。

(甲)住家の被害に對する配與

管轄別	被害別	配與戸數 内地人	配與戸數 本島人	配與戸數 蕃人	配與戸數 計	配與金額
直轄	住家全潰	二五九	二七	五三〇	八二六	六、七一二・〇〇〇円
	同 中潰大破	一二二	一〇八	二五一	四八一	一、六六三・〇〇〇
里壠支廳	同 全潰	七	四	一	一二	一三〇・〇〇〇
	同 中潰大破	七	三	—	一〇	四六・〇〇〇
大麻里支里	同 全潰	—	一	—	一	一三・〇〇〇
	同 中潰大破	—	八	一四	二二	二八・〇〇〇
計	同 全潰	二六六	三二	五三一	八三九	六、八五五・〇〇〇
	中潰大破	一二九	一一九	二六五	五一三	一、七三七・〇〇〇
	計	三九五	三四一	六一六	一、三五二	八、五九二・〇〇〇

(乙)死傷者に對する配與

管轄別	種別	配與人員 内地人	配與人員 本島人	配與人員 蕃人	配與人員 計	配與金額
直轄	死者	七	四	—	一一	一、一五〇・〇〇〇円
	重傷者	五	—	—	五	二五〇・〇〇〇
	中等傷者	一九	—	—	一九	五七〇・〇〇〇
	輕傷者(甲)	一六	六	—	二二	二二〇・〇〇〇
	輕傷者(乙)	三九	一〇	—	四九	二四五・〇〇〇
	計	八六	二〇	—	一〇六	二、四三五・〇〇〇

(四)寄贈品配與及廉賣　全島官民篤志者より寄贈せられたる物品にして罹災者へ配與したる數量及一部廉賣を爲したる數量は左の如し。

寄贈者	寄贈品 品目	寄贈品 數量	寄贈者	寄贈品 品目	寄贈品 數量
全島官民有志	白米	一八〇、〇〇石	全島官民有志	千雜魚	八箱
同	食鹽	二四俵	同	玉葱	十三箱
同	味噌	五樽	同	馬鈴薯	一六箱
同	澤庵	六樽	同	蠟燭	五、六〇〇本
同	梅干	四〇樽	同	片栗	二〇〇袋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同	マッチ	四八〇包	火燒島民	蕃薯簽	四俵
臺灣製油株式會社	醬油	六樽	同	落花生	三八貫
基隆海陸物產會社	冬瓜	十二箇	成廣澚庄民	白米	八五・五〇石
基隆俠姬館	福神漬	大罎四八 小同九六	計		—
花蓮港廳長	野菜	二包 午蒡葱芋			

備考　廉賣より得たる金額は一般義捐金に組入れ救濟の資に充つ

(五)煙草廉賣　風水害賑恤の目的を以て專賣局より依託に係る敷島外三品煙草廉賣の成績は左の如し。

品目	數量	廉賣高 單價	廉賣高 小計	摘要
敷島	10,000(個)	0.130(圓)	1,300.000	定價の八七五掛
ウヤスミン	1,500	0.070	105.000	同
アヤメ	300	0.490	147.000	同
三等赤厚煙	160	1.050	168.000	同
計			1,720.000	同

◉御下賜金頒與　大正八年八月二十五日暴風雨罹災者に對し天皇皇后兩陛下より罹災者救恤として金九十五圓御下賜あらせられたるに付管內各被害者へ之を頒與したり。

小屋掛費配與　金額は九十六圓五十錢にして其內譯左の如し。(畧)

◉火災　十一月二十四日午前八時二十分臺東街榮町百三十四番戶盬永達炊事場より發火し直に防火に努めたるも火元初め附近一帶本島人住家にして茅屋櫛比し連日の晴天に乾燥せるを以て遂に全燒住家三十七戶附屬非住家二十二棟を烏有に歸し鎭火したるは同日午前九時五十分なり損害價格は住家非住家、家畜家具及貨幣等合せ金八千四百八十六圓なり而して罹災民百四十五名に對しては同日晝食より焚出救助及食品給與を爲せり此の延食數五百七食にして此金額三十二圓八十八錢又小屋掛費を支給したるは三十七戶にして此金額二百十一圓なり因に臺東街內地人及本島人有志は金三百圓を醵集し本件罹災者に對し見舞金を贈りたり美擧と謂ふべし。

◉大正八年前期分地租徵收成績　當廳下の地租は往年土地調査の施行なかりし爲め明治三十七年地租規則改正以後に於ても依然舊制に依り賦課し明治四十三年林野調査規則の施行に依り大正三年現行地租規則の施行を見るに至りたるも其の登錄地は一少部分にして殆んど從前納租の事實あるものに限られ租額僅に五千餘圓に過ぎす他の大部分は所謂未查定地として賦租するに至らざりしが大正六年以降二箇年に亙る官有林野特別處分地調査に依り太麻里巴塱衛兩支廳を除く管內一圓の開墾地は既に土地臺帳の登錄を了へ本年度に於て全部賦租するに至れり今本年分租額を大正三年現行地租規則實施當時に比較するに約七倍の增加にして其の納入の大部分は蒙昧なる蕃人に屬し從來殆んど免稅の狀態に在りたるを以て納稅の觀念に乏しく加ふるに比較的廣大なる開墾地を有し之が徵稅に付ては啻に多少の困難を豫想せらるゝ所なるのみならず或は遽かに負擔の加重に依り民心の動搖を招くが如き虞なしとせざるを以て屢々納稅の諭告を以て其の義務を理解せしめ納

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遣し督勵に努めたる所なりしが近年地方の發展に伴ひ著しく生産を增加し毫も苦痛を訴ふるものなきのみならず漸次土地を重視するの觀念を與へ租稅の負擔を以て權利の確認を得たる證左なりとし進んで納稅するの風あり偶々虎列剌病流行地に於ける一部徵收不能のものを除き他は納期內完納の好成績を示せり試に本期徵收成績及土地經營者別納稅額を表示せば左の如し。

●大正八年前期分徵收成績

調定濟額		收入濟額		收入未濟額		收入歩合
稅額	人員	稅額	人員	稅額	人員	
一七七六〇・〇二〇円	六、五六一	一七、六二五・三四〇円	六、五一四	一三四・六八〇円	四七	〇・九九二

備考　收入未濟ハ總テ虎列拉病流行地ニ於ケル交通遮斷中ノモノニシテ終熄ヲ俟ツテ徵收ノ見込

▲土地經營者別納稅額（大正八年前期分）

經營者別	稅額	納人員	一人當納額
內地人	二一七・五六〇円	五八	三、七五〇
本島人	三、二五三・〇四〇	一、六二四	二、〇〇〇
蕃人	一四、〇五二・四六〇	四、八六一	二、八九〇
法人	二三六・九六〇	一八	一三、一六〇
計	一七、七六〇・〇二〇	六、五六一	二、七一〇

●虎列剌防遏　（一）大南社　馬蘭社に於ける虎列剌は十月九日突然直轄大南社に浸入するに至れり同社は呂家溪の上流に

期中各地に收稅官吏を派在り且つ進化の度他に及ばざるを以て之が防遏に就ては一層の困難を感せり同社蕃人等は其傳播を恐れ蕃社を棄て各自耕作地に避難する等一時混雜を極めたるも警察官を增派し嚴重防遏の結果蕃情に變化なく十一月三日を以て全く終熄せり初發以來發生十五名內死亡八名、全治七名なり（二）馬蘭社　馬蘭社に於ける虎列剌は其後引續き避難地に於て防遏中の處病勢漸く衰へ最早發生の虞なきものと認めたるを以て一應蕃社の消毒及大清潔法を行ひ十一月二日全部の歸社を許したるに同四日突然二名の眞正一名の疑似患者を出すに至れり其經路は蕃人が患者を隱蔽して歸社したるによるものと認めらる故に直に隔離を行ひ嚴重防遏に努めたる結果其後發生なく同十七日迄に悉く全癒したるを以て同二十三日迄に逐次應援警察官吏を解散し目下注意中なるも最早終熄狀態に在りて一般衛生狀態良好なり。

全管內の發生總計五百六十八名にして內死亡三百二十一名全治二百四十七名なり。

●マラリア防遏　八月九日暴風雨被害の爲め直轄の如きは一時各自の攝生すら顧慮し難き狀態に陷り爲にマラリヤも急に增加の傾向なきや甚だ憂慮せし所なるも幸にして大なる影響なく各防遏地共漸く良好の成績を示し十月末調査によれば原蟲保有の率は平均百人中一九〇なり。

●浮浪者收容所の移轉　浮浪者收容所は加路蘭及火燒島の二箇所に設置しありしも諸種の點に於て不便尠からざる爲め之を併合移轉せんとし廳下南郷卑南社土名岩灣に地を相し新築せることゝしたり該工事は廳直營とし專ら浮浪者を使役し之

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を完成せしむる計畫の下に大正七年七月同地に加路蘭收容所岩灣出張所を開始し浮浪者八十名を移轉收容し工事に着手せり而して大正七年度に於ては豫算三萬圓の配付を得收容舍一棟木工場着守所炊事場及浴場等を建築し次に本年度に於ては更に三萬四千百三十圓の豫算を以て繼續工事に從事し主として加路蘭及火燒島に於ける建物移築中なり而して加路蘭收容所は大正八年九月總督府告示第百三十五號に基き十月一日より岩灣に移轉したるが目下收容舍は一棟に過ぎざるも之に百三十四名の浮浪者を收容し又職員官舍も新築移築せるものなり何れも假宿舍を建設し之に充當せり。

花蓮港廳

◉花蓮港廳體育奬勵會概況　花蓮港廳下小學校第一回體育奬勵會は豫報の如く大正八年十一月二十三日午後〇時半より花蓮港小學校運動場にて開催せられたり。此の日天氣清朗風塵起らず、眞に好箇の運動日和なりき。定刻前既に觀覽者はグラウンドの四圍を取卷き立錐の地を存せず、無慮四千と註せられ、各校の援授兒童一千有餘未曾有の盛況を呈す。秋空高く轟く煙花の音響につゞく集合喇叭の聲に各校選手百五十名整列、應援隊も亦入場して運動會の歌を高唱し終れば宇野名譽會長出府不在の爲め東副會長本會開催の主意と將來の希望、並に各選手の奮鬪努力を望む旨を述べ、直に運動を開始せり。（順序略）

吉野、豐田の體操平素の訓練効を奏して範を示すに足り、花蓮港の兵式教練將校下士の熱誠なる指導と受持教師の熱心とによりて既に定評ある所なれども各箇教練の敏活、分列式の整然たる突擊の猛烈なる、今更驚嘆に價するものあり。

東臺灣新報社は此の擧を讃し金メタルを懸賞して青年有志の參加を奬勵す。有志は數十日以前より猛烈なる練習をなし、確信を以て參加を申込めるもの花蓮港及び地方を合せて三十有餘名、各選手場に上るや應援隊は一段の熱狂を極めたり。各選手の競技一勝一敗手に汗を握らしむ。初めての催しなりしにも拘らず四圍の觀衆深き興味を以て之を視、之れを應援し閉會に至る迄緊張なる態度を維持せるは本會の成功とも認むべきが、最後に東會長代理閉會の辭を述べ、花蓮港小學校長に賞狀及び旌章を授與し、帝國萬歲を三唱し記念撮影をなして午後六時解散したり。

澎湖廳

◉參事及區長會議　十二月六日參事及區長臨時會議を開催したるが出席者參事二名區長十一名（網垵、大嶼の二區長は交通杜絕の爲め缺席）にして午前十時開會、廳長訓示終りて議事に入り諮問事項二件注意事項十三件及協議事項三件を議了し午後七時三十分閉會せり其の議題左の如し。

▲諮問事項　（イ）區內の概況（ロ）區內に於て改善施設を要する事項

▲注意事項　（イ）本島の舊慣に依る寺廟に關する件（ロ）救濟に關する件（ハ）行旅病人及死亡人取扱に關する件（ニ）諸種の報告に關する件（ホ）掘地賣買價格調査に關する件（ヘ）臺灣森林令周知方に關する件（ト）延繩漁船に關する件（チ）煮干魚用鹽滷釜に關する件（リ）水產月報提出に關する件ヌ漁業屆出に關する件（ル）眞珠貝採捕禁止の件（チ）相續未定地相續方督勵の件（ヲ）土地に關する申告義務周知方の件

▲協議事項　（イ）赤十字社に關する件（ロ）愛國婦人會に關する件（ハ）臺灣神社建設に關する件

◎山路司令官轉任　馬公要港部司令官山路海軍中將は十二月一日付を以て第一艦隊司令官に轉任を命ぜられ同六日午前九時軍艦秋津洲に搭乘打狗を經て赴任せらる當日は陸海軍及地方官民竝に媽宮小公學校生徒等多數の見送りあり。

山路司令官送別會十二月四日夜官民合同の送別會を廳公室に開催し出席者百二十名發起人は中島要塞司令官、三上馬公要港部參謀長、川中子廳長上瀧內地人協會長、陳媽宮區長の諸氏にして主客席定まるや要塞司令官中島少將の挨拶山路中將の答辭あり午後七時三十分盛況裡に散會せり。

◎學事會議　十二月八日より三日間廳公室に於て廳下小公學校長及分校主任を召集し學事會議を開催したるが出席者十名にして午前九時開會廳長訓示終つて議事に入り諮問事項七件、注意事項八件にして督府より野口視學官の臨席ありて必要事項の教示あり十日午後四時閉會せり其の諮問事項左の如し。

一、國民性涵養に關し現に實行し居る施設及其の實績如何
二、地方教化に關し現に實行し居る事項及其の實績如何
三、兒童訓練に關する施設及實行の狀況如何
四、學校兒童の愛國思想養成に關し現に實行し居る方法及其の實績如何
五、國語普及の狀況及意見如何
六、公學校兒童出席不良の原因及之に對し現に採る方法如何
七、學校苗圃の狀況及意見如何

◎本島婦人國語練習會終了式　當廳下愛國婦人會幹事部主催の本島婦人國語練習會は十二月十一日を以て第一回修了會を媽宮公學校教室に於て擧行したるが修了生は五十七名にして重なる來賓は野口總督府視學官川中子廳長廳下各小公學校長媽宮學務委員澎湖地方改良會長の諸氏にして川中子幹事長以下各幹事出席あり川中子廳長の訓話修業證書の授與愛國婦人會臺灣支部長の賞與授與修業生答詞等あり午後四時盛況裡に式を閉ぢたり。

●銀塊相場高低表（一九一九年上海）

	七月		八月		九月	
一日	—	—	五五・十六分九	四一・二分一	五八	四〇・四分三
二日	—	—	五五・四分三	—	五九	三九・四分三
三日	五三片	四三兩	—	—	六二	三九・二分一
四日	五三・八分三	〃	—	—	〃	〃
五日	五三・二分一	四三・五	五六・二分一	四〇・四分三	〃	〃
六日	—	—	—	—	〃	〃
七日	五三・十六分九	四三・八分一	五七	〃	—	—
八日	五三・四分三	四二・四分三	五七・八分三	〃	六〇・四分三	〃
九日	五三・十六分十一	〃	五八	〃	六一	〃
十日	五三・十六分十三	四三・二分一	—	—	〃	〃
十一日	五三・八分一	〃	五八・八分一	四〇・八分一	〃	〃
十二日	五三・四分一	四二・八分七	五八・二分一	四〇・四分一	六一・四分一	〃
十三日	〃	四二・二分一	五八・四分三	四〇	六〇・四分三	〃
十四日	—	—	五八・八分七	三九・四分三	—	—
十五日	五三・八分五	〃	〃	〃	六一	〃
十六日	五三・八分七	〃	五九	〃	六一・八分一	〃
十七日	—	—	—	—	六一・四分三	〃
十八日	五四・四分一	四二・二分一	五九・八分三	〃	〃	〃
十九日	〃	四三	〃	〃	〃	〃
二十日	—	—	五九・四分三	四〇	六三	〃
廿一日	—	—	五九・八分七	〃	—	—
廿二日	五四・四分一	四二・二分一	六〇・四分一	四〇・四分三	〃	三九・八分一
廿三日	五四・八分三	〃	六〇・八分三	〃	六三・八分一	〃
廿四日	五四・十六分九	〃	—	—	六三・八分五	〃
廿五日	五四・八分七	〃	六〇・二分一	四〇・四分一	六三	三八・二分一
廿六日	五五・十六分一	〃	六〇・四分三	四〇	六三・八分三	〃
廿七日	—	—	六一・四分一	〃	〃	〃
廿八日	〃	〃	—	三九・八分九	—	—
廿九日	五五・十六分五	〃	五八・四分三	三九・八分五	六三・八分五	三九・八分五
三十日	五五・四分一	〃	五八	四一	六三・八分一	〃
卅一日	五五・十六分五	—	—	—	—	—

官吏に對する惡口

此間誰やらが、本島人の惡口の話しをして居た、其れから思付いたわけでもないが、自分も一つ舊政府時代に於ける臺灣人の官吏又は官衙に對する惡口的俚諺で、今日尙ほ俗語として殘つて居るものを、御披露に及ばう、

官有二兩口一 といふのがある、即ち官の字には口が二つあるが、役人は口先で物を云ふて一向當てにならぬからして、役人のことは家即ち宀の内に口を二つ書いた所の官と云ふのと、といふ巧妙な惡口

交レ官窮。交レ鬼死 といふのがある、鬼は即ち幽靈で、聊齋誌異などを見ると、よく幽靈と交接し、精盡きて死すといふ話が澤山あるが、其れと同じく、官吏に交はれば賄賂を出さねばならぬから結局貧乏して倒れて仕舞うといふ無遠慮な罵詈讒謗、

官好。衙門歹 といふのは、直接に人を指すことを避けて、役所が惡るいと婉曲に言つたまでのことで、結局前のと同じく惡口の一つ

嚴官府出二厚賊一 厚は甚だの意で、つまり嚴重なる役所ほど甚だしい暴賊を出すといふのである堅いものほど折れ易いといふ譯だらう

衙門入字開。有レ理無レ錢莫二進來一 といふは役所の門は入の字の如く開いて錢の入り來るを待つて居るのであるが、理があつても賄路に出す錢がなければ其道理も通すことは出來ないといふのだから、マア官吏などは當てになつたものではないと云ふ惡口の一つ

斯樣に官吏も一向信用されないから判決などに就いても一向信用が出來ない、其處で、官司好打。狗糞好食。 といふ俚諺もあるわけである、其意は訴訟もよいが、犬の糞もうまい、といふので全く惡を云つたものだ其本意は即ち犬の糞の喰ふべきものでない如く、訴訟などもすべきものでない、畢竟訴訟をすれば、賄賂倒れで、遂には破滅するの外ないからするなといふのである

官斷不レ如二民愿一 其れと同じく、官の裁判はお互の納得より成立つ和解に加くものはないから、訴訟などをするものでないといふのである 官斷不レ能レ息。人愿自能息、 といふのも同じく官の裁判では紛爭を心から止めることは出來ないが、人々お互に納得すれば心から紛爭を止めることが出來るからつまらぬ裁判などを受けるよりは和解するに限るといふのである、此等も一面には裁判官を罵倒したものだが、一面から見れば人民自ら濫訴を誡めるものともなるのだから此等は少々罪の輕い方だ

假洋鬼 以上は何れも舊政府時代に行はれたものが今に餘喘を保つて居るといふ丈けのもので餘り氣にも懸らぬが、態々我々内地人のために出來た假洋(ケイヤン)鬼(クイ)といふのは一寸振つて居る洋鬼は西洋幽靈といふ意味で、西洋人を罵倒する語だが、其れを應用して西洋人をまねるとの意から日本人のことを假(にせ)洋鬼といふて居るのは面白い、處が此頃或る處で、其假洋鬼を一生懸命眞似て居る先生が、途ひ口を滑べらして、此個假洋鬼 とやると、其假洋鬼先生はシッペ返へしに、ナンダ此個假假洋鬼 とやつたのは一層面白かつた、去るにても假洋鬼から、假々洋鬼が出來、更に假々洋鬼が出來、假々々の假洋鬼の出來るのも遠からぬことと思ふと、新年早々誠に芽出度き次第で、嬉しくてたまらぬから、見たまゝ聞いたまゝを其のまゝ御披露に及び升（小靈齋）

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

研究資料

日本民族の古代思想に顯はるゝ原稻神話の發展（上）

蕉鹿夢

日本上古史の一種威たる神代紀を閲するに、八握莫莫然といへる一句の成語あり、訓みて『ヤツカホニ、シナヒア』といふ、蓋し嘉禾豐熟の形容美辭なり、我が日本の古るき名稱を、一に豐葦原千五百秋瑞穗國と呼ぶ、有名なる釋紀の著者卜部懷賢が、之に就きて『豐葦原千五百秋瑞穗の地、是れ肥饒豐富の國なり、凡そ肥美の地、葦草多く生ず、故に取りて之を喩ふ、殊に千五百秋と云ふ者、是れ遠く長久を指す、蓋し古人此れを以て極多の數と爲すか』と解説せしもの、條理井然亦容疑の餘地あるなし、乃ち日本の古來農を以て國を建てしを知るべく、穀稻に關する神話の著るしき發展ありしは之に緣る、彼の專ら百穀發生の原素を掌り、蒼生のために衣食の道を開きたまひ、且つ天祖天照大神の御饌津神として崇尊せらるゝ豐受大神は、伊弉諾●伊弉冊の二尊が、天神の勅を奉じて、國土を經營せる始め、大八洲國を生みたまひ、いたく飢ゑたまへる時に、御降誕ありしと傳へらる、神代紀に、飢ゑし時生める兒を食稻魂命と號づくと見ゆる即ち是れにして、倉稻魂は豐受大神の一名なり、されば自ら斯くてそ御饌津神の功德を保持したまへるならめ、古事記に據るに、粟の國を大宜都比賣と謂ふと記す、大宜都比賣は、亦豐受大神の一名にして、即ち粟の國の國魂神として、同國桂の岩栖里（今の阿波國勝浦郡）に住みたまへしといへる傳説も、之と相因めるものなるべく、粟の國といふも、全く穀物より導かれし命名なりけらし、其後此神淡路國（三上嶽）及び攝津國（稻倉山）に移りたまひ、終に丹波國比治山の頂なる麻奈井に天降りませりと傳へらる、和名抄に、丹波郡神戸郷とあるは是れに當り、今は丹後國中郡五箇村の字鱒留に屬す、丹後國風土記逸文に、豐受大神垂跡の故事を以て、古るき羽衣の天女説話に融合し、和奈佐老夫●和奈佐老婦といへる老夫婦のために引き留められし一天女が善く酒を釀して、萬病を一盃に除くの神驗、其家の富を土形に豐かにせりとする物語は、同神の女性にておはしゝと、且つは富源の神にてましませるを把捉せる附會なりしに外ならんか、

神代紀に據れば、時に日の神にます天照大神は、高天原に坐しましゝが、月の神に向つて詔し宣はく、葦原の中つ國に保

食神(豐受大神の又の名)ありと聞く、汝就きて動靜を候せよと、月の神、先づ山城葛野郡桂里に天降りて、丹波なる保食神の許に至る、保食神乃ち之を迎べて、靈德を驗はし、首を回らして、陸に嚮ひたまひしかば、口より飯を出し、又海に嚮ひたまひしかば、巨細の魚鱗(所謂る鰭廣及び鰭狹)口より出づ、又山に嚮ひたまひしかば、大小の獸畜(所謂る毛麁及び毛柔亦口より出づ、其くさぐさの物を悉く備へて、之を百机に列ね大饗を供進せられき、然るに月の神忿然色をなして曰へらく、穢らはしき哉、鄙しき哉、寧んぞ口より吐ける物を以て我を饗すべけんやと、軈て劍を拔きて擊殺し、事の終始を日の神に復命す、日の神之を聞召し、且つ歎き、且つ怒りたまひ、汝はげに惡しき神なり、相見るに忍びずと宣ひて、乃ち一日一夜に離隔したまへり、此後、日の神、天熊人を遣し、往いて之を看せしめられしに、保食神は既に身まかりしが、唯だに其神の頂に牛馬化生し、額の上に粟を生じ、眉の上に蠶を生じ、眼の中に稗を生じ、腹の中に稻を生じ、陰に麥及び大豆小豆を生じありき、天熊人悉く取り齎らして之を奉進す、日の神喜び給ひて曰く、この物は、うれしき蒼生の食ひて活くべきものなりと、乃ち粟稗麥豆を以て、陸田種子と爲し、稻を以て、水田種子と爲し、因りて天邑君を定め、即ち其稻種を天狹田及び長田に植う秋に及びて垂穗ヤツカホニシナヒテ甚だ快し、茲に日の神は、其垂穗を持ちて、保食神を親祭し、大嘗の殿に坐して、新嘗きこしめしたまへりとぞ、而して古事記の傳ふる所、稍や之に異り、速須佐之男命が嘗て食物を大宜都比賣神に乞ひたまひし時、こゝに其鼻口及び尻より、種々のためつものを取り出で、作り具へて進めし時に、速須佐之男命其さまを立ち伺ひて、穢き物奉るとおもほして、乃ち大宜都比賣神を殺したまひき、かれ殺されたまへる神の身に、生れる物は、頭に蠶生り、二つの目に稻種生り、二つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麥生り尻に大豆生りき、こゝに神産巣日御祖命之を取らしめて、種と成したまひき』と見ゆ、蓋し同幹異極の神話ならんことうつなし。

因みに云、南洋のセレベス島なるマカッサーのマロス地方は、有名なる米の産地なるが、土著のボス族に傳ふる神話に、『宇宙創造の始めに出でませる神を、バタラグルと呼ばせたまふ、バタラは最上の權威、グルは即ち神の義なり、此神、天界に在せしが、天降りまして、下界に臨ませたまふ、こゝに名をバタラトンボーと申す女神在しき、地底より生ひ出づとの義なり、さてもバタラグルの神は、此女神と妹脊の契りを結ばせたまひ共に連れたちて天界に歸り昇り、さては下界に降りたまふなど、繁く天地の間を往來したまふ程に、男女二人の子を生ませらる、兄をサヲリガーデン、妹をシッテアサリと名づけ、下界に住ませられけるが、此處には饑饉てふことを覺え、且妹は之がために身まかられければ、如何にせばやと、父神に訴へ申されしに、不思議や、翌くる日、妹シッテアサリの死せる屍體より、一つの草生ひ出でぬ、軈て火神の仰せに此草の穀を舂きて食へば、饑は立どころに醫さるべしと宣ふ、畏みて籾を取り入れ、炊き食ふに、其美味云はん方なく、之より後は全

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

く饑を知らざるに至りぬ、是れぞ稻にて、此世に米ある始めなり、ざれば今も種下す時には、此女神を祭る儀式あり、年の豐作を願ひて、祈念を凝す時には、神の御姿男髯として人々の眼に顯はれたまふことあり」（故川上農學士の『千の葉かげ』に據る）との齣ありとかや、稻の起源が、變死せる女神の屍體に生じ、而かも其神を以て、所謂る御饌津神の功德を代表する觀念の顯はれは叙上日本話の大綱と照應して、正さしく依從の、關係あるべく覺ゆ、

斯くて天孫の降臨に際し、夫の齋庭の稻穗を以て親授せられ天祖の高天原にて新嘗をきこしめさるゝ如く、天照神孫も、亦葦原の中つ國にて、新嘗祭を行ふべき、國祭の緣由、乃ち固く基を肇めぬ、顧みるに、此神秘なる出來事の在りしを傳ふる、丹波の國の自然の地理は、高隆にして山谷縱橫し、而かも大嶽洪河なくして、實に農耕上の天府たり、由來百穀發生の祖神が、其跡を此地域に垂れられしこと偶然に非ずして、古るく王政附庸の國土として、大嘗會に於ける悠紀主基の供御を、丹波と近江とに卜定せられし歷史的淵源、亦必ずしも故なしとせず、丹波の地名の義を解するもの、原と田庭（タニハ）の意に出づといふも蓋し宜なり、

天孫の降臨に際して、天上の稻穗を以て授けられたる事は、古語拾遺に、天照大神の勅を記し、吾が高天原にしろしめす所の齋庭の穗を以て、亦當に吾が兒にしろしめさせまつるべしとあるにて明かなるが、尙ほ之に關聯する神話は、日向國風土記逸文に、

天津彥彥火瓊瓊杵尊、天の磐座を離れ天の八重雲を排きいつのちわきに、ちわきて、日向の高千穗の二上の峰に天降りましゝ時に、天暗冥、晝夜別かず、人物道を失ひ、物色辨じ難し、玆に土蜘蛛あり、名を大鉗・小鉗と曰ふ、二人皇孫の尊に奏さく、尊の御手を以て、稻千穗を拔かして、籾に爲し、四方に投げ散らしたまはゞ、必ず開晴を得んと、時に大鉗等が奏せる如く、千穗の稻をもみて、籾に爲して、投げ散らしたまひしかば、即ち天開晴し、日月照り光れり、因りて高千穗の二上の峰と曰ふ、

古事記傳に、本居翁は之に因みて、「此山、常に登り詣る人多きを、暴かに霧の起りて、大風吹き出で、地とゞろき、おどろ〳〵しき音して、闇の夜の如く暗がりて、路も見え分かぬばかりになることありて、ともすれば此霧におぼゝれ、風に吹き放たれて、亡くなる者もあり、然るに神代の故實と云て、いはゆる先達なる者、人に敎へて、手ごとに稻穗を持たせ行きて、もし此霧おこりぬれば、其れを以て拂ひつゝゆけば、しばしがほどに、天明かりて、事故なしとぞ」と載するもの、亦合考するの價値あるべし、

海峽殖民地立法會議に於

（外事課、越村通澤飜譯）

●財政●　平和克復と共に當殖民地財政狀態は極めて順調となれり。千九百十八年度に於ける歳入は二二三、二六二、〇一五弗

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

歳出一五、九六六、一四弗にして前年度に比し歳入に於て三百五十萬弗、歳出に於て七、二九五、八七〇弗の夫々増加を示せり。

本年度(千九百十九年)修正歳入豫算額は二二、六六〇、三四六弗にして前年と大差なく極めて順調なり。而して右豫算額は實際收入の分なれど、此外左に二大臨時收入科目あり。即ち一は新嘉坡港灣事業費に就き前回の立法會議の決議より生ずるものにして、四、一四九、七五〇弗の臨時收入増加を齎すべし。而して右決議により財政整理中には鐵道及附屬倉庫賣却による收入を含む。第二の臨時歳入は預金改良資金の歳入に對する積立殘高即ち七四九、三二四弗の貸なり。故に本年度歳入は二二、六六〇、三四六弗の實收額に前記の二大臨時收入科目を加へ總計二七、五五九、四二〇弗に達すべし。

本年度修正歳出見積額は三七、九五五、五五〇弗にして前年度に比し非常の増加なるを以て更に審議せんと欲す。されど右増加は主として前述の新嘉坡港灣事業費、即ち一五、〇六三、四六二弗てふ巨額の支出を可決せるに依る。第二の理由は政廳の購入せる米の賣却より生ずる見積損失なり。購入米の販賣は極めて最近開始されたるを以て其實損額は幾何に達するや見積ること能はざるも本年度末迄に生ずべき實損額は恐らく三百萬弗内外なるべければ本會議に於て之れが補塡策を講究せんと欲す。上記の外千九百十九年度修正歳出見積額中に追加すべきは戰時に生じたる臨時事業費及官吏臨時手當にして支出すべき百五十萬弗にして之が補塡案も近日中に審議に附せんと欲す。最近に支出科目として千九百十八年度防備費の未拂額たる一、五二二、〇四〇弗を追加すべし

千九百十八年末現在政廳資產は債務を超ゆること四二、四五九、四九八弗なりき。本年度に於ては本年度歳出入の見積不足額即ち一〇、三九六、一三〇弗を右資產中より控除すべきを以て本年度末資產額は三千二百萬弗に至るべし。更に本年度末資產額には未賣却在庫米の仕入値段を加算すべし仕入値段は米の賣上高目下豫想する能はざるを以て記載するを得ず。此外尚資產額中に加算すべきは各公共團體に貸附ある五百萬弗なり。

千九百二十年度歳入豫算は一八、四五八、五八七弗にして歳出は一九、三六二、二七四弗なれば差引九十萬弗の出超なり。されど歳出歳入共に何等臨時的の移動なきに於ては、均衡を保ち得べし。

●●衞生　海峽殖民地人口を八二七、七一九人とせば千九百十八年の出生率は千人に付き二八人六四、死亡率は四三人八五にして、出生率は過去十年間の平均率二八人〇五を超ゆること僅少、死亡率は千九百十七年に稍や高しと雖も、過去十年間よりも低し。

千九百十八年死亡者の増加せるは惡性感冒及其併發病に依る。千九百十九年度上半期に於ける死亡率は千人につき二九人九四にして前年度同期に比し五人七七の減少なり。

●●土地　護謨園讓渡賣買製限令は本年八月末迄實施せられ、食料栽培の目的にて小地積を限り特に許可せるものを除き全然土地の賣買讓渡を禁じたり。護謨の價格極めて高く搾汁亦容易なりしが二三の護謨園主は栽植樹の間隔を粗にせんとせ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るものあり。ばいなつぷるの價格亦暴騰したるを以て今や之れが栽植を企つるものあり。

都市に於ける土地熱は依然として繼續し、猶頗大の土地と雖も容易に購入するを得ず。或種の土地に至りては殆んど從來のレコードを破る高價を示す。以て之が賣却讓渡に巨利を占めたるものあり。本年二月政廳はセシル街に面する三七、八〇九平方尺の土地を一平方尺四弗六十四仙にて拂下げたるもテロクアエルの官有地は目下ロビンソン路擴張未完成の爲め賣却せざりき。新埋立地の九エーカーは三十年間貸下條件にて入札に附し内約七エーカーは馬來聯邦州政廳に落札せり

本年度初期ロシー山と通稱する約四十エーカーの土地競賣に附せられ、ブキツトチマー路及スコツト路に面する約十六エーカーに達する兩塊の土地は當政廳及馬來聯邦州政廳の官舍敷地として買上げたり。

ディツケンソン丘と稱せらるゝ土地はサゴ街附近に於て廣場を設くる爲め買上たり。亦カントンメント路に面する約二エーカー半の土地は港務局の提供せる大地積に合し西部公園を設くる爲め同樣買上たり。

海外渡航移民及入國移民　千九百十八年度支那移民入國數は五八、四二一人にして最近に於ける最小レコードなり。而して千九百十九年八月末までの入國數は四五、〇九八人なりしが過去十年間の八箇月の平均入國數一二三、七五五人に比し非常の減少なり。

千九百十八年四月より十月まで香港よりの支那移民を禁じ其後入國禁止を解禁せるも制限を附し今日に至れり。香港よりの渡航運賃依然高率なれど廈門及汕頭よりは二隻の支那汽船競爭の爲め運賃は一時的低廉なり。されど支那爲替率の低き爲め新嘉坡よりの歸國支那人數少し。

千九百十九年最初の八箇月間に於て南部印度より入國せる印度人は六四、四九六人にして内當政廳補助に依り移民五〇、四五五人なりき(内未丁年者五、〇八三)。而して政廳補助印度人中當殖民地に殘留せるもの七、八七八、殘餘は馬來聯邦州及非聯邦州に再渡航せり。政廳補助印度人は千九百十八年同期に比し一四、二二四の增加なり。

一般旅行者も五、四〇五人より八、九五八人に增加せり。千九百十九年に於ける一般旅行者の到著數は一萬三千餘、政廳補助旅行者は七千人に達すべく、千九百十八年の到著總數は補助五五、五八三人一般旅行者九、七〇八人なりき。

本年八月末までに彼南に寄港せる外洋汽船四十隻にして前年に比し十一隻の增加なり。

本年一月より八月に至り當殖民地より南部印度に出發せるものは大人三二、六五八人未丁年者一、四三四人にして、千九百十八年同期は大人三八、五〇〇人未丁年者一、六七人なりき。而して千九百十九年度一箇年出發總數約四萬七千人に達すべし（千九百十八年總數五二、一三二人なりき）。

戰時稅　千九百十七年に於て當殖民地の歲入より英本國戰時支出の爲め融通せる額を補塡せん爲めに實施されたる戰時稅は依然順調なる成績を示し、千九百十七年は四十萬磅なりしに、千九百十八年は四十七萬五千磅を英國に送附せり。而して同年度に於て當殖民地にて徵收せる同稅額は四一六八、七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一〇弗なりしが勿論之には前年度より繰越の一一八、二七〇弗を加算するを以て總額四、二八六、九八〇弗なり。内償却の分五四、一九二弗部局支局三七、六三五弗を控除し、殘額四、一九五、一五三弗は英國に送金し得るものなりしも實際送附額四、〇八三、六六八弗なれば政廳金庫に一一一、四八五弗を殘せし譯なり。

戰時税として算定し得る收入總額は千九百十七年六八、五八〇、五六〇弗に對し七九、七〇二、六六七弗なれど、右總額中には三千弗以下の收入及本店を英本國に有し當殖民地に營業する各銀行、商店、護謨會社等の支店の利益を含まざるを以て(即ち當殖民地にて得たる利益に對し英本國に於て利得税を支拂ふを以てなり)當殖民地の總收入額に非ざるなり

千九百十九年度の戰時税收入額に付き目下假定的數字を述ぶるを得ざるも收税局長の報告に依れば前年と同額に達すること明にして更に五十萬磅に達し得んことを望むと

●●貿易本年度上半期に於ける當殖民地貿易狀態は順調なりと云ふを得べく輸出入共に增加せり。輸入は四二六、〇〇〇、〇〇〇弗にして千九百十八年同期に比し四四、六〇〇、〇〇〇弗即ち一一●七パーセントの增加なり。輸出は四〇五、二〇〇、〇〇〇にして前年度上半期に比し三九、六〇〇、〇〇〇弗即ち一〇●八パーセントの增加なり。

輸入品中原料品は百二十萬弗、パラ護謨は千三百萬弗コプラは八百四十萬弗、イリピナッは二百八十萬弗に夫々增加せり。然るに錫は千六百萬弗、落花生は四百萬弗以上の減少を來せり。

輸出側にては錫は前年に比し三千六百萬弗、落花生は四百三十萬弗に夫々減少せるが、一方パラ護謨は五千三百四十萬弗、コプラは六百萬弗及イリピナッドは二百萬弗に夫々增加せり。

●●船舶　千九百十九年上半期新嘉坡に出入せる五十噸以上の船舶は前年に比し增加を示せり。千九百十八年五月一日以降實施されたる定期船舶徵發法は同年度中依然繼續されたるも休戰條約と共に船舶管理官の命に依り本年二月末徵發船を全部解放するに至れり。

右徵發法の財政上の成績如何は目下調査中に屬す。休戰條約以降多くの船舶は海軍省の御用より解放されたるを以て船腹問題は一般に著るしく緩和せられ、目下殖民地に於て必要とする船腹に何等不足を感ぜざるに至れり。

●●教育　千九百十八年末新嘉坡施政百年紀念施設に關し之が審議の爲め任命されたる委員會は、右紀念を永久に殘さんとする方法として教育的施設を最良とする旨を提案せるを以て當政廳は之を承認し、新たにラッフルス大學と稱する高等教育の一大學を建設せん事を決定し既に敷地を供與せり。

之と同時に初等教育機關をも速に設けんとす。之れが第一の方法として目下の師範學校に代るべき高等師範學校の設置にして明年(千九百二十年)新嘉坡に設立の運に至るべく將來彼南にも同種の高等師範學校を設立せんと欲す。

政廳補助學校の財政狀態は目下調査に屬し之が爲め一委員會を任命せり。

馬來人教育に關しては、タンジョン、マリムに馬來人教育養成の爲め高等師範學校を建設せんとの議あり。而して同校の設立費約百萬弗を要すと云ふ同校は英語を學ばざる多くの馬來人にとり大關係を有するものにして、將來同校の開設と共に同校卒業生たる優秀なる馬來人教員の殖民地、馬來聯邦州及保護州等の山間僻陬の地に赴き教職に携はるに至るべし。

編者曰く、本編は昨年十月九日新嘉坡フリー、プレッス掲載に係り旧臘の本誌に揭ぐべき筈なりしも誌面餘白なかりし爲め本號に揭ぐることゝせり

海南側評

濟申年

經濟戰既起四邊。危險思想或宣傳。
緊褌一番在此際。吞手酒蛙濟申年。

八百萬

豫算一億實空前。時世鑑來寧當然。
聞說公債募集決。不是噓八百萬圓。

二昔前

當年紅顏今頭禿。顯官半是拱墓木。
繙去繙來感無量。二昔以前職員錄。

年一年

門聯依舊紅色鮮。松飾數加年一年。
同化示實雖可慶。不流形式要心懸。

效驗煙

眞面目擠御筆先。如熱如狂試宣傳。
斷乎戒告無拒術。鎭魂效驗笑止煙。

不僞情

購買組合雖贊成。月給天引寔眞平。
勿謂過得手勝手。奈何是不僞實情。

論證據

豈同教室夜駢牀。席次區別依身長。
其學利害紛紛說。論證據見效果良。

差不多

臺灣大學竟如何。名士意見差不多。
兎角金時期問題。今休論綜合單料。

（百十八萬里）

記録

臺灣教育界彙報

學務課　守屋德夫

●●●●課長新任　片山參事官新に事務官兼參事官として學務課長を命ぜられ十一月末就任せられ候大部久しい間兼任課長又は代理課長を以て間に合せ來りし學務課は今回初めて專任の課長を戴き氣勢頓に揚るを覺え申候、片山氏の臺灣官界に於ける既に定評あるところ我が臺灣教育も氏によりて一層面目を新にするところあるべしと存じ歡喜に不堪候

近時我が臺灣總督府各部局に就いて觀るに內容外觀漸く充實整齊の趣有之候ところ別して我が學務課に於て此感一層切なるもの有之候、臺灣教育界の一維新に際し其の中央機關の完備は吾人をして一層意を强うせしむるもの有之此點慶賀に不堪候

●●●●●●●●●第一回直轄學校長會議　十一月七八兩日督府會議室に於て開會仕候、臺灣も今は二十有餘の直轄學校を有し十七名の校長を數へ得べく候、總督閣下總務長官閣下の臨場を仰ぎ內務局長の主事の下に臺灣教育界の主腦が或は內地人教育に或は本島人教育に學校教育に社會教育に種々重大なる問題を論じ行く樣は誠に謹嚴莊重を極めたるものに有之吾人又其の一隅に參與して言ふべからざる感懷に滿たされ申候、あはれ臺灣教育界も發達進步したるものに候かな、しかも其の發達の短日月にして成績の頗る顯著なる點に於て一種の驚愕を禁じ能はざるものに御座候願はくは徒に形骸の發達に止まらず內容の充實を伴ひ國家百年の大計を謬らずよく日化の實を擧げしめたきものに御座候會議事項は次の如くに御座候

直轄學校長會議事項

▲諮問事項

一、直轄學校規則中改正に關する件

（說明）既設學校は勿論今回新設せられたる學校に於て府令によりて規定せられたる其校規則の實施上支障を感じたる點又は改善を要する點なきや。

二、師範學校外三校及專門學校豫科敎科書に關する件

（說明）師範學校、公立高等普通學校、公立女子高等普通學校、公立實業學校專門學校の豫科の教科用書は總督府に於て漸次編纂發行の計畫なるが各校に於て敎科書を必要とする敎科目如何併せて其の緩急の順序を問ふ。

三、直轄諸學校敎員修養に關する件

（說明）本島小公學校教員に對して督府に於ても亦各地方廳に於ても年々學事講習會を開催し敎員の修養上相當の効果を擧げ居るものありと認むるも直轄學校教員の修養に關しては擔任敎科の多樣なる結果一括して講習を與ふること全然不可能のことに屬す依て年々一定の敎員を選拔し文部省又は各種學校帝國教育會等に於て開催する夏季講習會に出席せしめ以て日進の學術に遲れざらしめんことを期す、もとより學校經濟に關係することは甚大なるものあり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

この點に關する意見如何

四、社會教育に關する件

（説明）學校に於て餘力の爲し得べき場合あらば其の學校の目的に應じ各種の施設を開放し一般の智能を啓くの資に供し以て社會教育の一端たらしむるの必要あるを認む之に關する意見如何

五、各學校各種現金物品の出納制限に關する件

（説明）法令の規定に依る收入支出の外學校に於て各種多樣の金品を出納するは啻に繁雜に渉るのみならず其の管理事務處辨上精確明瞭ならざるに於ては他の疑惑を招く虞なしとせず素より學校の種類に依り之を一定するは困難なるべきも成るべく少種類に制限するの必要あるを認む之に關する意見如何

六、中等程度以上の學校生徒の制服に關する件

（説明）文部省に於ては中等程度の學校生徒の制限を廢す可き旨各府縣へ通牒せり本島に於ても其の必要ありや否之に關し意見を聞かんとす。

▲注意事項

一、各學校施行細則に關する件

（説明）從前各學校施行細則は入退學試驗等の事項に限り規定したるもの多しと雖本細則は施行上尚一層必要なる事項を網羅し認可を申請せられんことを望む。

二、直轄學校各種打合會開催の件

（説明）本島の直轄學校は小數多樣にして共通の範圍甚だ狹しと雖猶教授管理訓練等に就き共同に研究すべき必要あるもの尠しとせず各校間の協議により適當に打合會を組織し以て校務上の統一改善を圖られんことを望む。

三、直轄學校教員の進路及交互轉任に關する件

（説明）教員の所要を充たすに方りては多くは之を內地に需むるの外に策なしと雖從前在職者にして之を甲校より乙校に轉せしめ其の待遇を進め以て採るべき者は之を採るの方法に出づるも亦必要なるべし此の點に付ては常に留意し關係學校長の間に於て豫め內議し且つ之を內務局長に協議せむことを望む

四、下級學校との連絡に關する件

（説明）教授上は勿論訓練の實際に於ても下級學校と密接なる連絡をとることの必要なるは論を俟たず然るに其の實際に於ては聊か遺憾なき能はず學校長は部下職員をして時々下級學校教育の實際を視察せしめ或は其の教科書等を參照せしむる等適當に指導せられんことを希望す。

五、生徒の風儀及思想問題に關する件

（説明）直轄學校生徒の風儀及思想問題につきては警察報告其他により時々忌はしき風評を聞くを遺憾とす各學校にありては此際一層其の監督指導につとめ萬遺漏なからんことを期せられたし。

六、學校衞生勵行に關する件

（説明）今回虎疫の流行に就きてはさきに「學校內コレラ豫防注意書」なるものを印刷配布したるを以て夫々周到注意を拂ひつゝあることゝ信ずるも此際猶一層學校衞生の勵行につとめられたく殊に本島人子弟を教育する學校にありては衞生思想の養成は最肝要の事に屬するを以て此機を逸せず十分其涵養に努められんことを希望す。

七、生徒轉學に關する件

（説明）生徒の轉學に關しては各學校に於て相當考慮を拂はれつゝあることゝ信ずるも尙遺憾の點ありて中等學校生徒を有せる者の父兄の移動に關しては尠からざる苦痛を感ぜるものありやを耳にす由來生徒の轉學は教授訓練上面白からざるところなるも本島の如き特種の事情ある所に於ては父兄の移動に伴ふ生徒の轉學に關しては缺員ある場合其の希望を許容せらるゝやう取計はれんことを望む

●●●●●●●●●

◉伊澤修二先生建牌式　かねて御報告申上置候建牌式は都合により延期いたし居候ところ此の程直轄學校長會議のため教育會幹部連の集合したるを機とし十一月二十九日午後一時より芝山巖頭に於て愈建牌式を擧行仕候、會するもの前記直轄學校長以外臺北在住の小公學校長及士林の古老及舊門下生を合して約百五十餘、定刻川崎副會長式辭を朗讀し片山幹事長工事狀況の報告をなし木村匡氏伊澤氏の追懷を試み次で伊

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

澤氏の甥にして曾て氏と共に芝山巖に起臥したることありといふ現臺南師範學校敎授牧田貞雄氏遺族を代表して謝辭を述べそれより遺族よりの謝電及各地よりの祝電を朗讀して式を閉ぢ申候、終りて立食の饗應あり各氏の往時を談じてなつかしき懷舊の情に皆々感慨頗る深きものありし模樣に御座候、臺灣敎育界維新の期に際し我が臺灣敎育の建設者を永久に記念するは敎育界の爲めのみならず吾等現に職に敎育に從事するものをして奮起せしむること尠からざるところに御座候

●**少公學校運動會**　十一月十二日十三日新公園に於て臺北名物の一と數へらるゝ小公學校各聯合運動會が擧行いたされ候運動中特に體操の進步著しきを觀るべく公學校なども年々規律正しく相成る模樣にて私共實際の敎育者には誠に興味深きもの有之候しかしこの運動會に就いてはなかなか世間の批評がやかましい樣に候が如何なる批評もこの運動會がもたらし來る効果とか價値とかに比しては殆んど比較にならぬ樣に存ぜられ候

近來此の種の運動會が各地方廳にも普及したる樣に有之誠に結構に御座候何れ當局者は隨分と愼重の態度を持し決して大人の娛樂に陷らず常に子供それ自身の敎養と、何事も同化敎育の根本目的に合する樣計畫ありたきものに御座候

尙この度の動會にに新總督閣下特に御臨場、種々と御訊問を發せられたるのみならず時々自ら拍手して兒童の運動を稱せられたるは私共の頗る光榮とするところに御座候

●**大稻埕女子公學校音樂會**　十一月二十日午後一時より大稻埕女子公學校に音樂會が開催いたされ候これ本島公學校敎育に於て特筆大書すべき敎育上の試に有之候成績の如何に就いては目下尙評定を下すべき程度には御座なく候へ共本島人兒童がかく迄に日本音樂を歌ひこなし得るに至れるは驚くべき進步と申すべく候師範學校生徒女子高等普通學校の生徒の出演も有之何れも相當の出來に御座候但し何時も感ずるところに候が聽衆が未だ音樂會に於ける作法を心得ざることに有之新公園の音樂堂の演奏の際にも又今回の演奏會にも師範學校の演奏會に於ても何れも音樂會に必要なる態度作法に熟せざるは本島人內地人全部に通じ又老幼兩者に通じ甚だ殘念に存ずるところに御座候これらも一般的に向上を要する社會的禮儀作法の一部と存ぜこれ候

臺灣の生活は何れより見るも殺風景に御座候これ簡易適切なる而かも淸楚なる娛樂機關の缺乏に基くものと存ぜられ候がかゝる點より觀るときは學校を中心としたる運動會音樂會等は最も歡迎すべき行事の樣に存ぜられ候尙亦市內在住の音樂家が年二回位大演奏會でも御開き下さる樣のこともあらば淸新なる趣味の注入に於て尠からざる價値あることゝ存ぜられ候

●**愈大正八年も暮れかゝり申候**　顧みて我臺灣敎育界の狀況に就いて見るに如何にも多忙なりし一年なるに驚かされ申候臺灣敎育令の公布により積年の問題の解決を見たる、これに伴ふて十有餘の直轄學校の新設を觀たる、學務部が內務局に編入せられて更に大なる內務局長によりて代表せられたる、直轄學校長會議の初めて開かれたる何れも特筆大書すべきことに有之候就中最も意を強うするは課員の充實に有之課

任長の事を觀たる、視學視學官の充實せる、各廳視學の配置の定全したる等儀容大に整ひ今や滿を持して放たざるおもむきあるは慶賀に堪へざるところと申すべく大正九年度以降吾が臺灣教育界は更に面目を一新し着々其の實績を擧げ得べく又あげねばならぬ勢にあることゝ存せられ候こゝに大正八年の筆を擱つるに當り新なる希望をもつて滿たさるゝは獨り記者の悦びのみならず我臺灣我帝國の幸福と切に感深きもの有之候　匆々

（十二月五日）

臺灣に於ける鰻

（水產課調）

本島產鰻は分類上內地產鰻と同種にして、品質佳良なるのみならず本島各廳に亘り漁獲豐富なり。大正七年漁獲高は統計に現はれしのみにても六十五萬二百三十六斤價額二十二萬二千百六十八圓に達し、就中北部及西海岸の河川溜池に漁獲多し。然るに養鰻事業に至りては本島にて未だ行はれたるもののなきも之が養殖は經營方法如何に依り將來有利の見込なるを以て、鰻の地方的分布、養鰻上種苗として供給し得べき體形の漁獲狀況等、鰻の生產に關する調查を各廳に依賴し報告の結果を左に綜合し將來養鰻事業計畫の參考に資せんとす。

（備考）一調查地方は臺北●新竹●阿緱●宜蘭●嘉義●桃園●臺中の各廳とす

一各廳報告中鱸鰻の記事あるも鰻と全然別種に付省略す

▲約　言

（一）水面の分布と鰻生產との關係　臺東●花蓮港●澎湖の各廳は河川溜池に乏しく從て鰻の生產少く、其地の各廳中臺北●新竹●臺中●阿緱の各廳は河川の產を主として殊に臺北廳の如きは淡水河及其分流を漁場とせり。河川以外湖沼溜池の產多きは宜蘭●嘉義●桃園地方とす。

（二）鰻の集散地　臺北●新竹●宜蘭●阿緱は廳下所在の魚市場に集散し、桃園廳に在りては漁獲物は臺北へ搬出し、臺中に在りては魚市場以外地方所在小魚菜市場に集散するもの多し。

（三）鰻の體形　本島に於ける鰻の普通體形は二三十匁を普通とし、桃園は四五十匁、臺中は七十匁を普通とす。

養鰻上種苗として供給すべき十五匁以下の鰻は全漁獲高の約四割を占め全島を通じ四萬斤內外に達す。臺南廳下に於ては四月乃至八月に小形鰻の漁獲多し。

（四）鰻の漁期　臺北●宜蘭●阿緱は夏季（一、七、八九月）

桃園、嘉義、臺南は冬季（十月より翌年一月）

臺中、新竹は冬季及春季（九月より一月、二月より六月）

全島魚市場取扱高に徵すれば、一月乃至三月及九月乃至十二月に多く出廻はり就中十二月最多量とす卽鰻の漁期は冬季及夏季の二期と爲すが如し。

（五）鰻の價格　鰻の價格は全島を通じ二月最高に八月最低を示し、市場糶値は臺北の七十七錢九厘、彰化の八十二錢五厘を最高とし、北港の五十五錢八厘を最低とす大正七年中本島

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

市場(六箇所)の平均單價は六十七錢九厘なり。

各廳を通じ五月より七月の期間下落し冬季騰貴の傾向を示す小賣値の最高は臺北の一圓十錢、最低は新竹臺南の三十錢なり。

(六)「シラス」に就て 「シラス」は各廳河川に溯上するが如く溯上の確實に認めらるゝは臺北・宜蘭・臺南・新竹各廳下河川にして殊に宜蘭廳にては溯上多き形跡あり。溯上の時期は二月に始り春季中に亘るものゝ如く、無色にして二寸内外のものより黒褐色の稍成長せしものを混ずるが如し。

一 鰻の主要生產地

(イ)臺北廳 臺北廳下にては主として淡水河本流及其支流にて漁獲せらる。從て產地は淡水・士林・新店・枋橋各支廳下を主とし何れも年產額二百斤以上に及ぶ。支流中主なるものは新店溪・大嵙崁溪・基隆川・直潭溪・灣潭溪・景尾溪・大屯溪林仔街溪・八𧾷溪・老梅溪・頂双溪とし主なる漁獲地を擧ぐれば左の如し。

廳直轄古亭村庄・加蚋仔庄・大龍峒街・山仔脚庄
枋橋支廳溪洲庄・湳仔庄・龜崙蘭溪洲庄・秀朗庄
士林支廳唭哩岸庄・社仔庄・溪洲底庄・和尚洲全庄・大直庄
新店支廳大坪林庄・直潭庄・菁澤庄・萬盛庄・內湖庄
深坑支廳雙溪街・楓仔林庄・深坑仔庄
淡水支廳大屯庄・林仔街庄・小基隆舊庄・老梅庄
頂雙溪支廳・長潭庄・雙溪庄・横仔寮庄

(ロ)新竹廳 河川の漁獲を主とす、漁獲多き主要河川は中港溪・後瀧溪・北勢溪・頭前溪・後油林溪にして主なる漁獲地を擧ぐれば。

頭份區 頭份庄・東興庄
後壠區 後壠庄・大脚庄
新港區 新港庄
中港區 海口庄
樹杞林區 樹杞林街・後油林庄
六張犁區 三崁店庄・隘口庄・六張犁庄・六場庄・手崙庄
舊港區 舊港・新庄仔庄・溪洲庄・白地粉庄

(ハ)阿緱廳 主要生產地は興文里四重溪及港東中里烏樹外塭とす。

(ニ)宜蘭廳 主要生產地は各河川及圳埤溜池にして二百斤以上の漁獲あるものを擧ぐれば次の如し。

田埤川	(利澤簡區)	八六七斤
一百甲港	(一百港庄)	六一七斤
塭田	(下埔庄土名下埔)	三〇〇斤
塭田	(中崙庄土名新圍)	二〇〇斤
大埤	(紅水溝區鹿埔)	三〇〇斤
重門頭港	(美福庄)	二七六斤
三角港	(壯一庄)	二六八斤
大湖川	(大湖庄)	二〇〇斤
補助城地庄	(羅東區)	二四九斤
鰗仔埤	(大湖庄)	二〇〇斤

(ホ)嘉義廳 當廳下に於ける生產地は牛桃灣溪・北港溪・樸仔脚溪入奘溪の各流域なり。就中左の地方は主要生產地なり。

新港街・後埔庄・考試潭庄・前東港庄・龍岩厝庄・大糠榔庄附近河川溝渠竝に池沼

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ヘ）臺南廳　廳下淡水養魚池及其附近一帶の水面に於て少許の生產あり、特に主要なる生產地と稱すべき處なしと雖も左記の庄及河州は比較的生產多し。

曾文溪•鹽水溪•右沖溪（土名）阿公店溪•滾水溪（土名）

（ト）桃園廳　廳下の主要產地左の如し。

許厝港庄•老蕟溪下流竹圍庄•南崁溪下流•大嵙崁溪流域•三角湧溪流域•馬武督溪流域

（チ）臺中廳　廳下に於ける鰻の主要產地は左の河川流域各庄及河口地帶•其他廳下全庄に渡る池沼とす、

大安溪•大甲溪•大肚溪•筏仔溪•旱溪•大突寮溪•猫羅溪•烏溪）洋仔厝溪•鹿港溪•西螺溪•濁水溪

二　漁獲物集散地名

（イ）臺北廳　臺北三市街は廳下の主なる集散地にして廳直轄枋橋•士林•新店各支廳下の漁獲物を吸收す。其他北投•和尙州•士林•新店•深坑•石碇•淡水魚市•頂雙溪•九份•金爪石は多少宛鰻の集散を見る。臺北各魚市は主として仲買人の手を經て搬出せらる。

（ロ）新竹廳　新竹中港•樹杞林•舊港等とす。

（ハ）阿緱廳　比較的多く集散する地方は與文里東城店及東港街とす。

（ニ）宜蘭廳　各產地附近の直賣多きも强て集散地を擧ぐれば宜蘭街•羅東街にして少許は頭圍方面より基隆搬出す

（ホ）嘉義廳　嘉義•北港•樸仔脚•打猫•新港•雙溪口•鹽水港土庫•五間厝•斗六の各街庄とす、廳下魚市鰻取扱

市場別＼年別	大正七年	大正八年
嘉義	六五七斤	八九四斤
鹽水港	三、七三〇	一、六九〇
北港	二、一五〇	一、一〇〇
樸仔脚	一、四三六	一、七九〇
計	七、九七三	五、四七〇

（ヘ）臺南廳　臺南魚市場•鳳山魚市場•阿公店魚市場等

（ト）臺中廳　大甲街•葫蘆墩街•臺中•彰化街•鹿港街•和美線庄牛罵頭街•田中央庄•二林街を主とす　其他東勢角庄溪湖街•關帝廳庄•北斗街•員林街•梧棲港街等の市場にて小賣人の取扱の數量多大なり。

三　體量十五匁以下の鰻漁獲高概數及廳下鰻總漁獲高に對する割合

廳別＼摘要	總漁獲に對し十五匁以下鰻の割合	總漁獲高	十五匁以下の鰻の漁獲	備考
臺北	一割四七弱	一二、六〇〇斤	一、八五三斤	總漁獲高は大正七年調
新竹	四割一分	五、〇三九	二、〇七五	總漁獲高は大正七年水產課統計
阿緱	不明	二三、二七五	不明	同前
宜蘭	四割	五、〇〇〇	二、〇〇〇	全漁獲高は槪數
嘉義	六割	一五、〇〇〇	九、〇〇〇	全漁獲高は廳見込
臺南	四割二分	一三、八一〇	三、八〇〇	全漁獲高は十五匁以下鰻の割合より換算
桃園	不明	七、一五九	不明	全漁獲高は大正七年水產課統計
臺中	約四割	三、六九一	一、四七六	全漁獵高は廳下市場集散數量割合は六月乃至十月
計	平均四割〇七	八五、五七四	×二〇、二〇四	×阿緱桃園を除き

備考　臺北廳下にては十五匁以下の鰻の割合は新店及深坑支廳下多く淡水河口に向ひ漸次少く、淡水支廳下は殆二十匁以下鰻の漁獲を見す新竹廳下樹杞林にては十五匁以下鰻の割合は約六分に過ぎす。
臺南廳下にては四月より八月に至る期間小形鰻の漁獲多し。
即十五匁以下鰻の全漁獲高に對する割合は約四割〇七、總漁獲高八萬五千五百七十四斤なるを以て全島にて十五匁以下鰻の一箇年漁獲概數は三萬九千九百八十六斤にして、就中嘉義・臺南・新竹・宜蘭・臺北の各廳は其產多きが如し

四　年中漁獲の消長及相場の變動

(一)年中漁獲の消長

廳別／漁期	盛漁期	備考
臺北	七、八月	但し新店深坑は十二月淡水は一月項雙溪は六月を盛期とす
新竹	場所により六七月又は十月より翌年一月	殆周年多少の漁獲あり
阿緱	六、七、八、九の各月	
宜蘭	七、八、九の各月	四月より漸次漁獲を增し十月迄好漁
嘉義	十、十一、十二月の各月	五六月最薄漁(魚市取扱高に依る)十二月最多く四月より八月の間漁獲乏し
臺南	十月より翌年一月迄	九月より一月頃迄は下り鰻の漁期にして二月より六月までは上り鰻の漁期なり、
桃園	十月より翌年一月頃迄	
臺中	四月及十二月	臺中及鹿港魚市取扱高を見るも四月十二月に斤量多く一月及十一月最薄漁なり

(二)年中相場の變動

廳別／摘要		普通價格	騰貴時期	低落時期	最高	最低	備考
臺北	臺北	一圓二三十錢	年末及土用	其他の月	一、六〇〇	七〇〇	
	士林	一圓二三十錢	七八月	其他の月	一、五〇〇	五〇〇	
	枋橋	一圓內外	四月十月及土用	其他の月	一、二〇〇	八〇〇	
	新店	六七十錢	冬季	夏秋の候	一、二〇〇	五〇〇	
	深坑	五十錢	冬季	十一月より翌年一月	八〇〇	四〇〇	
	淡水		(年中大差なし)		六〇〇	三〇〇	
	項雙溪		(年中大差なし)	五六七月	五〇〇	三〇〇	
新竹			四月より夏土用迄	其他の時期	六〇〇	三〇〇	
阿緱	恒春地方	三十錢乃至四十錢	(需給增減により價格高低不定)				
	其他地方	四十錢乃至六十五錢					
宜蘭		八十錢	十、十一月二月六月	七、八月	一、二〇〇	四〇〇	其の低落は漁獲多きにより七八十十一月以外は價格殆變化なし
嘉義		大正七年市場鬻値四十八錢五厘	九月十月十二月	七月	月別平均五六三	同四〇〇	
臺南		自十月至一月、八〇〇八、九三自四月至八月三〇〇、四〇〇	十月より翌年一月	四月乃至八月(土用を除く)	一、〇〇〇	三〇〇	十二月最高し價格高低さ時期は漁獲物の大小に基因す
桃園			夏季				
臺中		六十九錢	一、二、三、八の各月	六月	月別平均九五〇	(月上)四七〇	

今大正七年全島魚市場取扱高及單價を示せは次の如し。

廳	市場	金額	斤量	單價
臺北	臺北	〇・九九〇	一・二七一	〇・七七九
臺中	臺中	一・〇〇八	一・四九八	〇・六七二
	彰化	〇・八九八	一・〇七七	〇・八二五
嘉義	嘉義	〇・四八九	〇・七八四	〇・六二四
	北港	一・二〇〇	二・一五〇	〇・五五八
臺南	臺南	四・一四二	六・七二一	〇・六〇〇

即臺北•彰化は高價にして北港最廉價なり。
大正七年各月魚市場取扱鰻單價は二月最高七月及一月之に次ぎ八月最低なり各廳報告に據れば五月より七月に下落し冬季騰貴の傾向を示せり。
尙取扱高は一月乃至三月及九月乃至十二月に多く就中十二月最多く六月最少し。

五　漁獲物の普通體量

廳別＼體形	普通	最大	備考
臺北	二〇	一五〇	淡水方面は普通四十匁新港庄は普通八匁六張犂舊港頭份方面は二十匁以上を普通とす
新竹	二〇	—	
阿緱	二〇—三五	—	
宜蘭	一〇—四〇	—	
嘉義	三〇	五〇	
臺南	二〇	—	
桃園	四〇—五〇	—	
臺中	七〇	一三〇	

六　「シラス」

「シラス」は本島に於ても二月以後各河川に溯上するものゝ如きも之を採捕して食用に供するものなし。殊に宜蘭廳下は溯上相當多きが如し。

廳別＼摘要	溯上河川	溯上時期	採捕者有無	體色	體長
臺北	頂雙溪（他は不明）	五月より六月	下雙溪庄及社里庄にて採捕す	白色	約八分
阿緱	一百甲港外十一箇所	七、八、九月	採捕せず	灰白色	二寸內外
宜蘭		自三月至十二月	同	赤、黒赫	二寸乃至四五寸
嘉義	牛挑灣溪北港溪楔仔脚溪八獎溪	不明	同	不明	不明
新竹	中港溪後壠溪崁頭溪上坪溪油羅溪頭前溪	不明	不明	同	同
臺南	曾文溪右沖溪鹽水溪阿古店溪淡水溪	二、三、四、五月就中三四兩月多し	特に採捕せざるも雜漁業の漁獲物に混す	暗褐色	二月約二寸、三四月二寸乃至三寸五月三寸以上

●上海出入船舶比較表

一九一九年自七月至九月

國別	隻數 本年第三期	隻數 昨年第三期	噸數 本年第三期	噸數 昨年第三期
米國	二〇七	一二九	三四八、〇三二	一三一、一二三
英國	一、一五二	九〇三	一、八三〇、九七七	一、〇九五、六九五
丁抹	二四	一六	三八、二九四	一〇、〇六〇
和蘭	一一	二八	二九、〇五八	六四、三一八
佛國	三三	八	九七、一四四	五七、六二四
伊太利	五	三	九、五三一	四、六八八
日本	八七三	八九七	一、三四七、七二二	一、二二〇、九三七
諸威	一九	六	二四、四四九	一四、三二〇
露國	一四	二〇	一八、五六八	二四、三八四
瑞典	二	二	四、四〇六	五、〇四二
支那	二、一四七	三、二四八	一、〇五四、五六六	八一四、一五七
計	四、四八七	五、二六〇	四、八〇二、七四七	三、四四二、三四八
一九一七年同期		五、四五六		三、七八三、六六七

茶烟竹榻

●英國の一大新造艦　今度英國で建造された一大軍艦は、夫れは又何れの軍國も未だ曾て見なかつた大それたものだ。艦身八百六十呎幅一百四呎、吃水二十八呎で此噸數四萬一千二百噸といふ大胴體なのに、驅け付けさしても彈礮を發射さしても普通の巡洋艦に對して決して敗けは取らぬといふから却々剛氣だ。大砲の重なるものは八つ、之れは十五吋級で、前と後ろに二列をなし、之れに續いて十二吋半のもの、之れは五十計り、重量八十二封度の彈丸を五百碼の距離から、最も堅牢な鋼鐵を目蒐けて四五吋も突き通さずには置かぬといふ小型乍ら精鋭無比のもの。之れは敵を攻擊の設備だが敵彈を防き、水雷を避ける設備も亦至れり盡せるもので、有繋の海軍國たる英國でもレコード破りの完全にして巨大なものと稱賛されてる。而して其速力は三十一節ださうだ。

●豫言者の失敗　米國の或る老宣教師が、本年正月一日を以て沈思瞑想、恭しく一大豫言すらく、『十二月に入るや十七日より二十三日の間に、必ずや太陽は其他の天體と衝突して宇宙は大火災に包まれ、とど地球も月球も吹き飛ばされたやうになつなつて了つて茲に人類の最後を見る』と無法に怖ろしい御託宣だつたので隨分びく〳〵もので大分世の中の注意を惹いたが、偖て其結果は何ふでせう。僞廢人間は何處にも居るものと見える。

●支那苦力續々歸還　多數の支那苦力が歐洲戰場へ乘り込へで、例の獨得の腕前を以て鐚一文も無駄にはせず多分の臍繰り金を作つて、とゞ世界の花の都の巴里の眞中で佛蘭西美人をさへ妻君にするものありし次第は前にも紹介した通りだが、送り出された苦力の總數は約三十萬で、巴里へ永住の計を立てたものは二萬とあれば、何んといふても其最大多數は仕事の盡き次第若しくは小金も充分になり次第一度び本國へ歸らふといふ段になる。其處へ持つて來て巴里政府の解放局事務官レブロン氏は、最近巴里會議で英佛の兩國では一箇月一萬九千人宛の支那苦力を歸國せしむべしと提議して之れが決議を見るに至つたのだから、卒ァ慿ふなつては歐羅巴の眞中で鍛へ上げた支那苦力先生、盛んに本國へ錦を誇るべく旅の仕度に急いで居る、然し、一方支那勞働界から之れを見るに、兎にも角にも彼等は最後四五年の長い間といふもの、白人苦力と一緒に起臥し一緒に動作し其能力に於ても決して相遜らざるものある丈け其調子で在來の勞働者を攪き廻はされては悚つたものにあらざるべく、況して中には向ふに留學中の支那學生にして苦力となつたものも尠くないといふから、此等の點が、支那政府でも隨分頭痛鉢卷のあるところらしい。

●濠洲の大旱魃—家畜の損害五億圓と、倫敦タイムス及びデリーメールの報道に依れば、濠洲今回の旱魃は誠に未曾有のことでニユー、サウス、ウエールス州の四分の三以上迄も慘害を被り、緬羊の斃死せるもの數百餘萬頭、仔羊の斃れたるもの二百萬頭、凡べて家畜に及ぼせる損害額の總計は優に五千萬磅を超ゆべしとのことだ。ウエルス州政府は農民救濟のために百萬磅を支出し、又メルボルン市に於ては小麥管理局をしてニユー、サウス、ウエルス州民の消費額と諸島嶼及びクインスランド州東部の市場に輸出すべき額とを調査し十分なる小麥を供給するやうの設備をなしつゝありと大きな損害と見える。

（もり）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

金融及貿易統計

（財務局調査）

臺北手形交換所手形交換月表（大正八年十一月分）

枚數	借方金額	差引殘高	銀行名稱	差引殘高	枚數	貸方金額
六、二九一	五、四〇九、三六二・七四	—	臺灣銀行臺北本店	八、二七一、七〇〇・三八	八、八五七	一三、六八一、〇六三・一二
六、〇五六	六、二二八、五三四・九七	二、三二五、四九七・二六	三十四銀行臺北支店	七三一、一三八・八三	八、五五九	四、六三四、一七六・五四
九、一〇六	二、三九九、〇八四・七七	三二三、四六五・九三	臺灣商工銀行臺北本店	一二八、三五六・八八	六、四〇一	二、二〇三、九七五・七二
四、四六六	二、五四七、七八二・八八	九一五、〇二七・八二	彰化銀行臺北支店	三三三・三四	二、七五五	一、四三三、〇八八・七〇
六、四九五	六、三〇四、八八八・六五	二、八一六、三一七・二九	新高銀行臺北本店	一〇八、四三九・四六	七、五七四	三、五九七、〇一〇・七二
二、四四八	六一、一五〇・六六	四三、四四九・五八	臺北郵便局	一、六七八・三五	三四一	一九、三七九・四五
三、一〇九	四、九五一、二六三・七五	二、八三二、九〇〇・七七	華南銀行	一五、〇一一・五一	三、四八四	二、一一三、三七四・四九
三七、九七一	二七、六八二、〇六八・四二	九、二五六、六五八・七五	合計	九、二五六、六五八・七五	三七、九七一	二七、六八二、〇六八・四二
三八、四三九	三二、三八四、三〇六・五〇	一〇、五三九、六八五・三〇	前月合計	一〇、五三九、六八五・三〇	三八、四三九	三二、三八四、三〇六・五〇
三〇、六八〇	一三、七五〇、〇四五・五〇	三、一四七、五四四・九八	前年同月合計	三、一四七、五四四・九八	三〇、六八〇	一三、七五〇、〇四五・五〇

臺南手形交換所手形交換月表（大正八年十一月分）

枚數	借方金額	差引殘高	銀行名稱	差引殘高	枚數	貸方金額
一、五四七	一、七九〇、三九〇・五七	一七〇、七五七・六六	臺灣銀行臺南支店	九二九、八九七・八六	二、七三五	二、五三九、五三〇・七七
二、七七三	一、八八二、〇八三・九八	一〇六、二〇九・四五	三十四銀行臺南支店	六五五、四四四・三五	四、八四二	二、四三一、三一八・八八
三、八三七	二、〇九九、四七二・九六	八〇五、四二八・六八	臺灣商工銀行臺南支店	二七、五九六・八五	二、九九八	一、五三一、六四一・一三
四、七八八	一、九三一、八七五・八四	五五七、二〇四・三四	嘉義銀行臺南支店	五九、五五七・五八	四、八二九	一、四三四、二二九・〇八
二、〇八六	一〇六、三四八・七四	八二、九七六・五〇	臺南郵便局	九、八〇六・五六	二二九	五三、一七八・六〇
二、一七一	六一五、一四八・三四	八四、四九二・〇五	新高銀行臺南支店	一二四、七六五・六八	一、五六九	六六三、四二一・九七
一七、二〇二	八、四二五、三二〇・四三	一、八〇七、〇六八・六八	合計	一、八〇七、〇六八・六八	一七、二〇二	八、四二五、三二〇・四三
一六、四八九	七、八〇六、七二一・五八	一、七九八、八六八・一四	前月合計	一、七九四、八六八・一四	一六、四八九	七、八〇六、七二一・〇八
一一、七九三	四、五五一、二三七・一〇	一、一九六、六七八・九七	前年同月合計	一、一九〇、六七八・九七	一一、七九三	四、五五一、二三七・一〇

臺灣銀行券發行高並準備保證高（備考　△印ハ保證制限超過發行高）

年月日	銀行券發行高	國庫在高	市場流通高	準備並保證 準備	準備並保證 保證
	円	円	円	円	円
大正八年十一月末日	四三、〇一二、六七六・〇〇 △七四八、九八八・七五	二、一三〇、〇〇〇・〇〇	四〇、八八二、六七六・〇〇	二二、二六三、六八七・二七	二〇、七四八、九八八・七五
前年同月同日	三六、一一二、七九六・〇〇	一、六〇四、四一九・〇〇	三四、五〇八、三七七・〇〇	一八、二三五、五一九・八八	一七、八七七、二七六・一二

各銀行放資額（大正八年十月中 重要物産に對する）

（彰北銀行の報告は未達に付掲記せす）

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金	酒精	石炭	計
		円	円	円	円	円	円	円	円
臺灣銀行	放資額	一〇、九五三、五一一	一八、九九七、五七三	二、二六五、〇二五	四八二、〇九八	一二二、五三六	一八六、八六八	一、九七一、九四一	三四、九七九、五五二
	月末貸殘高	一五、二七六、一一六	二六、五〇二、六五五	三、三一五、二九五	一、三六五、八〇〇	五七、〇九四	四一二、六三三	四、一〇一、〇二〇	五一、〇二八、六三三
三十四銀行支店	同	三六八、〇一一	二七六、三四三	二三、四五一	—	—	—	—	六六七、八〇五
	同	一、一九八、九六二	一、〇一〇、六六五	五五、五二四	—	—	—	—	二、二六三、一五九
臺灣商工銀行	同	三四七、五九八	二六三、八三一	—	—	—	—	—	四一一、四二九
	同	七〇八、一一八	二四三、八四一	—	—	—	—	—	九五一、九五九
嘉義銀行	同	一八二、九七四	二九〇、二六七	—	—	—	—	—	四七三、二四一
	同	二九九、〇九八	四〇三、八七〇	—	—	—	—	—	七〇二、九六八
彰化銀行	同	八八四、四〇五	二三二、七四〇	—	—	—	—	—	一、一一七、一四五
	同	一、三八九、四九六	六三二、九九〇	—	—	—	—	—	二、〇二二、四八六
新高銀行	同	一、七三一、〇八七	一、〇六三、八一七	三九四、二二〇	—	五八、〇〇〇	—	一九二、五八六	三、四四〇、七一〇
	同	一、八〇四、五三二	九五八、二九〇	八八九、二三三	—	二、〇〇〇	—	二一七、四四五	三、八七一、四八〇
華南銀行	同	一、二〇五、六七三	九四三、二三四	七二四、八五七	—	一〇、〇〇〇	三七四、六五〇	一〇八、七〇〇	三、三六七、一一四
	同	一、三六九、七五五	九五八、六九七	六八二、五八五	—	一〇、〇〇〇	三三九、六〇〇	一三〇、七五〇	三、四九一、三八九
合計	同	一五、六七四、二五九	二二、〇六七、八〇五	三、四〇七、五五三	四八二、〇九八	一九〇、五三六	五六一、五一八	二、二七三、二二七	四四、六五六、九九六
	同	二二、〇四六、〇七七	三〇、七一一、〇〇八	四、九三八、六四七	一、三六五、八〇〇	六九、〇九四	七五二、二三三	四、四四九、二一五	六四、三三二、〇七四
前年十月	同	一〇、八四一、一四五	七、七〇〇、四九二	二、二四七、〇六〇	二、二二九、五四五	八二、八七五	三四、〇九〇	九一〇、九六二	二四、〇四六、一六九
	同	一三、一八八、三四二	一四、九〇六、五一二	七五一、九七九	五、八九二、八〇二	六〇、四三九	五〇八、八〇五	一、五二三、九二四	三六、八三二、八〇五
累計	本年放資額	一四二、七九六、九七四	一九七、〇七八、八八二	一五、六八一、六六九	一五、二七七、八九〇	九五五、四四七	一、九八八、四〇八	二〇、九七五、四六九	三九二、七五四、七五九
累計	前年放資額	八〇、九一一、四四六	一一二、七五五、二二〇	二二、二三八、三一六	二三、八二〇、五三五	二、四二五、六三一	二、六三七、五一九	三、四三七、〇六〇	二四八、二二五、七二七

預金貸出金（大正八年十月末）

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
	円	円	円
臺灣銀行	四三、七一九、八一四	一〇一、五九三、九三九	四、一二三、四八二
三十四銀行支店	五、九九九、五一九	六、四八三、四四四	二三六、二二七
臺灣商工銀行	一一、五一七、四二八	一五、九四六、三八五	一一九、八二〇
嘉義銀行	六、〇一八、九二七	六、五五四、九〇一	五七、五九一
彰化銀行	七、八五一、五八六	一一、九九八、七三三	一三八、九八五
新高銀行	五、五一四、二四八	一〇、〇五九、四九六	二八二、九七三
華南銀行	二、三六八、一七五	八、七九八、一五一	一四、七五五
合計	八二、九八九、六九七	一五九、四三五、〇四九	四、九七三、八三一
前年十月	五七、七九五、五五八	八八、二四六、五七四	四、三二六、七九三

臺北物價指數表（大正八年十一月末）

本表は明治三十五年一月ノ物價ヲ一〇〇トシテ算出シタルモノナリ

内地人側

品名	本月	前月	前年同月
白米	三七五・八〇	三七五・八〇	三一二・一〇
清酒	四六三・六四	四〇三・〇三	二六六・六七
麥酒	二〇四・五五	一七七・二七	一五九・〇九
澤庵漬	二八二・六一	二八二・六一	三一〇・八七
小麥粉	三〇七・六九	二九六・九二	二七一・七九
鰹節	二九七・六二	二七三・八一	二三八・一〇
醬油	二六五・〇〇	二二〇・〇〇	一四二・五〇
白木綿	七〇七・八七	六五七・三〇	五七〇・七九
石炭	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇
煉瓦	三〇〇・〇〇	二五七・一四	二二八・五七
日本形瓦	三一八・一八	三一八・一八	二九五・四五
平均	三四三・〇〇	三一九・二八	二五七・二二

本島人側

品名	本月	前月	前年同月
玄米	三三八・七三	三三八・七三	二八七・八四
紅酒	二四八・〇〇	二四八・〇〇	二〇八・〇〇
砂糖	五二六・三二	五〇八・七七	二一四・〇四
鷄卵	三七五・三三	三二五・九三	二七七・〇四
綿布	三九八・一五	三八八・八九	三五五・五六
木炭	二五三・三三	三〇〇・〇〇	一六六・六七
薪	一九四・〇三	二五三・七三	一七九・一〇
石油	三三二・二六	三三二・二六	三八五・八七
火油	二六四・二九	二五〇・〇〇	二四二・八六
平均	三二五・六〇	三二七・三七	二五七・二三
總平均	三三五・一七	三二二・九二	二五七・二一
本月ヲ一〇〇トシテノ比較	一〇〇・〇〇	九六・三五	七六・七四

信用並信用兼營組合事業一覽表

大正八年九月末現在

廳名＼區分	組合數	組合員數	出資口數	資産 未拂込出資金	貸付金	土地建物什器	有價證券	預け金	假拂金	割引手形	其他	現金	計
				円	円	円		円	円		円	円	円
臺北	二二	八、三二四	五三、九〇〇	五八〇、九四〇・九四〇	二、一九八、〇一八・七三〇	一六、六〇四・五二〇	—	五三、五七二・一九〇	二、五三二・七八〇	—	四七〇・八九〇	一九、四二六・一〇〇	二、八七一、五五六・一五〇
宜蘭	五	一、五一一	一一、五二七	一九〇、〇八九・〇〇〇	二六三、三一五・〇〇〇	四、七〇〇・〇六〇	—	八〇、六九一・〇一〇	二九三・五五〇	—	二七〇・〇〇〇	八、一八八・二〇五	五五一、五四七・六二五
桃園	二四	一一、〇五八	四〇、二〇七	二一、七二一・〇〇〇	一、六〇三、六一〇・〇〇〇	三、五八一・二三〇	—	七、五一六・八四〇	—	—	—	三一、三六七・〇五六	一、六六六、七九六・一二六
新竹	二〇	六、七一四	三五、五〇〇	四四二、六八九・一一〇	一、三二一、七六二・五五〇	五、九一三・八七〇	五三五・〇〇〇	五九、三九八・八〇〇	九九四・七〇〇	一九八、〇四八・〇〇〇	二〇一・八一〇	四五、五六六・六七〇	二、〇七五、一一〇・五一〇
臺中	二六	一八、八九三	四三、三六〇	四四七、七二二・四〇〇	四、一六六、二〇七・二七〇	二一、八三三・四八〇	一、二九六・八二〇	三八一、四四九・〇五〇	八七八・八二〇	—	—	八四、八二七・〇八〇	五、一〇四、二一四・九二〇
南投	一四	一一、八一八	一六、九一五	一一、二三六・一六〇	九九二、三六四・四三〇	八、五〇九・八四〇	二〇〇・〇〇〇	九、五三三・三〇〇	四七八・二六〇	—	一・〇七〇	二〇、八七〇・六五〇	一、〇四三、一九二・七一〇
嘉義	二八	一〇、六一一	三一、二一九	二六二、二二〇・一三〇	一、九五二、三八九・一四〇	七、六一三・三〇七	六二・五〇〇	九七、四九〇・六一〇	—	—	九・六〇〇	五〇、七二〇・二九九	二、三五〇、五五五・五八六
臺南	一九	七、八四七	八八、五九六	三三五、八二七・七五〇	一、六三一、四二八・七一一	五三、二九一・四二三	六、〇二一・一〇〇	一七、五二九・三〇〇	一五、四七六・八八五	—	九四七・七二六	一五、四一五・六八二	一、九六五、九三八・五七七
阿緱	一三	五、六一三	二八、一一六	八、六〇二・五〇〇	八〇九、九七七・九七〇	二、〇三九・一四九	—	七〇、六八四・四三〇	一七七・〇六〇	—	—	一七、一三一・一五八	九八二、六一二・二六七
臺東	一	九五	二八九	七〇・〇〇〇	二四、四二〇・〇〇〇	一九八・九六〇	—	一七九・六六〇	二四六・〇〇〇	—	—	二、二三一・二九〇	二七、三四五・六一〇
花蓮港	三	二九〇	四、四九五	九、六二四・〇〇〇	一三二、八六二・〇〇〇	四八〇、一三〇	—	四一三・一九〇	五九八・六七〇	—	八三・二五〇	八〇九・五八〇	一四四、八七〇・八二〇
澎湖	二	一六五	一、四七二	—	六五、二五二・〇〇〇	一四八・七一〇	—	六、三四八・九三〇	—	—	—	六八五・一三二	七二、四三四・七七二
合計	一七七	八二、八二九	三五五、六〇六	二、二七四、七九二・九九〇	一五、一四〇、六〇七・八〇一	一二四、九一五・六七九	八、一一五・四二〇	七八八、八〇六・三一〇	二一、六六六・五二五	一九八、〇四八・〇〇〇	一、九八四・三四六	二九七、二三八・九〇二	一八、八五六、一七五・九七五

廳名＼區分	負債 出資金	貯金	準備金	各種積立金	未拂配當金	借入金	假受入金	其他	剩餘金	計
	円	円	円	円	円	円		円	円	円
臺北	一、四九四、一七一・〇〇〇	七五四、七九九・六三〇	九一、五一八・〇四〇	七、八九九・九五〇	二、七五六・七八〇	三八九、四〇三・四六〇	—	九・六七〇	一三〇、九九七・六二〇	二、八七一、五五六・一五〇
宜蘭	三七三、九七〇・〇〇〇	一三一、九四三・九四〇	八、四四九・六四八	二、二四二・七二〇	—	一九、八〇〇・〇〇〇	—	—	一五、一四一・三一七	五五一、五四七・六二五
桃園	六五三、五五〇・〇〇〇	二二二、六七八・一八八	一〇九、五七七・二四五	三五、八九三・七六七	—	五四、九〇〇・〇〇〇	—	—	九六、一九六・九二六	一、六六六、七九六・一二六
新竹	九五八、八九〇・〇〇〇	六五九、一四七・一七六	六四、九〇八・三〇四	二三、三二九・三七〇	四三・〇〇〇	二七〇、二〇四・四五〇	一二、五三八・一三〇	—	八六、〇五〇・一〇〇	二、〇七五、一一〇・五一〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺中	一、七五〇、九〇五・〇〇〇	二、三七七、一三〇・八五〇	二二〇、三一三・三四〇	九五、六九一・六〇〇	一、六三九・四六〇	四六一、九四七・六二〇	六四・一五〇	—	一九六、五二三・九〇〇	五、一〇四、二一四・九二〇
南投	三一七、五九〇・〇〇〇	四五〇、九〇九・七二〇	六二、〇二〇・九一〇	二三、四二八・一四〇	四七三・五八〇	一五四、〇〇〇・〇〇〇	—	二五八・七九〇	五四、五〇九・五六〇	一、〇四三、一九二・七一〇
嘉義	九九〇、五六五・〇〇〇	六二四、四九五・三七四	一一一、一〇四・六三〇	四二、〇一〇・〇〇二	二、二〇六・五九八	四四七、六二二・一二〇	—	一一、五七五・二一〇	一二一、一七五・六六二	二、三五〇、五五五・五八六
臺南	九八八、七二五・〇〇〇	二八四、七九七・六二八	一二九、二〇四・〇一三	三六、六二〇・四一五	二、二五五・〇三六	四〇八、七二二・〇二〇	—	—	一一五、六一四・四六五	一、九六五、九三八・五七七
阿緱	三七四、七〇二・五〇〇	四四六、二〇八・一八六	四六、五二九・一一八	一八、〇五七・九〇一	一八四・八九〇	四六、五一六・二〇五	六九・〇〇〇	—	五〇、三四四・四六七	九八二、六一二・二六七
臺東	一四、九五〇・〇〇〇	—	三、七九二・八八〇	一、三一六・二一〇	—	五、〇〇〇・〇〇〇	—	—	二、二八六・八二〇	二七、三四五・九一〇
花蓮港	八九、八六〇・〇〇〇	一三、三四六・四六〇	三、〇五一・六九〇	一、〇六九・一〇〇	一八・八八〇	二三、五六六・五六〇	三、八五四・六三〇	—	一〇、一〇三・五〇	一四四、八七〇・八二〇
澎湖	三二、〇〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・九一〇	六、六〇八・一一八	九二一・九七七	—	二七、五〇〇・〇〇〇	—	六九・九七〇	三三、三三五・七九七	七二、四三四・七七二
合計	八、〇三九、八七八・五〇〇	五、九六七、二五八・〇七二	八五七、〇七九・九三六	二八八、四八一・一五二	九、五七八・二二四	二、八〇三、一八三・四一五	一六、五二五・九一〇	一一七、一三六・六三〇	八六二、四七七・一三四	一八、八五六、一七五・九七三

備考　本表の外單に許可を與へたるのみにして事業を開始せざるもの四組合（臺北廳一、臺中廳一、嘉義廳一、澎湖廳一）あり

大正八年九月中各銀行內外爲替取組高表

種別	銀行別	收入 內地 口數	收入 內地 金額（円）	收入 外國 口數	收入 外國 金額（円）	收入 島內 口數	收入 島內 金額（円）	支出 內地 口數	支出 內地 金額（円）	支出 外國 口數	支出 外國 金額（円）	支出 島內 口數	支出 島內 金額（円）
送金爲替手形	臺灣銀行	二、三一〇	一三、〇一九、六六七	二一七	五五一、六四九	五、七二七	一九、二五二、七八五	五六三	三、〇〇一、七九一	二	四四、四五二	六、六五八	二三、五五三、四一七
	三十四銀行	七六三	一、二四〇、三三七	—	—	五〇七	八〇五、八七八	七六	七〇、〇九二	—	—	一三四	五〇、八七五
	臺灣商工銀行	五五六	五三一、七〇二	—	—	四、〇四五	二、六〇四、六〇八	三九	一〇九、七七八	—	—	三、八八五	二、五〇三、二八四
	嘉義銀行	一三三	一四一、七五四	—	—	三、六八〇	一、七八〇、九一六	四	二、五五六	—	—	二、九四六	一、四八五、九三二
	彰化銀行	一四四	一五一、一九二	—	—	三、九一四	四、四七五、五一六	六七	九六、三八〇	—	—	四、三八二	二、八六四、五三〇
	新高銀行	一五四	三四六、五〇四	一五	二〇、一五四	二、六七八	一、九五九、四二四	一	四一〇	三三	二一、七〇六	二、三〇七	一、六七四、七六六
	華南銀行	三七	二〇九、九五一	三五	三四五、八八五	八五	二一三、八七一	—	—	一〇	一六〇、二八六	—	—
	計	四、〇九七	一五、六四一、一〇七	二六七	九一七、六八八	二〇、六三六	三一、〇九二、九九八	七五〇	三、二八〇、九八七	二九	二二六、四四四	二〇、三一二	三二、一三一、八〇四
割引手形	臺灣銀行	三六〇	六一一、三五二	—	—	一、四九五	二、四四四、一四五	八三	四、一一〇、五一四	—	—	一、四九四	二、四〇九、〇七一
	三十四銀行	四一〇	五二五、三二一	—	—	四〇	四一一、一六五	六	一八、二三六	—	—	二六七	三四一、九一一
	臺灣商工銀行	五〇	一三七、〇一六	—	—	四七八	一、五八一、二八六	二七	二四九、七七五	—	—	六四三	二、〇三〇、九〇八
	嘉義銀行	七	五〇一	—	—	四〇九	五九〇、五八七	三	一七、六四〇	—	—	四一〇	六三七、三〇八
	彰化銀行	三	八五〇	—	—	四一四	七三七、五四八	一八	四六、五〇九	—	—	五三一	九〇四、一三〇
	新高銀行	—	—	—	—	七八	一六二、六一八	二	一二、六七六	—	—	九三	七七、八九七
	華南銀行	—	—	—	—	—	—	六	五九、三五八	—	—	一九二	二八一、七〇九
	計	八三〇	一、二七五、〇四〇	—	—	二、九一四	五、五五八、三四九	一四五	四、五一四、五〇八	—	—	三、六三〇	六、六八二、九三四

收支超過	銀行別	內地 金額	外國 金額	島內 金額
九月中收支超過	臺灣銀行	四、四一〇、〇二六	三三六、四四六	△四、〇六五、三六一
	三十四銀行	三、〇八九、七八八	—	七七、四八三
	臺灣商工銀行	二三七、〇〇一	—	△四一八、〇八五
	嘉義銀行	五八、五一〇	—	四三五、三七九
	彰化銀行	一、一三五	—	一、五一九、一六二
	新高銀行	三二一、三九〇	一三、八六五	三八九、六〇五
	華南銀行	△三〇、〇〇〇	△一三、一九九	△二七六、七五八
	計	八、一一二、〇四八	二六三、五一〇	△二、八二八、五七五
一月以降收支超過	臺灣銀行	一四、一九九、八一八	六、七三四、九二二	△三八、一二二、八八六
	三十四銀行	二四、二六三、八二五	—	一、〇三六、七五〇
	臺灣商工銀行	二、六一五、二七四	—	一、三三六、三一八
	嘉義銀行	五八四、八八一	—	二、四九一、二二三
	彰化銀行	△四三一、一一七	—	一〇、八七七、〇二九
	新高銀行	九〇五、四四五	△五九、五七八	七一六、二二一
	華南銀行	五五一、四二七	△五一七、一三〇	△二三四、五〇七
	計	四二、四八八、五五三	六、一五八、二一三	△二一、八八九、八三二

荷爲替手形	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
1	五七五	二二四	二八	六	三	—	—	八三六
2	二、二三九、〇五〇	七三九、一七四	一三、六五七	四三三	二八〇	—	—	二、九九二、六〇二
3	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—
5	二一七	九	五九	一八	一	四六	—	三五〇
6	一、六五九、二三八	五四、六〇〇	八一、五一四	一七五、六八四	五〇〇	三六四、〇四四	—	二、三三五、五八〇
7	四二六	一六	二五	五	—	二	二七	五〇一
8	五、八五九、一七九	一七八、二八七	一〇七、四二六	五四、六七一	—	一〇、八四四	一四九、三六六	六、三五九、七七三
9	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—
11	二一五	四〇	一七	一八	六	三九	一五	三五〇
12	一、六六六、四六六	二〇二、六九三	一三、一三七	一一七、〇三三	三四、〇八三	三〇六、六二五	一四三、五三八	二、四八三、五七五

代金取立手形	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
1	二、七二五	一、〇九一	二七八	六〇	二八	一	—	四、一八三
2	一、六二一、六八一	八六六、一六一	一〇二、八八二	九、六八〇	六、六二五	二六	—	二、六〇七、〇五五
3	七八	—	—	—	—	四	五	八七
4	一、六三六、四四三	—	—	—	—	一五、四一七	六九、八〇〇	一、七二一、六六〇
5	一、二六〇	三二	六三〇	六九六	六五四	一九五	—	三、四六七
6	九〇一、五二四	三三、八五一	四三一、九一五	五二九、七四六	三三三、一三七	一〇一、〇九六	—	二、三三一、二六九
7	四五	七	四五	七	六一	一	二	一六八
8	一一〇、四四八	一四、六一〇	八一、二七七	二一、九九一	一四、七一三	一、二二〇	四、二二九	二四八、四八八
9	一三三	—	—	—	—	—	三〇	一六三
10	一、三〇七、一九四	—	—	—	—	—	二四二、二〇〇	一、五四九、三九四
11	九三八	六〇三	一、〇四一	四五五	三〇二	三二五	二九	三、六九三
12	七九四、〇九九	一六二、五三二	五七〇、〇七九	四〇一、二八一	二〇三、七九六	一三九、二八九	六五、三八二	二、三三六、四五八

合計	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
1	五、九八〇	二、四七八	九一二	二〇六	一七八	一五五	三七	九、九四六
2	一七、四九一、七五八	三、三七〇、九九三	七八五、二五七	一五二、三六八	一五八、九四七	三四六、五三〇	二〇九、九五一	二二、五一五、八〇四
3	二九五	—	—	—	—	一九	四〇	三五四
4	二、一八八、〇九二	—	—	—	—	三五、五七一	四一五、六八五	二、六三九、三四八
5	八、六九九	五八八	五、二一二	四、八〇五	四、九八三	二、九九七	八五	二七、三六七
6	二四、二五七、六九一	九三五、四九四	四、六九九、三一二	三、〇七六、九三三	五、五三五、七〇一	二、五八八、一八一	二一三、八七一	四一、三〇七、一九六
7	一、一一七	一〇五	一三六	一九	一四六	六	三五	一、五六四
8	一三、〇八一、七三二	一八一、二〇五	五四八、二五六	九六、八五八	一五七、六一二	二五、一四〇	二一二、九五三	一四、四〇三、七五六
9	三八九	—	—	—	—	三三	四〇	四六二
10	一、九五一、六四六	—	—	—	—	二一、七〇六	四〇二、四八六	二、三七五、八三八
11	九、三〇五	一、〇四四	五、五八六	三、八二九	五、二二一	二、七六四	二三六	二七、九八五
12	二八、三二三、〇五三	八五八、〇一一	五、一一七、四〇八	二、六四一、五五四	四、〇〇六、五三九	二、一九八、五七七	四九〇、六二九	四三、六三五、七七一

一月以降累計	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
1	五九、五五九	二五、五四二	九、〇七七	一、七五一	一、八九四	八一九	二一一	九八、八五三
2	一四〇、六〇一、六九三	二七、〇五八、二五一	七、四八五、九二二	九五八、二三一	一、五〇九、一五〇	一、六五二、六一八	一、一〇〇、七五〇	一八〇、三六六、六一五
3	二、九八七	—	—	—	—	一五六	一六七	三、五一〇
4	二五、七五〇、七五八	—	—	—	—	四九六、三三〇	一、六八四、一〇七	二七、九三一、一九五
5	六九、一二五	四、七八八	四四、〇〇四	二九、三六六	四〇、七三二	一八、〇五九	三五二	二〇六、四二六
6	一八四、四六九、七三二	六、六五六、四一六	三一、二二三、五五五	一七、四三四、五一八	三四、三五九、四四四	一三、八六一、五八〇	一、三〇七、八六二	二八九、三一三、一〇七
7	一三、一六九	一、四二四	一、〇八九	一一〇	一、九四〇	一八四	一四四	一八、〇六〇
8	一二六、四〇一、八七五	二、七九五、四二六	四、八七〇、六四八	三七三、三五〇	一、九四〇、二六七	七〇七、一七三	七四九、三二三	一三七、八三八、〇六二
9	三、五六八	—	—	—	—	二五六	二〇七	四、〇三一
10	一七、〇一五、八三七	—	—	—	—	五五五、九〇八	二、二〇一、二三七	一九、七七二、九八二
11	七四、八六五	六、九三〇	四八、四二〇	二五、九二二	三四、五九八	一七、二八三	九〇一	二〇八、九一七
12	二二二、五八二、六一八	五、六一九、六六六	二九、八八七、二二七	一四、九四六、二九五	二三、四八二、四〇五	一三、一四五、三五九	一、五四三、三六九	三一一、二〇六、九三九

備考　臺灣銀行代金取立手形外國欄には
收入の部
買入爲替　七四口　一、六三三、一五四円
利付爲替　二口　一、九七二
支出の部
買入爲替　二二口　一、二二二、五三八
利付爲替　九口　七五、六七五
を併算せり
華南銀行代金取立手形外國欄には
支出の部買入爲替　二五口　二〇四、六〇三円
を併算せり

以上

大正八年十一月　臺灣貿易統計の一

●貿易額●

	十一月	八年累計	七年累計
輸出	三、四一三、九七四円	三〇、一三八、五九五円	三〇、一八五、二九七円
輸入	九、四五八、六七八	五六、〇五三、八一二	二七、二一五、五〇二
計	一二、八七二、六五二	八六、一九二、四〇七	五七、四〇〇、七九九
輸出(入)超過	入)六、〇四四、七〇四	二五、九一五、二一七	二、九六九、七九五
朝鮮移出	五〇、三五〇円	二四四、一二〇円	三一七、三三九円
朝鮮移入	一、二三〇	四四、八〇一	七二、八三九
計	五一、五八〇	二八八、九二一	三九〇、一七八
移出(入)超過	四九、一二〇	一九九、三一九	二四四、五〇〇
内地移出	六、六四八、四五三円	一三〇、六八二、三〇九円	九九、六七〇、〇四八円
内地移入	一〇、〇八九、七八四	七七、二一三、五一五	六三、九八六、八三二
計	一六、七三八、二三七	二〇七、八九五、八二四	一六三、六五六、八八〇
移出(入)超過	三、四四一、三三一	五三、四六八、七九四	三五、六八三、二一六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●輸出

品名		十一月 數量	十一月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
			円		円		円
砂糖	斤	一、五八七、一四七	四二八、五二九	二七、四〇九、四八二	五、一六五、九九三	五二、四四八、八五四	五、二八六、二六八
烏龍茶	同	一、八二六、三二四	七九一、三一八	一〇、九〇九、六六〇	五、一四五、六六九	一一、九八二、四六〇	五、三九〇、一六七
樟腦	同	九〇、〇〇二	一八三、六一三	一、四二〇、一九四	二、五四八、八一六	一、九三四、五五四	二、五六三、八九二
石炭	噸	五一、八七四	九三四、一八二	四三四、二九一	七、一七四、七六〇	二四七、六七六	二、四二四、一五〇
包種茶	斤	二二四、八〇七	一〇一、七六〇	四、八九九、〇一三	二、三四〇、五三九	五、八二七、五七三	二、八二二、一二七
燐寸	哥	二〇二、七〇九	二二八、〇六三	一、八四七、一一五	一、九三四、八八〇	二、四二三、〇六三	二、三一四、九〇九
綿織物	碼	三一七、五一一	一五〇、四七五	三、一三六、四〇〇	九八六、二四一	六、〇〇一、一九六	一、四一〇、九九六
鹹魚及乾魚	斤	五〇三、四四二	八四、四四三	二、七九〇、七七八	四七一、九八一	六、六〇九、一九四	八九二、三二六
酒精	利	六四	一三四	八四五、三七二	三五七、四二〇	三、九二〇、五八二	八七六、七一七
龍眼	斤	三九、〇六三	二二、二五九	四二四、三〇三	一〇四、七四九	五、七三二、五一一	七〇〇、二〇六
苧麻	同	一〇七、五六三	五〇、四八〇	一、六三二、五四三	六六〇、九一〇	一、六九一、二八三	五二一、二九九
錫	同	三六〇	三三九	九五、七九七	五八、二〇一	九七四、六八九	三一七、一五九
石油	瓦	二、五六〇	三、〇三〇	一四、九五五	一五、〇〇五	四五七、六五〇	二八三、七五二
カーバイド	斤	一七六	二五	二〇一、八二八	四一、四三八	九一一、九九四	二一一、三六五
糖蜜	同	一五三、四二七	七、四二三	一、〇二三、八八二	四五、七〇三	一四、六八五、六七〇	一六〇、一九四
其他諸品		—	四一七、九〇一	—	三、〇八六、二九〇	—	四、〇〇九、七七〇
計		—	三、四一三、九七四	—	三〇、一三八、五九五	—	三〇、一八五、二九七

●輸入

品名		十一月 數量	十一月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
豆油糟	斤	三三、九〇八、三六八	二、五一〇、六八六	一四五、九五八、九六〇	九、二五五、一六五	八一、二三八、三二六	三、九七一、三二八
米	同	四、三四二、一四〇	四三九、八一四	七四、九四四、一六七	六、八七八、三一二	五〇、六〇五、六〇三	三、九八五、七七七
阿片	同	五、八七五	一二〇、一三三	一九、七一五	五、三九二、二六五	一九、二一六八	四、二〇八、八九二
包蓆	枚	一、二六五、八〇〇	三三七、七九二	九、五六九、八五八	二、一六七、四九五	七、一二九、五六〇	一、七五四、五七三
砂糖	斤	一六、七五七、二九八	四、三〇一、八八八	六〇、八二六、〇〇〇	一一、九三一、〇八〇	六、四〇一、六六八	六八〇、五六六

●移出

品名		十一月 數量	十一月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
			円		円		円
砂糖	斤	九、〇〇六、三〇〇	二、七〇九、八八九	四七一、三〇一、九九二	七四、八八四、三五三	四四七、四七六、二一九	五三、八四七、四〇一
米	同	六、五三三、三四〇	八六九、六九九	二五〇、七一〇、八〇五	三〇、六七〇、九五一	二二九、八〇四、三八五	二一、六九五、四〇一
酒精	利	一、六一五、一一一	一、六一一、七三三	一一、三一三、五七七	一〇、七〇七、五七九	一〇、四四三、八〇四	九、五五八、二七八
芭蕉實	斤	九八〇、四七五	四九、〇二七	四五、四七九、八二九	一、九九八、九〇三	四三、三四三、八八二	一、八九三、〇一五
樟腦	同	一二三、七〇〇	一八五、五五〇	一、六〇二、六七六	二、二五一、七四五	一、四八二、六二七	一、六〇六、九六〇
樟腦油	同	一六二、五八六	七四、九一七	二、三四〇、二一七	一四九、八三四	二、七一八、二四八	一、二三九、六〇七
炭酸加里	同	二一、四八〇	五、三六〇	七三、四九五	二五、四二三	二、五六六、二八八	一、一六一、六八六
烏龍茶	同	二七、八四〇	一四、六三五	五八、四九九	二八、一二八	一、九一四、五五八	八〇七、五五二
銅（金銀含有）	同	一六一、三八〇	一一八、八九九	一、三六四、三九八	八四五、二七四	九五二、一六九	七四五、九六二
鰹節	同	九、六四〇	一一、六一〇	六七一、二一三	七七三、七〇七	九四〇、九九三	七〇五、六九四
木材及板		—	一五、二六六	—	五四八、三〇一	—	五一九、三二二
食鹽	斤	—	—	四四、五一二、一一八	一七二、八三八	一四九、六四九、五七五	四六七、三七三
生皮	同	一一三、九八〇	四三、七六九	七〇四、〇三七	三三六、〇一五	一、〇八〇、五三八	四二二、三〇三
麻織物	碼	六七、二三三	一二、三〇〇	一、一〇六、一一六	二五七、二七五	二、〇六九、〇一七	四四一、八八五
鳳梨罐詰	打	二、六三〇	九、二一〇	一四七、四四〇	五〇九、二一七	九八、三一六	三五〇、〇四三
其他諸品		—	九一六、五八九	—	六、五二二、七六八	—	四、二〇七、四六六
計		—	六、六四八、四五三	—	一三〇、六八二、三〇九	—	九六、六七〇、〇四八

●移入

品名		十一月 數量	十一月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
諸綿布		—	八一八、六二〇	—	七、四四六、〇八二	—	六、一六八、四〇七
鐵	斤	二、二一〇、一〇八	四一九、五八八	一八、三二一、七〇三	三、七二七、一二七	一二、六四八、三九四	四、六六六、七三三
肥料		—	五一五、七九〇	—	四、六六〇、五五六	—	四、二〇五、七七〇
鹹魚及乾魚	斤	三、九八〇、九三三	八五五、二九九	三二、九二六、九二〇	五、八〇一、七〇七	二六、四五四、四一三	三、四〇三、〇七二
燐寸	哥	二一六、二五一	二五六、一五三	二、三三九、三九二	二、四五四、七二九	五、〇五五、五一七	二、八一五、一五八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

石油	瓦	二四一、〇八五	二四五、五五三	二、〇五六、七五一	一、九八三、一四六	一、五五二、四五四	一、〇三三、九一三
葉煙草	斤	六一一、一三五	五六、〇八〇	二、三四六、一一六	一、四二六、二六二	一、九〇五、三三三	一、〇三三、二〇九
ガンニー嚢	箇	五二、四五〇	二三、三一二	九四二、七六五	三九八、六二七	一、九六二、九一七	九〇七、八七八
木材及板		—	二四六、九五二	—	一、四七九、六四九	—	八三四、七七二
禮拜紙	斤	一九七、二九三	八七、九一四	一、五二六、一三七	五八五、七〇六	一、六三九、九六〇	三七四、九六八
豆類	同	一、〇九六、八八八	一〇八、八五〇	九、五七四、四七六	七五六、九一六	五、四八五、三九五	四〇三、八五四
葉鐵及葉鋼	同	一二二、六五一	二七、一三八	六五八、一三〇	二〇五、五三八	五九〇、五六九	二九一、四二二
苧麻布	方碼	二三、〇五六	一一、六九四	一、七一〇、一八〇	五一七、五三九	一、二三六、四三五	二七八、三七四
電鍍線	斤	八五、〇九八	一二、七七一	二、一三七、三〇三	三一五、二五五	一、四四七、〇七七	二八九、一三〇
綿布（繻子綿羅布ヲ除ク）	方碼	二〇、七七二	一三、七五六	七九九、五九八	五一二、五七六	四四〇、〇二四	二三七、九五六
黄麻	斤	三一四、〇六七	八八、六三六	一、八四一、〇〇四	三七四、一七三	一、四〇四、七五二	二二九、一五八
陶磁器		—	一九、〇四五	—	二一七、六二八	—	一七〇、三三〇
茶鉛	斤	—	—	三一二、四三四	九八、八八〇	四五五、四五六	一四九、五四九
綿繻子	方碼	六、九四一	八、八五四	三一一、二六二	二六六、八〇三	一七八、四四六	一三六、七一六
唐紙	斤	五六、九二一	一七、八二九	七三〇、三七〇	一四八、〇二七	一、〇四一、五四九	一三三、五八四
茶箱板組		九、〇四二	三、四四二	三八六、五六四	一二三、八二七	四四〇、二二一	一二三、二〇四
石炭	噸	—	—	—	—	二、七六〇	六七、六二〇
綿線羅布	方碼	四、五七五	四、九七〇	一一八、六七九	一〇九、〇八二	一五七、九九四	一一九、九六〇
鐵道車輌機関車及同部分品		—	三三	—	一一二、四七五	—	一一九、七四一
大豆油	斤	三八、七五三	九、六八九	二七七、八〇二	六九、四六二	九四五、〇四一	一一二、四四六
鹹魚	同	四〇、四八六	一〇、八四二	二、四一九、三六六	二五六、〇四一	一、一五四、四五二	一〇六、八九九
人參	同	一、三九八	一三、五九一	一八、〇〇七	一二〇、〇二九	一七、〇〇二	八八、〇一九
索麺類	同	一〇、九六八	四、七九〇	二六一、五八三	一〇一、八四七	二〇六、七六二	七五、〇三一
苧麻綿布	方碼	—	—	四三七、二三四	一三七、八八九	四一二、六一三	八〇、七八五
パラフ井ンワツクス	斤	五三、一五三	二一、八二三	三一一、七八五	一〇九、一九七	二一七、二九九	七二、〇四四
コンデンスドミルク	打	六、七九八	四一、二六二	三六、六一七	二二六、一七四	一二、一八七	五七、七一七
茶油糟	斤	五七、六六四	一、四二二	六、一九七、七五五	一二六、九八七	三、七四〇、三八三	五四、四〇九
其他諸品		—	六六七、一一八	—	九、六四九、四六〇	—	五、〇四五、六七九
計		—	九、四五八、六七八	—	五六、〇五二、八一二	—	二七、二一五、五〇二

製糖用機械及同部分品		—	二四八、八三〇	—	一、四〇七、〇五八	—	二、五〇七、六五二
木材及板		—	四七六、八九七	—	三、二五五、三三六	—	二、三五五、七三六
藥品類		—	一八九、八二八	—	二、四四六、五四七	—	二、〇四五、四五三
米	石	二、九〇八	一七三、九九六	二四、〇三三	一、二二三、七〇六	六六、七五二	一、九七六、八三九
小麥粉	斤	三五八、八二五	五五、八九一	七、二七五、四五六	一、〇二六、五四三	一一、六四九、一七四	一、六五八、九六二
鐵道建設材料	同	一、一二六、〇三六	一六六、九三七	九、五二八、八一九	一、六五五、五四三	七、六二三、一二三	一、七三九、三四三
鐵製品		—	三二七、五二五	—	一、七一七、三七六	—	一、五八三、〇九〇
清酒		—	五四三、〇一四	—	二、三六七、一五九	—	一、三一五、九一四
和紙及洋紙		—	一九三、七九九	—	一、七一四、一八六	—	一、二二三、九七六
石油	瓦	五五、八三〇	五五、五七六	九七〇、一八〇	九八五、九七一	一、六七一、九二〇	一、一〇三、二六三
豆類	石	二、五五五	七六、六三二	三三、二五〇	九五〇、七八六	四二、七七一	八九九、八一五
錫	斤	一五、〇一五	一二、六九三	八一三、五一八	五三一、六一〇	二、二二九、八〇〇	七七一、八〇一
麥酒	打	四、八八八	二二、一九四	三一二、六六四	一、三一三、〇一四	二〇六、九九一	七八三、一八五
紙卷煙草	千箇	三四、四〇〇	七〇、七三二	四四五、九四〇	七五五、九七一	四五六、二六〇	六八九、四四一
石炭	噸	三、五二九	六〇、二六五	三五、三三二	五八八、九二四	四一、三三三	五〇一、一四三
醬油	石	一、一二〇	七七、一九一	一〇、九五七	五六七、四五四	一〇、九七八	四三八、七六三
機械用油	同	一、二五九	六五、〇四二	九、二八九	五〇三、四六八	八、〇二五	四三六、六二七
石鹸		—	四四、九四六	—	六二四、〇〇五	—	四一八、七五三
罐詰食物		—	一〇一、七三三	—	五九六、六〇九	—	四一〇、一三〇
乾鰕	斤	八九、四一八	五四、五八二	一、一四五、八七一	五七〇、七六〇	九五九、九一三	四一〇、五九八
セメント	同	二、四四八、五八三	六四、三四七	二〇、五六五、六五六	五五〇、〇一八	一一、一七二、一六一	三七五、三三一
陶磁器		—	八七、九五七	—	四四七、九一五	—	三三八、四二五
枕木	箇	一〇、五九五	一七、四八八	三五七、〇三八	四七九、八三五	四〇七、六六一	三三八、八〇二
メリヤス肌衣		—	一〇一、八八一	—	四七七、六八〇	—	三三七、三三〇
コンデンスドミルク	打	二、五三二	一六、三七〇	六九、三四八	四一四、八七〇	五一、八三六	二六三、七九三
毛織物		—	四〇、八三九	—	三五七、二三二	—	二五七、一二四
菓子類		—	六九、九五四	—	三六一、九五〇	—	二四六、九九三
其他諸品		—	三、八四九、一九七	—	二五、二三一、七八六	—	一七、二七九、四二三
計		—	一〇、〇八九、七八四	—	七七、二一三、五一五	—	六五、六八六、八三二

●金銀●

	十一月	八年累計	七年累計
輸出	円 —	円 —	円 —
輸入	—	三三	一七、五三六
計	—	三三	一七、五三六
移出	円 一四、二三七	円 二五二、〇一六	円 七二六、五五八
移入	—	三一九、〇八一	一一三、二一五
計	一四、二三七	五七一、〇九七	八三九、七七三

臺灣貿易統計の二

大正八年十一月

●仕向地及仕出地別●

	輸出	輸入	計	八年累計	七年累計
支那	円 九七四、五九四	円 三、八五七、八五七	円 四、八三二、四五一	円 五七、三五九、九九九	円 二六、三四二、三七八
北米合衆國	八八六、〇七八	三〇一、四七九	一、一八七、五五七	九、七〇四、四二二	九、三二九、〇八〇
香港	七五九、〇三四	八、九三八	七六七、九七二	四、八三三、一六一	四、三五〇、九一九
蘭領印度	一三、五〇四	七四〇、六六二	七五四、一六六	四、九一四、一九一	三、二五一、一三八
英領印度	—	一三八、七七五	一三八、七七五	三、二五九、五七〇	三、八七九、九九四
佛領印度	二三、七七四	三三、五〇八	五七、二八二	一、六四一、九〇〇	二、三六七、〇九六
關東州	二一八、八一四	四二五、二四四	六四四、〇五八	三、九六三、二八七	二、一二〇、九六五
波斯	—	—	—	二、九五五、八〇五	一、六二一、六九五
英吉利	七三、〇三八	八九、八七四	一六二、九一二	二、三三八、五五六	一、三九一、九〇五
瑞西	—	五七四	五七四	二、九〇九	七七七、八六四
暹羅	五八、八五九	一三、〇〇五	七一、八六四	六七三、七〇八	五七〇、八〇〇
假置場	—	三、六四一、一七一	三、六四一、一七一	九、四五五、五八八	三七九、四二七
佛蘭西	一、三六〇	五、七一九	七、〇七九	三一一、一三二	一六八、一四六
比律賓諸島	一七一、四七八	六二、七六八	二三四、二四六	一、六四一、六五六	二二二、五二六
英領海峡殖民地及英領ボルネオ	二〇、二七六	一三、三六三	三三、六三九	六二一、九二一	一六七、九八六
英領亞米利加	—	三	三	二三、五八七	一一〇、五六七
濠太剌利亞	二九、一〇四	四、九八〇	三四、〇八四	一一八、二四五	二九、〇四四
西班牙	—	四八一	四八一	五四七、四一八	五、一八二

	移出	移入	計	八年累計	七年累計
大阪	円 一、三九五、四六〇	円 三、四六二、四〇三	円 四、八五七、八六三	円 五三、五四九、〇五五	円 四二、四七二、五三九
神戸	一、〇五七、六五八	一、九〇九、七一七	二、九六七、三七五	三六、八五八、九〇九	三九、九七八、一八五
東京	二、〇〇四、一九四	一、六一三、三〇五	三、六一七、四九九	五三、二六〇、五九四	二七、六三八、六一五
横濱	九七五、三二二	三〇二、四五五	一、二七七、七七七	一四、一五二、四三三	一六、八三六、九七〇
門司	一二一、八五七	一、〇二二、四一八	一、一四四、二七五	一四、九二〇、三〇八	一四、二二五、一六三
名古屋	六七六、二三七	二六二、二三七	九三八、四七四	一四、六一九、九三一	七、〇五八、一二五
下ノ關	二一八、四八二	四〇五、四三〇	六二三、九一二	九、二七〇、八二四	六、二〇二、二一八
函館	六、三〇〇	三三六、八九八	三四三、一九八	一、八〇五、三三一	一、五三〇、八七四
那覇	一一一、五六三	二七、八五六	一三九、四一九	一、四〇三、五三七	一、二〇三、二七六
長崎	—	一一一、六七六	一一一、六七六	一、二九四、三六一	一、二〇五、九一九
勝浦	—	二六五、八七九	二六五、八七九	一、九七一、三七〇	一、〇八一、四〇三
八重山	二九、七七二	六八、九二三	九八、六九五	七二八、二五七	六九二、〇六九
宇品	—	一〇〇、三八一	一〇〇、三八一	五七一、九一七	二四七、三三八
釜石	二二、九二〇	三七、二三〇	六〇、一五〇	六七八、九七三	三〇一、一三九
鹿兒島	五〇	五、八七〇	五、九二〇	三一二、四二三	二三七、六三二
津島	—	—	—	四九、六一四	二五三、二四二
堺	—	三八、七三五	三八、七三五	一九六、六四九	二〇四、二四八
京都	—	四二、七三七	四二、七三七	三八四、七九八	一九七、一八八

獨逸	—	—	—	一、一三三	四、七〇一
布哇	—	—	—	二、七〇三	八六四
其他諸國	一八四、〇六一	一二〇、二七七	三〇四、三三八	一、六二九、八二三	三〇四、五二三
計	三、四一三、九七四	九、四五八、六七八	一二、八七二、六五二	八六、一九一、四〇七	五七、四〇〇、七九九
尾ノ道	—	四一、七八四	四一、七八四	一七一、五五六	九四、七六九
小樽	六五六	一〇、六〇九	一一、二六五	二五九、三五〇	六六、九二六
其他	二七、九八二	二三、二四一	五一、二二三	一、四六五、六六五	一、九三一、〇五三
計	六、六四八、四五三	一〇、〇八九、七八四	一六、七三八、二三七	二〇七、八九五、八二四	一六五、六五六、八八〇

●入港船●

	外國 十一月 隻	外國 十一月 噸	外國 八年累計 隻	外國 八年累計 噸	外國 七年累計 隻	外國 七年累計 噸
汽船	八二	一〇九、二八六	七二五	九五〇、五五八	五一二	七四一、一一四
帆船	一二四	六、四八五	一、八八二	八五、五一九	一、五四五	七二、三二一
計	二〇六	一一五、七七一	二、六〇七	一、〇三六、〇七七	二、〇五七	八一三、四三五

	内地 十一月 隻	内地 十一月 噸	内地 八年累計 隻	内地 八年累計 噸	内地 七年累計 隻	内地 七年累計 噸
汽船	五二	八〇、九七一	六七一	一、〇七九、〇三一	五七九	一、〇一三、二五五
帆船	一	五四	八	一、三一一	一六	一、五五七
計	五三	八一、〇二五	六七九	一、〇八〇、三四二	五九五	一、〇一四、八一二

●收入額●

	十一月	八年累計	七年累計
輸入税	円 七二三、五二八	四、四一五、三三〇	二、一二六、五三〇
製茶税	円 五一、五二三	四〇〇、八六三	四九四、九一七
織物消費税	円 六、四〇五	一九五、〇三七	一〇四、五九四
石油消費税	円 五、〇五九	四三、一六〇	三二、五八三
噸税	円 二、八四六	二八、七八一	二一、四六〇
移入税	円 二七〇	七、一二三	一一、九〇二
砂糖消費税	円 四、三四六	九四、一一七	一、一二三
其他諸收入	円 四、〇九八	四一、四四九	三二、六五七
計	円 八〇三、〇七五	四、九五五、八六〇	二、八二五、八五六

●港別貿易額●

	輸出	輸入	計	朝鮮移出	朝鮮移入	計	内地移出	内地移入	計	十一月分計	八年累計	七年累計
基隆	円 一、七二二、六三一	円 二、三一三、一三八	円 四、〇三五、七六九	円 四五、三六〇	円 二九二	円 四五、六五二	円 二、〇三三、五九五	円 七、八七二、二六七	円 九、九〇五、八六二	円 一三、九八七、二八三	円 一三九、〇〇五、九九一	円 一一六、五七七、一四五
打狗	五〇一、一三六	四、五七五、五六三	五、〇七六、六九九	四、九九〇	八	四、九九八	四、五七六、六八三	一、五六四、九六三	六、一四一、六四六	一一、二二三、三四三	一二五、六一九、二九二	八五、七六六、六八六
臺北	一、〇一六、三七七	二六三、四一三	一、二七九、七九〇	—	六九八	六九八	—	—	—	一、二八〇、四八八	一一、五五二、〇五九	一〇、三五二、五〇九
安平	三三、八四三	一八八、九二五	二二二、七六八	—	二三二	二三二	一、〇九五	六三六、〇七八	六三七、一七三	八六〇、一七三	七、四〇六、四四九	四、八九七、〇〇九
淡水	六四、七六二	一五一、六〇九	二一六、三七一	—	—	—	—	—	—	二一六、三七一	二、七〇五、五一九	一、七〇八、四一五
媽宮	一二、一九六	二〇、〇二八	三二、二二四	—	—	—	三七、〇八〇	一六、四七六	五三、五五六	八五、七八〇	八二三、八〇六	五五七、八三六
鹿港	一、八九六	一二、一五三	一四、〇四九	—	—	—	—	—	—	一四、〇四九	五九二、三九七	四二五、五七三
舊港	七、〇一二	八、九八七	一五、九九九	—	—	—	—	—	—	一五、九九九	五一五、六一九	三三〇、七八四
東石港	二八、二二八	一、八八一、一一五	一、九〇九、三四三	—	—	—	—	—	—	一、九〇九、三四三	五、四二一、八八九	二七二、八六八
後壠	一六、七一八	三〇、〇七五	四六、七九三	—	—	—	—	—	—	四六、七九三	三九九、七八三	二一〇、八九八
布袋嘴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八、六三七	一三八、一一五
梧棲	九、一七五	一三、六七二	二二、八四七	—	—	—	—	—	—	二二、八四七	一〇五、九六二	一〇〇、六二四
蘇澳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六六、六二〇	六〇、〇〇〇
北門嶼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三二、一二九	四九、三九五
計	三、四一三、九七四	九、四五八、六七八	一二、八七二、六五二	五〇、三五〇	一、二三〇	五一、五八〇	六、六四八、四五三	一〇、〇八九、七八四	一六、七三八、二三七	二九、六六二、四六九	二九四、三七六、一五二	二二一、四四七、八五七

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜報

臺灣商況（大正八年十一月分）

（商工課調）

◉米　相變らず上昇一方にて强硬場面を現出しつゝあり月初肥前白米五十八圓より中旬七十錢高となり更に月末五十九圓五十錢と鐚昇りを續けたり買氣相應にあり月に入りてより日用必需品先送賣施せられ前月より幾分入津潤澤なるの觀あり。

本島玄米は前月來氣配軟弱にて北部米二十九圓四十一錢、（白米小賣三十二圓二十錢）釘付にて月末十錢落を見せたり丸糯米は季節用近づきたると內地相場高にて買注文ありたると相俟ちて初旬四十二圓二十錢見當より漸騰し下旬四十九圓五十錢と約七圓三十錢方の上昇を演じたり。

◉砂糖　蜜糖分は舊糖約百萬擔以上の持越あるあり時偶々年末に際せる折柄金利の引締り關稅問題云々新糖の後賣出氣構へ等にて常に伸力を殺がれ一高一低保合の商狀を呈せり乍然現下の相場は外糖を無視せる相場故安値は買氣相當に潜むを以て目先大なる波瀾を起す事もなかるべく外糖の活躍と相俟つて早晚好況を現出すべしと期待さる。

精糖も爪哇白双の尺進寸退と一方印度及び歐洲筋の買付成立說により市況愈々堅實となり來れる折柄內地精糖歐洲筋への輸出商談成熟せるやの關係上會社の能力は殆んど該方へ集注せられ會社は安値は絕對に賣應せず旁、年末需要期を控へて態度頗る强硬となれり月末の市況分蜜糖新糖三四月限保稅三十四圓八十五錢より三十五圓程度舊糖十二月限保稅三十二圓內外にて精糖◈現物四十三圓二三十錢見當にて底强し。

◉麥粉　近時經濟界の活況と通貨の膨脹は一般市場商人の思惑賣買を助長され受引旺盛となり生產過劇に陷り易き傾向を示し全國を通じ約三百萬袋以上の在荷を生じ爲めに這回の日本、東洋、大里、札幌の四社大合同を見るに至れり。殊に濠洲小麥の凶作と銀塊高とは米價の昂騰と共に內地原料小麥及び製粉の市價を促進して一時硬派は麥粉七圓五十錢小麥三十五圓說を絕叫せしも一朝米國の原料及製粉解禁說に次で彼我引合頻々たるや時局に依る政府電報輻輳の爲め一般商取引電報大遲延を來たし何れも成立商談を詳かにせずと雖もこれに因り我市場を壓し忽ちにして麥粉一袋五十錢小麥石二圓餘の崩落を現出せり左れど一方加奈陀の未解禁あり今日の場合大なる變調はなかるべきも米國市場の形勢と銀塊相場の如何に依ては前途大に依るべきものあらんか。

今玆に各地よりの入電を參考とし月末に於ける製粉氣配を示

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

さんに。

内地製粉基隆沖渡一袋に付

龍印	六・三五円	辨天印	六・二五円
雪印	六・一五	百合印	六・二〇
福壽草印	六・一〇	綠ダイヤ印	六・一〇
柳印	五・九五		

海外製粉日本沖渡一袋に付

上海粉	六・二〇円	米國粉	六・五五円
滿洲粉	六・四〇		

見當なれば内地製粉各地市場の平均値段標準二等粉六圓十錢原料小麥三十圓見當と見て大差なかるべし。

◉金物類　本月の相場左の如し

丸鐵	四分(一貫)	一・〇五円	平板	二十八番(一枚)	三・七〇円
同	五分(同　)	〇・九八	同	三十番(同　)	三・二五
同	六分(同　)	〇・九〇	鐵管	内徑一吋(長一尺)	〇・五五
釘類	二吋(百斤)	二六・二〇	同	同　四吋(同　)	一・八五
同	二吋中(同　)	二五・七〇			

内地に於ける鐵類商況は造船所其他の需要減退にて人氣不引立引綬みの狀態なりしが月末少しく恢復し來りしやの觀あり本島丸鐵相場も之と同一步調を辿れり平板は現在迄は逼迫相場なりしが輸入品の入津ありしため幾分下鞘の相場を現出せり釘類は依然持な合るなるが鐵管は細物輸入なき爲め品不足にて相場は幾分上昇せり最近品薄にて暴騰せるは輕便軌道にて十二封度一哩六千圓を唱へつゝあるが當分下落の模樣なし

◉紙　産地品不足と賣惜みの爲め暴騰を重ねたる和紙相場も漸く絕頂に達し爰一服の姿にて前月末の商狀を辿り强氣保合狀態にて始終せり洋紙も相場前月と大差なく至極順調なるが最近會社の新設さるゝもの夥しき爲め需要頗る旺なり。

◉肥料　大豆粕は大連相場一月物五圓二十錢見當にて前月末波瀾重疊せしも月末幾分下落し四圓八十錢となれり島内商況は四圓搦みにて氣配頗る軟弱なるが大連相場との開き甚だしく之に追隨せざるは數月以前より買入夥多にて余剩の市場に溢れ出づるを見越し買控への氣味なるが爲なり此が前途は買入未濟の箇所もあり來年二月打ち切り期にも入らば漸次大連相場に追從するに非ずやと觀測さる過燐酸は内地在庫品頗る貧弱なるが爲め昂騰一方にて二十成分十罐入八九月頃迄三圓七八十錢内外の所本月五圓五十錢を唱ふるに至れり。

硫酸アンモニヤも大暴騰にて噸三百十圓は既に過去の夢となり現在内地品四百三十八圓英米物三百八十圓見當にて取引されつゝあり。

◉木材　内地建築界依然繁盛なる爲め需要旺盛なるも之が供給は産地元にて先高豫想賣惜みと生産費嵩增の爲め益々品薄甚だしく暴騰歇まず從つて島内需要多きに不拘内地供給少なく品不揃甚だしきの觀あり相場は前月より凡そ一割高にして尙昂騰の見込なり標準物相場左の如し。

杉楷(大ぬき長二間 巾三寸七分厚六分)	一丁	〇・七六円	杉柱	三寸五分角一才	〇・三〇円
杉棰(正一寸八分角)	一本	一・〇〇	同	四寸角	〇・三〇
杉板　六分	一坪	五・四〇			
同　四分	同	四・〇〇			

◉食料品　醬油は關東物は本月中三四回の連續昂騰を演じ龜甲萬大樽三十七八圓より四十圓搦み迄押し上げ需要者を喫驚せしめたるが熊本より來る萬年及㊇印は二回の値上げをな

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し前者二十二圓後者二十六圓となり孰れも先高見込なるが這は原料大豆の暴騰と紹物の輸出ありしと一般物價の騰貴に本づくものと解せらる、味噌は前月に比し約一割方の昂騰にて白赤味噌共十三圓(十八貫入)より十四圓五十錢見當に擡頭せり罐詰類も罐は幾分下落を見せたるも中味及工賃の騰貴の爲め漸騰しつゝあり。海苔は端境期にて新物出廻りなく前月よりは六、七割暴騰し上物百枚二圓五十錢より四圓となり、昆布は之亦品薄の爲め前月に比し約二倍の暴騰を演ぜり。

◉綿布　輸出禁止令の發布と共に絲界は波瀾ありしも底意依然强硬なるに連れ綿布も大體漸騰步調を辿りつゝありて冬物白木綿は內地の景況に隨伴し活況を呈せり只內地市況情勢の渾沌たると金融の警戒引緊めの爲め地方の購買力旺なるも商人側は仕入買持自由ならず愛見送りの姿なるも愈々實需の切迫すると共に亦々一段の活氣を帶ぶることゝなるべし相場は前月の凡そ一割高にして左の如し。

紋ポプリン(千二百番 毎ヤール)	円 一・一〇	菊壽尺一白木綿(每反)	円 六・〇〇
無地ポプリン(毎ヤール)	一・一二	百壽尺一白木綿(同　)	四・一〇
金山寺晒金巾(六千番毎反)	二七・五〇	竹壽尺三白木綿(同　)	五・六〇

◉石炭　本月噸當り相場左の如し

	契約物	臨時取引物
一等中塊	円 二三―二六 円	円 二五―二八 円
同　切込	一九―二一	二〇―二二
沿追二等中塊	一五―一七	一七―一九
同　切込	一二	一三
三等切込	一〇	一二・五〇

殆んど全部は契約物にして臨時取引は極めて小數なるが本年使用の製糖用炭は旣に六月頃迄に契約濟なるが製糖期を目前に控へ居るも輸送依然貧弱にして會社の焦慮益々甚だし香港への輸出は配船狀態幾分恢復したるも牛稠港貼炭場には三千五百噸位の貯炭を見るに過ぎざることあり配貨配船狀況相不變面白からず山元には八堵桃園間南送炭約二萬噸北送炭五萬噸の停滯あり雨期に入り霖雨續くことあらんには相場に變動を見るに至らん。

◉ガンニー囊　神戶市場に於ける現物受渡の悶着未だ解決せざると產地銀高其他凡て高材料の爲め强硬場面を演出したる爲め島內在庫品の大連神戶へ向け逆輸出さるゝの現象を呈せり島內在庫品少なく七十錢見當に相場の上昇を見たるが弱材料一もなく先高一方ならむと觀測さる。

◉セメント　島內建築界の繁忙に連れ小口需要多く臺中廳を初め豚舍の改良を實行したる爲め纒物の注文ありしが輸送の不圓滑と內地移入品の望みを騙する能はざるとにより市場品不足を告げたる矢先內地セメント界値上の報に接し五十錢方騰貴し大口取引なれば八圓二三十錢小口取引八圓四十錢見當を稱ふるに至れり强硬裡に越月せり。

◉海產物　先月來取引閑散なりし海產物界は例年ならば旣に對岸輸出旺盛なる筈なるも例の排日貨の爲め輸出殆んど中絕の姿にて纔に手荷物として小量の邦人用に洪しつゝあるの現狀なり島內の商況は冬期祭を多く扣へ初旬より弗々取引活潑となれり蝦は初旬頃六十五六圓なりしもの月末七十五六圓に進み鯣は月初七十三圓なるもの月末八十八圓見當を稱へ貝柱も鮑も月初と月末とを比較すれば三分の値上げを演じれり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鹽飴は上海方面への輸出中止したると農事の閑散期に入り需要少なく下落すべき筈なるも銀相場の關係上幾分の強含みを見せたり。

太刀魚の移入も弗々行はれ島内三十一圓見當にて取引せられたるも之が産地たる朝鮮に於ける荷造良好ならざる爲め取扱商人は餘り歡迎せざる模樣なり。

排日貨の何時迄繼續すべきや不明なるも舊正月も接近し來れる爲め取引追々活況を呈するならむと豫想さる。

◉野菜(臺北) 農繁時期を過ぎ市場出廻旺盛にして多きは一日九萬斤以上の入荷あり尠きも三萬五千斤を下らず平均四萬斤内外の入荷と見るを得べし、相場は前月來消長ありたれど幾分の下落を見せたり本月に入りてよりは漸次擡頭の氣味なるは一般物價の騰貴に促されたる爲なるべし本月初旬と月末の卸賣相場を比較すれば左の如し。(百斤建)

	月初	月末
新菊	三・〇〇	四・〇〇—五・〇〇
菠薐草	三・三〇—三・五〇	四・〇〇—五・〇〇
大根	二・三〇—二・六〇	四・二〇—四・五〇
菰	三・八〇	四・二〇
赤蕪	五・五〇	六・〇〇
人參	八・〇〇—一〇・〇〇	五・〇〇
里芋	七・〇〇	八・〇〇
葱	二・八〇—三・五〇	四・〇〇
蓮根	八・〇〇—九・〇〇	八・〇〇—一〇・〇〇

◉茶 ●烏龍茶 本年各洋行の買入高は本月迄三十八萬四千箱にして例年の五十萬箱内外に比すれば約十二萬箱の減少にして實に二十年來曾てなき凶作なりと謂ふべし故に消費地たる米國に於ては明春早々在荷拂底を告げ市場好況なるべしとの豫想の下に見越買を爲す輸出商すらあり之に依て標準茶の如きは四十圓迄盛返したるも本月に入りてより氣温頓に下降し雨天續きの爲め冬茶は著しく減收にて從って産地よりの出廻り極めて稀少にして市場の取引著るしく閑散なり。

●包種茶 新嘉坡スラバヤ地方の排日貨の影響も格別の事なく殊に包種茶舘は漸く愁眉を開き盛に製茶を爲さんと欲せしも烏龍茶同樣氣温の激變により之が出廻り稀少にして茶舘の需要を充す能はざるは遺憾とすべし沈滯裡に越月せり因に爪哇に於ては明年一月より外國茶に對し毎斤に對し五仙宛の輸入税を増徴するの入報あり。

◉木炭(臺北) 前月末より本月中旬迄市内取引商の山方に向ひ競ふて買入れを爲したるため市内七十餘軒の木炭商は何れも平均八九百擔の在荷を有し山方にも荷捌なからさる貯藏ありたるにより一時需要に過剩を來し下旬には想思炭河岸卸三圓二十錢小賣四圓二十錢にて何れも二十錢方の下落を見たりされど來月雨期に入らば山方の炭燒十分ならざると需要益々旺盛なるべく勢ひ價格の昂騰を見るに至るべし。

鐵道運輸概況

(鐵道部調)

本年十一月中本島鐵道概況は客車貨車の收入合計七十五萬

七千三百六十九圓にして前年同月に比して十九萬六千六十四圓を増し一般に好況を示せり其の概要及び主要驛收入並に其の一日平均收入等は即ち左の如し。

運輸概況

八年十一月分

	八年度	七年度	比較増減
客車收入	三九〇、三九九円	二七二、九四四円	一一七、四五五円
貨車收入	三六六、九七〇	二八八、三六一	七八、六〇九
計	七五七、三六九	五六一、三〇五	一九六、〇六四
四月より累計	六、一六七、四六四	五、一〇五、六二五	一、〇六一、八三九
一日一哩平均收入	八八・二三円	六七・五九円	二〇・六四円
乘車人員	九四〇、八六三人	六四七、七一五人	二九三、一四八人
貨物噸數	一九二、六七七噸	一一七、四五一噸	七五、二二六噸

（單位圓）△減

	客車收入	貨車收入	計	一日平均收入
基隆	三一、一〇二	六三、七六〇	九四、八六二	三、一六二
前年度比較増減	九、三七四	一二、〇七五	二一、四四九	七一五
臺北	五六、五四〇	三四、〇五九	九〇、五九九	三、〇二〇
前年度比較増減	一六、二九二	五、五五三	二一、八四五	七二八
桃園	八、四五〇	四、三二三	一二、七七三	四二六
前年度比較増減	三、〇四八	一、五三一	四、五七九	一五三
新竹	一四、二〇〇	五、四三三	一九、六三三	六五四
前年度比較増減	五、一三五	五七八	五、七一三	一九〇
臺中	二八、四三六	一〇、二六二	三八、六九八	一、二九〇
前年度比較増減	九、五五四	△八、六五九	八九五	三〇
嘉義	二二、二六〇	一四、三四三	三六、六〇三	一、二二〇
前年度比較増減	六、二七六	一、〇二二	七、二九八	二四三
臺南	三四、三七〇	一六、六〇一	五〇、九七一	一、六九九
前年度比較増減	七、六一八	三、六二〇	一一、二三八	三七五
打狗	一七、〇八〇	五三、六九四	七〇、七七四	二、三五九
前年度比較増減	三、三一七	二九、五七一	三二、八八八	一、〇九六
阿緱	一〇、二三七	三、五五八	一三、七九五	四六〇
前年度比較増減	二、五五四	七三三	三、二八七	一一〇

備考　本表收入は縦貫線淡水線阿緱線瑞芳線の各線收入を計上せるものなり尙ほ前年度は精算なるも本年度は概算とす阿緱線中阿緱噸物間六哩九分十六日より營業開始

▲正誤▼　本誌第六號講演欄、東郷博士の「植民と農業」中左の通り正誤す

十六頁下段九行目、十五世紀は十六世紀の誤。同十二行目、「ニューギーランド」は「ニューイングランド」の誤。二十一頁上段十四行目農民は民衆の誤。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

◉十一月

▲十六日(日)

□福州排日騷擾　支那學生の排貨運動より本邦人との間に一大衝突を生じ死傷を出す

▲十七日(月)

□臺北辯護士會　臨時總會を法院內辯護士控所に開き山口前會長の後任として小宮辯護士會長に當選す

□後藤男爵歡迎會　東洋協會主催にて會長男爵後藤新平氏歸朝歡迎會を十六日鐵道協會に開きたる旨東電

▲十九日(水)

□臨時手當支給規則改正　總督府及所屬官署官吏及同待遇者竝に、囑託、雇傭員の臨時手當を改正し從來よりも增給することゝなる

▲二十日(木)

□田總督歸府　去十四日より中部視察中の田總督は豫定の視察を終りて本日午後六時四十五分臺北驛著歸府せられたり

▲二十二日(土)

□地方長官召集　田總督就任後第一次の全島廳長會議を總督府會議室に開き總督は施政方針に付訓示を爲したり

▲二十四日(月)

□臺東街大火　臺東南町本島人街より出火し延燒三十九戶に及ぶ

▲二十五日(火)

□平和條約發表　同盟及聯合國と獨逸との平和條約全文十五篇四百四十條は本日午後一時外務省より發表せり十五篇は左の如し

一、國際聯盟規約。　二、獨逸國の境界。　三、歐洲政治條項。　四、獨逸國外に於ける獨の權利々益。　五、陸海軍及航空條項。　六、俘虜及墳墓。　七、制裁。　八、賠償。　九、財政條項。　十、經濟條項。　十一、航空。　十二、港水路及鐵道。　十三、勞働。　十四、保證。　十五、雜則。

□本島郵便貯金　十一月二十五日現在調、預入人員三十八萬七百二十八人、貯金高金五百六十四萬七千五百二圓二十七錢九厘にして昨年十一月二十五日現在に比して四萬三百七十六人、　十九萬四千三百三十八圓の增加なりと

▲二十七日(木)

□直轄學校長會議　總督府直轄學校長會議を開く、田總督、下村長官臨場して訓示を爲す

▲二十九日(土)

□伊澤氏建碑式　臺灣教育會主催者となり故伊澤修氏の功勞を紀念する爲め本日芝山巖に紀念建碑式を擧行す碑文は下村長官撰文なり

□田總督の角板山視察　田總督は本日角板山を視察せられ瀟風館に於てガオガン蕃人六十餘名を引見訓諭せられ同館に一泊、翌三十日療養所、蕃產物陳列場、蕃童教育所等を視察せられ午後五時五十分無事歸北せられたり

□明石元長氏襲爵　故男爵明石總督の令息元長氏は本日付襲爵仰付られたり

◉十二月

▲一日(月)

□公設質舖　臺灣總督府地方廳に於て經營すべき公設質舖に關する件本日律令第十一號を以て公布せらる

□臺南の祀孔典禮　本日臺南文廟なる大成殿に於て秋季祀孔典禮を行ふ

▲三日(水)

□故明石總督四十日祭　本日三板橋なる故明石總督墓前に於て四十日祭を行ふ

▲五日(金)

□船運賃値上　本日郵船、大阪商船兩會社に對し遞信局は船運賃値上を認可す之を三十年命令航路開始以來第四回目の値上となす

▲八日(月)

□警務課長會議　本日より三日間總督府會議室に於て警務課長會議を開く

▲十日(水)

□柴軍司令官著任　臺灣軍司令官陸軍大將柴五郞閣下本日備後丸にて基隆に著午前十時十五分臺北に著せらる官民出迎者頗る多し此夜鐵道ホテルに臺北官民合同の大歡迎會を開く

▲十一日(木)

□柴司令官招宴　柴軍司令官は本日午後五時半より重なる官民及外國人百餘名を偕行社に招待して披露の晩餐會を開く

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人事消息

自十一月廿一日
至十二月二十日

▲後藤男歡迎宴、十九日夜六時より築地瓢家に於て、後藤男の歸朝歡迎會あり出席者には原首相以下各大臣(床次內相、內田外相を除く)三浦觀樹將軍、犬養木堂、早川千吉郎、大島前陸相、水野朝鮮政務總監、横田千之助、臼井哲夫等約二十名あり、七時前後二十四五歲なる壯士風なるが、男に面會を求めたりしが怪しきものと認め警戒中の刑事之れを引致せる旨二十日入電ありたり

▲井手薰氏(土木局營繕技師) 兼て歐米出張を命ぜられたるところ愈其途に上るべく 二十一日內地向け出發

▲池田常吉氏(臺灣銀行理事) 二十一日內地へ

▲堀田海軍大佐 (同 上)

▲佐々木一等軍醫正 (同 上)

▲宮崎二等軍醫生 (同 上)

▲勝本博士歡迎宴 谷野、曾野、長尾、小宮、の各法曹發起となり二十三日午後五時より博士の講演を乞ひ、引續き盛大なる歡迎會を開催す。

▲久原躬弦博士 多年京都大學教授として學界に令名を馳せたる同博士は胃腸病に肺炎を併發し二十一日薨去せる旨入電あり

▲田總督小閑清遊 二十三日臺灣神社に於ける新嘗祭の供進使を了はらせられたる總督には、下村長官、松本、喜多兩秘書官等を隨へ、十時三十分改めて官邸出門自働車にて北投無名庵に至り忙中の閑一日を清遊あり薄暮歸邸

▲松本秘書官 二十四日內地へ

▲松村鶴吉郎氏葬儀(元本島辯護士)去る三日東都に於て逝去せる同氏の葬儀は、二十四日午後三時三板橋葬儀堂にて執行ありたり。

▲井澤警務官 二十七日を以て對岸福建省へ出張を命ぜらる

▲中山參謀從僕逝去 京都にて風邪に罹り心臟麻痺を起し、二十五日逝去の旨入電あり享年六十八歲

▲田總督 二十九日午前九時發急行にて桃園廳下蕃地角板山に赴き、教育所、療養所等を視察後蕃人引見の上山上貴賓館に一泊三十日夕歸北。

▲素木得一氏(農學博士總督府技師)關東廳及び沖繩縣下出張中の所二十八日歸任

▲勝本博士 二十九日歸還

▲淺野和三郎氏(大本教宣傳者)當年の少壯英文學士を以て知られたる同氏は、今十二月二日、皇道大本教の宣傳者として吾が三百萬島民を救濟せんための豫言者と僭號し來臺數旬に亘り島內各處に於て講演會を開く

▲三好德三郎氏(本誌評議員)鄉里京都へ轉地療養中のところ五日歸臺

▲柴大將赴任 臺灣軍司令官柴五郎大將には、愈々四日午前七時半東京發赴任の途に就けるが文武官多數の見送りありたる旨入電あり

▲三村三平氏(臺灣製腦專務取締役)腸窒扶斯に罹り臺北醫院に入り加療、後草山溫泉にて專心保養を怠らざりしが全く快痊したれば三日歸北

▲田中康平氏(瓜哇華南銀行支店長)五日來臺

▲津田毅一氏(代議士、辯護士)八日上京

▲新臺灣軍司令官柴大將着任、第一次赴任の新司令官を搭じたる備後丸は一路無事、十日朝七時基隆岸壁着下村總務長官、曾田參謀長、岡田司令官、川崎、齋藤、宮島の各局長、高木、赤石、許丙、辜顯榮等の民間代表者に迎へられ、軈がて同夫人令孃同列にて上陸、停車場二階休憩室にて小憩の上八時二十分、莊村驛長の先導に依り瀟洒たる軍樂の吹奏裡に臨時車に搭し九時十五分臺北驛着、督府各部局長、官民有志外人團將校、其他多數者に出迎へられ是より、馬上の將軍となり、警部二騎、憲兵二騎の前行にて陸軍禮砲の殷々たる間に、曾田參謀長、岡田司令官以下幕僚を隨へ、左右歡迎の行列の間を徐々として陸軍偕行社に向ふ夫人令孃は停車場より直ちに書院街官邸に入れり

▲永山止米郎氏(總督府營林局事務官)歐米視察の途上京中のところ十一日橫濱出帆渡米の途に就く

▲松本記室大總督府要務を帶し去月二十四日を以て上京せる同秘書官は入京以來東奔西馳知人朋友の歡迎宴をも謝絕して專ら用務の處理に大活躍をなしつゝある狀目覺ましきものなりとの新聞入電あり

▲山中義大郎氏(福州閩報館主)十一日來臺

▲福田眞熊氏(總督府統計官)流行性感冒に罹り、臺北醫院に入院治療中の所九日逝去

▲谷了悟氏(廈門)十四日來臺

▲須鹿赫太郎氏 福州、上海、及長江一帶視察のため十八日對岸に向ふ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

任命

△大正八年十一月三日

臺灣總督府殖產局長　高田元治郞

福岡縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府秘書官　石井光次郞

門司へ出張ヲ命ス

△十一月四日

臺灣總督府事務官　水越幸一

總督府官房文書課長石井光次郞不在中代理ヲ命ス

△十一月五日

從五位勳三等　松本剛吉

任臺灣總督秘書官

臺灣總督秘書官兼臺灣總督府參事官正六位　鎌田正威

任臺灣總督府事務官

總督官房秘書課長心得ヲ命ス

臺灣總督秘書官　松本剛吉

總督官房秘書官室兼秘書課勤務ヲ命ス

臺灣總督府飜譯官　法水了禪

總督官房外事課長心得ヲ命ス

△十一月七日

臺灣總督府營林局技師　中里正

東京、鹿兒島、大分及宮崎ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

△十一月十七日

臺灣總督府參事官從五位勳五等　片山秀太郞

任臺灣總督府事務官兼臺灣總督府參事官

遞信省臨時調査局事務官兼遞信監察官正六位勳六等　喜多孝治

任臺灣總督秘書官兼臺灣總督府參事官

臺灣總督府事務官正六位　鎌田正威

兼任臺灣總督府參事官

臺灣總督秘書官兼臺灣總督府參事官　石井光次郞

任臺灣總督府參事官兼臺灣總督秘書官

臺灣總督府事務官　片山秀太郞

內務局學務課長ヲ命ス

臺灣總督府參事官　片山秀太郞

總督官房調査課長ヲ免ス

臺灣總督府參事官　片山秀太郞

總督官房臨時國勢調査部主事ヲ免ス

臺灣總督秘書官　喜多孝治

總督官房秘書官室勤務兼秘書課長ヲ命ス

臺灣總督府參事官　喜多孝治

總督官房參事官室勤務ヲ命ス

臺灣總督府事務官　鎌田正威

總督官房調査課長兼外事課長ヲ命ス

臺灣總督府事務官　鎌田正威

總督官房臨時國勢調査部主事ヲ命ス

臺灣總督府參事官　鎌田正威

總督官房參事官室勤務ヲ命ス

臺灣總督府參事官　鼓包美

內務局學務課長ヲ免ス

臺灣總督府飜譯官　法水了禪

總督官房外事課長心得ヲ免ス

臺灣總督府事務官　片山秀太郞

律令審議會員ヲ命ス

臺灣小學校及臺灣公學校教員檢定委員會常任委員ヲ命ス

臺灣公學校教科用圖書審査委員會常設委員ヲ命ス

臺灣總督參事官　片山秀太郞

公立學校職員恩給審査委員ヲ命ス

律令審議會幹事ヲ命ス

工場胎權審査委員會委員ヲ免ス

官設埤圳補償審査委員會委員ヲ免ス

臺灣總督府參事官　喜多孝治

律令審議會員ヲ命ス

普通試驗委員ヲ命ス

臺灣總督秘書官　喜多孝治

公立學校職員恩給審査委員ヲ命ス

文官普通懲戒委員ヲ命ス

官國幣社神職常試驗委員ヲ命ス

社司社掌試驗委員ヲ命ス

臺灣總督府鐵道職員救濟組合審査會審査委員ヲ命ス

臺灣總督府事務官　鎌田正威

律令審議會員ヲ免ス

公立學校職員審査員委ヲ免ス

文官普通懲戒委員ヲ免ス

臺灣總督府參事官　鎌田正威

律令審議會員ヲ命ス

臺灣總督府事參官　鼓包美

公立學校職員恩給審査委員ヲ免ス

臺灣小學校及臺灣公學校教員檢定委員會常任委員ヲ免ス

臺灣公學校教科用圖書審査委員會常設委員ヲ免ス

臺灣總督府參事官　石井光次郞

律令審議會幹事ヲ命ス

工場胎權審査委員會會員ヲ命ス

官設埤圳補償審査委員會委員ヲ命ス

公立學校職員恩給審査委員ヲ命ス

臺灣總督秘書官 石井光次郎
官國幣社神職尋常試驗委員ヲ免ス
社司社掌試驗委員ヲ免ス
臺灣總督府鐵道職員救濟組合審査會審査委員ヲ免ス
公立學校職員恩給審査委員ヲ免ス
臺灣總督府參事官 楠 正秋
普通試驗委員ヲ免ス
驗普通試委員長ヲ命ス
臺灣總督府財務局長 末松偕一郎
普通試驗委員長ヲ免ス
臺灣總督秘書官 石井光次郎
普通試驗委員ヲ免ス
臺灣總督府參事官 石井光次郎
普通試驗委員ナ命ス
臺灣總督府警部兼臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監從七位勳七等 山田政次郎
任臺南廳警視
打狗支廳長事務取扱ナ命ス
臺南廳警視 三上喜千藏
依願免本官
臺灣總督府財務局事務官 大橋 長行
收稅官吏打狗出張所長兼務ヲ命ス
臺灣總督府財務局事務官 前田 稔靖
收稅官吏打狗出張所長兼務ヲ免ス
臺灣總督府事務官 鎌田 正威
總督官房秘書課長多幸治不在中代理ヲ命ス
△十一月二十日
臺灣總督府中學校教諭 柳澤久太郎
臺北中學校生徒監ヲ免ス
△十一月二十一日
臺灣總督秘書官 松本 剛正
上京ト命ス
△十一月二十二日
臺灣總督府警務官 井澤 眞民
支那福建省へ出張ヲ命ス
臺灣總督府警務官 草野 義一
警務局保安課長井澤眞民不在中代理ヲ命ス
△十一月二十四日
公立中學校教諭正七位 松原 豐馬
任臺灣總督府中學校教諭
臺北中學校勤務ナ命ス
臺灣總督府醫院醫官從七位 杉山 榮
兼任臺灣總督府醫學專門學校助教授
公立高等女學校教諭正八位 松下 範治
任臺灣總督府高等女學校教諭
臺北高等女學校勤務ヲ命ス
臺灣總督府技手 辻岡 通
任臺灣總督府技師
土木局營繕課勤務ナ命ス
△十一月二十五日
愛媛縣警視正七位 佐々木國重
任新竹廳事務官
庶務課長ナ命ス
新竹廳事務官從七位勳七等 岩本 多助
任臺南廳事務官
打狗支廳長ナ命ス
臺南廳警視 山田政次郎
打狗支廳長事務取扱ヲ免ス
臺南廳事務官 野口 有國
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
△十一月二十六日
臺灣總督府鐵道部技師 小山 三郎
臺灣總督府技師
上京ヲ命ス
臺灣總督府事務官 神社 柳吉
依願免本官
總督官房調査課兼務ヲ命ス
臺灣總督府技師 池田 季苗
土木局土木課長山形要助不在中代理ヲ命ス
臺灣總督府技師 松本 虎太
土木局基隆出張所長山形要助不在中代理ヲ命ス
臺灣總督府技師 納富 耕介
臺灣電力株式會社監理官山形要助不在中代理ヲ命ス

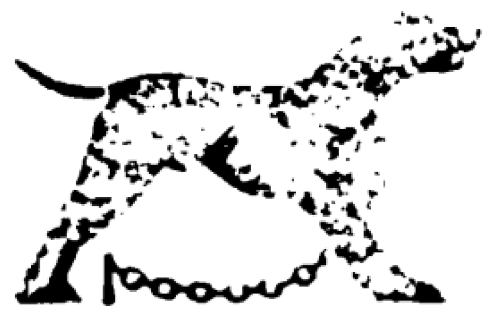

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文臺灣時報 大正九年一月號

田總督施政訓示

（田總督在總督府會議室對各地方廳長訓示概要如左）

一 緒言

此次抵任 爲欲訓示諸君以施政要領 爰行召集 臺灣統治大方針 余抵任翌十二日 即召集部局長以下訓示 諸君當能於府報知之 無俟再述 玆對諸君稍敷衍涉於細目者 顧抵任匆々 視察亘八廳下 是由鐵道之便 經過而已 所視極短時日 不過一瞥也 因而關於政務上之事 尙非以斷定的意見 訓告于諸君之時也

先年明治四十一年鐵道開通式當時 嘗客遊臺灣然亦就鐵道沿線 粗略一見而已 撫今追昔 臺灣今日之非常進步 殆如隔世之感 是畢竟歷代總督及民政長官以下諸君熱心盡力 可爲國家賀也 又自一面觀察 臺灣土地非常富於生產力 故當與時運推移 對於前途 施設改良 是不獨生產事業而已 其對於諸種事項 亦有堆積之感 今就是等分項而論

二 敎化問題

欲同化臺灣民 第一宜研究者爲如何敎化臺灣民其要素有二 第一、即領臺後二十五年間諸種之施政 就中爲教育等之效果顯著 臺灣民衆之智能程度 因而大進宜更一層施以教化 次第改善 一必要之要素也 第二、諸君所知 世界文化之進運孜々不止 是不僅臺灣 一般國家亦宜順適此種世界進運 宜努力而進 決不可遲於時世是亦一大原因也 宜遂行維新之際所定之開國進取國是

此教化不單爲學校教育 第一當由政治上之施設教化 第二社會上之關係亦不可不以教化爲基礎 第三不可不依教化本義敎育施設 此三者互相關聯決非别個之物 此三者宜並行 始能達敎化之目的不待論也

其關於政務上 當施以如何敎化 第一官民之意志不可不十分疏通 勿使之阻格也 假如有資格具備性行優秀 雖臺灣人亦宜登用 使之就相當之地位 開人材登用之途 亦一手段也 又法制上譬如笞刑 自刑事政策而言 其存續固非不可 又現行於香港星嘉坡 然而自差別待遇而言 自世界大勢而言 宜

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

樹立廢止之計畫也

第二社會上之關係如何 社會共同生活 官吏不要言及 一般民衆 內臺人間 當以身分相應 互相交際不得有差別也 又於社會上之融和 得最大效果者爲婚姻 注律至今不備 不能受法規上公認是臺灣與朝鮮皆然 外人之互婚 得受公認 我帝國臣民相互之間 結婚爲非合法 可見法律上之如何大缺點也此點督府經己相當調查 向中央提案 積年折衝 戶籍令不久可以法定 實現之期當不在遠也 又本島人於學校教育以外棣 習國語得一便法也 此等當由幾多方法 次第實施 又目下勞働問題 頗見喧滋 此點大抵內地人爲使用者 本島人爲被使用者 此等使用人與勞働者之衝突 欲防於未發 宜對於使用人十分與以注意 對彼傭人十分與以訓誡 以計其間之調和 亦敎化上所當努力之一點也

第三關於敎育一點而言 敎育固敎化之淵源也 宜重措之 不待論也 然而今日尙未有義務敎育之施行 其徵於事實爲不得已 將來當覺悟實行義務敎育制度 預先建設學校及樹立其他計畫爲必要也 固當依臺灣敎育令之規定 非悉照內地之所有也 現行敎育令範圍內 尙優有改良向上餘地 將來時勢進運及一般學識智能進步 應其必要 敎育令亦要改正 不宜以今日敎育令之範圍 縱經何年亦不能進 因而躊躇之也 當以當進一層之覺悟而進其計畫也 又義務敎育尙未實施之今日 務官努力使普通敎育普及 是點第一今日之公學校施設 感其不足 學齡兒童不得就學之便 不便之聲多有所聞 是等學校在於今日之程度 亦不可不次第增設 又今日所大要研究者 爲公學校或稍以上學校之共學 蓋必要而且利便 然而語學及其他諸點 未能一律 中等以上之敎育 內地人與本島人共學敎育愈盛 愈覺必要 是不獨關於敎育自體之問題 內地人與本島人根柢融和上亦爲必要 是等非余今斷定的 屬之宜然惟就所感想者而言 望諸君關於是等問題 十分研究 要之敎化問題 從來或唱同化政策 或言國語普及 種々高唱 此等議論 更無可議 然而是等非短日月間 可以十分擧其成績其他言語風俗習慣等 莫不皆然 非僅學校也 當由此各點大大的奬勵 顧欲以僅少年限 達此大目的殊難 第一須要內地人本島人精神的融和親睦 若能融和親睦 則於政治上敎育上社會上 發生偉大感化力此點有形的 言語十分了解及風俗習慣等全體同化與否問題 非短期間可能 故吾人當大努力 使本島人精神的．感化爲日本臣民 竝一言及於對生番敎化問題據聞生番種族各異 未可一律論斷 大體方針 務宜撫育之致化之 俾入人類當然應履之途 生番職業 以農爲主 農業從事之人 縱令現在極其兇惡獰猛 以誠意導之 未必爲難事也

生番之撫育 第一依然用諸種方便 圖意思之疏通或施以敎育 或授以產業或施療施藥 進而供給以耕地住宅牛畜等 講保護奬勵方法 此點既已積年努力 其餘尙欲更徵關係諸官意見 深加以硏究 望諸君更十分調查考究之也

三 警察所關

其次關於警察事項 述其大要 警察目的 爲保持治安 防止危害 維持公共 安寧秩序 增進國利民福 不待言也 臺灣現在制度 警察所干與者 比內地頗涉於廣汎 職務執行上 亦須深一層注意 夫治新附之人民 宜用恩威竝行主義 實行之際 若不考慮 則動輙陷於偏重偏輕之弊 夫謂之恩者非指恩

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

惠慈善之意味　統治上之恩　在使人民各得其所　安定生業享受福祉　又謂之威者　非指抑壓威嚇　敢有違背國法　貽國家及民衆以危害者　則嚴重正之以法　芟除其害毒　不腹假藉用以維持其治安　是非言平時　乃非常之際　臨機應變　所當執之手段也　平時務親切以溫情保護人民　善導人民　俾無用威之要　譬如未雨綢繆　施威固已遲矣　故務宜以恩　使彼起敬愛之念　警察之主眼在於是也　我新領土一般合助長行政而行　此點猶宜考慮　警察與人民接觸最為密接　當指導警官之任者　宜使之徹底也

四　交通所關

其次為交通關係　普通鐵道　輕便鐵道　皆次第延長　港灣亦次第改良　比較十餘年前所實見者　面目一新　然在今日此種施設　果足以應時代之要求而使之滿足乎　時代急遽進步　此種施設　尙未能適應之也　就中如普通道路　今日正在著手改善　自臺灣全島而觀　前途尙覺遼遠　是決非當事者之怠慢最近數年間　產業急激發達　交通之設備　不遑與之並行也此點不獨臺灣為然　內地亦然　南滿亦然　無足怪也　然而事實上之交通　既告不備不足　故對於是　當然施以適當處置此點督府亦要盡以十分考慮　地方廳關於道路之改善　亦要十分注重　又蕃地開發方法　既見道路多少開通　是乃理蕃方法之中　為必要　且多效能之手段也　是點各員亦宜十分研究調查

五　水利所關

水利事業　其從來即已次第計畫著手　業經有現其效果者　餘亦正在著手計畫　完成之日　則南部地方農作上當能一新　大可囑望　此水利與米作具有大關係　我國近時國民食糧問題蓋重要案件之一　內地朝野　皆熱心研究　謀所以解決者臺灣幸占天與之沃地　最適於米穀之耕種　官民若肯一致努力　帝國將來食糧問題解決之鍵　實操自吾人之手　異日達此目的同時為臺灣生產力增加一大原因　是宜與諸君盡十分之力也　從來關於水利之施設　似先重在灌漑用水　據余之見　灌漑用水最可　並盡力於低地排水之設備　如是則米穀生產力　可以增進　此點望諸君十分砂研之也

六　農林所關

農林森林業　農產為臺灣生產力之大宗也　今在是處不要歷舉為米為糖為茶　余僅一週間在車中看取　改良之餘地　似尙極大　在昔交通不便時代　生產力縱如何富饒之土地　欲搬運其所生產物件於市上困難也　是故生產者單供自家之用　故曰舊來土地生產力雖富　而不能實現　今日交通運搬　發達利便至一程度　可以自由搬運上市　故關於灌漑排水及其他土地改良施設　愈益必要　一面改善交通方法　增進農產物之生產力尙多有餘地也　其關於林產物亦然　大森林之如何經營　屬別問題　一般森林當如何採伐造林　當應現時需要　計及將來間接關於風土氣候調節　水源涵養　亦宜十分獎勵指導　此等當與主任之專門家　十分協力　計得其宜　不待論也　余僅就余客觀的所感而言　求諸君之考慮也

七　漁鹽所關

其次論漁業製鹽一般　夫所謂收漁鹽之利者　若本島四面環海決不可付諸等閑　就中如製鹽事業　現為中央政府一大研究問題　內地之生產到底不足以充我國民之需要也　為是當仰給于

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣或關東州或靑島　雖然膠州灣關東州屬於他國　朝鮮將來鹽田之推廣　亦未可大大的緊望　臺灣既係我領土　自氣候風土而言　最堪屬目　抑國家欲全獨立必要國防充實　若使國民生活上所必要之物若鐵　石炭、米穀、綿絲、食鹽、不能自營自給　到底國家不能完全獨立　此回歐戰之實例可證　即德墺文化發達　軍備之充實　遠出於聯合諸國　卒於四年間與天下爲敵　戰屈降伏　畢竟由自國生產能力　不足以養其國民軍隊是故吾人關於此點　不暇尙論其利益之多少　當進由國家之自存而觀　最要十分硏究　臺灣實握米穀食鹽二大問題解決之鍵所願與諸君大大的努力　解決此自營自洽問題也

八　衞生所關

次就衞生而言　凡物一利必有一害　在所不免　臺灣幸爲熱帶氣候　依此恩惠　植物得此發揮偉大之生育力　占非常利益同時爲氣候故　容易發生虎列拉或鼠疫、赤痢、瘧疾諸熱帶的病患　竝易於傳播　此一面之不利益也　此傳染病及地方病在昔到底非人力所能預防　然而今日文明的之科學　實證明足以豫防撲滅者　是故吾人貴猛進　盡力撲滅此種病源　現如臺北領臺當時非常不衞生不健康　今日之狀態如何　上下水溝之施設　市區之改正　道路之改脩家屋之建築　莫不整々　地方病全然根絕　合內地全體而言　亦健康地也　是由歷代總督十分致力於衞生設備使然　當次第及於地方　以後益加努力　俾全島爲健康地帶

九　涉於一般感想

以上涉於各方面　竝述玆此次巡廻中感想一班　臺灣過於都會集中主義　田舍地方比較的有似付諸等閑之印象也　譬如頭熱手足冷　臺北市街市區之構成　家屋極輪奐之壯　其他百般設備　亦使內地京阪避其三舍　其他臺中、臺南　其改善在內地以上者　不乏其例　是固不惡然一注意及村落模樣　雖有學校然隔絕數里　所行宛似畦路　運搬道路・亦乏交通之便　有河無橋須要徒涉　衞生之設備　亦無有可觀者　村落住居之模樣殆與前淸之時無異　對照上呈一種奇觀也　今據狀直言　決非訾謬前任總督之所經營　其故何也　良以新領土之經營　當然要蹈此順序　先著手大加改善於施政中心根據地之都會　固其根幹　然後徐及其枝葉之郡村　不論何國　其揆一也　是固不足怪　臺灣領有以來既經二十五年之歲月　根幹已固　當漸次及地方街庄．使之一般浴文明的恩澤　然是非言諸般施設一齊普及實施　假令先計公學校普及　其次爲道路橋梁之改良　至一程度　當施以衞生之設備也　是僅擧其一端　至於諸般　悉有關係　此等實施　今日之實現或難　準備行爲對於地方制度當加以幾分改善　余玆述所希望願諸君本此方針　十分貢獻之也

十　社會問題所關

其次述社會問題所關一端　現今社會問題　世界思潮動搖　釀成勞働者對於資本家之爭執　美國暨其他諸國　爲是社會非常動搖　至受妨害平和之危害　就中最甚者爲俄羅斯與何牙利等　至惹起共產主義的革命　亡滅其國家擧其國之民衆　陷於塗炭之苦　歐羅巴諸國之如何　惹起急激思想變調可知也　是畢竟丁此曠古未曾有大戰　國民大多數　陷於悲慘之生活難　竝反顧將來　國債之負擔非常　假如戰前與昨年來之間　一英國之國債負擔　自六億五千萬磅　騰至六十七億五千萬磅　德則

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

自二億四千萬磅 騰至七十三億二千萬磅 如此過重過大債務負擔 猶不可不圖戰役復舊恢復 是故將來當課今日以上負擔 其理亦明 則其苦痛呻吟 當有非今日所能想像者 於是極非常煩悶懊惱之餘 結局陷於自暴自棄 一面社會國家亦不暇及多數民衆 陷於己善則無妨之極端自我刹那主義 遂使俄國舉社會國家呈修羅之慘狀也 我國與彼非常差異 遠隔戰地雖曰參戰 不獨不蒙直接之戰禍 國際上之經濟關係 反居於有利地位 貿易呈數倍發展 事實上得多大利益 生產力富力一齊增進 此點我國與歐羅巴諸交戰國 事情全異 所苦者各階級爲物價騰貴而已 就中各種階級 猶感生活困難 然比較歐羅巴諸國直接戰爭國民之慘狀 殆不啻有霄壤之差也 如是決無有危險思想發生之理由 所可慮者思想界無分國境 此世界的思潮動搖之際 我國縱不受前述之戰禍 亦不免多少影響故宜相當施設 講對應之策 臺灣關於此點 此回都會地運用低利資金 以補住宅缺乏 或獎勵各種社會救濟事業 以拯夫窮困而呻吟者 其他對於生活難之救濟 亦有許多計畫皆不能付諸等閑 將來有必要時 尙須大々的施設也 此際最要施設者爲對勞働者問題 內地動輙有同盟罷業之頻起 是固不至如歐羅巴或亞美利加之慘狀 然而因是工業界不安 現受非常打擊若更盛行 則我邦將欲發達之工業界 受大打擊也 夫世界變局 今己告終 歐美列强之工業製造能力 次第恢復 我國工業之發達特色 不過仗工資有幾分之低廉耳 若工資昇騰 則製造能力減退 又乏生產原料 欠工業上熟練 金利高則工業衰退是不獨資本家損失 結局勞働者亦旋蒙失業之不幸 爲是不宜僅就工業家損得之計算而放任之 於政治上亦要拂以相當注意 勿使所發達之生產能力 再歸於衰退廢頹 宜十分考慮也 吾人在臺灣亦宜爲之計此間之緩和諒解 避相互之衝突阻隔

十一 關於勤儉貯蓄

勤儉貯蓄 在內地不論何處 有種々訓令 各地方長官 亦皆努力 今更望諸君十分獎勵勸導 當夫此際 要一言者 爲勤儉者人々所當守之道 近時各種利益收入 世上諸新發財家更不待論 一般勞働階級 爲工錢昂騰 皆超過相當生活以上近來勞働階級至少一部分 懸金時錶 嵌金戒指 口銜金嘴烟草 吾人固歡喜下級人々生活次第向上 今日我國下級階級人民之生活 信爲悲慘 至一程度之向上改善 固自無妨 譬如以疊代蓆 以履代跣足之類 卽生活上之向上也 今乃有脫線不少沈溺於酒色之人 嫖飲博奕 流於浪費之弊 如此社會狀態 若復永久繼續 則彼所謂不相當之奢侈者 亦似不當容也 雖然現時之狀態 固一時之狀態也 農夫一石米四十圓五十圓時 則十分奢侈 亦無所苦 然此米不能永久爲四十圓五十圓也 又不能保其歲々豐作 歲凶則苦農 豐作米賤亦苦農也 今日之豐作而且騰貴 蓋一時現象若浪費此一時的收入 他日凶作或米賤時及工賃降下 則陷於慘狀也 是故治者 亦宜計及於此 有餘財則獎勵蓄積餘財蓄積資本 以豫防恐慌或經濟界之悲境 是謂之國民生活大主眼也 此點在內地亦非常努力 下村長官爲貯金局長時 貯金至二億圓時囑余書字 然而今日己進至六億七億 僅々三四年間而已 是因內地用種々方法勸誘 結果每月增加千萬圓以上郵便貯金 其他銀行貯金 亦以同樣之率增加 然自富力之增

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

進而觀　尙未能滿足也　動輙傾於浪費　故欲努力導之以勤儉而獎勵之以貯蓄也　爲欲見機誘導　常用專門役員出演　用種々方便　使之徹底　養成勤儉貯蓄美風　結局預金增加　則以低利資金貸出　其利有二　一爲勤儉美風之養成　一以放資可以利用於社會政策上　而奏其效果　此點望諸君十分注意之也

十二　官吏服務所究

其次就官吏服務須知一言　爲官吏者能忠實勤勉於職務　克守規律　表其情操　其對人民以親切溫和爲旨　所以全其職責者皆不待言　余僅就內地時聞臺灣官吏之風評　述其所感　一應注意曰臺灣炎熱之地也　內地人居於炎熱之中　則身體困倦然而內地至秋間　則炎熱告歛　臺灣一年皆熱　故年中皆困倦

是固謬評　雖然內地人所推測如是　不宜徒以其評而擯斥之當引爲他山之石　而傾聽之　此等望諸君十分注意　督勵下僚諸君亦宜自率躬行　十分獎率下僚　當守勤勉忠實美風　深望爲注意之也

十三　附言

此次自己約一禮拜巡視南部地方重要之處　沿途受官民熱心歡迎　中心自覺滿足　是不外天恩之餘澤　愈益感激也　諸君歸任之後　宜傳達余之謝意玆附一言　此次臺灣總督府官制改正

文武分立　文官總督　一面軍司令官獨立　此事實因時勢之進運　進至文武異途爲宜也一爲臺灣實況　總督無掌握兵權之必要　二者脈胳因而斷行　雖然內地夙已行之　而謂臺灣今日分別而行　施政上易如反掌　是大謬也　余始拜文官總督之任

就此武官關係　與中央當局　極爲密接　而且圓滑諒解　此等之事勿事事言之較愈也　然一應欲言之者　諸君終始與陸海軍官憲交涉之事頗多也　當此之時　宜相互依賴　計意志之疎通　遂十分之協調　余此次爲第一次文官總督　膺此重任惟有誠心誠意　竭其職責而已以上所述者　皆要十分研究　然後實施　一面計及事之緩急　一面斟酌財政及其他事情不流於緩慢

不陷於急激　深鑑民情趨勢時進運　利用其機宜也　願諸君當持研究的態度　勤勉厥職　十分督勵下僚一致協力　爲國家宣布朝廷恩惠　俾臺灣民衆永久爲世界無匹之大和民族　十分盡瘁努力忠心所深望也

就大正九年預算而言

總務長官　下村　宏

臺灣時運進展而經費增多　改隸之初　即在明治三十年度公欵預算僅有一千四百八萬餘元耳　爾後逐年增加　不知底止　而自時局發生以來　尤爲膨漲　大正八年度　支收預算　較諸前年增加一千萬元　大正九年　比之前年　更多二千萬元　現時

一年預算　己達一億萬元　歲歲年年　收增支多　其原因莫非
由貨幣膨脹　物價高昂　與工資升起之故　如官營專賣　諸業
唯收入增多　然其原料亦屢爲騰起　難免支出增加　如彼特別
財源　戰時利得稅者　因戰局告終而今已罷收　顧支出之多　依
然增加　未能回復　且益形增加趨勢　如吏員薪俸　花紅唇稅
經費　以及津貼等　屢爲添加　繼續諸費　亦要追加　因支出
膨脹而實收減少　籌畫各種新事業　難望速成　就殖產興業而
言之　如官佃溪之灌漑　土地改良之調查　鹽田面積之擴充
暨獎勵製鹽業　補助農業倉庫　其餘各般事業等須要籌畫者極
多　就中官佃溪埤圳工事　引水自曾文濁水兩溪　而嘉義廳與
臺南廳下　水田十五萬甲地　得以灌漑　俟工事告竣　則南部
地方之農產業　當得異常發達　然而本島經濟界　至于近年
極爲進展　自大正八年一月起至十月止　十箇月之間　會社之
新設者　除臺灣電力株式會社之外　尚有一百、其公稱資本金
己達九千萬元　經納股資者　己逾一千八百七十七萬元　如
臺灣銀行發行鈔票　亦達四千五百萬元　此等各種事業　尤爲
勃興　而旅客之輸送　貨物之集散　爲之極忙　是則交通機關
整理擴充者　尤爲當務之急也　至于蕃界道路平地道路　欲
爲開發　以便都鄙來往交通　又如鐵道通信等　亦以財力當爲
擘畫　且如基隆築港　尚須擴充　第二次工事將爲著手　若夫
就思想界問題而言之　致育令　頒布在前　各種學校　設立在
後　以期致育之整備　即住宅問題暨其他各種社會問題　均就國
庫及地方稅預算內　應爲留意施設　今也經濟狀態　尤爲好況
洵可喜可慶之事也　然茫々社會　難免一起一伏　昭々天理
應爲有盈有虧　今日之盛況　非他日之衰運乎　反動之來
難毋庸杞憂　然當此時　上下須要去奢戒荒　克勤克儉　涵養
實力　以備未來　且物價昂騰　不知所止　世態急變　出人意外
現際吏員津貼　屢爲增加而物價屢爲升起　如此現象　雖不
特我臺灣而已　內地亦然　然官民宜將自省自誡　以拯難局
且戰後之國民　尚要一層努力　況在臺灣　各種文物制度　應
爲施設改良者不少　競新炫奇　固不宜做　然膠柱守株　亦非
所宜　且固陋遊滯之弊　尤當忌之　且喜大正九年　初迎文官
總督吾人特於是年　多事多幸　是所厚望焉

迎歲之詞

時維元旦　歲次庚申　三羊啓泰　萬象回春　爆竹聲喧　鶯
殘臘之方盡　桃符彩煥　喜昌運之聿新　欽維我
皇上當春有慶
函夏無塵　聲名協於載陽　天文宜於初吉
九重日麗　表
南面之尊崇　萬戶星臨　仰
北宸之端拱　獻
大君之壽　如岡如陵　瞻元老之儀　式金式玉　冠裳濟々　環
佩鏘々　群沐
洪露之恩　齊處
光天之下　宜其歡聲動地　喜氣盈門矣　吾儕身處鯤嶋　心
儀
象闕　威
皇恩之浩蕩　一視同仁　仰

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

文治之精華　四民樂業　況乎督憲下車伊始　大展新猷　將軍持節甫臨　特司專閫　一新紀元之官制　敷政始於今茲　三百萬衆之深心　待澤般於此日　屠蘇飲罷　願賡復旦之。歌巨筆再揮　爰作宜春之頌

實行遵奉正朔

本島改隸帝國　自應遵奉新朝正朔　而政府寛仁　仍許民人循行舊曆　不卽改革　邇來浴文明之化　摩義漸仁　已浴於肌膚淪於骨髓　全島均有實行遵奉新曆之舉　如臺北三市街　本年均改從新曆　如大稻埕自大正九年元旦起　三日間　各戶均揭國旗　且各樹門松　貼換新門聯　相率赴臺灣神社乃廟宇拈香參拜　各店亦均休業　照々皞々　如登春臺　氣象爲之一新元旦日午後二時　男子多服禮服赴大稻埕女子公學校　舉行名刺交換會　車馬絡繹不絕　極形盛況　翌日諸婦女亦仍於午後二時　假該校爲會場舉行　其盛況亦不讓於前日　誠爲從來所未有者　此雖係人民自覺　亦由同風會熱心鼓舞　一道同風之治　行將復見於今日也

物價昂騰數倍

本島物價之昂騰　日盛一日　究其原因　雖爲銀水加增　各貨由香港及支那運來　不無被其影響　然由內地移入之綿布類綢緞等　亦昇至絕頂　卽在地所產之魚肉及蔬菜等　亦無不聲價十倍　如豚肉舊時一斤二十錢左右　今則昂至六七十錢　赤肉則唱至八九十錢　魚類更覺增加　鴨蛋舊時一圓可購五六十粒今則一粒六錢　又如菜類則白菜前此每片不過二錢　今則昂至十餘錢　高麗菜每斤不過一錢至錢半　今亦昂至八九錢　雖目下官吏增加津貼　由五成至於七成　而因物價奇貴　亦難以敷用　且各勞働者之工資　亦漸次加昇　將來不知何所底止　然此罔非嗜利無厭之商人　壟斷所致　所望有地方之責　倣內地之例　召集奸商　嚴加告戒說諭　庶可挽回萬一也。

惡性感冒又興

甚矣造化之不仁也　霍亂之疫纔息　而惡性感冒之症又興　眞所謂前門拒虎　後門進狼　而其害爲尤烈　聞該症前此蔓延全球　死者多至七百萬人　今竟波及於內地門司　各地陸軍患者不尠　目下臺北竟被波及　軍隊兵士　罹者甚多　據堀內博士云　該疫傳染之統系　不知由西伯利亞傳來　抑由日本兵自滿蒙方面染歸　其症與前稍有同異　而其較甚者　則爲咯血旋斃恰如肺百斯篤之可懼　宜比豫防虎疫　更加謹愼　而稻垣院長亦謂此次流行感冒　與前年世界感冒同　必多犧牲者　無已其以質散水漱口　是亦一善法　又云該症以吸入酸素爲最宜然本島尙不能餘裕　故本醫院已計劃特聘技師　爲造酸素庶免取諸內地　多費時日云々　但現時軍隊已稍止　而臺北三市街之患者　則日加　經有數百名　就中以城內　艋舺爲甚大稻埕方面較少　當此之時　各宜努力自愛　善爲豫防　俾早就撲滅爲愈也

●購買組合浡興

本島日用必需諸物　其價値愈唱愈昂　雖曰大勢使然　亦强半由奸商貪圖厚利所致　因此當局奬勵設創購買組合　各廳相繼而起

如臺北廳員等日前會議創立事宜　其結局具體的之案己成經具禀呈上總督府請其許准　據聞創立情形　則該組合組織範圍　不僅廳員卽　奉職其他各官衙者　亦得加入　總合臺北小公學校　法院　農事試驗場　稅關諸職員　計有九百人　其口數二千　一口金五圓　第一回繳納二圓　餘則按月灑納一圓

按至來三月全部納完　其販賣品　卽米　醬　醬油　紙類薪炭等　將向總督府請貸奬勵産業資金　購買精篩機器　然後由産米地採辨糙米　舂之至白　乃分配於各組員　着配達夫詢其要購何物　則一々配送　但一日一人　只得分配四十戶　全員九百戶家庭　至少須雇用配達夫二十二名　不無過勞　因籌減其半　而以要購貨物單　分送各家庭　如有要需　便可隨時吩咐　或由電話通知　立卽送到　較爲省工　且亦利便也

●應募醫專加多

本島人漸知注重衛生　故應醫學者　年多一年　者番醫學專門學校　又復募集豫科第一年生・及同第四年生　其應募者之資格　一年生年齡須滿十三歲　須公學校卒業生　及有同等之學力　四年生年齡須滿十五歲　其學力與前因　預備試驗期日四年生爲本月念一日　午前九時起至午後三時止　一年生則翌日同時起至同時止　赴試者於試驗期日以前　各到該管地方廳候試　本試驗第四年生　則訂於來二月念三四兩日　一年生則同月念五六兩日　其試驗場則定臺北　臺中　臺南　三處　但一人得以兩次應試　應募者須於願書寫明志望學年　中選者則於來四月一日入學　聞各廳下此番應試者　比前加多　目下均磨礪以須云

●等建聖廟宜急

本島未改隸前　凡縣治均建有文廟　崇祀大成至聖先師孔子每年春秋二季上丁　地方官行釋奠之禮　典至重也　改隸之初戎馬倥偬　文廟多有爲墟者　其後漸次修復　則以臺南爲最先　次則宜蘭　新竹　彰化　澎湖等亦踵而行之　歷年祭祀罔缺　臺南且由技廳長與諸紳士熱心鼓舞　重新建築竝蒙總督府寄附三萬金　殿宇巍峩　煥然一新　而禮明樂備　允冠全島・迨臺北爲開府之地　其文廟被毀　蕩然無存　祭典亦付闕如　迨數年前乃由大正協會及瀛社人員　倡設祀孔典禮會　以木村匡氏爲祀典委員長　謝汝銓氏副之　於孔聖誕日　邀集紳衿　假公學校爲祭場　虔誠致祭　各高等官亦多有與祭者　但聖廟未建　祭場無定　殊失尊崇聖道之旨　客歲春間都人士乃與桃園下人士　就祀孔典禮會　改名崇聖會　而臺北桃園兩廳長爲名譽會長　木村氏爲會長　謝汝銓爲副　竝選舉委員若干名　擬卽鳩資建築　嗣因兩廳長爲遷　尚未向新廳長禀明　因而擱置

至秋間聖誕祭禮舉行後　假春風得意樓　宏開慰勞會　李種玉氏又向木村氏提議　衆均賛成　而遲々未舉　近蒙田總督閱及報紙所記崇聖會祀孔典禮情形・將於該禁資之內

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

寄贈金圓　於此仰見村憲重道崇文之意　何幸得此好機　是宜仰體此旨　急宜擇地鳩貲　以建築崇宏殿宇　俾人民知所崇奉　以挽回世道人心　方不失首都面目　臺北桃園兩廳下不少明現之士　急公好善　如某廟某封院　諸僧道一募捐　則應者如雲而起　立致巨貲　豈堂々士紳　素明孔孟之學　擁有厚產　爲一時所欽仰者　不乏其人　若肯出爲盡力　當可唾手而得也

●臺南地瓜產額

地瓜南部產出最多　農民多和米煮食　幾於無家無之　客歲臺南廳管內　全年收穫額　供爲食用者計有九千萬斤　其餘製簽晒干者　約有一億一千八百萬斤　比例年增收約有四倍　其培植面積　計二萬五千九百甲　比前約增加一千九百甲　蓋困米價昂騰　地瓜簽價亦隨之而起　且因種蔗收益無多　農民以種地瓜爲有利　趨之如鶩　故有此好況也

●請新設分校及昇格

臺南廳管內各地方　教化日興　就學者日衆　者番公學校分校申請昇格及新設分校者　其數有二十餘處　就中分校申請昇格獨立者　有八九處　請新設分校者有十二三處　全廳下學級數約增加百級以上　均欲於九年度初施行　但目下教員缺乏　當局大費苦心也

●庚申雜誌

本年歲次庚申　生肖屬猴　猴性最靈　而最駭人聽聞者　莫如齊天大聖　閩人奉祀維謹　雖士紳明知爲邱翁之寓言　亦罔敢褻也　某村有古廟　半就傾圮　中存神殿一楹　奉祀齊天大聖神像猴形虎冠　手執金剛棒　氣象威猛　而塵網蛛絲　蔓草荒煙　蔽滿階砌　相傳中多妖異　無人敢居　有某生胆素豪　於己未除夕　縱飲盡醉　任意所之　信步至該廟　値驟雨淋漓　近處無人家　不得已撥蓬蒿而至神座前以避焉　既而雨仍不止　乃席地而臥　將近二更　風動靈幃　萬籟併作　陰森之氣咄々迫人　生毛骨悚然　不能成寐　欲行而路經不辨　枯坐凝思　心倦神昏　忽焉入夢　見黑影幢々　由西廊而至堦墀　諦視乃八九儒巾也　其一曰　今夕良朋聚首　正好一罄胸中之蘊　其一曰　君生前負有詩名　想必博覽名家　若僕恐不當旗鼓　其一曰　君言誤矣　詩寫性靈　三百篇半出於勞人思婦　豈專恃學力哉　又一曰　此言甚當　僕詩名亦頗動聽　只購得漁洋聲調譜　朝夕揣摩　自覺取不竭而用不窮　世人輒稱漢魏唐宋　恐亦英雄作欺人語耳　又一人搖手大言曰　兩人所論亦是　畢竟所見不廣　且不合時宜　僕生平只就新聞紙文苑欄剪取　朝夕諷誦　凡遇祝壽弔喪　贈別逢迎　借以粉本　無一不備　有時亦博得濃圈碎點　便是佳詩　何必宗唐祖宋　費却無限苦工也　又一老叟昂然進曰　剪取新聞　固屬捷徑　但近時讀報者滔々皆是　俗子庸夫　輒藉此以自雄　故扶輪老手　多不肯與爲偶　試看應募之詩　作者有幾乎　老夫是以舍易就難　從書肆中購得鍾伯敬唐詩合解　畧觀大意　推尊太白　區々

才名　所以出諸君上者　賴有此耳　於是繼此而起者　呶々不休　忽空中霹靂一聲　大聖自雲端跳下　一躍上座　執捧而言曰　爾輩引類呼朋　附庸風雅　而所言全無心得　殊不知三百篇溫柔敦厚　言近旨遠　究非爾等所知　漁洋聲調譜　拘而未化　只能取悅中人　不能牢籠上智　至若新聞所登　强半應酧之作　以此爲學　更卑々不足道　唐詩合解　註釋頗詳　然爾輩尚未足以語此　吾亦不爾究　適從天而降　隔占四句　此身一擲二萬有八千　茫々齊州九點烟　戊申依奉玉皇勅　轉眼俄經十二年爾等能續成七言古　便饒汝罪　不然　吾棒不能寬也　衆面々相覷　叩頭求免　一低聲私詢同伴　謂七言古是何等詩　爲大聖所聞　呵之曰古今體尚不辨　亦欲於地下作詩鬼　且敢登吾堂　汚吾棒矣　起手一揮　化作一團黑烟　隨風飄散　生亦驚寤　仰視晨光熹微　遽起就途　則一路爆竹聲喧　萬戶迎新矣

寳事小說

◎破鏡重圓

楊一鶴浙江紹興人也　其父筱梅　於前淸光緖年間　隨陳文騄觀察渡臺　爲司文案挈眷而來　一鶴年方十六　丰姿秀媚　見者咸稱爲玉人　而性佻達不覊　恒背父作狹邪遊　時有吳氏杏仙者　年與相若　居於嶺仔林街　幼失怙　母不能貞　暗築香巢　狂蜂浪蝶　多從之遊　杏仙頎而長　貌甚可人　母壓令應客　倚門賣俏　一日一鶴從其門首過　驟見杏仙　停足不前　目不轉睛　杏仙亦眉目含情　適其友寳麟至　拍一鶴之肩　一鶴愕然　遂與寳麟携手偕行　彼此互談彼美　因相將赴近鄰藝妓玉鳳家　細詢情況　玉鳳詳以告　乃使人邀之來　開筵暢飲　兩情歡洽　遂與定情　更闌乃別　自是恒託故而往　盟山誓海　相期白首　未幾有孕　無何　日清啓釁　和議告成　陳觀察見幾而退　筱梅亦欲束裝內渡　一鶴憚父嚴　不敢啓齒　且烽烟日迫　倉卒間不暇顧及　遂舍杏仙　而隨父去　迄杏仙知覺　而帆已揚矣　杏仙悵然若失　陳觀察歸朝　陞見後除廬州府　筱梅又從之任　一鶴仍隨侍焉　自是音問遂絕　杏仙自一鶴去後　即産一男　甫七日而殤　其母亦相繼而逝　乃委身爲商人婦　迨客歲流行霍亂症　商人得病而亡　杏仙痛不欲生　以隣人婉勸　而止　者番一鶴歸紹　因事赴滬江　有言及臺灣改隸後狀況　適其友欲赴臺南　邀與往　一鶴心動　遂與同乘蘇州丸而來　至則城郭市街　俱已改觀　訪舊時踪跡　無有存者　嗣遇某老嫗於途（前在玉鳳家司炊爨者）呼而詢之　老嫗審視良久　尚不能識　一鶴告以已名　嫗暸然曰　汝楊少爺也　昔爲美少年　今已壯矣　面目迥異　非怪老身不認識也　因詢杏仙近況　嫗爲述種々情形　且言新寡　一鶴聞之　潸然出涙　遂託其導訪杏仙嫗　從之　杏仙適立門前　見嫗引生客至　心甚疑之　詢嫗以客何來　嫗曰汝不相識也　杏仙俯首低思　猛然省悟　乃曰　薄倖郎　一去二十餘年　杳無信息　今日有何好風吹汝到　豈其夢耶　因邀入內室　絮々而談　一鶴歷述當時不得已之苦衷　相對泣然　杏仙亦述及流離顚沛　了然一身　無所依倚　時日已暮　乃呼酒邀嫗共飲　入夜　嫗告辭將去　一鶴以十金爲壽　嫗受而謝　一鶴遂留　而遣人往旅館撿取行李　二十餘年之濶別　一床話舊　其樂有不可以言語形容者　聞杏仙將與俱往浙江　目下正摒擋一切　破鏡重圓　親戚知其事者　爭來問訊　一時絡繹不絕云

恭賦新年勅題田家早梅

林湘玩

浮香先到野人家　不在山巔與水涯
品題新荷東皇寵　佳句橫斜未足誇
先開豈是爲和羹　雪壓霜欺總不驚
得蒙聖主新恩眷　譜曲唯他弄笛聲

法令

●高等官官等俸給令中改正

大正八年十月十六日
勅令第四百四十七號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第五表中朝鮮總督府專門學校長ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

朝鮮總督府道參與官	三,七〇〇	三,四〇〇	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,五〇〇	二,二〇〇	二,〇〇〇				

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年勅令第七號ニ依リ任用セラレタル朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府檢事ニハ當分ノ内最低額以下七百圓迄ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

〔參照〕

明治四十三年九月三十日公布 勅令第四百三號ハ朝鮮人タル文官ノ分限及給與ニ關スル件、同年十月一日制令第七號ハ朝鮮人タル朝鮮總督府裁判所職員ノ任用ニ關スル件ナリ

●對敵取引禁止令廢止

大正八年十一月十九日
勅令第四百六十五號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ對敵取引禁止令廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

對敵取引禁止令ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣森林令

大正八年十一月四日
律令第十條

臺灣森林令明治三十九年法律第三十一號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

臺灣森林令

第一條 臺灣總督ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

一 土砂ノ壞崩、流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ
二 飛砂ノ防備ノ爲必要ナルトキ
三 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ
四 墜石ニ因ル危險ノ防止ノ爲必要ナルトキ
五 水源涵養ノ爲必要ナルトキ
六 魚附ノ爲必要ナルトキ
七 航行ノ目標ノ爲必要ナルトキ
八 公衆ノ衞生ノ爲必要ナルトキ
九 社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ

第二條 臺灣總督ハ公益上必要ト認ムルトキ又ハ保安林トシテ存置スルノ必要ナシト認ムルトキハ保安林ヲ解除スルコトヲ得

第三條 保安林ニ於テハ廳長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ開墾、森林ノ手入ニ非サル木竹ノ伐採、傷害若ハ一時的地形ノ變更ヲ爲シ落葉、切芝、土石、樹根草根、若ハ埋木ノ採取若ハ採掘ヲ爲シ又ハ放牧ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 臺灣總督ハ保安林ノ保護ノ爲必要ト認ムルトキハ前條ノ外其ノ使用收益ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第五條 臺灣總督ハ第一條各號ニ掲クル目的ノ爲必要ト認ムルトキハ保安林以外ノ森林ニ於テ爲ス開墾ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ廳長、前二條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者アルトキハ臺灣總督ハ其ノ者ニ對シ復舊ニ必要ナル造林其ノ他ノ行爲ヲ命スルコトヲ得

第七條 臺灣總督ハ公益上必要ト認ムルトキハ森林ノ所有者又ハ占有者ニ對シ施業ノ方法ヲ指定シ又ハ造林ヲ命スルコトヲ得

第八條 國有地ニ於ケル森林カ保安林ニ編入セラレタルトキハ政府ハ其ノ森林ニ付借地料ヲ免スルコトヲ得

國有ノ保安林ニ造林スル者ニハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得

第九條 森林又ハ森林事業ニ關シ實地調査ノ爲必要アルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入リ目標ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ損害アルトキハ賠償ヲ爲スヘシ

第一項ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ土地所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

第十條 森林官吏、警察官吏又ハ犯罪捜査ニ付職權ヲ有スル官吏其ノ職務ヲ行フ爲必要ト認ムルトキハ森林產物又ハ森林事業者ノ手板、帳簿若ハ器具ヲ檢査スルコトヲ得

第十一條 森林又ハ之ニ接近スル土地ニ於テハ臺灣總督ノ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外廳長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ火入ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 廳長ハ森林有害動物又ハ黴菌ノ驅除又ハ豫防ノ爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條 本令ニ於テ開墾ト稱スルハ森林ヲ田、畑、建物敷地、養魚池、鹽田若ハ鑛泉池ト爲シ又ハ燒畑、切替畑其ノ他土地ノ形質ノ變更ヲ爲ス行爲ヲ云フ

第十四條 森林ニ於テ其ノ產物ヲ竊取シタル者ハ三年以下ノ懲役、贓額二倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 前條ニ掲クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三年以下ノ懲役ニ處シ贓額二倍以下ノ罰金又ハ科料ヲ倂科ス

一 根株ノ掘採、毀壞、燒燬、隱蔽ヲ爲シ其ノ他罪跡ノ湮滅ヲ圖ルノ行爲アリタルトキ
二 贓物ヲ原料トシテ木炭、樟腦、椎茸、松根油其ノ他物品ヲ製シタルトキ
三 贓物ヲ燃料トシテ鑛物ノ採取若ハ精製ニ使用シ又ハ石灰、煉瓦石、瓦其ノ他ノ物品ノ製造ニ使用シタルトキ
四 贓物ヲ運搬スル爲馬、牛、船舶、車輛若ハ橇ヲ使用シ又ハ贓物ノ運

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

搬若ハ造材ノ設備ヲ為シタルトキ
五 保安林ニ於テ犯シタルトキ
六 森林産物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ犯シタルトキ
七 二人以上共同シ又ハ他人ヲ雇使シテ犯シタルトキ
八 森林保護ノ義務ヲ有スル者犯シタルトキ
九 差押ノ物ヲ隱匿、消費、滅却又ハ放棄シタルトキ
十 夜間犯シタルトキ

第十六條 前條第二號ノ規定ニ該當スル製造物品ハ之ヲ犯罪行為ニ因リテ得タル物ト見做ス

第十七條 第十四條又ハ第十五條ノ犯罪行為ニ因リテ得タル物ナルコトヲ知リテ之ヲ收受シ又ハ運搬、寄藏、故買若ハ牙保ヲ為シタル者ノ罰第十五條ニ同シ

第十八條 他人ノ森林又ハ自己ノ保安林ニ放火シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ森林ニ放火シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス因リテ他人ノ森林又ハ自己ノ保安林ヲ燒燬シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第十九條 第十四條、第十五條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 森林ノ為他人ノ設ケタル標識ヲ移轉シ、汚損シ又ハ毀壞シタル者
二 第十條ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミタル者

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 火ヲ失シテ森林ヲ燒燬シタル者
二 森林ニ於テ濫リニ焚火ヲ為シタル者
三 他人ノ森林ヲ開墾シタル者
四 他人ノ森林内ニ工作物ヲ設ケタル者
五 他人ノ森林内ニ於テ其ノ産物ヲ損壞シ又ハ傷害シタル者
六 他人ノ森林内ニ於テ放牧シタル者
七 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者
八 第六條若ハ第七條ノ規定ニ依ル處分又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 原野、山獄其ノ他ノ土地ニシテ第一條第一號乃至第五號ノ場合ニ該當スルモノニ付テハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二十四條 臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ原野、山獄其ノ他ノ土地ニ關シ第十八條、第十九條及第二十一條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

明治二十八年日令第二十六號及臺灣保安林規則ハ之ヲ廢止ス

従前ノ規定ニ依リ保安林ニ編入セラレタル森林ハ本令ニ依リ編入セラレタル保安林ト見做ス

●臺灣森林令施行

大正八年十一月四日
府令第百三十號

臺灣森林令ハ大正八年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣森林令施行規則

大正八年十一月四日
府令第百三十一號

臺灣森林令施行規則左ノ通相定ム

臺灣森林令施行規則

第一條 臺灣森林令又ハ本令ニ規定スル森林、土地若ハ立木竹ノ所有者又ハ占有者ノ權利義務ハ其ノ所有權又ハ占有權ト共ニ承繼人ニ移轉ス

第二條 臺灣森林令又ハ本令ノ規定ニ依リ為シタル手續其ノ他ノ行為ハ森林、土地若ハ立木竹ノ所有者又ハ占有者ノ承繼人ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

第三條 廳長ハ保安林ノ編入又ハ解除ノ必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ニ具申スヘシ

第四條 直接利害關係ヲ有スル者ニ於テ前條ノ必要ヲ認ムルトキハ臺灣總督ニ申請スルコトヲ得

第五條 前二條ノ規定ニ依ル保安林編入解除ノ具申又ハ申請ハ別記第一號樣式又ハ第二號樣式ニ依リ作成スヘシ但シ全部解除ノ場合ハ圖面ノ添附ヲ要セス

第六條 臺灣森林令第四條、第五條ノ制限、禁止又ハ其ノ解除及本令第二十五條ノ指定又ハ其ノ解除ニ付テハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第七條 保安林ノ編入、解除又ハ臺灣森林令第五條ノ處分ヲ為シタルトキハ臺灣總督之ヲ告示ス

廳長ハ前項ノ告示ヲ聽及所在地區長役場ニ掲示シ且森林ノ所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

保安林若ハ臺灣森林令第五條ノ開墾制限地又ハ禁止地ニハ別記第三號樣式ノ標柱ヲ建設ス

第八條 左ノ場合ニ於テハ之ヲ廳長ニ通知ス
一 臺灣森林令第四條ノ規定ニ依リ處分ヲ為シタルトキ
二 臺灣森林令第六條ノ規定ニ依リ臺灣總督ニ於テ命令ヲ為シタルトキ
三 臺灣森林令第七條ノ規定ニ依リ指定又ハ命令ヲ為シタルトキ

廳長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ森林ノ所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

第九條 保安林ニ於テ森林保育ノ為下草刈拂、技打其ノ他手入ヲ為サムトスルトキハ廳長ニ届出ヘシ

第十條 臺灣森林令第三條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ別記第四號樣式ニ依リ廳長ニ願出ヘシ

第十一條 臺灣森林令第五條ノ開墾制限地ニ於テ開墾セムトスル者ハ別記第五號樣式ニ依リ臺灣總督ニ願出ヘシ

第十二條 保安林又ハ臺灣森林令第五條第七條ノ森林ニ關シ左記各號ノ一ニ該當スル事項發生シタルトキハ其ノ所有者又ハ占有者ハ其ノ都度之ヲ廳長ニ届出ヘシ
一 森林ノ所有者又ハ占有者ノ異動
二 地番ノ分合
三 地目、地形又ハ林相ノ變更

前項第一號ノ届出ハ相續ニ因ル場合ヲ除クノ外新舊權利者ノ連署ヲ要ス

第十三條 臺灣森林令第六條、第七條ノ指定又ハ命令ニ依ル行為ヲ終了シタルトキハ直ニ臺灣總督又ハ廳長ニ届出ヘシ

第十四條 保安林ノ編入、解除又ハ臺灣森林令第四條乃至第七條ニ關スル實地調査ノ為必要ト認ムルトキハ當該官吏ハ森林ノ所有者、占有者又ハ直接利害

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

關係ヲ有スル者ヲシテ立會セシムルコトヲ得

第十五條　廳長ニ於テ必要ト認ムルトキハ森林産物ニ使用スル記號又ハ印章ヲ屆出テシメ森林産物ノ搬出前之ヲ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ廳長ハ他人ニ對シ同一又ハ類似ノ記號若ハ印章ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

第十六條　臺灣森林令第九條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ別記第六號樣式ニ依リ臺灣總督ニ願出ヘシ

第十七條　臺灣森林令第十一條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ別記第七號樣式ニ依リ廳長ニ願出ヘシ

第十八條　前二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ別記第八號樣式ノ許可證ヲ願人ニ交付スヘシ但シ手數料ハ徵收セス

前項ノ許可證ハ作業ノ際之ヲ携帶スヘシ

第十九條　臺灣森林令第十一條ノ規定ニ依リ火入ノ許可ヲ受ケタル者ハ隣接地ノ所有者又ハ占有者ニ對シ豫メ火入ノ期日ヲ通知スヘシ

第二十條　火入ノ爲延燒其ノ他危害ノ虞アルトキハ廳長ハ何時ニテモ火入ノ差止又ハ火入ノ方法若ハ期日ノ變更其ノ他相當ノ處置ヲ命スルコトヲ得

第二十一條　火入ヲ爲シタル者ハ火氣消滅シタル後ニ非サレハ其ノ場所ヲ立去ルコトヲ得ス

第二十二條　第二十一條ノ規定ニ違反シ又ハ第十五條第二十條ノ命令ニ違反シタル者又ハ許可ヲ受ケタル期日ニ違ヒテ火入ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス立木、竹木材又ハ根株ノ他森林産物ニ附シタル他人ノ記號印章ヲ變更若ハ消除シタル者亦同シ

第二十三條　第九條、第十二條及第十三條ノ屆出ヲ爲ササル者又ハ第十八條第二項及第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十四條　原野、山嶽其ノ他ノ土地ニ關シ臺灣森林令第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ臺灣森林令及本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルノ必要アリト認ムルトキハ臺灣總督其ノ地域ヲ指定ス

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ臺灣森林令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年三月府令第九號臺灣保安林規則施行規則ハ之ヲ廢止ス

明治四十年三月府令第九號ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ仍其ノ效力ヲ有ス

(別記樣式略之)

●臺灣國有林野産物及製品ノ賣拂代金延納ニ關スル件

大正八年十一月七日
府令第百三十二號

大正二年九月府令第八十九號中「臺灣總督府營林局ノ木材又ハ製品ノ賣拂代金延納擔保トシテ提供スル價證券ハ左ニ掲クル」ヲ「臺灣ニ於ケル國有林野産物又ハ其ノ製品ノ賣拂代金延納擔保トシテ提供スル有價證券ハ左ニ掲クルモノ及大正八年一月訓令第二號擔保ニ徵スル有價證券取扱規程第一條ニ掲クルモノ」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●林産物處分ニ關スル件中改正

大正八年十一月九日
府令第百三十三號

大正六年十二月府令第七十三號中左ノ通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「硝林地」ノ下ニ「、同附屬林業試驗場同支場竝試驗地」ノ加フ

●臺灣年賀電報規則廢止

大正八年十一月十四日
府令第百三十四號

明治四十年十二月府令第百十二號臺灣年賀電報規則ハ之ヲ廢止ス

●遞信省令第八十八號郵便電信電話官署代書人規則ノ適用ニ關スル件

大正八年十一月十八日
府令第百三十五號

大正八年十月遞信省令第八十八號郵便、電信、電話官署代書人規則ハ之ヲ臺灣ニ適用セス

●輸出禁止品取締ノ件中改正

大正八年十一月十九日
府令第百三十六號

大正三年十月府令第六十二號中左ノ通改正ス

第一條中「鹽酸加里、外國製阿膠、外國製人造染料」ヲ削リ「戰時中」ヲ「當分ノ內」ニ改ム

第一條ノ二中「錫(シンガポール產)、」ヲ削リ「苧」ノ下ニ「、棉絹絲」ヲ加ヘ「戰時中」ヲ「當分ノ內」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手當支給規則中改正

大正八年十一月十九日
府令第百三十七號

大正八年四月府令第五十六號臺灣總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手當支給規則中左ノ通改正ス

第三條　判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ臨時手當ハ左ノ各號ニ依ル

一　判任官ニシテ每月ノ俸給六十五圓以上ノ者ニハ每月其ノ五割、五十五圓以上ノ者ニハ每月三十五圓、五十四圓以下ノ者ニハ每月其ノ七割

二　判任官ノ待遇ヲ受クル者ニシテ每月ノ俸給、給料又ハ手當ノ現支給額六十圓以上ノ者ニハ每月其ノ五割、五十五圓ヲ超ユルモ六十圓ニ滿タサル者ニハ每月其ノ俸給、給料又ハ手當ト合シテ九十圓ニ達スル額、五十五圓以下ノ者ニハ每月其ノ七割トシ俸給、給料又ハ手當ト合シテ九十圓ヲ超ユル者ニハ九十圓ニ達スル額但シ巡査、看守及女監取締ニ付テハ每月本俸額ノ九割一分トス

附　則

本令ハ大正八年十月分ヨリ之ヲ施行ス但シ本令發布前休職(第四條ニ依ル者ヲ除ク)退官、退職(退職ト同日又ハ翌日附ヲ以テ臺灣總督府、同所屬官署、法院、檢察局及廳ニ採用セラレ現ニ在職中ノ者ヲ除ク)又ハ死亡シタル者ニ對シテハ之ヲ支給セス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

●對敵取引禁止令施行ノ件廢止

大正八年十一月二十日
府令第百三十八號

大正六年五月府令第二十三號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣總督府師範學校及醫學校生徒學資及旅費支給規則中改正

大正八年十一月二十二日
府令第百三十九號

大正六年十月府令第五十號中左ノ通改正ス

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

「內地人生徒ニ在リテハ六圓以內、」ヲ削リ「五錢」ヲ「十錢」ニ改ム

●臺灣總督府師範學校內地人生徒學資給與規則中改正

大正八年十一月二十二日
府令第百四十號

大正八年四月府令第三十號臺灣總督府師範學校內地人生徒學資給與規則中左ノ通改正ス

別表中食費手當ノ項「一七〇・〇〇〇」ヲ「一八九・〇〇〇」ニ改ム

附則

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

學校長ハ當分ノ內本令ノ金額ヲ減シテ支給スルコトヲ得

●臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依ル事務中廳長委任事項中改正

大正八年十一月二十七日
府令第百四十一號

明治三十七年二月府令第十五號中左ノ通改正ス

第一號ヲ左ノ四號ニ第二號ヲ第五號ニ改メ以下順次號數ヲ繰下ク

一 面積五甲未滿ノ森林原野ノ豫約賣渡ヲ爲ストキ

二 豫約賣渡ニ係ル面積十甲未滿ノ開墾、造林又ハ牧畜成功地ヲ賣渡ストキ

三 面積十甲未滿ノ森林原野ヲ五年以內貸渡ストキ

四 前三項ニ依リ許可シタル土地ニ對スル許可取消處分竝左記各件ノ處理

（イ）成功又ハ貸渡期間ノ延期願及返地願

（ロ）起業方法又ハ使用ノ目的變更願

（ハ）其ノ他附帶ノ各種願

●大正八年度地方稅收入支出科目設置

大正八年十一月一日
訓令第百九十一號

大正八年四月訓令第三十六號別册臺灣地方稅收入支出科目表中支出臨時部第五款災害費ノ次位ニ左ノ科目ヲ設置ス

款	項	目	節	解疏
第六款 葬祭費	第一項 葬祭費	第一目 葬祭費		故明石總督葬祭ニ要スル費用

●臺灣總督府遞信局及郵便局所現金出納計算規程中改正

大正八年十一月二日
訓令第百九十二號

大正三年七月訓令第百二十三號別册臺灣總督府遞信局及郵便局所現金出納計算規程中左ノ通改正ス

第六十六條第一號中「受取人ノ受領證印アル書類」ノ下ニ「又ハ受領證明書」ヲ加フ

別記計第八號樣式ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前調製ニ係ル計第八號資金(過超金)受入簿ハ當分ノ內適宜修補シ之ヲ使用スルコトヲ得

別記

計第八號

資金(超過金)受入簿

發送月日	月	日				
金額	千	百	十	圓	十	錢
區別 資金又ハ過超金ノ						
備考						
發送局名	郵便局					

區別	口數	金額 十	萬	千	百	十	圓	十	錢	印 附日
資金										
過超金										
日計										

用紙 適宜
寸法 適宜

六箇月保存

備考

一 資金又ハ過超金ノ區別欄ニハ資金ノ場合ハ「資金」又ハ「シ」ノ文字ヲ又過超金ノ場合ハ「過超金」又ハ「カ」ノ文字ヲ記入スヘシ

二 數字ハ亞剌比亞數字ヲ以テ記載スヘシ但シ金額一萬圓以上ナルトキハ金額欄ニ「何萬何千圓」ト記載スヘシ

●臺灣森林令施行手續

大正八年十一月四日
訓令第百九十三號

臺灣森林令施行手續左ノ通相定ム但シ別記様式ハ別ニ之ヲ頒ツ

臺灣森林令施行手續

第一條　保安林編入、解除ノ關係二廳以上ニ跨ル場合ニ於テハ關係廳長ノ協議書ヲ添附シ臺灣森林令施行規則第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條　前條ノ規定ハ臺灣森林令第四條、第五條ノ規定ニ依ル制限、禁止又ハ其ノ解除ニ之ヲ準用ス

第三條　廳長ハ臺灣森林令施行規則第四條、第六條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第四條　保安林ハ編入ノ目的ニ依リ左ノ名稱ヲ附スヘシ

土砂扞止林
飛砂防止林
水害防備林
防風林
潮害防備林
墜石防止林
水源涵養林
魚附林
目標林
衛生林
風致林

前項ノ場合ニ於テ編入ノ目的二種以上ニ亙ルモノアルトキハ其ノ主タル目的ニ依リ前項ノ區別ヲ爲スヘシ

第五條　保安林編入、解除ニ關スル調査ニ付テハ左記書類ヲ作成スヘシ

保安林編入調書　別記第一號様式ノ一
保安林編入調査地圖　同第一號様式ノ二
保安林解除調書　同第二號様式ノ一
保安林解除調査地圖（全部解除ノ場合ヲ除ク）同第二號様式ノ二

前項ノ外必要アルトキハ編入、解除ノ區域及其ノ附近ノ地形竝地物ノ狀態ヲ明カニシタル圖面ヲ作成スヘシ

第六條　保安林ノ施業ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

一　保安林ハ一箇所每ニ施業ヲ爲スヘシ但シ其ノ保安林ノ目的ヲ害セスト認ムルトキハ二箇所以上ヲ併合シテ一施業ト爲スコトヲ得
二　保安林ノ伐採ハ擇伐法ニ依ルヘシ但シ其ノ保安林ノ目的及實地ノ狀況ニ依リ皆伐法ニ依ルコトヲ得
三　保安林一年間ノ伐採面積ハ輪伐齢ヲ以テ立木地全面積ヲ除シタル商以内トシ隔年作業ニ在リテハ其ノ商ニ隔年ノ年數ヲ乘シタル積ヨリ大ナラシムルヲ得ス但シ隔年數ハ五以下トシ伐採區域ハ擇伐法又ハ局部皆伐法ニ在リテハ伐採面積ノ三倍以上ナルヲ要ス
四　散生地、無立木地又ハ荒廢地ハ速ニ造林ノ實行ヲ圖ルヘシ
五　所伐ヲ行フニ於テハ到底地力ヲ維持シ若ハ林相ノ回復困難ナル森林其ノ他保安ノ目的ヲ害スルモノト認ムヘキ箇所ハ伐採ヲ制限又ハ禁止スヘシ
六　防火又ハ砂防ノ設備ヲ要スル箇所ハ特ニ其ノ方法ヲ定ムヘシ
七　保安林ノ施業法ハ必要ト認メタル場合ニ於テハ之ヲ修正ス

第七條　廳長ハ臺灣森林令第七條ノ規程ニ依ル指定又ハ造林ノ必要アリト認ムルトキハ別記第三號様式ニ依リ書類ヲ作成シ臺灣總督ニ具申スヘシ

第八條　臺灣森林令第五條ノ規定ニ依ル制限、禁止若ハ其ノ解除又ハ臺灣森林令第七條ニ依ル指定命令ニ關スル調査ニ付テハ左記書類ヲ作成スヘシ

開墾制限（禁止）調書　別記第四號様式ノ一
開墾制限、禁止）調査地圖　同　第四號様式ノ二
開墾制限（禁止）解除調書　同　第五號様式ノ一
開墾制限（禁止）解除調査地圖（全部解除ノ場合ヲ除ク）　同　第五號様式ノ二
施業方法指定調書　同　第六號様式ノ一
施業方法指定調査地圖　同　第六號様式ノ二
造林命令調書　同　第七號様式ノ一
造林命令調査地圖　同　第七號様式ノ二

第九條　臺灣森林令施行規則第二十四條ノ規定ニ依ル指定又ハ其ノ解除ニ關スル調査ニ付テハ前條第四號、第五號様式ニ準シ書類ヲ作成スヘシ

第十條　森林有害動物ノ蕃殖又ハ黴菌ノ蔓延隣接廳ニ及ヒ又ハ及ハムトスルトキハ其ノ旨ヲ關係廳ニ急報シ協力驅除豫防ヲ行フヘシ

第十一條　左ノ場合ニ於テハ廳長ハ其ノ都度臺灣總督ニ報告スヘシ

一　臺灣森林令第六條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキ此場合ニ於テハ理由ヲ具シ且復舊ニ關スル方法書ヲ添附スヘシ
二　臺灣森林令第十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキ
三　臺灣森林令施行規則第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキ
四　臺灣森林令施行規則第十二條ノ屆出アリタルトキ
五　臺灣森林令施行規則第十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキ

第十二條　左ノ場合ニ於テハ廳長ハ別記第八號、第九號様式ニ依リ直ニ營林局長ニ通報スヘシ但シ事ノ重大ナリト認ムルモノハ該様式ニ據ラス先ツ既報スヘシ

一　森林ノ火災、盜伐、森林有害動物ノ蕃殖黴菌ノ蔓延其ノ他森林ノ被害アリタルトキ
二　森林犯罪確定シタルトキ

第十三條　營林局及廳ハ左記臺帳及圖面ヲ備付クヘシ但シ廳ニ屬スルモノハ營林局ヨリ交付スヘシ

保安林臺帳　別記第十號様式ノ一
保安林圖　同　第十號様式ノ二
開墾制限（禁止）臺帳　同　第十一號様式ノ一
開墾制限（禁止）地圖　同　第十一號様式ノ二
施業方法指定臺帳　同　第十二號様式ノ一
施業方法指定地圖　同　第十二號様式ノ二
造林命令臺帳同　第十三號様式ノ一
造林命令地圖同　第十三號様式ノ二
森林令施行規則第二十四條ニ依ル地域指定臺帳　同　第十四號様式ノ一
森林令施行規則第二十四條ニ依ル地域指定地圖　同　第十四號様式ノ二
標柱臺帳　同　第十五號様式

第十四條　臺帳及圖面ニ登錄シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ其ノ誤謬ヲ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發見シタルトキハ其ノ都度營林局及廳ハ加除訂正ニ付相互知照スヘシ
第十五條　前條ノ加除訂正ニ關シテハ左ノ方法ニ依ルヘシ
一　原記載ヲ明瞭ニ存シ朱線ヲ劃スヘシ但シ圖線ニ在リテハ朱ノ×印ヲ附スヘシ
二　臺帳ノ備考欄ニ其ノ年月日及事由ヲ記載シ主任官吏之ニ捺印スヘシ
第十六條　直接利害關係ヲ有スル者ヨリ臺帳、圖面ノ閲覽ヲ請求シタルトキハ之ヲ許可スヘシ

附　則

本令ハ臺灣森林令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年三月訓令第二十九號保安林取扱心得ハ之ヲ廢止ス
從前ノ規定ニ依リ調製シタル帳簿圖表ハ其ノ儘使用スルコトヲ得

●司法警察官執務心得中改正

大正八年十一月五日
訓令第百九十四號

明治三十三年八月訓令第二百三十五號別冊司法警察官執務心得中左ノ通改正ス
第二條　左ニ記載シタルモノハ司法警察ノ職務ヲ行フニ付檢察官ノ指揮監督ヲ受クヘキモノトス
一　警視、警部、警部補
二　憲兵將校、下士
三　廳長
四　林務官　林務官トハ林野取締及保護ニ從事スヘキ廳屬技手林務手ヲ謂フ
五　汽船ノ船長
林務官ハ其ノ主管ニ關スル犯罪ニ付司法警察ノ職務ヲ行フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正八年度特別會計歳入歳出科目增設

大正八年十一月六日
訓令第百九十五號

大正八年四月訓令第三十三號別冊大正八年度臺灣總督府特別會計歳入歳出科目表中左ノ科目ヲ設置ス

歳出經常　△印增設

款	項	目	節
第十三款　農事試驗費	第三項　事業費	第一目　一般農事	△第五節　土地買收及補償費
第十四款　獸疫血清製造所	第一項　俸給	△第三目　雇員俸給	
第二十二款　軍需工業動員法施行費	第一項　俸給	△第二目　雇員俸給	
		△第三目　賞與	

歳出臨時部

款	項	目	節
第四款　勸業費	第二項　包蓆草苗養成費	第三目　事業費	△第二節　委託養成費

●年賀郵便特別取扱規程中改正

大正八年十一月八日
訓令第百九十六號

大正二年十一月訓令第二百四十四號年賀郵便特別取扱規程中左ノ通改正ス
第一條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム
二　料金完納ノ普通通常郵便物、留置ニアラサル約束郵便物及切手別納郵便物ハ年賀郵便物トシテ差出シ得ルコト
三　年賀郵便物ニハ「年賀郵便」ト記載シタル紙札ヲ付シ普通通常郵便物約束郵便物切手別納郵便物ノ種別毎ニ一束ト爲シ郵便局所ノ窓口ニ差出スヘキコト但シ其ノ數量少キモノハ之ヲ封筒ニ納メ「年賀郵便」ト表記シ郵便函ニ投入シ得ルコト

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣年賀電報取扱規程廢止

大正八年十一月十四日
訓令第百九十七號

明治四十年十二月訓令第二百三十五號臺灣年賀電報取扱規程ハ之ヲ廢止ス

●臺灣總督府奏任及判任待遇監獄職員給與規程中改正

大正八年十一月十五日
訓令第百九十八號

大正七年一月訓令第六號臺灣總督府奏任及判任待遇監獄職員給與規程中左ノ通改正ス
第三條中「月俸十四圓以上ノ者ニ對シテハ爾後」ヲ削ル
第八條　非番ノ當日臨時勤務ニ服シタル看守及女監取締ニ支給スヘキ勤務手當ハ勤務一時間ニ付キ十錢トシ一時間以上ノ勤務ニ付キテハ一時間ニ滿タサル端數ハ之ヲ一時間トシテ計算ス但シ一

日一圓ヲ超ユルコトヲ得ス
前項ノ勤務ノ種類ハ別ニ之ヲ指定ス

附　則

本令ハ大正八年勅令第四百十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ加俸ヲ受クル看守ニハ仍從前ノ額ヲ給シ加俸十五圓以上ノ者ニ對シテハ現加俸額ヲ受クルニ至リタル日ヨリ、加俸十四圓ヲ受クル者ノ中月俸十四圓以上ノ者ニ對シテハ月俸十四圓以上ヲ受クルニ至リタル日ヨリ、其ノ他ノ者ニ對シテハ本令施行ノ日ヨリ孰モ起算シ勤續一年ヲ加フル每ニ第三條ノ規定ニ依リ加俸ヲ增給ス

◎臺灣總督府看守長任用考試規程

大正八年十一月六日
訓令第百九十九號

臺灣總督府看守長任用考試規程左ノ通相定ム

臺灣總督府看守長任用考試規程

第一條　臺灣總督府看守長ノ任用ニ關スル考查及試驗ハ現ニ臺灣總督府看守ノ職ニ在ル者ニ對シ之ヲ行フ

第二條　考查ハ考查表ニ基キ本人ノ成績ヲ審査シ且監獄官會議ノ意見ヲ聽キ監獄長之ヲ爲スヘシ

第三條　試驗ハ考查ノ結果合格ノ判定ヲ受ケタル者ニ對シ之ヲ行フ

第四條　試驗委員ハ三名以上トシ臺灣總督府高等官中ヨリ臺灣總督府試驗ノ都度之ヲ命ス但シ時宜ニ依リ委員中一名ヲ限リ臺灣總督府判任官中ヨリ之ヲ命スルコトアルヘシ

試驗委員長ハ試驗委員中官等最高キ者ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　監獄長ハ考查ニ合格シタル看守ノ履歷書及最近ノ考查表謄本ヲ取纏メ試驗委員長ニ送付スヘシ

第六條　試驗ノ日時及場所ハ試驗委員長之ヲ定ム

第七條　試驗ハ筆記及口述トシ筆記試驗ニ合格セサル者ニ對シテハ口述試驗ヲ行ハス

第八條　筆記試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一　監獄法及監獄令施行規則
二　刑法及刑事訴訟法ノ大要
三　會計法規ノ大要
四　其ノ他監獄行政上必要ナル諸法規
五　土語
六　算術

口述試驗ハ前項第一號乃至第五號記載ノ科目二科目以上ニ就キ之ヲ行フ

第九條　試驗ノ評點ハ各科目トモ百點ヲ滿點トシ平均點六十點以上ナルヲ以テ合格トス但シ前條第一項第一號ノ科目六十點未滿ナルトキ又ハ其ノ他ノ科目三十點未滿ナルトキハ平均點六十點以上ニ達スルモ不合格トス

第十條　考查及試驗ニ合格シタル者ニハ別記樣式ノ考試合格證書ヲ授與シ府報ヲ以テ之ヲ公示ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年十月訓令第三百號臺灣總督府看守考試規程ハ之ヲ廢止ス

(別記)

考試合格證書

氏　　名

臺灣總督府看守長ノ任用ニ關スル考查及試驗ニ合格シタルコトヲ證ス

年　月　日

試驗委員長

官職位勳等　氏　　名　印

紙質　鳥ノ子
寸法　竪曲尺八寸五分
　　　横同一尺二寸

◎臺灣總督府看守及女監取締考查表ニ關スル規程

大正八年十一月十六日
令第二百號

臺灣總督府看守及女監取締考查表ニ關スル規程左ノ通相定ム

臺灣總督府看守及女監取締考試表ニ關スル規程

第一條　看守及女監取締ノ進退賞罰ニ備フル爲監獄ニ別記樣式ノ考查表ヲ設ケ六月每ニ其ノ觀察シタル事項ヲ記入シ監獄長其ノ成績ヲ判定スヘシ

第二條　學術ノ成績ハ試驗ヲ行ヒ其ノ結果ヲ記入スヘシ但シ試驗ノ成績ハ百點ヲ以テ滿點トス

第三條　判定ハ最良、良、普通、不良ノ四種トス

第四條　考查表ハ祕密ノ取扱トシ本人他監ヘ轉勤シタルトキハ之ヲ當該監獄長ニ送付スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

考　查　表　　大正　年

官職氏名年齡		擔任事務ノ大要	

考查事項	前半期	後半期
品性		
健康		
特技		
學術		
適所		
勤怠		
職務執行ノ當否		
服裝姿勢禮式		
其ノ他		
判定		

◎廳警察職員旅費規程中改正

大正八年十一月十八日
訓令第二百一號

明治四十三年八月訓令第百七十七號廳警察職員旅費規程中左ノ通改正ス

第六條第一項區分中「奏任官五等以上ノ支廳長」ヲ「奏任官五等以上」ニ「奏任官六等以下ノ支廳長」ヲ「奏任官六等以下」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臺灣總督府囑託員、雇員、傭員臨時手當支給規程中改正

大正八年十一月十九日
訓令第二百二號

大正八年四月訓令第五十號臺灣總督府囑託員、雇員、傭員臨時手當支給規程中左ノ

通改正ス

第二條　臨時手當ハ毎月ノ手當又ハ給料（年功加給及營手ノ月手當ヲ含ム）ノ支給額ヨリ十五分ノ五ヲ控除シタル額（內地ニ勤務スル者ハ其ノ全額）ヲ以テ基本額トシ六十圓以上ノ者ニハ其ノ五割、五十五圓ヲ超ユルモ六十圓ニ滿タサル者ニハ基本額ト合シテ九十圓ニ達スル額、五十五圓以下ノ者ニハ其ノ七割トシ基本額ト合シテ九十圓ヲ超ユル者ニハ九十圓ニ達スル額但シ基本額ノ年額二千圓ヲ超ユル者ニ付テハ大正八年四月府令第五十六號第二條ノ各號ニ準ス

前項ノ基本額內地人十圓未滿ナルトキハ十圓本島人五圓未滿ナルトキハ五圓トシ十錢未滿ノ端數ハ總テ之ヲ十錢ニ切上ク

附　則

本令ハ大正八年十月分ヨリ之ヲ施行ス但シ本令發布前退職（退職ト同日又ハ翌日附ヲ以テ臺灣總督府、同所屬官署、法院、檢察局及廳ニ採用セラレ現ニ在職者ヲ除ク）又ハ死亡シタル者ニ對シテハ支給セス

●大正八年度特別會計歲入歲出科目增設

大正八年十一月二十九日
訓令第二百三號

大正八年四月訓令第三十三號別册大正八年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ目ヲ設置ス

歲出臨時部　△印增設

款	項	目
第四款　勸業費	第四項　保安林費	△第四目　賞與

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN